

---

敦賀発電所2号炉  
ボーリング柱状図の記事欄に係るご指摘への回答  
補足説明資料2

総点検結果(2)

①ボーリング柱状図記事欄の比較

令和2年5月13日  
日本原子力発電株式会社

余白

# 目次(補足説明資料2 ボーリング柱状図記事欄比較)

No.	ボーリング孔名	頁
1	H24-D1-2	補足2-1-1
2	H24-D1-3	補足2-2-1
3	H24-D1-4	補足2-3-1
4	H24-D1-5	補足2-4-1
5	H27-B-3	補足2-5-1
6	H27-B-4	補足2-6-1
7	H19-No. 2	補足2-7-1
8	H19-No. 14	補足2-8-1
9	H20-②-1	補足2-9-1
10	H24-B14-2	補足2-10-1
11	H24-D1-1	補足2-11-1
12	H27-B-1	補足2-12-1
13	H27-B-2	補足2-13-1
14	H19-No. 4	補足2-14-1
15	H19-No. 12	補足2-15-1
16	H24-B11-2	補足2-16-1
17	H24-B8-22	補足2-17-1
18	H20-①-9	補足2-18-1
19	H24-B11-1	補足2-19-1
20	H24-B8-21	補足2-20-1
21	H27-D5-1	補足2-21-1
22	H20-①-10	補足2-22-1
23	H19-No. 16	補足2-23-1
24	H19-No. 17	補足2-24-1
25	H19-No. 19	補足2-25-1
26	H19-No. 8	補足2-26-1
27	H20-①-2	補足2-27-1
28	H20-①-1	補足2-28-1
29	H20-①-3	補足2-29-1
30	H20-①-4	補足2-30-1
31	H19-No. 11	補足2-31-1
32	H19-No. 13	補足2-32-1
33	H20-③-1	補足2-33-1
34	H19-No. 3	補足2-34-1
35	H27-Br-1	補足2-35-1

No.	ボーリング孔名	頁
36	H20-①-8	補足2-36-1
37	H27-Br-2	補足2-37-1
38	H27-Br-8	補足2-38-1
39	H24-B14-1	補足2-39-1
40	H20-④-2	補足2-40-1
41	H20-④-1	補足2-41-1
42	H20-④-5	補足2-42-1
43	H19-No. 7	補足2-43-1
44	H24-B8-23	補足2-44-1
45	H24-B8-29	補足2-45-1
46	H24-B8-30	補足2-46-1
47	H19-No. 6	補足2-47-1
48	H19-No. 18	補足2-48-1
49	H20-①-5	補足2-49-1
50	H20-①-6	補足2-50-1
51	H27-Br-3	補足2-51-1
52	H19-No. 15	補足2-52-1
53	H20-④-3	補足2-53-1
54	H20-④-6	補足2-54-1
55	H20-④-7	補足2-55-1
56	H24-B8-34	補足2-56-1
57	H27-Br-5	補足2-57-1
58	H27-Br-6	補足2-58-1
59	H27-Br-12	補足2-59-1
60	H19-No. 10	補足2-60-1
61	H19-No. 5	補足2-61-1
62	H20-④-4	補足2-62-1
63	H24-B8-15	補足2-63-1
64	H24-B8-27	補足2-64-1
65	H24-B8-35	補足2-65-1
66	H24-B8-36	補足2-66-1
67	H27-Br-4	補足2-67-1
68	H27-Br-9	補足2-68-1

余白



# 1. 概要

本資料は、総点検の一環として、ボーリング柱状図の記事欄について比較を行い、記載が変更されている箇所を抽出し、変更されている場合はその内容・変更理由を確認したものである。

なお、記事欄以外の記載の比較については、補足説明資料5でとりまとめている。

## (1) 点検内容

当社は、委託業務に基づき調査会社から当社に提出された資料(申請書案, 審査資料案)を確認した後に、当社クレジットの資料(申請書, 審査資料)として原子力規制委員会に提出している。

総点検として、調査会社から当社に提出された資料(調査報告書, 申請書案, 審査資料案), 申請書, 審査資料を比較し、変更の内容及び変更理由の確認を行った。

- ・確認対象: 審査資料の柱状図として提出している68孔(掘進長 計7,573m)
  - 調査会社から当社に提出された調査報告書(平成19年, 平成20年, 平成25年, 平成27年, 平成30年), 申請書案, 審査資料案
  - 平成27年11月5日 原子炉設置変更許可申請書添付書類六
  - 柱状図を審査資料として提出した3回の審査会合の資料
    - 平成29年12月22日審査資料(第536回審査会合)
    - 平成30年11月30日審査資料(第657回審査会合)
    - 令和2年2月7日審査資料(第833回審査会合)

比較は、報告書から最新の第833回審査会合で提出した資料を並べて変更箇所を確認するとともに、変更がある場合は変更理由の確認を行った。

なお、審査対応と並行して調査を実施している場合においては、時系列として、審査資料に先行して観察結果を反映し、調査会社からの報告書は後日受領している場合がある。

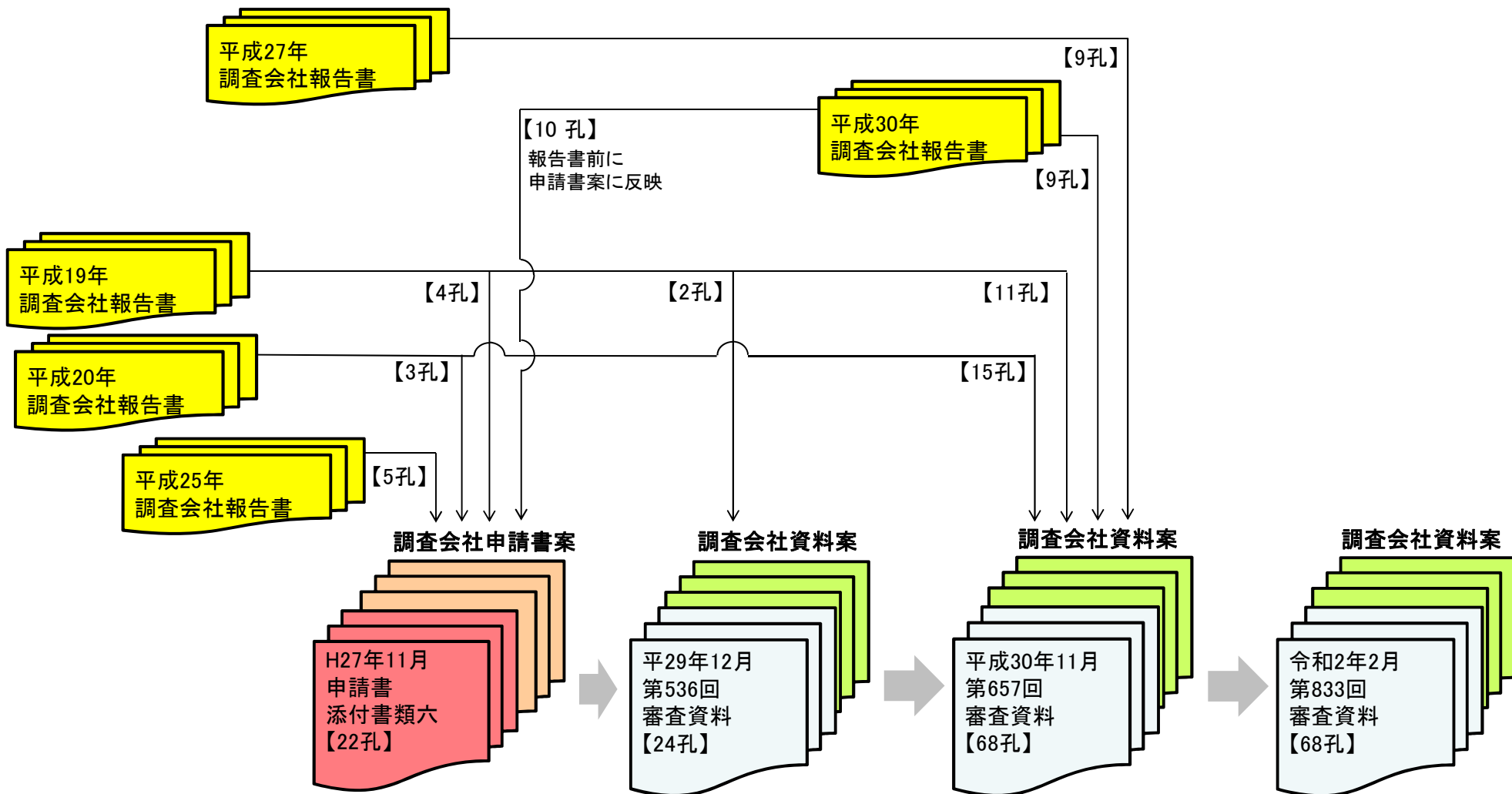
報告書受領時期と審査資料提出時期の関係を次頁に示す。

## (2) 点検結果

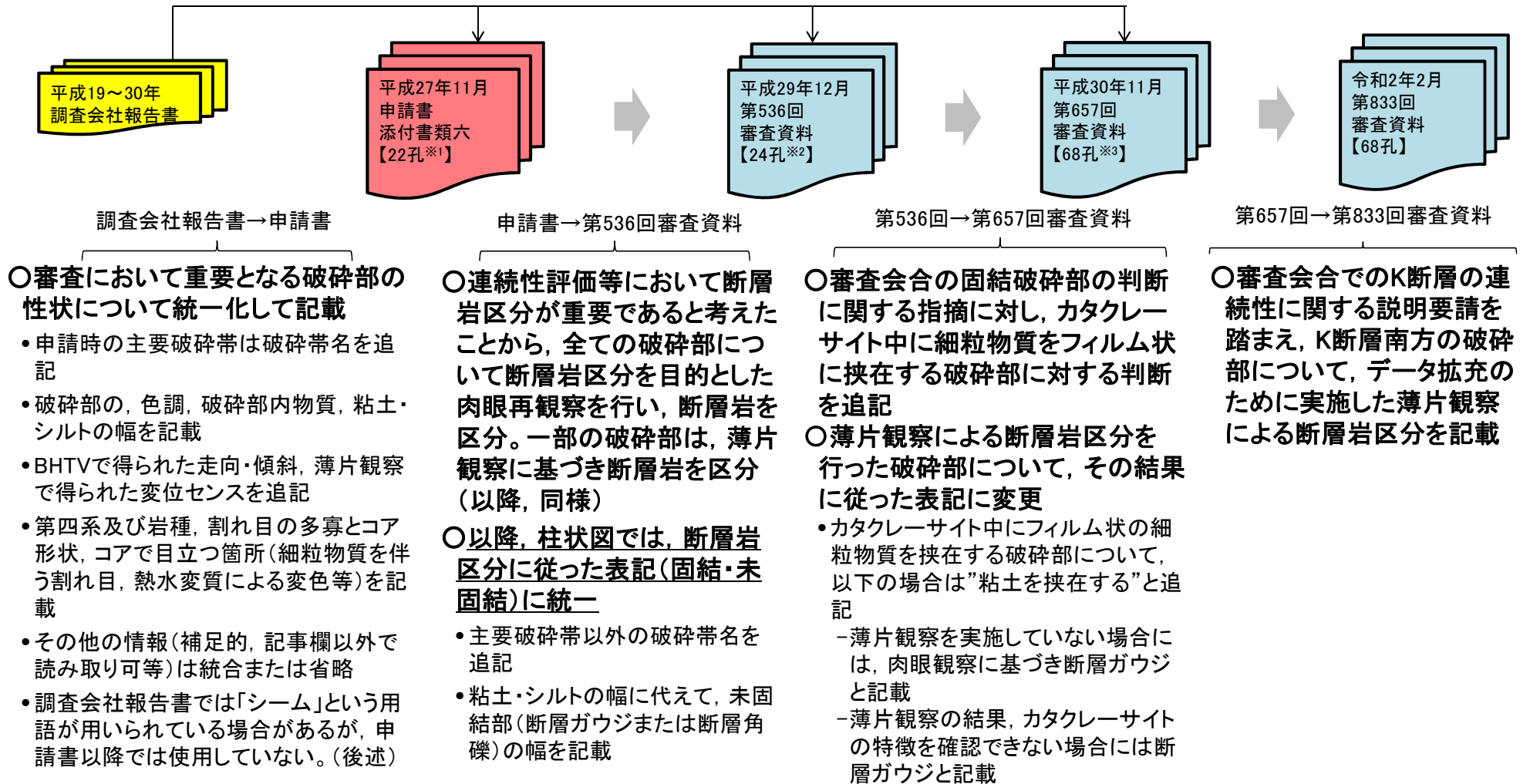
確認の結果、調査会社から当社に提出された資料の内容を当社が変更している箇所はなかった※。

※ただし、体裁の修正を行っている箇所はある。

## 報告書受領時期と審査資料提出時期の関係



## 2. ボーリングの柱状図の記載の変遷について



※1 申請時に主要破碎帯としていた破碎帯(D-1, D-5, D-6, D-14, H-3a)を捉えたボーリング孔のうち、申請書本文に明示している22孔を柱状図に掲載

※2 申請書の本文では明示していなかったが調査位置図に示していたD-14破碎帯を確認している2孔を追加

※3 破碎帯の連続性評価プロセスで評価する計68孔掲載

## 2. ボーリングの柱状図の記載の変遷について

### 柱状図記載の基本方針について

申請書柱状図, 審査資料柱状図については以下の基本方針に従って記載している。

#### ○申請書柱状図

(破砕部)

- ◆ せん断構造・変形構造等の破砕構造が認められるものについては, 破砕部として漏れなく記載。
- ◆ 破砕部については, 破砕帯評価に重要と考えた以下の情報を記載。
  - ✓ 破砕部の破砕部内物質と色調を範囲で記載(例: 灰白色～黄橙色の粘土状～粘土混じり礫状)。
  - ✓ 連続性評価等で用いる走向・傾斜, 変位センスを記載。
  - ✓ 破砕部のうち, 粘土・シルト幅を記載。
  - ✓ 断層岩区分は申請書時点では, カタクレーサイト主体であると判断した一部の破砕帯のみに記載。
- ◆ 一部ボーリング孔(H24-D1-1～5, H24-B14-2, H24-B11-1,2, H24-B8-21,22)については, 申請書提出前に地盤安定性解析用の物性値設定を目的とした破砕部の詳細観察を実施しており, この詳細観察で得られた性状, 色調, 粘土の累計幅を記載。

(破砕部以外)

- ◆ 層相名, 岩相名と分布深度を記載。
- ◆ 岩石の構成鉱物, 石基, 斑晶, 粒径等については, 一般的な岩相の特徴であることから基本的に記載しないこととし, 特に目立つ区間(敦賀サイトに広く分布する岩相と異なる岩相の箇所等)について記載。
- ◆ マンガン汚染, 割れ目沿いの変色, 岩種境界の見かけの傾斜等の破砕帯評価に直接関係しない補足的な情報については記載しない。
- ◆ 割れ目の発達, コアの硬軟, 岩盤の劣化の程度等については, RQD, 最大コア長, 岩級区分等を含めて表現する。
- ◆ 岩盤中の挟在物のうち, その連続性・直線性や周囲の岩盤の劣化, 明瞭なせん断構造・変形構造等の破砕構造に関連するような特徴が見られないものについては, 風化・変質によるものや細粒物質の割れ目への流入物等であると判断し記載しない。

## 2. ボーリングの柱状図の記載の変遷について

### ○審査資料柱状図(平成29年12月22日審査資料(第536回審査会合))

(破砕部)

- ◆ 連続性評価等において断層岩区分が重要であると考えたことから、申請以降、破砕部について、断層岩区分を目的とした肉眼再観察や薄片観察を行い、断層岩区分を行った。Passchier and Trouw(2005)等においては、断層岩を「固結脆性断層岩」と「未固結脆性断層岩」と表現していることから、これに従い、審査資料柱状図では、断層岩区分に従い、断層ガウジ・断層角礫と判断したものは「未固結」、カタクレーサイトと判断したものは「固結」と記載する。
- ◆ 破砕部内物質については、その観察結果に基づき、粘土状部、砂状部、礫状部の表現で統一し、色調および上記の「固結・未固結」と合わせて、「〇〇色の固結〇〇部」等と記載する。
- ◆ 断層岩区分を断層ガウジまたは断層角礫と判断した箇所の累計幅を、「未固結〇〇部:累計幅〇〇cm」と記載。

(破砕部以外)

- ◆ 申請書と同様。

### ○審査資料柱状図(平成30年11月30日審査資料(第657回審査会合))

(破砕部)

- ◆ 第536回審査会合(平成29年12月22日)以降の再観察において、カタクレーサイト中に細粒物質を薄く挟在する破砕部について、肉眼観察のみで保守的に断層ガウジと判断したものの、および薄片観察に基づき断層ガウジと判断したもののについては、柱状図に「粘土を挟在する。」と記載。
- ◆ 肉眼観察のみで断層岩を判断していた破砕部のうち、薄片観察により断層岩を見直したもののについては、見直した断層岩に従い「固結・未固結」の表現を変更。
- ◆ 上記以外については、審査資料柱状図(平成29年12月22日審査資料(第536回審査会合))の記載方針と同様。

(破砕部以外)

- ◆ 申請書と同様。

### ○審査資料柱状図(令和2年2月7日審査資料(第833回審査会合))

(破砕部)

- ◆ K断層の連続性評価に重要となるK断層南方の破砕部について、肉眼観察のみで断層岩を判断していたもののうち、薄片観察により断層岩を見直したもののについては、見直した断層岩に従い「固結・未固結」の表現を変更。
- ◆ 上記以外については、審査資料柱状図(平成29年12月22日審査資料(第536回審査会合))の記載方針と同様。

(破砕部以外)

- ◆ 申請書と同様。

### 3. 審査会合資料の柱状図における破碎部の固結・未固結の記載について

- 当社は肉眼観察による破碎部の硬軟について、設置変更許可申請書及びそれ以降の審査資料の柱状図には記載していない。
- 審査資料では破碎部性状を、肉眼観察や薄片観察の結果に基づき破碎部を断層岩に区分し、区分した断層岩に従い表記している※。  
 ※ Passchier and Trouw(2005)等では断層岩を「固結脆性断層岩」や「未固結脆性断層岩」と表現していることから、これを参考に断層ガウジ・断層角礫と判断したものは「未固結○状部」、カタクレーサイトと判断したものは「固結○状部」と表記している。なお、平成29年12月22日の審査会合資料(資料2, p.23)には断層岩区分と表記の対応表を掲載している(次頁参照)。
- 全ての破碎部については、申請以降(平成28年～平成29年)に肉眼観察によるコアの再観察を行い、原岩組織の有無、細粒部の連続性・直線性、コアの硬軟等により断層岩を区分している。
- 継続的なデータ拡充により、薄片観察による断層岩区分を実施しているものもある。
- 破碎部の硬軟については上記のような記載方針であったため、新たに薄片観察の所見が得られたものは断層岩区分が変更される場合があり、また柱状図の固結・未固結の記載はコアの硬軟とは必ずしも一致しない。
- 破碎部の断層岩区分に係る経緯等を下表に示す。

	平成29年12月22日 審査会合	平成30年11月30日 審査会合	令和2年2月7日 審査会合
肉眼観察による 破碎部の硬軟の記載	記載していない		
断層岩区分のための データ取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 破碎帯の連続性評価等では断層岩区分が重要なため、当時確認されていた全破碎部について肉眼観察によるコアの再観察を実施(H28～H29)</li> <li>• 一部の破碎部※については薄片観察も実施。            ※ 申請時に主要破碎帯としていたD-1, D-5, D-6, D-14, H-3a破碎帯の一部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 固結破碎部に関する会合の指摘に対し、カタクレーサイト中にフィルム状細粒物質を挟在する破碎部について薄片観察を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• K断層の連続性に関する会合の指摘に対し、連続性評価で重要となるK断層南方破碎部の薄片観察を追加実施</li> </ul>
断層岩区分及び 柱状図の表記の 変更箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 薄片観察による断層岩区分を行い、その結果に従って断層岩区分の表記を一部変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• カタクレーサイト中にフィルム状細粒物質を挟在するものは、以下の通り”粘土を挟在する”と追記           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 薄片観察で断層岩区分していないものは、保守的に断層ガウジに変更</li> <li>➢ 薄片観察でカタクレーサイトの特徴を確認できないものは、断層ガウジに変更</li> </ul> </li> <li>• 同時期に薄片を作成したものは、薄片観察による断層岩区分を行い、その結果に従って断層岩区分の表記を一部変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 薄片観察による断層岩区分を行い、その結果に従って断層岩区分の表記を一部変更</li> </ul>



### 3. 審査会合資料の柱状図における破碎部の固結・未固結の記載について

#### 4. 敷地の地質

#### 分布する岩種並びに破碎部及び断層岩の区分について

- 敷地には、江若花崗岩とこれに貫入するドレライトが分布する。
- このうち、江若花崗岩については、黒雲母花崗岩、花崗斑岩、アプライトからなる。江若花崗岩の形成年代は、カリウム・アルゴン法年代測定値から、形成年代は白亜紀後期～古第三紀と判断される。
- 破碎部は、粒径の違いによって区分した粘土状破碎部、砂状破碎部、角礫状破碎部からなる。
- なお、断層岩の区分については、狩野・村田(1998)に基づく肉眼観察に加えて、顕微鏡下で粒子の形態・粒径、鉱物の種類とその量などを詳細に観察した結果も用いている。

#### 江若花崗岩の岩種

岩種名 地質記号	写真	特徴
江若花崗岩	黒雲母花崗岩 Gr	<ul style="list-style-type: none"> <li>完晶質等粒状組織</li> <li>鉱物の粒径は5mm前後</li> <li>主たる鉱物組成は、カリ長石・斜長石・石英・黒雲母</li> <li>形成年代は、カリウム・アルゴン法年代測定値が約66.6Maを示すことから、白亜紀後期～古第三紀と判断される。</li> </ul>
	花崗斑岩 Gp	<ul style="list-style-type: none"> <li>完晶質斑状組織</li> <li>斑晶の粒径は2～10mm</li> <li>石基の粒径は1mm以下</li> <li>主たる鉱物組成は、斜長石・カリ長石・石英・黒雲母</li> <li>形成年代は、カリウム・アルゴン法年代測定値が約66.3Maを示すことから、白亜紀後期～古第三紀と判断される。</li> </ul>
	アプライト Ap	<ul style="list-style-type: none"> <li>完晶質等粒状組織</li> <li>斑晶を少量含み、斑状組織を示す箇所も認められる。</li> <li>斑状組織を示す箇所での石基は、微晶質である。</li> <li>主たる鉱物組成は、石英・カリ長石・斜長石であり黒雲母は微量</li> <li>形成年代は、カリウム・アルゴン法年代測定値が約64.2Maを示すことから、白亜紀後期～古第三紀と判断される。</li> </ul>
ドレライト Do		<ul style="list-style-type: none"> <li>填間状組織</li> <li>粒径は2mm以下</li> <li>主たる鉱物組成は、斜長石・輝石であり、微量の不透明鉱物を伴う。</li> <li>形成年代は、カリウム・アルゴン法年代測定値が約21.1Maを示すことから、新第三紀中新世と判断される。</li> </ul>

#### 侵食抵抗性について

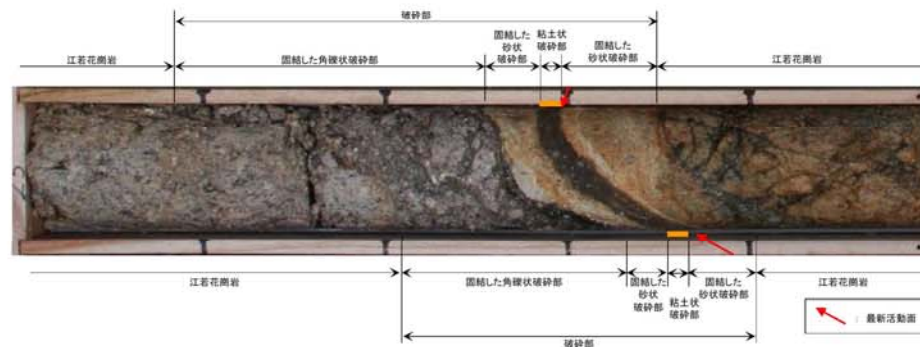
- 松井(1988)によれば、花崗岩、閃緑岩、ハンレイ岩のように、完晶質の深成岩は、粗粒の結晶だけから構成されていることから、物理的風化(乾湿風化、凍結風化等)を受けやすく、結晶間の結合が緩んで、岩石から一遍に砂に変化する。一方、微細な結晶や火山ガラスからなる緻密な石基を主体とする流紋岩、安山岩、玄武岩のような火山岩(噴出岩)は、物理的風化を相対的に受けにくく、岩石は岩塊から礫へと次第に細粒化する。半晶質の半深成岩は、両者の中間的傾向を示すとされている。
- 敷地の黒雲母花崗岩は鉱物の粒径が5mm程度の等粒状の粗粒の結晶だけからなる。一方、花崗斑岩は斑状を呈し、主体を占める基質の粒径が1mm以下と細粒であることから、黒雲母花崗岩の方が侵食抵抗性が低いと判断される。

#### 破碎部及び断層岩の区分

敦賀発電所の 破碎部の区分	狩野・村田(1998) による断層岩区分		C.Passchier.et.al(1999) による断層岩区分
粘土状破碎部	断層 ガウジ	断層岩の中で、手でこねるほど軟弱で、粘土状の細粒な基質部が多いもの。	数少ない岩片が粘土鉱物に富む基質中に孤立して存在する。
砂状破碎部			
角礫状破碎部	断層 角礫	断層ガウジに比べて基質が少なく、角礫状の岩片が多いもの。	30%以上の壁岩角礫片または破断脈と細粒基質からなっている。
固結した 粘土状破碎部	カタクレー サイト	基質と岩片が固結しているもの。	粒径が多様で、直線的でシャープな境界を持つ角張った粒子がみられる。多結晶岩片を含む。
固結した 砂状破碎部			
固結した 角礫状破碎部			

※後述する薄片試料観察については、表記「破碎部及び断層岩の区分」に基づき分類する。

#### 破碎部の区分の一例



## 4. 破碎部の認定に係る記載

### ①調査会社報告書における“シーム”の記載

平成19年、20年の調査会社報告書においては“シーム”という用語が使用されており、詳細は以下の通りとしている。

○平成19年、20年の調査会社報告書において、“シーム”の定義は「破碎構造及び変位が認められもので、破碎幅10mm未満のものをシームとする」とされており、これら報告書柱状図で計216箇所使用されている。

○“シーム”とされていた箇所については、申請までに以下の観点で再観察を行い、申請書柱状図への反映を検討している。(破碎部の一部と認定したものを除く。次頁参照)

再観察の結果、“シーム”とされていた箇所については以下の通り破碎構造が認められないものであったことから、“シーム”という用語は用いないこととし変質部や割れ目として取り扱うこととした。

- ・風化または熱水変質した箇所に沿って分布するもので周辺岩盤に破碎構造が認められないもの。
- ・堅硬な岩盤中に分布するもので周辺岩盤に破碎構造が認められない割れ目。

【補足説明資料3】



## ②破砕部とする箇所の見直し

調査会社報告書において破砕部としていなかった箇所について破砕部に変更したもの、破砕部としていた箇所について変質部に変更したものがあある。【補足説明資料4】

○破砕帯の分布の検討に当たって、破砕帯が通過する可能性がある箇所に破砕部と評価していない弱部(変質部, 節理密集部等)がある場合は、改めての検討を行った。また、併せて、破砕部の周囲の変質帯やシーム等について、近接する破砕部と一連のものと評価するのかの検討を行った。

○破砕部の認定については、破砕部を統一的な見方で見直しを行った。

○その結果、審査資料の柱状図において、以下の見直しを行っている。

- ・調査会社報告書においては破砕部としていなかったが、破砕部に変更した箇所 39箇所
- ・調査会社報告書においては破砕部としていたが、変質部に変更した箇所 5箇所

【補足説明資料4】

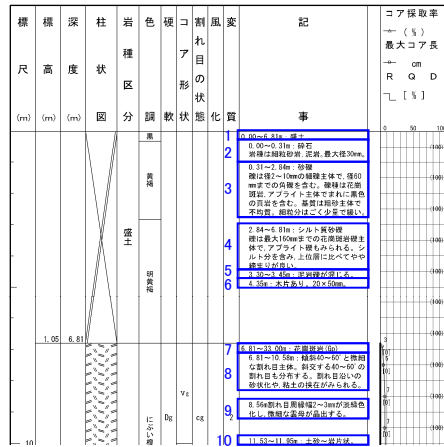
余白

**H24-D1-2**

余白

# H24-D1-2

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
1	0.00~6.81m ・盛土である。
7	6.81~33.00m ・花崗閃岩である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
1	0.00~6.81m ・盛土である。
7	6.81~33.00m ・花崗閃岩である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
1	0.00~6.81m ・盛土である。
7	6.81~33.00m ・花崗閃岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
1	0.00~6.81m ・盛土である。
7	6.81~33.00m ・花崗閃岩である。

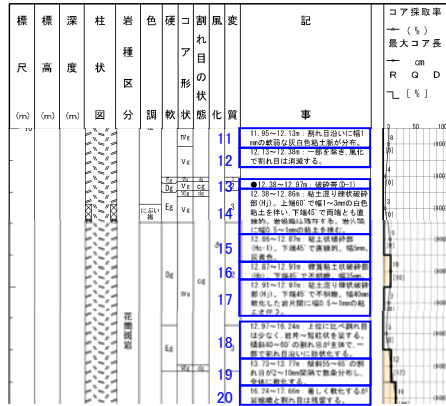
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
1	0.00~6.81m ・盛土である。
7	6.81~33.00m ・花崗閃岩である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
1~6	・盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分や構成粒子に関する記載は削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
7	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
8	・一部割れ目治いで砂状化や粘土の挟在がみられるが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-	-	-
9	・割れ目治いの変色や鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	-	-	-	-
10	・割れ目の発達程度については、岩級区分で示しているため削除。	-	-	-	-

# H24-D1-2

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
11	11.95~12.13m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
12	●12.38~12.97m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰白~浅黄~黄褐色の粘土状~粘土混じり礫状を呈する。
13	・灰白~浅黄~黄褐色の粘土状~粘土混じり礫状を呈する。
17	・灰黄色粘土：累計幅12mm ・走向・傾斜はN14° W70° Wである。
18	12.97~16.24m ・割れ目は少なく、短柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
11	11.95~12.13m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
12	●12.38~12.97m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。
13	・灰白~浅黄~黄褐色の粘土状~粘土混じり礫状を呈する。
17	・灰黄色粘土：累計幅12mm ・走向・傾斜はN14° W70° Wである。
18	12.97~16.24m ・割れ目は少なく、短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
11	11.95~12.13m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
12	●12.38~12.97m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。
13	・主にふい色褐色の固結礫状部からなる。
17	・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN14° W70° Wである。
18	12.97~16.24m ・割れ目は少なく、短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
11	11.95~12.13m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
12	●12.38~12.97m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。
13	・主にふい色褐色の固結礫状部からなる。
17	・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN14° W70° Wである。
18	12.97~16.24m ・割れ目は少なく、短柱状を呈する。

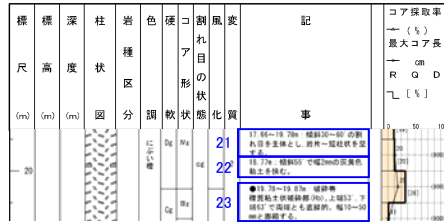
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
11	11.95~12.13m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
12	●12.38~12.97m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。
13	・主にふい色褐色の固結礫状部からなる。
17	・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN14° W70° Wである。
18	12.97~16.24m ・割れ目は少なく、短柱状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
11	・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・一部に粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
12	・風化の程度については、当該区間の周囲と明確な差異がないため削除。	—	—	—	—
13~17	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。	変更なし	変更なし
18	・岩片~短柱状については、より主体的な短柱状と記載。 ・割れ目沿いの砂状化については、当該区間の周囲と明確な差異がないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
19	・割れ目の発達やコアの硬軟の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
20	・軟質化を伴う岩盤の劣化については、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—

# H24-D1-2

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●19.78～19.87m</li> <li>・破砕部である。カタクレーサイトからなる。</li> <li>・淡黄褐色の塊状粘土を呈する。</li> <li>・走向・傾斜はN16° E65° Wである。</li> </ul>

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●19.78～19.87m</li> <li>・破砕部である。カタクレーサイトからなる。</li> <li>・淡黄褐色の塊状粘土を呈する。</li> <li>・走向・傾斜はN16° E65° Wである。</li> </ul>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●19.78～19.87m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・左ずれセンスである。</li> <li>・淡黄褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN16° E65° Wである。</li> </ul>

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●19.78～19.87m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・左ずれセンスである。</li> <li>・淡黄褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN16° E65° Wである。</li> <li>・フィルム状の粘土を挟在する。</li> </ul>

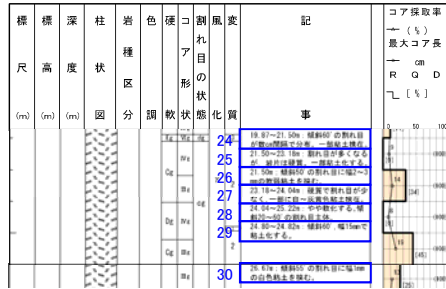
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●19.78～19.87m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・左ずれセンスである。</li> <li>・淡黄褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN16° E65° Wである。</li> </ul>

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
21	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
22	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。</li> <li>・粘土を挟在するが、直線性に乏しいことから、カタクレーサイトからなること記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、フィルム状の粘土の表記を固結粘土状部に見直し。</li> </ul>

# H24-D1-2

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事	
25	21.50~23.18m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
A	25.21~26.82m ・割れ目が少なく、短柱状~柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
25	21.50~23.18m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
A	25.21~26.82m ・割れ目が少なく、短柱状~柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
25	21.50~23.18m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
A	25.21~26.82m ・割れ目が少なく、短柱状~柱状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
25	21.50~23.18m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
A	25.21~26.82m ・割れ目が少なく、短柱状~柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

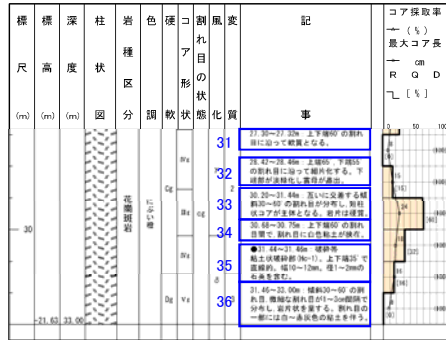
記事	
25	21.50~23.18m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
A	25.21~26.82m ・割れ目が少なく、短柱状~柱状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
24	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部に粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
25.26	・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 (誤記)岩片~短柱状と書くべきところを誤って角礫状と記載。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・一部に粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
A	・RQDの増大傾向が顕著であることから、割れ目の少ない区間とその分布深度を追記。 ・“コア形状”欄に基づき短柱状~柱状を追記。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
27	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・一部に粘土を挟在するが、直線性や連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
28	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・割れ目の傾斜の記載については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
29	・一部に粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
30	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—



# H24-D1-2

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事
35
36

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
35
36

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
35
36

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
35
36

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
35
36

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
31	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目沿いに軟化するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> <li>硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。</li> </ul>	—	—	—	—
32	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目沿いに細粒化するが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> <li>割れ目沿いの鉱物の晶出、変色については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—	—	—
33	<ul style="list-style-type: none"> <li>硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	—	—	—	—
34	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—	—	—
35	<ul style="list-style-type: none"> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>誤記修正(右ずれ正断層センサ→右ずれセンサ)。</li> <li>申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
36	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。</li> <li>一部に粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

余白

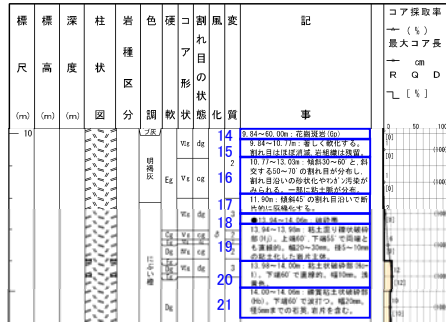
**H24-D1-3**

余白

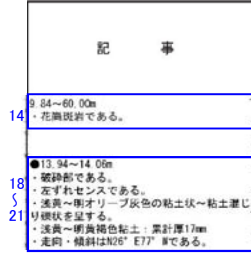


# H24-D1-3

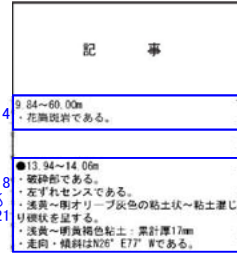
## 委託報告書 (平成25年)



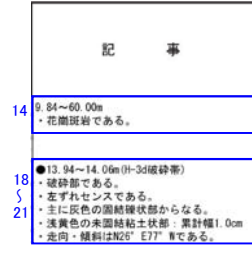
## 設置許可申請書案



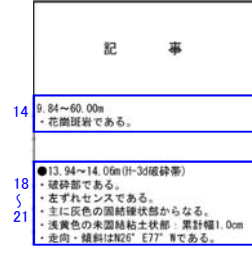
## 設置許可申請書 (平成27年11月)



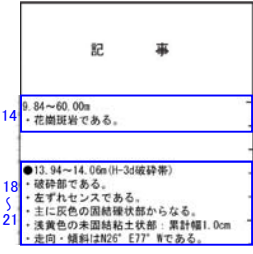
## 審査資料 (平成29年12月22日)



## 審査資料 (平成30年11月30日)



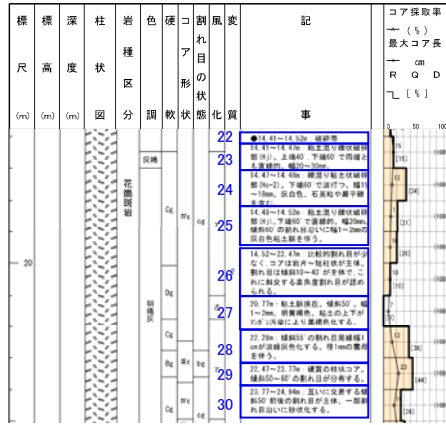
## 審査資料 (令和2年2月7日)



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
14	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
15	・軟質化を伴う岩盤の劣化については、岩級区分で示しているため削除。	-	-	-	-
16	・一部に粘土～砂を含むが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	-	-	-	-
17	・色調については、補足的なものであるため削除。	-	-	-	-
18～21	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

# H24-D1-3

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事
22
23
24
25
26
29

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
22
23
25
26
29

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
22
25
26
29

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
22
25
26
29

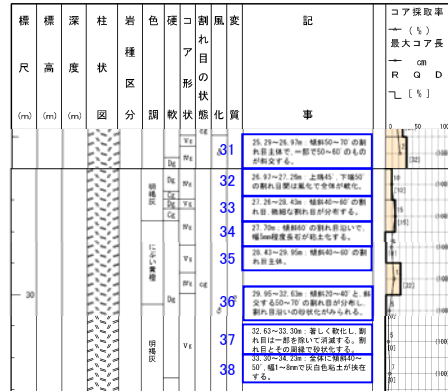
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
22
25
26
29

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
22~25	<ul style="list-style-type: none"> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>岩片~短柱状については、より主体的な短柱状と記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	-	-	-	-
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目沿いの変色、鉱物晶出については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	-	-	-	-
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
30	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>砂を挟在するが、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないことから削除。</li> </ul>	-	-	-	-

# H24-D1-3

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事
37 32.63~33.30m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
37 32.63~33.30m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
37 32.63~33.30m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
37 32.63~33.30m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

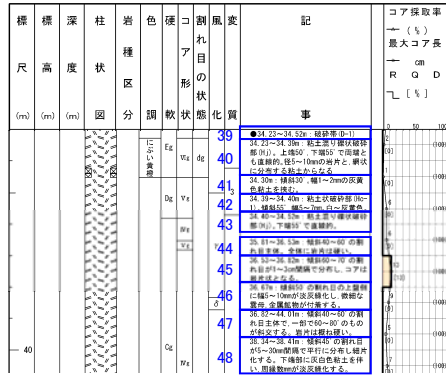
記事
37 32.63~33.30m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
31	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	-	-	-	-
32	・軟質化については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	-	-	-	-
33	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	-	-	-	-
34	・長石の粘土化については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	-	-	-	-
35	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	-	-	-	-
36	・砂を挟在するが、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	-	-	-	-
37	・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・軟質化の程度については、当該区間の下位と明瞭な差が認められないため削除。 ・一部に砂を挟在するが、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
38	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	-	-	-	-



# H24-D1-3

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48

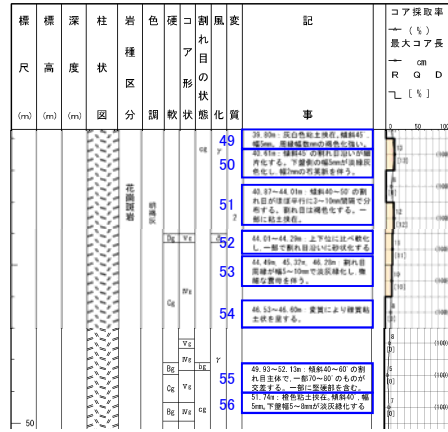
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
39～43	<ul style="list-style-type: none"> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
44	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>硬軟の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。</li> </ul>	-	-	-	-
45	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
46	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目沿いの変色・鉱物晶出については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	-	-	-	-
47	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>硬軟の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。</li> </ul>	-	-	-	-
48	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の傾斜・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。</li> <li>一部に粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。</li> </ul>	-	-	-	-

# H24-D1-3

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
49	・一部に粘土を挟在するが、連続性が乏しいことから削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	-	-	-	-
50	・割れ目の傾斜・割れ目沿いの変色・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに細片化するが、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないことから削除。	-	-	-	-
51	・割れ目の傾斜・色調については、補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土を挟在するが、連続性が乏しいことから削除。	-	-	-	-
52	・軟質化し、割れ目沿い砂状を呈するが、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	-	-	-	-
53	・割れ目沿いの変色・鉱物晶出については、補足的なものであるため削除。	-	-	-	-
54	・礫質粘土状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	-	-	-	-
55	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・硬軟の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	-	-	-	-
56	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土を挟在するが、連続性が乏しいことから削除。	-	-	-	-



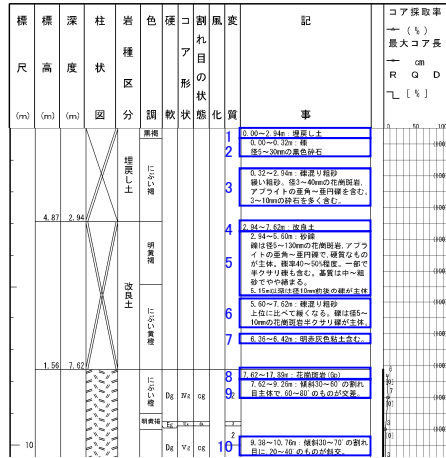


**H24-D1-4**

余白

# H24-D1-4

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案 (平成27年)

記事	内容
1	0.00~2.94m ・埋土である。
4	2.94~7.62m ・改良土である。
8	7.62~17.89m ・花崗斑岩である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
1	0.00~2.94m ・埋土である。
4	2.94~7.62m ・改良土である。
8	7.62~17.89m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
1	0.00~2.94m ・埋土である。
4	2.94~7.62m ・改良土である。
8	7.62~17.89m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
1	0.00~2.94m ・埋土である。
4	2.94~7.62m ・改良土である。
8	7.62~17.89m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
1	0.00~2.94m ・埋土である。
4	2.94~7.62m ・改良土である。
8	7.62~17.89m ・花崗斑岩である。

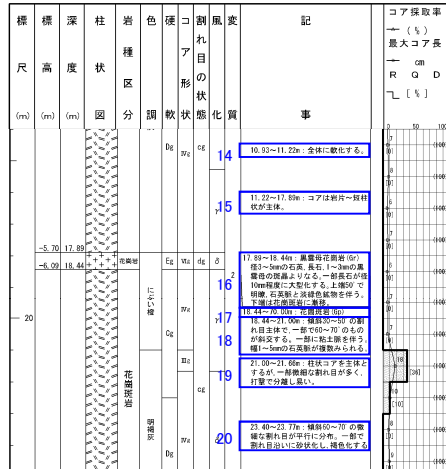
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
1~3	・埋戻し土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は削除。 ・表現の見直し(埋戻し土→埋土)。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
4~7	・改良土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
8	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
9	・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。	—	—	—	—
10	・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。	—	—	—	—





# H24-D1-4

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
14	10.03~11.22m: 全体に記載する。
15	11.22~17.89m: コアは粗片~粒状砂が主体。
16	17.89~18.44m: 黒雲母花崗岩である。
17	18.44~20.00m: 花崗斑岩である。
18	20.00~21.66m: 柱状コアを主体とするが、一部層状な割れ目が多く、1層での読み取れない。
19	21.66~23.77m: 傾斜50~70度の塊状割れ目が平行に分布し、一部で割れ目面に砂状化も認められる。
20	23.40~23.77m: 傾斜50~70度の塊状割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
15	11.22~17.89m: 割れ目が少なく、短柱状を呈する。
16	17.89~18.44m: 黒雲母花崗岩である。
17	18.44~20.00m: 花崗斑岩である。
18	20.00~21.66m: 柱状コアを主体とするが、一部層状な割れ目が多く、1層での読み取れない。
19	21.66~23.77m: 傾斜50~70度の塊状割れ目が平行に分布し、一部で割れ目面に砂状化も認められる。
20	23.40~23.77m: 傾斜50~70度の塊状割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
15	11.22~17.89m: 割れ目が少なく、短柱状を呈する。
16	17.89~18.44m: 黒雲母花崗岩である。
17	18.44~20.00m: 花崗斑岩である。
18	20.00~21.66m: 柱状コアを主体とするが、一部層状な割れ目が多く、1層での読み取れない。
19	21.66~23.77m: 傾斜50~70度の塊状割れ目が平行に分布し、一部で割れ目面に砂状化も認められる。
20	23.40~23.77m: 傾斜50~70度の塊状割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
15	11.22~17.89m: 割れ目が少なく、短柱状を呈する。
16	17.89~18.44m: 黒雲母花崗岩である。
17	18.44~20.00m: 花崗斑岩である。
18	20.00~21.66m: 柱状コアを主体とするが、一部層状な割れ目が多く、1層での読み取れない。
19	21.66~23.77m: 傾斜50~70度の塊状割れ目が平行に分布し、一部で割れ目面に砂状化も認められる。
20	23.40~23.77m: 傾斜50~70度の塊状割れ目が多く、角礫状を呈する。

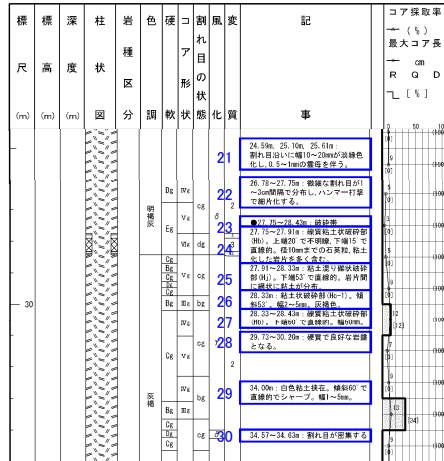
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
15	11.22~17.89m: 割れ目が少なく、短柱状を呈する。
16	17.89~18.44m: 黒雲母花崗岩である。
17	18.44~20.00m: 花崗斑岩である。
18	20.00~21.66m: 柱状コアを主体とするが、一部層状な割れ目が多く、1層での読み取れない。
19	21.66~23.77m: 傾斜50~70度の塊状割れ目が平行に分布し、一部で割れ目面に砂状化も認められる。
20	23.40~23.77m: 傾斜50~70度の塊状割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
14	・軟質化しているが、破碎帯と接しており、その影響による劣化と判断し削除。	—	—	—	—
15	・“コア形状”欄に基づき短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
16	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
17	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
18	・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土の挟在が見られるが、幅狭く、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
19	・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。	—	—	—	—
20	・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・一部で砂状化が見られるが、幅狭く、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

# H24-D1-4

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事	
23	●27.75~28.43m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。
27	・明褐色～灰白～明赤灰色の塊状じり粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 ・灰黄褐色粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はN6°E83°Wである。
30	34.57~34.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
23	●27.75~28.43m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。
27	・明褐色～灰白～明赤灰色の塊状じり粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 ・灰黄褐色粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はN6°E83°Wである。
30	34.57~34.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
23	●27.75~28.43m(D-35破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。
27	・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.4cm ・走向・傾斜はN6°E83°Wである。
30	34.57~34.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
23	●27.75~28.43m(D-35破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。
27	・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.4cm ・走向・傾斜はN6°E83°Wである。
30	34.57~34.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

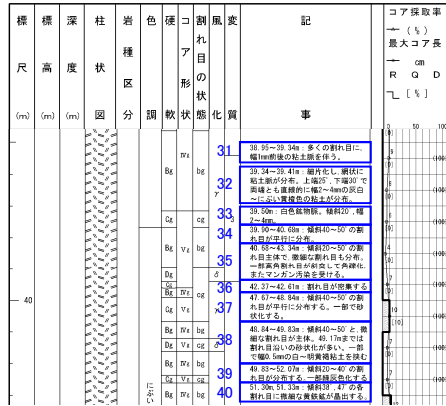
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
23	●27.75~28.43m(D-35破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。
27	・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.4cm ・走向・傾斜はN6°E83°Wである。
30	34.57~34.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)	
21	・割れ目沿いの変色、鉱物晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—	
22	・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。	—	—	—	—	
23~27	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・粒度、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・誤記修正(右ずれ正断層センス→正断層センス)。 ・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
28	・硬軟の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—	—	—	
29	・粘土を挟在するが、幅狭く、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—	
30	・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	

# H24-D1-4

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
内容	31. 30.33~30.34 多くの割れ目に 幅10mm前後の粘土層を伴う。	32. 30.34~30.41a 層状に、縦横に 粘土層が分布。上部約1/3で 角礫もまた縦横に約1~2mmの径の 〜に多い黄褐色の粘土が分布。	33. 30.41b 白色鉱物脈。縦横約20、横 約10mmの径に分布。	34. 30.30~30.60a 縦横約10~50の割 れ目の中程に分布。	35. 40.33~40.34a 縦横約10~50の割 れ目の中で、縦横の割れ目は少な くとも高角割れ目が存在して角礫比 が若干増加する。	36. 42.37~42.61a 割れ目が顕著する。	37. 47.37~48.84a 縦横約10~50の割 れ目の中程に分布する。一部で砂 状化する。	38. 48.34~49.33a 縦横約10~50と、隙 隙の割れ目が連続。49.37mまでは 割れ目沿いの砂状化が見られ、一部 で幅0.5mmの白〜黄褐色粘土を挟む 層が分布する。	39. 49.33~52.07a 縦横約10~40の割 れ目が見られる。一部緑灰色化する。	40. 51.30m 51.33a 縦横約10、割れ 目沿い、角礫の黄褐色に角礫化する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	36	39
内容	42.37~42.61m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。	49.83~52.07m ・緑灰色に変色する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	36	39
内容	42.37~42.61m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。	49.83~52.07m ・緑灰色に変色する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	36	39
内容	42.37~42.61m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。	49.83~52.07m ・緑灰色に変色する。

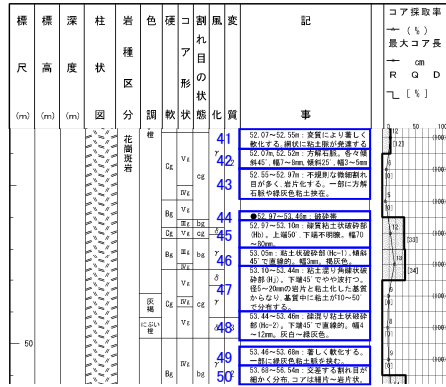
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	36	39
内容	42.37~42.61m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。	49.83~52.07m ・緑灰色に変色する。

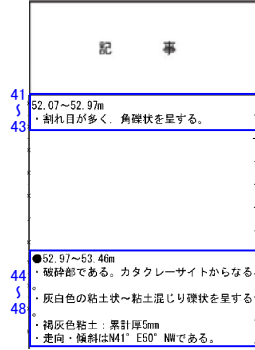
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31.32	・一部粘土が見られるが、その方向や角度に規則性はなく、系統的な配列等が見られないことから削除。	—	—	—	—
33	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
34	・割れ目の発達については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。	—	—	—	—
35	・割れ目の発達については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。 ・割れ目の傾斜、割れ目沿いの鉱物晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
36	・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
37	・割れ目の発達については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。 ・再観察の結果、顕著な砂状化部が見られないことから削除。	—	—	—	—
38	・割れ目の発達については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。 ・一部で砂状化が見られ、粘土を挟在するが、幅狭く、周囲の岩盤に着しい劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
39	・割れ目の程度については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
40	・割れ目沿いの鉱物晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—

# H24-D1-4

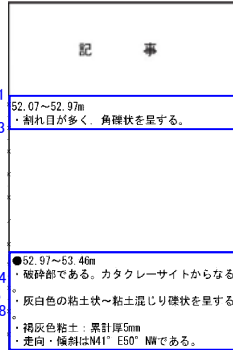
## 委託報告書 (平成25年)



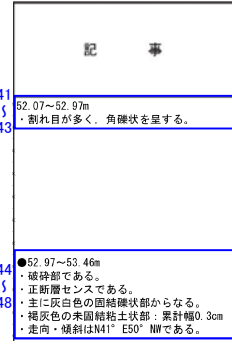
## 設置許可申請書案



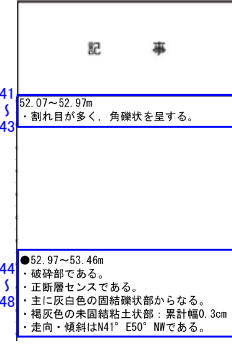
## 設置許可申請書 (平成27年11月)



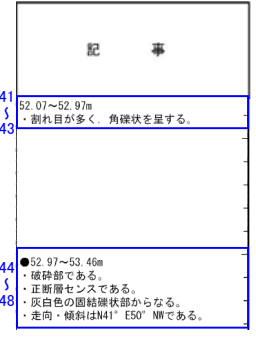
## 審査資料 (平成29年12月22日)



## 審査資料 (平成30年11月30日)



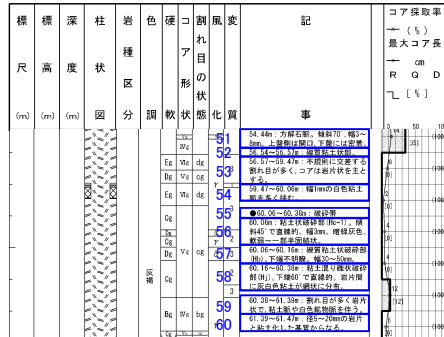
## 審査資料 (令和2年2月7日)



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
41～43	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RQDの急減が顕著な区間を一括記載。</li> <li>・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。</li> <li>・軟質化の程度については、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>・一部に粘土を含むが、系統的な配列が認められないことから削除。</li> <li>・鉱物脈の記載については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
44～48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粒度、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破碎部の再観察の結果に基づき記載。</li> <li>・粘土を挟在するが、幅の膨縮が著しく、直線性に乏しいことから、カタクレーサイトからなること記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破碎部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記修正(“主に灰白色の固結礫状部からなる。褐灰色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm”→“灰白色の固結礫状部からなる”)、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。</li> <li>(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)</li> </ul>
49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軟質化の程度については、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>・上部の破碎部の影響による割れ目沿いに粘土を挟んでいるものと判断し削除。</li> </ul>	—	—	—	—
50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	—	—	—	—

# H24-D1-4

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
53	56.57~59.47m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
55	●60.06~60.38m ・破砕部である。
58	・右ずれセンスである。 ・灰褐~灰白色の粘土状~粘土混り礫状を呈する。
59	60.38~61.39m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
53	56.57~59.47m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
55	●60.06~60.38m ・破砕部である。
58	・右ずれセンスである。 ・灰褐~灰白色の粘土状~粘土混り礫状を呈する。
59	60.38~61.39m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
53	56.57~59.47m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
55	●60.06~60.38m ・破砕部である。
58	・右ずれセンスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・暗緑灰色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN18° E86° Wである。
59	60.38~61.39m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
53	56.57~59.47m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
55	●60.06~60.38m ・破砕部である。
58	・右ずれセンスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・暗緑灰色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN18° E86° Wである。
59	60.38~61.39m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
53	56.57~59.47m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
55	●60.06~60.38m ・破砕部である。
58	・右ずれセンスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・暗緑灰色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN18° E86° Wである。
59	60.38~61.39m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
51	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
52	・礫質粘土状を呈するが、周囲との境界は直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
53	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
54	・一部に粘土を挟在するが、系統的な配列が認められないことから削除。	—	—	—	—
55~58	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・粒度、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。	変更なし	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
59	・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・一部に粘土を挟在するが、明瞭かつ系統的な配列が認められないことから削除。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
60	・礫を含む粘土状を呈するが、周囲との境界が不規則・不明瞭であることから削除。	—	—	—	—

# H24-D1-4

## 委託報告書 (平成25年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色調	硬さ	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	区分	調	軟	目	状	事	(%)
寸	高度	度	区	調	軟	目	状	状	事	最大コア長
										— cm
										R Q D
										L (%)
										0
										10
										20
										30
										40
										50
										60
										70
										80
										90
										100

## 設置許可申請書案

記	事
61	●61.47~61.52m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・灰白色の粘土状~礫質粘土状を呈する。 ・暗緑灰色粘土：累計厚2mm ・走向・傾斜はN27° W83° Wである。
63	●63.67~63.90m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
68	●68.67~68.90m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
72	●72.41~68.79m ・灰白~赤灰色の粘土状~礫混じり粘土状を呈する。 ・赤灰色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN19° W89° Wである。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記	事
61	●61.47~61.52m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・灰白色の粘土状~礫質粘土状を呈する。 ・暗緑灰色粘土：累計厚2mm ・走向・傾斜はN27° W83° Wである。
63	●63.67~63.90m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
68	●68.67~68.90m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
72	●72.41~68.79m ・灰白~赤灰色の粘土状~礫混じり粘土状を呈する。 ・赤灰色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN19° W89° Wである。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記	事
61	●61.47~61.52m(f-d1-4-5破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・暗緑灰色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN27° W83° Wである。
63	●63.67~63.90m ・破砕部である。 ・逆断層センスである。 ・灰白色の固結礫状部及び赤灰色の固結粘土状部からなる。 ・赤灰色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN19° W89° Wである。
68	●68.67~68.90m ・破砕部である。 ・逆断層センスである。 ・灰白色の固結礫状部及び赤灰色の固結粘土状部からなる。 ・赤灰色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN19° W89° Wである。
72	●72.41~68.79m ・灰白~赤灰色の粘土状~礫混じり粘土状を呈する。 ・赤灰色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN19° W89° Wである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記	事
61	●61.47~61.52m(f-d1-4-5破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・暗緑灰色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN27° W83° Wである。
63	●63.67~63.90m ・破砕部である。 ・逆断層センスである。 ・灰白色の固結礫状部及び赤灰色の固結粘土状部からなる。 ・赤灰色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN19° W89° Wである。
68	●68.67~68.90m ・破砕部である。 ・逆断層センスである。 ・灰白色の固結礫状部及び赤灰色の固結粘土状部からなる。 ・赤灰色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN19° W89° Wである。
72	●72.41~68.79m ・灰白~赤灰色の粘土状~礫混じり粘土状を呈する。 ・赤灰色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN19° W89° Wである。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記	事
61	●61.47~61.52m(f-d1-4-5破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・暗緑灰色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN27° W83° Wである。
63	●63.67~63.90m ・破砕部である。 ・逆断層センスである。 ・灰白色の固結礫状部及び赤灰色の固結粘土状部からなる。 ・赤灰色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN19° W89° Wである。
68	●68.67~68.90m ・破砕部である。 ・逆断層センスである。 ・灰白色の固結礫状部及び赤灰色の固結粘土状部からなる。 ・赤灰色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN19° W89° Wである。
72	●72.41~68.79m ・灰白~赤灰色の粘土状~礫混じり粘土状を呈する。 ・赤灰色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN19° W89° Wである。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
61~63	<ul style="list-style-type: none"> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>粒度、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層層(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし (※ただし、断層層区分は薄片観察結果に基づく)
64	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。</li> <li>一部に粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—	—	—
65~67	<ul style="list-style-type: none"> <li>軟質化の程度については、岩種区分に含めて示しているため削除。</li> <li>一部に粘土を伴い軟質化しているが、粘土の系統的な配列が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—	—	—
68~72	<ul style="list-style-type: none"> <li>粒度、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。</li> <li>粘土混じり礫状と書くべきところを誤って礫混じり粘土状と記載。</li> <li>粘土を挟在するが、固結していることから、“カタクレーサイトからなる”と記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層層(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし (※ただし、断層層区分は薄片観察結果に基づく)



余白

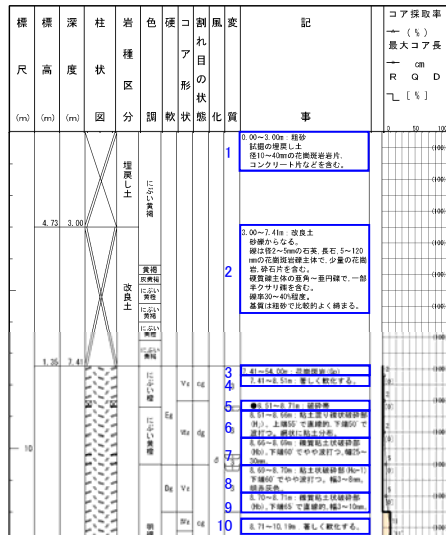


**H24-D1-5**

余白

# H24-D1-5

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
1	0.00~3.00m 埋土である。
2	3.00~7.41m 改良土である。
3	7.41~54.00m 花崗岩である。
4	7.41~8.51m 強風化部である。
5	8.51~8.71m 破砕部である。カタクレーサイトからなる。
6	8.71~10.19m 強風化部である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
1	0.00~3.00m 埋土である。
2	3.00~7.41m 改良土である。
3	7.41~54.00m 花崗岩である。
4	7.41~8.51m 強風化部である。
5	8.51~8.71m 破砕部である。カタクレーサイトからなる。
6	8.71~10.19m 強風化部である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
1	0.00~3.00m 埋土である。
2	3.00~7.41m 改良土である。
3	7.41~54.00m 花崗岩である。
4	7.41~8.51m 強風化部である。
5	8.51~8.71m (f-d1-5-1破砕帯) 破砕部である。
6	8.71~10.19m 強風化部である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
1	0.00~3.00m 埋土である。
2	3.00~7.41m 改良土である。
3	7.41~54.00m 花崗岩である。
4	7.41~8.51m 強風化部である。
5	8.51~8.71m (f-d1-5-1破砕帯) 破砕部である。
6	8.71~10.19m 強風化部である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
1	0.00~3.00m 埋土である。
2	3.00~7.41m 改良土である。
3	7.41~54.00m 花崗岩である。
4	7.41~8.51m 強風化部である。
5	8.51~8.71m (f-d1-5-1破砕帯) 破砕部である。
6	8.71~10.19m 強風化部である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて埋土と記載。 ・表現の見直し(埋戻し→埋土)。 ・埋戻し土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、礫種に関する記載は削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
2	・改良土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、礫種、礫径、礫率、基質に関する記載は削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
4.10	・褐色化が顕著であることから、“風化”欄に基づき風化の程度を追記。 ・軟質化の程度については、隣接する破砕部区間と明瞭な差がないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
5~9	・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・粘土を挟在するが、周囲との境界が比較的凹凸に富み、直線性に乏しいことから、カタクレーサイトからなると記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)	変更なし

# H24-D1-5

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事
11
12
13

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
11
12
13

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
11
12
13

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
11
12
13

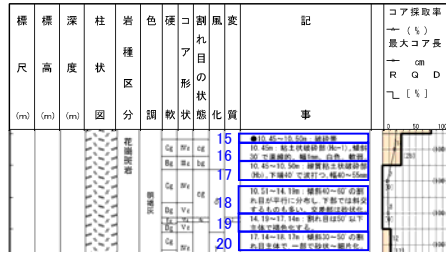
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
11
12
13

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
11~13	<ul style="list-style-type: none"> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更なし(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)</li> </ul>
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部に粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。</li> <li>割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>原岩組織の残留の程度については、変質に関する補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—	—	—

# H24-D1-5

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事	
15	●10.45~10.50m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
16	・灰白色の粘土状～硬質粘土状を呈する。
17	・灰白色粘土：累計厚1mm以下 ・走向・傾斜はN31° E65° NWである。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
15	●10.45~10.50m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
16	・灰白色の粘土状～硬質粘土状を呈する。
17	・灰白色粘土：累計厚1mm以下 ・走向・傾斜はN31° E65° NWである。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
15	●10.45~10.50m(H-4 破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN31° E65° NWである。
16	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。
17	・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
15	●10.45~10.50m(H-4 破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN31° E65° NWである。
16	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。
17	・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。

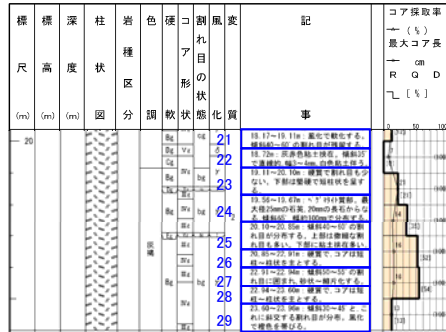
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
15	●10.45~10.50m(H-4 破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN31° E65° NWである。
16	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。
17	・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
15~17	<ul style="list-style-type: none"> <li>性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。</li> <li>粘土を挟在するが、比較的連続性に乏しいことから、カタクレーサイトからなる」と記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)</li> </ul>	変更なし
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>砂状化するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。</li> </ul>	-	-	-	-
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の傾斜、色調については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	-	-	-	-
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>砂～細片を挟在するが、直線性に乏しいことから削除。</li> </ul>	-	-	-	-

# H24-D1-5

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事
21 18.17~19.11m ・風化部である。
23 19.11~20.10m ・径径で短柱状を呈する。
24 19.56~19.67m ・ペグマタイト質である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
21 18.17~19.11m ・風化部である。
23 19.11~20.10m ・径径で短柱状を呈する。
24 19.56~19.67m ・ペグマタイト質である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
21 18.17~19.11m ・風化部である。
23 19.11~20.10m ・径径で短柱状を呈する。
24 19.56~19.67m ・ペグマタイト質である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
21 18.17~19.11m ・風化部である。
23 19.11~20.10m ・径径で短柱状を呈する。
24 19.56~19.67m ・ペグマタイト質である。

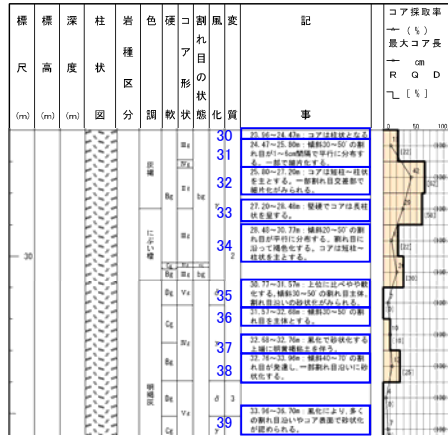
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
21 18.17~19.11m ・風化部である。
23 19.11~20.10m ・径径で短柱状を呈する。
24 19.56~19.67m ・ペグマタイト質である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
21	・割れ目の発達や軟質化を伴う岩盤の劣化については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
22	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
23	・割れ目の発達については、“コア形状”欄に基づき短柱状と記載。 ・局所的に挟まれる良好な岩盤の記載(堅硬部)については削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
24	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。 ・傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
25	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—	—	—
26	・割れ目の発達や硬軟については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
27	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・砂～細片状を呈するが、直線性に乏しいことから削除。	—	—	—	—
28	・割れ目の発達や硬軟については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
29	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—

# H24-D1-5

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
33	27.20~28.48m ・硬質で長柱状を呈する。
37	32.68~32.76m ・風化部である。 ・割れ目が多く、砂状を呈する。
39	33.96~36.70m ・弱風化部である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
33	27.20~28.48m ・硬質で長柱状を呈する。
37	32.68~32.76m ・風化部である。 ・割れ目が多く、砂状を呈する。
39	33.96~36.70m ・弱風化部である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
33	27.20~28.48m ・硬質で長柱状を呈する。
37	32.68~32.76m ・風化部である。 ・割れ目が多く、砂状を呈する。
39	33.96~36.70m ・弱風化部である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
33	27.20~28.48m ・硬質で長柱状を呈する。
37	32.68~32.76m ・風化部である。 ・割れ目が多く、砂状を呈する。
39	33.96~36.70m ・弱風化部である。

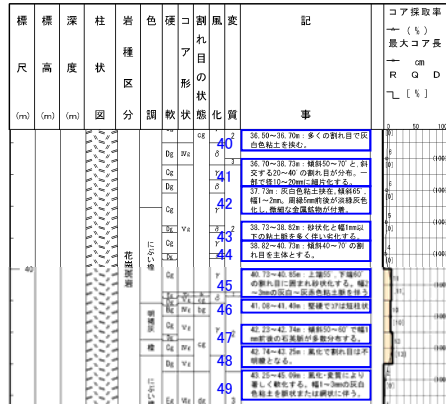
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
33	27.20~28.48m ・硬質で長柱状を呈する。
37	32.68~32.76m ・風化部である。 ・割れ目が多く、砂状を呈する。
39	33.96~36.70m ・弱風化部である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
30	・当該区間はC <sub>4</sub> 級の良好な岩盤からなり、割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
31	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
32	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
33	・表現の見直し(坚硬→硬質)。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
34	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
35	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いで砂状を呈するが、掘削時の機械割れと判断して削除。	—	—	—	—
36	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
37	・割れ目の発達についてコア写真に基づき記載。 ・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
38	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部で砂状を呈するが、直線性や連続性に乏しいことから削除。	—	—	—	—
39	・一部で砂状を呈するが、連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

# H24-D1-5

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事
46 41.08~41.49m ・硬質で短柱状を呈する。
49 43.25~45.09m ・風化部である。 ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
46 41.08~41.49m ・硬質で短柱状を呈する。
49 43.25~45.09m ・風化部である。 ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
46 41.08~41.49m ・硬質で短柱状を呈する。
49 43.25~45.09m ・風化部である。 ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
46 41.08~41.49m ・硬質で短柱状を呈する。
49 43.25~45.09m ・風化部である。 ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

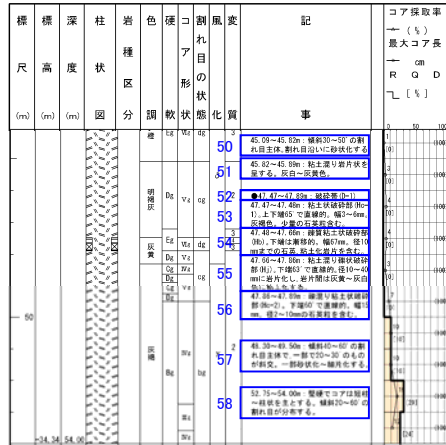
記事
46 41.08~41.49m ・硬質で短柱状を呈する。
49 43.25~45.09m ・風化部である。 ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
40	・一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—	—	—
41	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
42	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。 ・割れ目沿いの変色や鉱物晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
43	・砂状化し粘土を含むが、周囲との境界が不規則・不明瞭であることから削除。	—	—	—	—
44	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
45	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・砂状化し、一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—	—	—
46	・表現の見直し(坚硬→硬質)。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
47	・石英脈については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
48	・風化の程度については、当該区間の下端側と明瞭な差が認められないため削除。	—	—	—	—
49	・風化と熱水変質の両方を受けた区間について、風化による褐色化が顕著であることを踏まえ、風化部として記載。 ・軟質化の程度については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・一部に粘土を含むが、系統的な配列が認められないことから削除。 ・“コア形状”欄に基づき砂~角礫状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし



# H24-D1-5

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事
52
56
58

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
52
56
58

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
52
56
58

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
52
56
58

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
52
56
58

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
50	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>割れ目沿いに砂状を呈するが、直線性や連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—	—	—
51	<ul style="list-style-type: none"> <li>粘土混じり岩片状を呈するが、粘土に系統的な配列が認められないことから削除。</li> <li>色調については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—	—	—
52～56	<ul style="list-style-type: none"> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>正断層センスと書くべきところを誤って右ずれ正断層センスと記載。</li> <li>性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>誤記修正(右ずれ正断層センス→正断層センス)。</li> <li>申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
57	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>一部で砂状～細片状を呈するが、系統的な配列が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—	—	—
58	<ul style="list-style-type: none"> <li>表現の見直し(硬質→硬質)。</li> <li>割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

余白

**H27-B-3**

余白

# H27-B-3

## 設置許可申請書案

記事	
1.	0.00~10.05m ・盛土である。 ・よく締まる粗砂~砂礫からなる。
2.	0.00~1.70mはボアリング掘削前に実施した試験の埋戻土である。
3.	10.05~119.14m ・花崗斑岩である。
5.	12.96~14.62m ・所々に灰白色の粘土を斑点~脈状に含む。

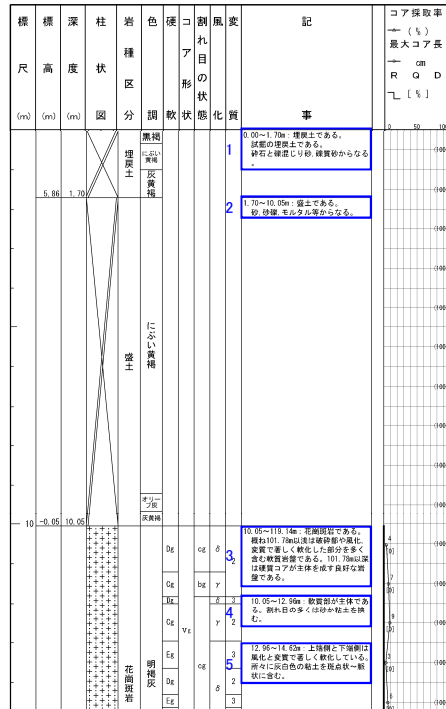
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
1.	0.00~10.05m ・盛土である。 ・よく締まる粗砂~砂礫からなる。
2.	0.00~1.70mはボアリング掘削前に実施した試験の埋戻土である。
3.	10.05~119.14m ・花崗斑岩である。
5.	12.96~14.62m ・所々に灰白色の粘土を斑点~脈状に含む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
1.	0.00~10.05m ・盛土である。 ・よく締まる粗砂~砂礫からなる。
2.	0.00~1.70mはボアリング掘削前に実施した試験の埋戻土である。
3.	10.05~180.00m ・花崗斑岩である。
5.	12.96~14.62m ・所々に灰白色の粘土を斑点~脈状に含む。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
1.	0.00~10.05m ・盛土である。 ・よく締まる粗砂~砂礫からなる。
2.	0.00~1.70mはボアリング掘削前に実施した試験の埋戻土である。
3.	10.05~180.00m ・花崗斑岩である。
5.	12.96~14.62m ・所々に灰白色の粘土を斑点~脈状に含む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1.	0.00~10.05m ・盛土である。 ・よく締まる粗砂~砂礫からなる。
2.	0.00~1.70mはボアリング掘削前に実施した試験の埋戻土である。
3.	10.05~180.00m ・花崗斑岩である。
5.	12.96~14.62m ・所々に灰白色の粘土を斑点~脈状に含む。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1.2	変更なし	変更なし	・埋戻土と盛土の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子に関する記載は追記せず。	変更なし
3	変更なし	・記事103の119.14~119.30mについては、区間の大部分が破砕部であり、破砕部の記載に含めたため、花崗岩区間を記事No.104と一括記載。	・119.14~119.30mをアブライトとしたため、花崗斑岩の下端深度を119.14mと記載。 ・花崗斑岩区間の岩盤状況や破砕部の分布を一括記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・119.14~119.30mのアブライトの認定については、区間全体が劣化し原岩組織が不明瞭であることから花崗斑岩に見直し、下端深度を180.00mと記載。 ・花崗斑岩の岩盤状況や破砕部の有無等については、特徴的な部分を個別に記載するためまとめ書きは追記せず。	変更なし
4	-	-	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(粘土を挟在)。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部に砂や粘土を挟在するが、系統的でなく連続性に乏しいことから追記せず。	-
5	変更なし	変更なし	・風化、変質、硬軟の程度を記載。 ・粘土を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化、変質、硬軟の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし

# H27-B-3

設置許可申請書案

記事	
7	15.33~15.43m ・軟質化が著しい。
9	18.05~18.47m ・珪質化している。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事	
7	15.33~15.43m ・軟質化が著しい。
9	18.05~18.47m ・珪質化している。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事	
7	15.33~15.43m ・軟質化が著しい。
9	18.05~18.47m ・珪質化している。

委託報告書  
(平成30年)

標尺	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率 (%)	最大コア長 cm
尺	度	状	種	調	軟	れ	化	質	事	R	Q
(m)	(m)	図	区	分	状	目	状	状		D	〔%〕
									15.33~15.43m: 風化と変質で軟化が著しい。	7	50
									17.12~17.31m: 割れ目の一部に陥り、3mの軟質な灰白色の粘土を挟む。	8	10
									18.05~18.47m: 珪化で岩盤量多くなり硬質である。	9	10
									18.05~18.47m: 傾斜40°の割れ目が交差する。傾斜的の割れ目が90°の割れ目を切っている。	10	10

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
7	15.33~15.43m ・軟質化が著しい。
9	18.05~18.47m ・珪質化している。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
7	15.33~15.43m ・軟質化が著しい。
9	18.05~18.47m ・珪質化している。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
6	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。 ・硬軟を記載。	・一部割れ目沿いで砂状化するが、直線性や連続性に乏しいことから追記せず。 ・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	—
7	変更なし	変更なし	・風化と変質を伴う軟質化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化、変質、軟化の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
8	—	—	・割れ目について記載(粘土を挟在)。	・一部に粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
9	変更なし	変更なし	・珪化を記載。 ・石英の晶出を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
10	—	—	・割れ目について記載(傾斜80°の割れ目を切る傾斜40°の割れ目)。	・高角度の割れ目を切る低角度の割れ目が分布するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H27-B-3

## 設置許可申請書案

記事	
11	20.04~20.93m ・硬質であるが、密着度の低い割れ目を含む。
13	22.50~22.64m ・軟質化が著しい。 ・上層に褐色の粘土脈、下層に褐色の砂を伴う。 ・一部に灰白色の粘土を脈状に含む。

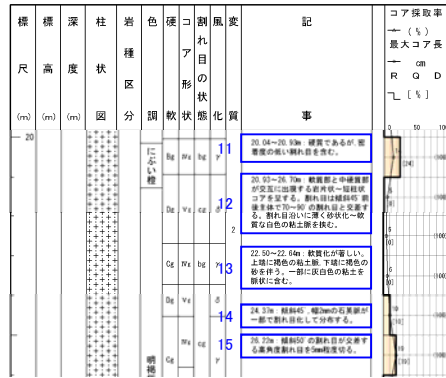
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
11	20.04~20.93m ・硬質であるが、密着度の低い割れ目を含む。
13	22.50~22.64m ・軟質化が著しい。 ・上層に褐色の粘土脈、下層に褐色の砂を伴う。 ・一部に灰白色の粘土を脈状に含む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
11	20.04~20.93m ・硬質であるが、密着度の低い割れ目を含む。
13	22.50~22.64m ・軟質化が著しい。 ・上層に褐色の粘土脈、下層に褐色の砂を伴う。 ・一部に灰白色の粘土を脈状に含む。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
11	20.04~20.93m ・硬質であるが、密着度の低い割れ目を含む。
13	22.50~22.64m ・軟質化が著しい。 ・上層に褐色の粘土脈、下層に褐色の砂を伴う。 ・一部に灰白色の粘土を脈状に含む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
11	20.04~20.93m ・硬質であるが、密着度の低い割れ目を含む。
13	22.50~22.64m ・軟質化が著しい。 ・上層に褐色の粘土脈、下層に褐色の砂を伴う。 ・一部に灰白色の粘土を脈状に含む。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
12	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化、粘土脈の挟在)。	・硬軟や割れ目の発達の程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 ・一部割れ目沿いで砂状化し粘土を含むが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
13	変更なし	変更なし	・軟質化を記載。 ・粘土脈、砂を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
14	—	—	・石英脈を記載。	・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
15	—	—	・割れ目について記載(高角度割れ目を切る傾斜50度の割れ目)。	・割れ目については、系統的な変位が認められないため追記せず。	—

# H27-B-3

## 設置許可申請書案

記事	
16	●26.70～26.90m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・淡黄色の粘土状～灰白色の礫質粘土状を呈する。 ・淡黄色粘土：1mm ・走向・傾斜はN18° E61° Wである ・傾斜は43°である。 ・上層境界の傾斜は43°、下層境界の傾斜は54°である。
19	●28.12～28.14m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・淡黄色の粘土状～にぶい黄褐色の粘土混じり礫状～粘土質礫状を呈する。 ・淡黄色粘土：3mm ・N15° E64° W ・傾斜は43°である。 ・上層境界の傾斜は43°、下層境界の傾斜は45°～55°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
16	●26.70～26.90m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・淡黄色の粘土状～灰白色の礫質粘土状を呈する。 ・淡黄色粘土：1mm ・走向・傾斜はN18° E61° Wである ・傾斜は43°である。 ・上層境界の傾斜は43°、下層境界の傾斜は54°である。
19	●28.12～28.14m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・淡黄色の粘土状～にぶい黄褐色の粘土混じり礫状～粘土質礫状を呈する。 ・淡黄色粘土：3mm ・N15° E64° W ・傾斜は43°である。 ・上層境界の傾斜は43°、下層境界の傾斜は45°～55°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
16	●26.70～26.90m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN18° E61° Wである。 ・上層境界の傾斜は43°、下層境界の傾斜は54°である。
19	●28.12～28.14m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主ににぶい黄褐色の固結砂状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN15° E64° Wである。 ・上層境界の傾斜は43°、下層境界の傾斜は45°～55°である。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高度	状	種	調	軟	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	図	分	別	状	目	状		最大コア長
				ア	風	の	化		cm
				目	化	状			R
				の	状	態			Q
				状	態	別			D
				別	別	記			L
				風	風	事			(%)
				化	化				
				別	別				
				記	記				
				事	事				
26.70	26.90							●26.70～26.90m 破砕部 破砕部は20.0cmである。	16
26.90	27.10							●26.90～27.10m 淡黄色の粘土状部を呈する。未固結の粘土質礫状部からなり、幅は0.1cmである。傾斜は43°である。	17
27.10	28.10							●27.10～28.10m 礫質粘土を呈し、主に灰白色の固結礫状部からなり、幅は0.3cmである。傾斜は43°である。	18
28.10	28.12							●28.10～28.12m 破砕部 破砕部は2.0cmである。	19
28.12	28.14							●28.12～28.14m 破砕部である。 主ににぶい黄褐色の固結砂状部からなる。 淡黄色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm 走向・傾斜はN15° E64° Wである。 上層境界の傾斜は43°、下層境界の傾斜は45°～55°である。	20
28.14	28.15							●28.14～28.15m 粘土混じり礫状部を呈する。主ににぶい黄褐色の固結砂状部からなる。傾斜は43°である。	21

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
16	●26.70～26.90m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN18° E61° Wである。 ・上層境界の傾斜は43°、下層境界の傾斜は54°である。
19	●28.12～28.14m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主ににぶい黄褐色の固結砂状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN15° E64° Wである。 ・上層境界の傾斜は43°、下層境界の傾斜は45°～55°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
16	●26.70～26.90m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN18° E61° Wである。 ・上層境界の傾斜は43°、下層境界の傾斜は54°である。
19	●28.12～28.14m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主ににぶい黄褐色の固結砂状部及び淡黄色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN15° E64° Wである。 ・上層境界の傾斜は43°、下層境界の傾斜は45°～55°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
16～18	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>“傾斜は43°である。”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕幅を記載。</li> <li>破砕幅として、14.1cmと書くべきところを誤って20.0cmと記載。</li> <li>破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。</li> <li>性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査資料(H29.12.22)と同様</li> <li>破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更なし</li> <li>(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)</li> </ul>
19～21	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>記載の適正化(“N15° E64° W” → “走向・傾斜はN15° E64° Wである。”)。</li> <li>“傾斜は43°である。”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕幅を記載。</li> <li>破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。</li> <li>性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査資料(H29.12.22)と同様</li> <li>破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に直し。</li> </ul>



# H27-B-3

## 設置許可申請書案

記事	
●	29. 10~29. 12m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・灰白~灰黄褐色の粘土状~灰白色の硬質粘土状を呈する。
22	22. 10~29. 12m ・灰白~灰黄褐色の粘土状~灰白色の硬質粘土状を呈する。
24	24. 10~29. 12m ・灰白~灰黄褐色の粘土状~灰白色の硬質粘土状を呈する。 ・主に灰白色の未固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部；累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN31° E51° Wである。 ・上端境界の傾斜は49°、下端境界の傾斜は45°~50°である。
25	25. 56~32. 21m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
26	26. 20~35. 94m ・硬質だが、密着度の低い割れ目が多い。
27	27. 69~37. 81m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
29	29. 10~29. 12m ・割れ目沿いに、砂状化している。 ・白色の粘土脈を挟む。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
●	29. 10~29. 12m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・灰白~灰黄褐色の粘土状~灰白色の硬質粘土状を呈する。
22	22. 10~29. 12m ・灰白~灰黄褐色の粘土状~灰白色の硬質粘土状を呈する。
24	24. 10~29. 12m ・灰白~灰黄褐色の粘土状~灰白色の硬質粘土状を呈する。 ・主に灰白色の未固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部；累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN31° E51° Wである。 ・上端境界の傾斜は49°、下端境界の傾斜は45°~50°である。
25	25. 56~32. 21m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
26	26. 20~35. 94m ・硬質だが、密着度の低い割れ目が多い。
27	27. 69~37. 81m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
29	29. 10~29. 12m ・割れ目沿いに、砂状化している。 ・白色の粘土脈を挟む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
●	29. 10~29. 12m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に灰白色の未固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部；累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN31° E51° Wである。 ・上端境界の傾斜は49°、下端境界の傾斜は45°~50°である。
25	25. 56~32. 21m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
26	26. 20~35. 94m ・硬質だが、密着度の低い割れ目が多い。
27	27. 69~37. 81m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
29	29. 10~29. 12m ・割れ目沿いに砂状を呈する。 ・白色の粘土脈を挟む。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	状	種	硬	度	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	分	別	目	状		
(m)	(m)	(m)	分	別	別	の	状		
			間	の	状	状態	化		
			敷	状	状	質			
								22	● 29. 10~29. 12m 破砕部 破砕部である。左ずれセンスである。主 に灰白色の未固結粘土状部からなる。灰 白色の未固結粘土状部；累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN31° E51° Wである。 ・上端境界の傾斜は49°、下端境界の傾 斜は45°~50°である。
								23	23. 10~29. 12m 硬質粘土状を呈す る。硬質で割れ目が少なく、柱状を呈す る。上端境界の傾斜は49°、下端境界の傾 斜は45°~50°である。
								24	24. 10~29. 12m 硬質粘土状を呈す る。硬質で割れ目が少なく、柱状を呈す る。上端境界の傾斜は49°、下端境界の傾 斜は45°~50°である。
								25	25. 56~32. 21m 硬質で割れ目が少 なく、柱状を呈する。
								26	26. 20~35. 94m 硬質だが、密着度の 低い割れ目が多い。
								27	27. 69~37. 81m 硬質で割れ目が少 なく、柱状を呈する。
								28	28. 10~29. 12m 硬質で割れ目が少 なく、柱状を呈する。
								29	29. 10~29. 12m 割れ目沿いに砂状 を呈する。白色の粘土脈を挟む。
								30	30. 56~32. 21m 硬質で割れ目が少 なく、柱状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
●	29. 10~29. 12m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に灰白色の未固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部；累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN31° E51° Wである。 ・上端境界の傾斜は49°、下端境界の傾斜は45°~50°である。
25	25. 56~32. 21m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
26	26. 20~35. 94m ・硬質だが、密着度の低い割れ目が多い。
27	27. 69~37. 81m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
29	29. 10~29. 12m ・割れ目沿いに砂状を呈する。 ・白色の粘土脈を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
●	29. 10~29. 12m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に灰白色の未固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部；累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN31° E51° Wである。 ・上端境界の傾斜は49°、下端境界の傾斜は45°~50°である。
25	25. 56~32. 21m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
26	26. 20~35. 94m ・硬質だが、密着度の低い割れ目が多い。
27	27. 69~37. 81m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
29	29. 10~29. 12m ・割れ目沿いに砂状を呈する。 ・白色の粘土脈を挟む。

記事	申請書案→ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 報告書	報告書→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
22~24	変更なし	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は49°である。”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・下端境界の見かけの傾斜として、45°~50°と書くべきところを誤って45°~55°と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
25	変更なし	変更なし	・硬軟を記載。 ・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
26	変更なし	変更なし	・硬軟を記載。 ・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
27	変更なし	変更なし	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(岩片状)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
28	-	-	・マンガン汚染を記載。	・マンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。	-
29	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。 ・粘土脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・粘土脈の幅については、直線性に乏しく、ばらつきがあるため追記せず。	変更なし
30	-	-	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化、粘土の挟在)。	・割れ目沿いに砂状化し、一部に粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	-



# H27-B-3

## 設置許可申請書案

記事	
35	46.14~48.61m ・硬質であるが、割れ目が多い。 ・上部は長石の多くが白濁化する。 ・一部で割れ目沿いに、砂状~細片状化している。
39	53.10~55.82m ・割れ目が多く、一部割れ目沿いに砂状化し、白色粘土を伴う。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
35	46.14~48.61m ・硬質であるが、割れ目が多い。 ・上部は長石の多くが白濁化する。 ・一部で割れ目沿いに、砂状~細片状化している。
39	53.10~55.82m ・割れ目が多く、一部割れ目沿いに砂状化し、白色粘土を伴う。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
35	46.14~48.61m ・硬質であるが、割れ目が多い。 ・上部は長石の多くが白濁化する。 ・一部で割れ目沿いに、砂状~細片状を呈する。
39	53.10~55.82m ・割れ目が多く、一部割れ目沿いに砂状を呈し、白色粘土を挟む。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率
尺	高度	状	種	区	軟	れ	化	質	事	(%)
(m)	(m)	図	分	別	状	目	状	化		最大コア長
					状	の	化			cm
					状	傾				R Q D
					状	斜				〔%〕
									34	43.17~45.69m 一部で中層割れ目が発達する。
									35	46.14~48.61m 硬質であるが、割れ目が多い。上部は長石の多くが白濁化している。一部で割れ目沿いに砂状~細片状化している。
									36	48.41~55.82m 軟硬部と中層割れ目が交互に出現する。割れ目には砂状化し白色粘土を伴う。
									37	50.00~50.42m 硬質部 前夜の降雨に伴って割れ目が発達している。追記する。
									38	51.25~51.55m 割れ目交差部で砂状部が広がる。少量の白色の粘土を伴う。
									39	53.10~55.82m 一部割れ目沿いに砂状化し白色の粘土を伴う。
									40	55.00~55.10m 傾斜2%で幅10mmの淡黄色の粘土と幅10mmの砂状部を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
35	46.14~48.61m ・硬質であるが、割れ目が多い。 ・上部は長石の多くが白濁化する。 ・一部で割れ目沿いに、砂状~細片状を呈する。
39	53.10~55.82m ・割れ目が多く、一部割れ目沿いに砂状を呈し、白色粘土を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
35	46.14~48.61m ・硬質であるが、割れ目が多い。 ・上部は長石の多くが白濁化する。 ・一部で割れ目沿いに、砂状~細片状を呈する。
39	53.10~55.82m ・割れ目が多く、一部割れ目沿いに砂状を呈し、白色粘土を挟む。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
34	-	-	・割れ目の発達程度を記載。	・ゆ着割れ目については、当該区間の周囲と差異が認められないため追記せず。	-
35	変更なし	変更なし	・硬軟を記載。 ・割れ目の発達程度を記載。 ・長石の白濁化を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状~細片化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
36	-	-	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(砂や粘土の挟在)。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの砂や粘土については、個別に記載することとし、まとめ書きは削除。	-
37	-	-	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の傾向については、当該区間の周囲と差異がないため削除。	-
38	-	-	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化、粘土の挟在)。	・一部割れ目沿いで砂状化や粘土の挟在がみられるが、連続性や直線性に乏しく、当該区間の周囲と差異が認められないことから追記せず。	-
39	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化、粘土の挟在)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
40	-	-	・粘土と砂状部の挟在を記載。	・一部に粘土と砂状部を挟在するが、周辺の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	-



# H27-B-3

## 設置許可申請書案

記事	
45	<ul style="list-style-type: none"> <li>●58.89～58.98m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・左ずれセンスである。</li> <li>・灰白色の凝縮じり粘土状～にぶい黄褐色の硬質粘土状～褐色の粘土凝じり礫状を呈する。</li> </ul>
47	<ul style="list-style-type: none"> <li>・灰白色凝縮じり粘土：累計厚15mm</li> <li>・走向・傾斜はN11° W54° Wである。</li> <li>・傾斜は25°である。</li> <li>・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は25°である。</li> </ul>
48	<ul style="list-style-type: none"> <li>●59.69～59.75m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・黄褐色の粘土状～にぶい橙色の砂凝じり礫状を呈する。</li> </ul>
50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・黄褐色粘土：1mm</li> <li>・走向・傾斜はN37° E48° Wである。</li> <li>・傾斜は25°である。</li> <li>・上端境界の傾斜は52°、下端境界の傾斜は37°である。</li> </ul>

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
45	<ul style="list-style-type: none"> <li>●58.89～58.98m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・左ずれセンスである。</li> <li>・灰白色の凝縮じり粘土状～にぶい黄褐色の硬質粘土状～褐色の粘土凝じり礫状を呈する。</li> </ul>
47	<ul style="list-style-type: none"> <li>・灰白色凝縮じり粘土：累計厚15mm</li> <li>・走向・傾斜はN11° W54° Wである。</li> <li>・傾斜は25°である。</li> <li>・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は25°である。</li> </ul>
48	<ul style="list-style-type: none"> <li>●59.69～59.75m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・黄褐色の粘土状～にぶい橙色の砂凝じり礫状を呈する。</li> </ul>
50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・黄褐色粘土：1mm</li> <li>・走向・傾斜はN37° E48° Wである。</li> <li>・傾斜は25°である。</li> <li>・上端境界の傾斜は52°、下端境界の傾斜は37°である。</li> </ul>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
45	<ul style="list-style-type: none"> <li>●58.89～58.98m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・左ずれセンスである。</li> <li>・主ににぶい黄褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はN11° W54° Wである。</li> <li>・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は25°である。</li> </ul>
48	<ul style="list-style-type: none"> <li>●59.69～59.75m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。</li> <li>・黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm</li> <li>・走向・傾斜はN37° E48° Wである。</li> <li>・上端境界の傾斜は52°、下端境界の傾斜は37°である。</li> </ul>

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高度	状	種	区	軟	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	図	分	期	状	目	質		最大コア長
						形			cm
						状			R
						状			Q
						状			D
						状			L [%]
60								●58.89～58.98m 破砕部 凝結礫状部 5cmである。 主ににぶい黄褐色の固結した 礫状部からなる。上端境界の傾 斜は20°、下端境界の傾斜は25° である。	0
								58.89～58.98m 粘土凝じり礫状 部からなる。未固結の粘土状部 からなる。未固結の粘土凝じり 礫状部を呈する。未固結の粘土 凝じり礫状部は1.5cmである。上 端境界の傾斜は20°、下端境界の傾 斜は25°である。	0
								●59.69～59.75m 破砕部 凝結礫状部 5cmである。 主ににぶい橙色の固結礫状部から なる。黄褐色の未固結粘土状部 からなる。未固結の粘土凝じり 礫状部を呈する。未固結の粘土 凝じり礫状部は0.1cmである。上 端境界の傾斜は52°、下端境界の傾 斜は37°である。	0
								●59.69～59.75m 破砕部 凝結礫状部 5cmである。 主ににぶい橙色の固結礫状部から なる。黄褐色の未固結粘土状部 からなる。未固結の粘土凝じり 礫状部を呈する。未固結の粘土 凝じり礫状部は0.1cmである。上 端境界の傾斜は52°、下端境界の傾 斜は37°である。	0

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
45	<ul style="list-style-type: none"> <li>●58.89～58.98m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・左ずれセンスである。</li> <li>・主ににぶい黄褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はN11° W54° Wである。</li> <li>・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は25°である。</li> </ul>
48	<ul style="list-style-type: none"> <li>●59.69～59.75m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。</li> <li>・黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm</li> <li>・走向・傾斜はN37° E48° Wである。</li> <li>・上端境界の傾斜は52°、下端境界の傾斜は37°である。</li> </ul>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
45	<ul style="list-style-type: none"> <li>●58.89～58.98m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・左ずれセンスである。</li> <li>・主ににぶい黄褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はN11° W54° Wである。</li> <li>・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は25°である。</li> </ul>
48	<ul style="list-style-type: none"> <li>●59.69～59.75m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。</li> <li>・黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm</li> <li>・走向・傾斜はN37° E48° Wである。</li> <li>・上端境界の傾斜は52°、下端境界の傾斜は37°である。</li> </ul>

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
45～47	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・“傾斜は25°である。”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅を記載。</li> <li>・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。</li> <li>・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査資料(H29.12.22)と同様</li> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更なし</li> <li>(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)</li> </ul>
48～50	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・“傾斜は52°である。”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅を記載。</li> <li>・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。</li> <li>・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査資料(H29.12.22)と同様</li> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更なし</li> <li>(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)</li> </ul>





# H27-B-3

## 設置許可申請書案

記事	
57	70.10~71.72m ・著しく軟質化している。 ・粘土～砂状化が顕み、白色粘土脈を伴う。
58	72.65~73.38m ・著しく軟質化している。 ・一部、細砂礫状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
57	70.10~71.72m ・著しく軟質化している。 ・粘土～砂状化が顕み、白色粘土脈を伴う。
58	72.65~73.38m ・著しく軟質化している。 ・一部、細砂礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
57	70.10~71.72m ・著しく軟質化している。 ・粘土状～砂状を呈し、白色粘土脈を伴う。
58	72.65~73.38m ・著しく軟質化している。 ・一部、細砂礫状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬さ	割れ目の形状	風化	変質	記事	コア採取率(%)	最大コア長cm	R	Q	D	γ[ % ]
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	状	化	質							
										70.10~71.72m 風化と変質が著しく軟化している。粘土～砂状化が顕み白色粘土脈を伴う。	57	4				
										72.65~73.38m 著しく軟質化している。このうち、72.93~73.11mは変質が強く白結晶と割れ目が不明瞭な部分。	58	4				
										73.18~76.29m 堅質状コアが主体となる。風化が弱い割れ目や著しく割れ目が約10m間隔で密に分布する。	59	3				
										76.65~78.66m 一部 幅1~3mの白色の粘土脈を挟む。	60	3				

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
57	70.10~71.72m ・著しく軟質化している。 ・粘土状～砂状を呈し、白色粘土脈を伴う。
58	72.65~73.38m ・著しく軟質化している。 ・一部、細砂礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
57	70.10~71.72m ・著しく軟質化している。 ・粘土状～砂状を呈し、白色粘土脈を伴う。
58	72.65~73.38m ・著しく軟質化している。 ・一部、細砂礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
57	変更なし	変更なし	・風化と変質を伴う軟化を記載。 ・白色粘土脈を伴う粘土～砂状化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化と変質については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
58	変更なし	変更なし	・軟化を記載。 ・変質を伴う原岩組織や割れ目の残留の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・72.93~73.11mの区間については、掘削時の機械割れと判断して追記せず。	変更なし
59	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
60	—	—	・割れ目について記載(粘土脈の挟在)。	・一部に粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—







# H27-B-3

設置許可申請書案

記事	
71	87.18~91.35m ・砂礫状を呈する。
73 76	●91.35~91.54m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・灰白色の粘土状～灰白～にふい黄橙～浅黄褐色の硬質粘土状～にふい橙色の粘土混じり礫状を呈している。 ・灰白色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN64° W20° Sである。 ・傾斜は25°である。 ・上盤境界の傾斜は36°、下盤境界の傾斜は20°である。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事	
71	87.18~91.35m ・砂礫状を呈する。
73 76	●91.35~91.54m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・灰白色の粘土状～灰白～にふい黄橙～浅黄褐色の硬質粘土状～にふい橙色の粘土混じり礫状を呈している。 ・灰白色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN64° W20° Sである。 ・傾斜は25°である。 ・上盤境界の傾斜は36°、下盤境界の傾斜は20°である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事	
71	87.18~91.35m ・砂礫状を呈する。
73 76	●91.35~91.54m(H-3a破砕帯) ・破砕部である。 ・主に浅黄褐色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・上盤境界の傾斜は36°、下盤境界の傾斜は20°である。

委託報告書  
(平成30年)

標高	標尺	深	柱状	岩	色	硬	割れ目	風	変	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	状	化	質	事	(%)
										71 72 73 74 75 76	最大コア長 cm R Q D L [%]
										87.18~91.35m: 風化で砂礫状を呈する。 90.15~90.55m: 締まった砂～砂礫状を呈する。 ●91.35~91.54m: 破砕帯(H-3a) ・破砕部である。 ・主に浅黄褐色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・上盤境界の傾斜は36°、下盤境界の傾斜は20°である。 91.35~91.43m: 硬質粘土状を呈し、浅黄褐色の固結した礫状部からなる。上盤境界の傾斜は35°である。 91.43~91.44m: 灰白色の粘土状を呈する。未固結の粘土状部からなる。傾斜は25°である。 91.44~91.54m: 浅黄褐色の固結した礫状部からなる。下盤境界の傾斜は20°である。91.54mは深は傾斜20~30°とここの直交する割れ目が多い。	0 50 100 0 50 100 0 50 100 0 50 100

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
71	87.18~91.35m ・砂礫状を呈する。
73 76	●91.35~91.54m(H-3a破砕帯) ・破砕部である。 ・主に浅黄褐色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・上盤境界の傾斜は36°、下盤境界の傾斜は20°である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
71	87.18~91.35m ・砂礫状を呈する。
73 76	●91.35~91.54m(H-3a破砕帯) ・破砕部である。 ・主に浅黄褐色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・上盤境界の傾斜は36°、下盤境界の傾斜は20°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71.72	変更なし	変更なし	・風化を伴う砂礫状の区間とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・締まった砂礫状を呈する区間については、周囲との境界が明瞭ではないため追記せず。 ・風化の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
73~76	変更なし ・“呈する”と書くべきところを誤って“呈している”と記載。	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正(“走向傾斜はN64° W20° Sである。”の削除。) ・“傾斜は25°である。”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・固結した礫状部の色調として、浅黄褐色と書くべきところを誤ってにふい橙色と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・“直交する割れ目が多い”との記載については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし



# H27-B-3

## 設置許可申請書案

記事	
83	●99.50~99.68m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
86	・灰白色の砂混じり粘土状～明黄褐色～褐色の粘土・砂混じり礫状を呈する。 ・灰白色砂混じり粘土・累計厚10mm ・走向・傾斜はN15° W89° Eである。 ・傾斜は38°である。 ・上盤境界の傾斜は43°、下盤境界の傾斜は37°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
83	●99.50~99.68m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
86	・灰白色の砂混じり粘土状～明黄褐色～褐色の粘土・砂混じり礫状を呈する。 ・灰白色砂混じり粘土・累計厚10mm ・走向・傾斜はN15° W89° Eである。 ・傾斜は38°である。 ・上盤境界の傾斜は43°、下盤境界の傾斜は37°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
83	●99.50~99.68m(H-3d破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。
86	・走向・傾斜はN15° W89° Eである。 ・上盤境界の傾斜は43°、下盤境界の傾斜は37°である。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	割	風	記	コア採取率
尺	高度	度	状	種	区	度	ア	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	分	別	状	状	目	状		最大コア長
											cm
											R
											Q
											D
											L
											[%]
											0
											50
											100
											-100
											-200
											-300
											-400
											-500
											-600
											-700
											-800
											-900
											-1000

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
83	●99.50~99.68m(H-3d破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。
86	・走向・傾斜はN15° W89° Eである。 ・幅10mmの粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は43°、下盤境界の傾斜は37°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
83	●99.50~99.68m(H-3d破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。
86	・走向・傾斜はN15° W89° Eである。 ・幅10mmの粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は43°、下盤境界の傾斜は37°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
81	—	—	・石英脈を記載。	・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
82	—	—	・粘土を記載。	・粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
83~86	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・“傾斜は38°である。”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・固結した礫状部の色調として、褐色と書くべきところを誤って明黄褐色と記載。	・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質については、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、幅10mmの粘土を追記。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし



# H27-B-3

## 設置許可申請書案

記事	
91	108.71~112.27m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 ・割れ目には、挟在物は見られない。
93	112.27~113.27m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。 ・一部割れ目に、砂~シルト状緑泥石が見られる。
B	113.27~117.32m ・短柱~柱状を呈する。 ・一部割れ目沿いに、砂~片状化している。
97	117.32~117.39m ・割れ目沿いに、軟質化している。
98	117.39~119.00m ・短柱~柱状を呈する。 ・下部に割れ目が多いが、挟在物は見られない。

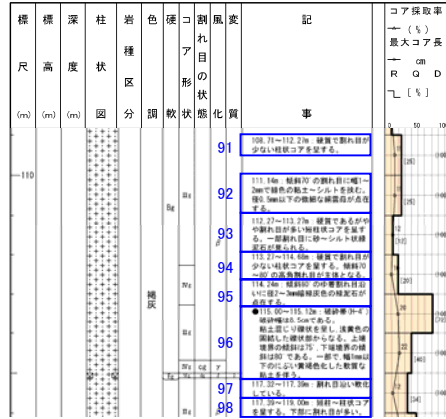
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
91	108.71~112.27m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 ・割れ目には、挟在物は見られない。
93	112.27~113.27m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。 ・一部割れ目に、砂~シルト状緑泥石が見られる。
B	113.27~117.32m ・短柱~柱状を呈する。 ・一部割れ目沿いに、砂~片状化している。
97	117.32~117.39m ・割れ目沿いに、軟質化している。
98	117.39~119.00m ・短柱~柱状を呈する。 ・下部に割れ目が多いが、挟在物は見られない。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
91	108.71~112.27m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 ・割れ目には挟在物は見られない。
93	112.27~113.27m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 ・一部割れ目に砂状~シルト状緑泥石が見られる。
96	●115.00~115.12m(H-4 破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN36° E87° である。
97	●117.32~117.39m ・割れ目沿いに、軟質化している。
98	117.39~119.00m ・短柱状~柱状を呈する。 ・下部に割れ目が多いが、挟在物は見られない。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
91	108.71~112.27m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 ・割れ目には挟在物は見られない。
93	112.27~113.27m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 ・一部割れ目に砂状~シルト状緑泥石が見られる。
96	●115.00~115.12m(H-4 破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN36° E87° である。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
97	117.32~117.39m ・割れ目沿いに、軟質化している。
98	117.39~119.00m ・短柱状~柱状を呈する。 ・下部に割れ目が多いが、挟在物は見られない。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
91	108.71~112.27m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 ・割れ目には挟在物は見られない。
93	112.27~113.27m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 ・一部割れ目に砂状~シルト状緑泥石が見られる。
96	●115.00~115.12m(H-4 破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN36° E87° である。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
97	117.32~117.39m ・割れ目沿いに、軟質化している。
98	117.39~119.00m ・短柱状~柱状を呈する。 ・下部に割れ目が多いが、挟在物は見られない。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.27)
91	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の挟在物の有無について記載。	変更なし
92	—	—	・割れ目について記載(粘土~シルトの挟在、絹雲母の点在)。	・粘土~シルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
93	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達度を記載。 ・緑泥石を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき岩片状~短柱状と記載。	変更なし
B	変更なし	・割れ目の発達程度については、当該区間の周囲と差異がないことから削除。	—	—	—
94	—	—	・硬軟や割れ目の発達度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	—
95	—	—	・割れ目について記載(緑泥石の点在)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
96	—	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-25頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。	変更なし
97	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(割れ目沿いの軟化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
98	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の挟在物の有無について記載。	変更なし



# H27-B-3

## 設置許可申請書案

記事	
103	119.14~119.30m ・緑灰色の礫状を呈する。 ●119.11~119.25m(D-1破砕部) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・緑灰色の粘土状~にふい煙~暗緑灰色の粘土混じり礫状を呈する。 ・緑灰色粘土、累計幅10mm ・走向・傾斜はN20° E87° Wである。 ・傾斜は60° である50。 ・上盤境界の傾斜は50°、下盤境界の傾斜は43°である。
104	119.30~180.00m ・花崗斑岩である。
105	120.10~129.84m ・硬質で割れ目が少なく、主として短柱~柱状を呈する。 ・割れ目に挟在物は見られず、割れ目面もほぼ新鮮である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
103	119.14~119.30m ・暗緑灰色の礫状を呈する。 ●119.11~119.25m(D-1破砕部) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・緑灰色の粘土状~にふい煙~暗緑灰色の粘土混じり礫状を呈する。 ・緑灰色粘土、累計幅10mm ・走向・傾斜はN20° E87° Wである。 ・傾斜は60° である50。 ・上盤境界の傾斜は50°、下盤境界の傾斜は43°である。
104	119.30~180.00m ・花崗斑岩である。
105	120.10~129.84m ・硬質で割れ目が少なく、主として短柱~柱状を呈する。 ・割れ目に挟在物は見られず、割れ目面もほぼ新鮮である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
99	●119.11~119.25m(D-1破砕部) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に暗緑灰色の固結礫状部からなる。 ・緑灰色の未固結粘土状部；累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN20° E87° Wである。 ・上盤境界の傾斜は50°、下盤境界の傾斜は43°である。
105	120.10~129.84m ・硬質で割れ目が少なく、主として短柱状~柱状を呈する。 ・割れ目に挟在物は見られず、割れ目面もほぼ新鮮である。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	状	種	区	軟	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	分	状	目	率		最大コア長
						の			cm
						形状			R Q D
						状態			L [%]
						変化			
119.14	119.30	0.00	花崗斑岩	緑灰色	硬	短柱状	99	●119.11~119.25m 破砕部(D-1) 破砕部はほぼ新鮮である。	100
119.14	119.30	0.00	花崗斑岩	緑灰色	硬	短柱状	100	●119.11~119.25m 破砕部(D-1) 破砕部はほぼ新鮮である。	100
119.14	119.30	0.00	花崗斑岩	緑灰色	硬	短柱状	101	●119.11~119.25m 破砕部(D-1) 破砕部はほぼ新鮮である。	101
119.14	119.30	0.00	花崗斑岩	緑灰色	硬	短柱状	102	●119.11~119.25m 破砕部(D-1) 破砕部はほぼ新鮮である。	102
119.14	119.30	0.00	花崗斑岩	緑灰色	硬	短柱状	103	●119.11~119.25m 破砕部(D-1) 破砕部はほぼ新鮮である。	103
119.14	119.30	0.00	花崗斑岩	緑灰色	硬	短柱状	104	●119.11~119.25m 破砕部(D-1) 破砕部はほぼ新鮮である。	104
119.14	119.30	0.00	花崗斑岩	緑灰色	硬	短柱状	105	●119.11~119.25m 破砕部(D-1) 破砕部はほぼ新鮮である。	105
119.14	119.30	0.00	花崗斑岩	緑灰色	硬	短柱状	106	●119.11~119.25m 破砕部(D-1) 破砕部はほぼ新鮮である。	106

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
99	●119.11~119.25m(D-1破砕部) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に暗緑灰色の固結礫状部からなる。 ・緑灰色の未固結粘土状部；累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN20° E87° Wである。 ・上盤境界の傾斜は50°、下盤境界の傾斜は43°である。
105	120.10~129.84m ・硬質で割れ目が少なく、主として短柱状~柱状を呈する。 ・割れ目に挟在物は見られず、割れ目面もほぼ新鮮である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
99	●119.11~119.25m(D-1破砕部) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に暗緑灰色の固結礫状部からなる。 ・緑灰色の未固結粘土状部；累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN20° E87° Wである。 ・上盤境界の傾斜は50°、下盤境界の傾斜は43°である。
105	120.10~129.84m ・硬質で割れ目が少なく、主として短柱状~柱状を呈する。 ・割れ目に挟在物は見られず、割れ目面もほぼ新鮮である。

記事	申請書案→ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 報告書	報告書→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
99~102	変更なし ・“傾斜は60度である。”と書くべきところを誤って“傾斜は60° である50。”と記載。 ・申請書案及び申請書では、上盤境界の傾斜の記載漏れ。	・誤記修正(正断層センス→右ずれ正断層センス)。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正(“上盤境界の傾斜は50°”→“上盤境界の傾斜は50°”)。 ・“傾斜は60° である50”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
103,104	変更なし	・119.14~119.30mについては、区間の大部分が破砕部であり、破砕部の記載に含めたため削除。 ・花崗斑岩については、記事No.3Iにまとめ書きしたため削除。	・アプライト及び花崗斑岩の区間深度を記載。	・119.14~119.30mのアプライトの認定については、区間全体が劣化し原岩組織が不明瞭であることから花崗斑岩に見直しし追記せず。 ・花崗斑岩については、記事No.3Iに一括記載しているため追記せず。	—
105	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき短柱状~柱状の区間を記載。	変更なし
106	—	—	・割れ目について記載(砂の挟在)。	・砂を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H27-B-3

## 設置許可申請書案

記事	
	●129.84~129.91m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる
111	・緑灰色の礫混じり粘土状～灰白色の粘土質礫状を呈する。
113	・緑灰色礫混じり粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はN25° E24° Eである。 ・傾斜は70°である。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は60°～70°である。
C	132.00～180.00m ・硬質で割れ目が少なく、主として短柱～長柱状を呈する。 ・割れ目面はほぼ新鮮で、挟在物はわずかである。
115	132.41～134.33m ・硬質であるが、密着度の低い割れ目が多い

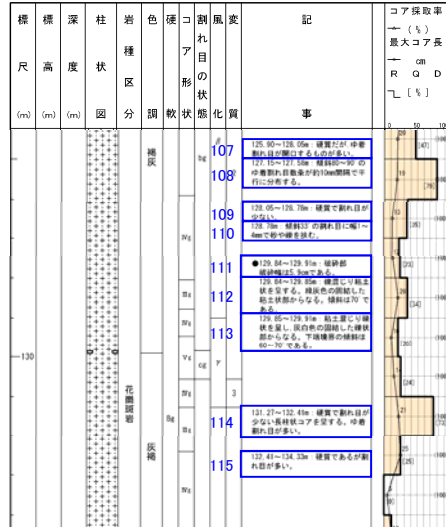
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
	●129.84~129.91m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる
111	・緑灰色の礫混じり粘土状～灰白色の粘土質礫状を呈する。
113	・緑灰色礫混じり粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はN25° E24° Eである。 ・傾斜は70°である。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は60°～70°である。
C	132.00～180.00m ・硬質で割れ目が少なく、主として短柱～長柱状を呈する。 ・割れ目面はほぼ新鮮で、挟在物はわずかである。
115	132.41～134.33m ・硬質であるが、密着度の低い割れ目が多い

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
	●129.84~129.91m ・破砕部である。 ・断面センスである。 ・灰白色の固結礫状部及び緑灰色の固結粘土状部からなる。
113	・走向・傾斜はN27° E86° Eである。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は60°～70°である。
C	132.00～180.00m ・硬質で割れ目が少なく、主として短柱状～長柱状を呈する。 ・割れ目面はほぼ新鮮で、挟在物はわずかである。
115	132.41～134.33m ・硬質であるが、密着度の低い割れ目が多い。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
	●129.84~129.91m ・破砕部である。 ・断面センスである。 ・灰白色の固結礫状部及び緑灰色の固結粘土状部からなる。
113	・走向・傾斜はN27° E86° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は60°～70°である。
C	132.00～180.00m ・硬質で割れ目が少なく、主として短柱状～長柱状を呈する。 ・割れ目面はほぼ新鮮で、挟在物はわずかである。
115	132.41～134.33m ・硬質であるが、密着度の低い割れ目が多い

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
	●129.84~129.91m ・破砕部である。 ・断面センスである。 ・灰白色の固結礫状部及び緑灰色の固結粘土状部からなる。
113	・走向・傾斜はN27° E86° Eである。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は60°～70°である。
C	132.00～180.00m ・硬質で割れ目が少なく、主として短柱状～長柱状を呈する。 ・割れ目面はほぼ新鮮で、挟在物はわずかである。
115	132.41～134.33m ・硬質であるが、密着度の低い割れ目が多い

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
107	—	—	・硬軟を記載。 ・割れ目の開口を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目の開口については、割れ目の発達に関する補足的なものであるため追記せず。	—
108	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
109	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
110	—	—	・割れ目について記載(砂や礫の挟在)。	・砂や礫を挟在するが、連続性乏しく周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
111～113	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・誤記修正(N25° E24° E→N27° E86° E)。 ・“傾斜は70°である。”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区分を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。	・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。
114	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
C	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
115	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の密着度について記載。	変更なし



# H27-B-3

## 設置許可申請書案

記事
134.33~141.97m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 ・一部割れ目沿いに、片状化している。 ・緑泥石脈、石英脈が点在する。

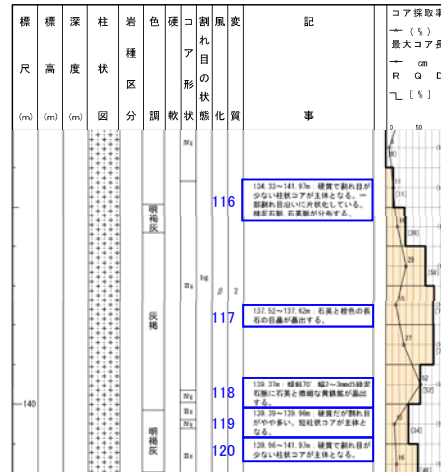
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
134.33~141.97m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 ・一部割れ目沿いに、片状化している。 ・緑泥石脈、石英脈が点在する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
134.33~141.97m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 ・一部割れ目沿いに、片状化している。 ・緑泥石脈、石英脈を挟む。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
134.33~141.97m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 ・一部割れ目沿いに、片状化している。 ・緑泥石脈、石英脈を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
134.33~141.97m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 ・一部割れ目沿いに、片状化している。 ・緑泥石脈、石英脈を挟む。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
116	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの片状化)。 ・石英脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟の程度については、岩級区分で示しているため記載せず。	変更なし
117	—	—	・巨晶を記載。	・花崗斑岩中の巨晶については、補足的なものであるため追記せず。	—
118	—	—	・緑泥石脈を記載。	・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
119	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
120	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H27-B-3

## 設置許可申請書案

記事	
121	141.97~147.08m ・硬質であるが、割れ目がやや多く、主として短柱状を呈する。 ・一部割れ目沿いに、細片化している。
126	147.08~152.23m ・柱状~一部短柱状を呈する。 ・一部の割れ目で細片化、緑泥石化しているが、全体に挟在物はわずかである。
129	

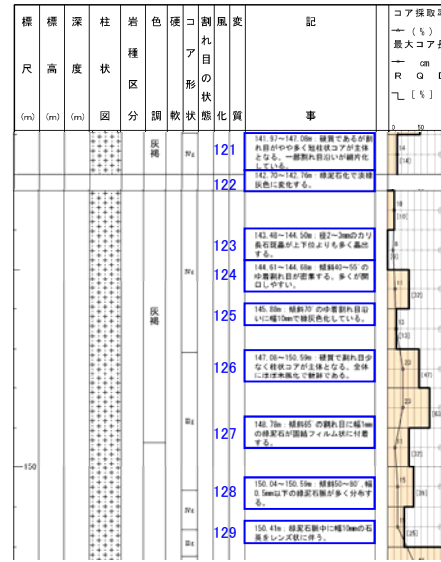
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
121	141.97~147.08m ・硬質であるが、割れ目がやや多く、主として短柱状を呈する。 ・一部割れ目沿いに、細片化している。
126	147.08~152.23m ・柱状~一部短柱状を呈する。 ・一部の割れ目で細片化、緑泥石化しているが、全体に挟在物はわずかである。
129	

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
121	141.97~147.08m ・硬質であるが、割れ目がやや多く、主として短柱状を呈する。 ・一部割れ目沿いに細片状を呈する。
126	147.08~152.23m ・柱状~一部短柱状を呈する。 ・一部の割れ目が細片状を呈し緑泥石化しているが、全体に挟在物はわずかである。
129	

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

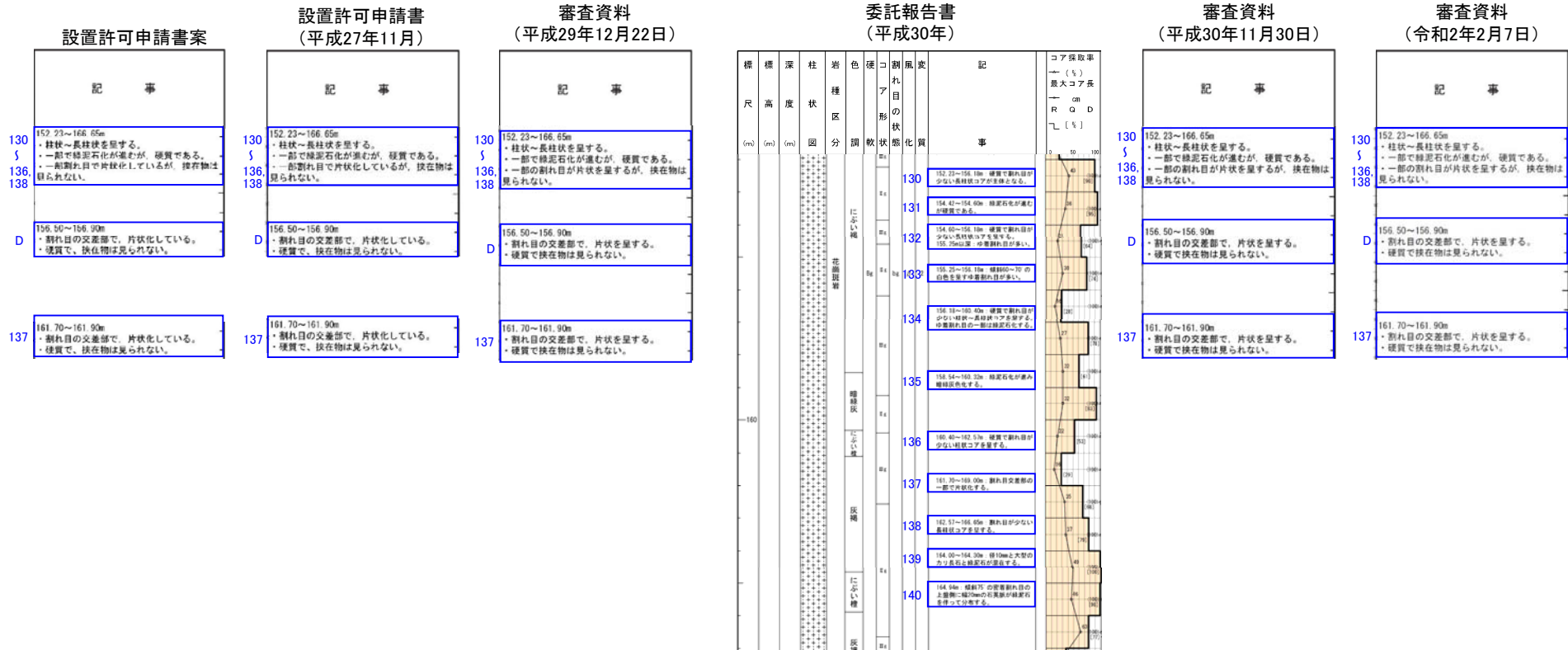
記事	
121	141.97~147.08m ・硬質であるが、割れ目がやや多く、主として短柱状を呈する。 ・一部割れ目沿いに細片状を呈する。
126	147.08~152.23m ・柱状~一部短柱状を呈する。 ・一部の割れ目が細片状を呈し緑泥石化しているが、全体に挟在物はわずかである。
129	

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
121	141.97~147.08m ・硬質であるが、割れ目がやや多く、主として短柱状を呈する。 ・一部割れ目沿いに細片状を呈する。
126	147.08~152.23m ・柱状~一部短柱状を呈する。 ・一部の割れ目が細片状を呈し緑泥石化しているが、全体に挟在物はわずかである。
129	

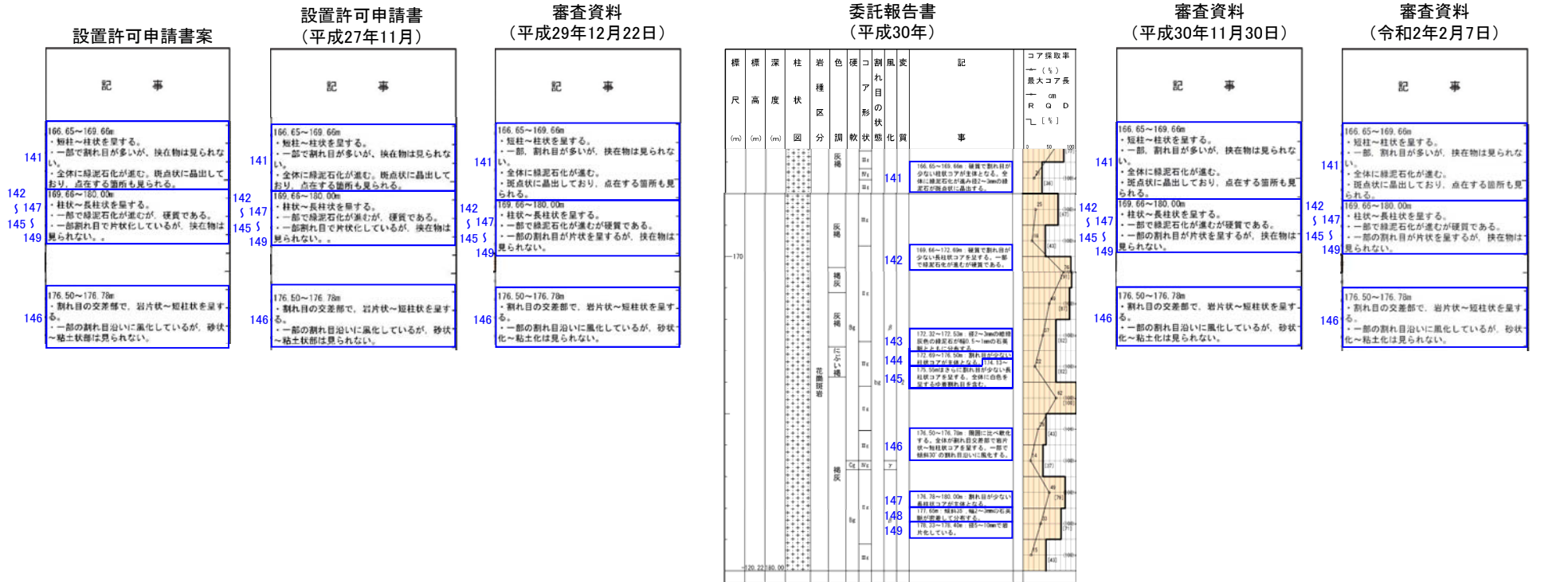
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
121	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
122	—	—	・変色を伴う緑泥石化を記載。	・変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
123	—	—	・斑晶を記載。	・花崗斑岩中の斑晶については、補足的なものであるため追記せず。	—
124	—	—	・割れ目の発達を記載。	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
125	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色)。	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
126~129	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達を記載。 ・緑泥石を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・RQDの最大コア長がやや高い区間が連続することから、“コア形状”欄、“割れ目の状態”欄に基づき、短柱状を呈する区間を記載。 ・割れ目沿いの細片化について記載。 ・割れ目沿いの緑泥石化についてまとめ書き。 ・風化の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし

# H27-B-3



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
130～136,138	変更なし	変更なし	・岩級区間毎の硬軟や割れ目の発達を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達について、まとめ書き。 ・割れ目沿いの片状化や挟在物の有無について記載。	変更なし
D	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
137	変更なし	変更なし	・岩級区間毎の硬軟や割れ目の発達を記載。 ・161.70～161.90mと書くべきところを誤って161.70～169.00mと記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目沿いの片状化や挟在物の有無について記載。	変更なし
139,140	—	—	・緑泥石化を記載。 ・斑晶を記載。 ・石英脈を記載。	・花崗斑岩の斑晶や鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—

# H27-B-3

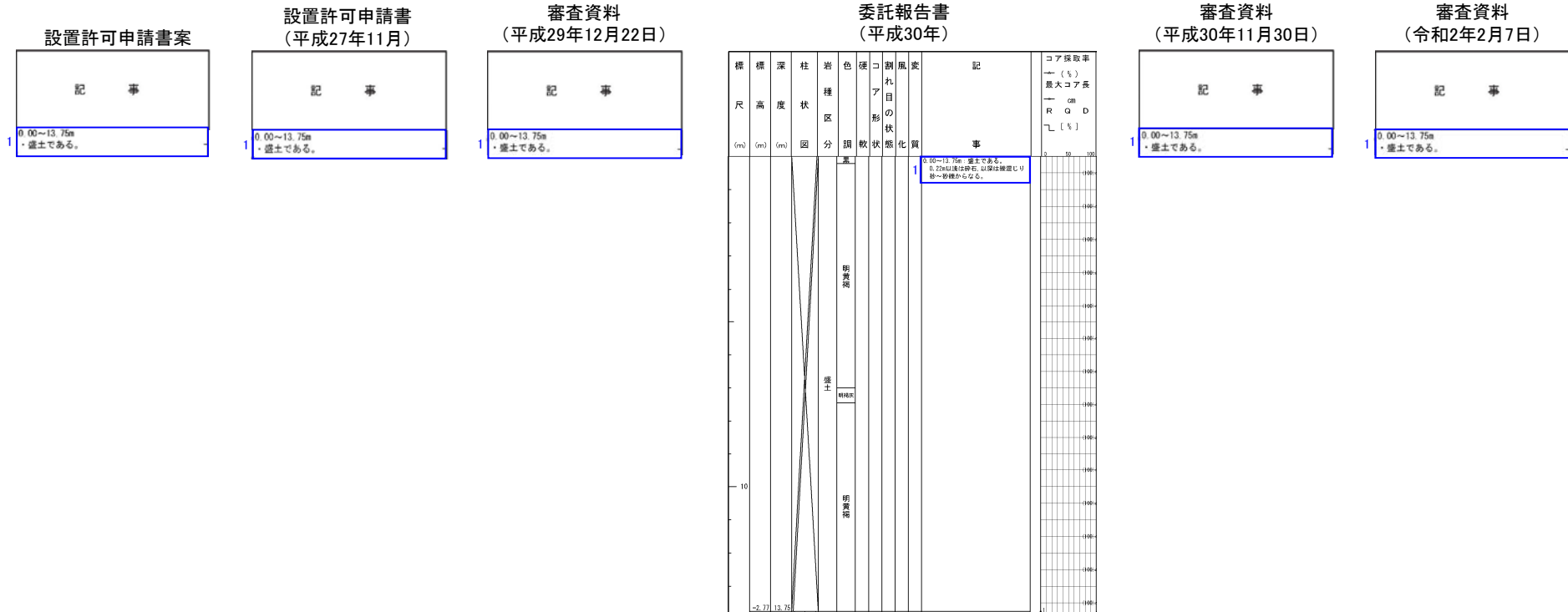


記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
141	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達を記載。 ・緑泥石を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき短柱～柱状と記載。 ・割れ目の挟在物の有無について記載。	変更なし
142～145 147～149	変更なし	・記載の適正化(“挟在物は見られない。”→“挟在物は見られない。”)。	・岩級区間毎の硬軟や割れ目の発達を記載。 ・緑泥石化を記載。 ・石英脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度について、まとめ書き。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。 ・割れ目の挟在物の有無について記載。	変更なし
146	変更なし	変更なし	・軟化を記載。 ・割れ目の発達程度を記載。 ・風化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・軟化については、良好な岩盤からなる区間内の相対的な硬軟であるため追記せず。 ・割れ目沿いの砂状化～粘土化の有無について記載。	変更なし

**H27-B-4**

余白

# H27-B-4



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	・盛土の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は追記せず。	変更なし

# H27-B-4

## 設置許可申請書案

記事	
2	13.75~144.00m ・花崗斑岩である。
3	13.75~14.6m ・強風化部である。 ・割れ目の多くは不鮮明である。
4	●15.91~16.36m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。
5	・緑灰~灰白色の粘土状~オリーブ黄色の粘土層じり礫状を呈する。
7	・緑灰~灰白色粘土：累計厚31mm ・走向・傾斜はN16° W83° Wである。 ・上盤境界の傾斜は72°、下盤境界の傾斜は76°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
2	13.75~144.00m ・花崗斑岩である。
3	13.75~14.6m ・強風化部である。 ・割れ目の多くは不鮮明である。
4	●15.91~16.36m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。
5	・緑灰~灰白色の粘土状~オリーブ黄色の粘土層じり礫状を呈する。
7	・緑灰~灰白色粘土：累計厚31mm ・走向・傾斜はN16° W83° Wである。 ・上盤境界の傾斜は72°、下盤境界の傾斜は76°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
2	13.75~140.00m ・花崗斑岩である。
3	13.75~14.6m ・強風化部である。 ・割れ目の多くは不鮮明である。
4	●15.91~16.36m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。
5	・主に灰褐色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm
7	・走向・傾斜はN16° W83° Wである。 ・上盤境界の傾斜は72°、下盤境界の傾斜は76°である。 ※ポアホールカメラでの計測ができなかったため、走向傾斜方位センサ等は掘り直し孔のH27-B-4で得られた。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率
尺	度	状	種	区	度	れ	化	質	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	分	期	目	状	化		最大コア長
			分	期	状	の	状	質		cm
			期	状	態	形	態			R
			状	態	化	状	態			Q
			態	化	質	化	質			D
			化	質						L
			質							[%]
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	13.75~140.00m 花崗斑岩である。 花崗斑岩である。実厚で14.00m計まで取れ、14.00m計までは硬質な岩質を呈する。上盤境界の傾斜は72°である。	9
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	13.75~14.6m 強風化部である。割れ目の多くは不鮮明である。	10
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	●15.91~16.36m(破砕帯D-1) 破砕部である。 右ずれ正断層センスである。 主に灰褐色の固結礫状部からなる。 淡黄色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm	11
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	走向・傾斜はN16° W83° Wである。 上盤境界の傾斜は72°、下盤境界の傾斜は76°である。 ※ポアホールカメラでの計測ができなかったため、走向傾斜方位センサ等は掘り直し孔のH27-B-4で得られた。	12
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	15.91~16.12m 淡黄色の粘土層じり礫状部を呈する。未固結の粘土層じり礫状部からなる。厚は2.5cmである。上盤境界の傾斜は72°、下盤境界の傾斜は76°である。	13
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	16.12~16.36m 粘り強い緑泥を呈し、灰褐色の固結した礫状部からなる。	14
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	16.36~16.38m 淡黄色の粘土層じり礫状部を呈する。未固結の粘土層じり礫状部からなる。厚は2.5cmである。上盤境界の傾斜は72°、下盤境界の傾斜は76°である。	15
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	16.38~16.40m 淡黄色の粘土層じり礫状部を呈する。未固結の粘土層じり礫状部からなる。厚は2.5cmである。	16
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	16.40~16.42m 淡黄色の粘土層じり礫状部を呈する。未固結の粘土層じり礫状部からなる。厚は2.5cmである。	17

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
2	13.75~140.00m ・花崗斑岩である。
3	13.75~14.6m ・強風化部である。 ・割れ目の多くは不鮮明である。
4	●15.91~16.36m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。
5	・主に灰褐色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm
7	・走向・傾斜はN16° W83° Wである。 ・上盤境界の傾斜は72°、下盤境界の傾斜は76°である。 ※ポアホールカメラでの計測ができなかったため、走向傾斜方位センサ等は掘り直し孔のH27-B-4で得られた。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
2	13.75~140.00m ・花崗斑岩である。
3	13.75~14.6m ・強風化部である。 ・割れ目の多くは不鮮明である。
4	●15.91~16.36m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。
5	・主に灰褐色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm
7	・走向・傾斜はN16° W83° Wである。 ・上盤境界の傾斜は72°、下盤境界の傾斜は76°である。 ※ポアホールカメラでの計測ができなかったため、走向傾斜方位センサ等は掘り直し孔のH27-B-4で得られた。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
2	変更なし	・誤記修正(144.00m→140.00m)。	・花崗斑岩区間の岩盤状況や破砕部の分布をまとめ書き。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・花崗斑岩の岩盤状況や破砕部の有無等については、特徴的な部分を個別に記載することとしているため追記せず。	変更なし
3	変更なし	変更なし	・風化の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目の消滅)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
4~7	変更なし	・誤記修正(正断層センス→右ずれ正断層センス)。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・走向・傾斜の値が別孔から得られたことを記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 ・“花崗斑岩亜角礫”、“石英粒や岩片”の記載については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし



# H27-B-4

設置許可申請書案

記事

A 16.52~17.03m  
・一部砂状~礫状を呈する。  
8 17.03~17.86m  
・低角度の割れ目が多い。  
10 20.23~20.37m  
・割れ目沿いに、一部細礫状を呈する。  
20.55~20.65m  
20.87~20.94m  
・礫状を呈する。  
B

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

A 16.52~17.03m  
・一部砂状~礫状を呈する。  
8 17.03~17.86m  
・低角度の割れ目が多い。  
10 20.23~20.37m  
・割れ目沿いに、一部細礫状を呈する。  
20.55~20.65m  
20.87~20.94m  
・礫状を呈する。  
B

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

A 16.52~17.03m  
・一部砂状~礫状を呈する。  
8 17.03~17.86m  
・低角度の割れ目が多い。  
10 20.23~20.37m  
・割れ目沿いに、一部細礫状を呈する。  
20.55~20.65m  
20.87~20.94m  
・礫状を呈する。  
B

委託報告書  
(平成30年)

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

A 16.52~17.03m  
・一部砂状~礫状を呈する。  
8 17.03~17.86m  
・低角度の割れ目が多い。  
10 20.23~20.37m  
・割れ目沿いに、一部細礫状を呈する。  
20.55~20.65m  
20.87~20.94m  
・礫状を呈する。  
B

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

A 16.52~17.03m  
・一部砂状~礫状を呈する。  
8 17.03~17.86m  
・低角度の割れ目が多い。  
10 20.23~20.37m  
・割れ目沿いに、一部細礫状を呈する。  
20.55~20.65m  
20.87~20.94m  
・礫状を呈する。  
B

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
A	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
8	変更なし	変更なし	・割れ目の発達を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
9	—	—	・花崗斑岩の斑晶を記載。	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため追記せず。	—
10	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(割れ目沿いの細礫化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
B	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし

# H27-B-4

設置許可申請書案

記事	
12	22.47~22.55m ・礫状を呈する。
14	25.96~26.19m ・軟質である。
C	

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事	
12	22.47~22.55m ・礫状を呈する。
14	25.96~26.19m ・軟質である。
C	

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事	
12	22.47~22.55m ・礫状を呈する。
14	25.96~26.19m ・軟質である。
C	

委託報告書  
(平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率
尺	高度	状	種		度	れ	化		事	(%)
(m)	(m)	図	分	区	軟	目	質			最大コア長
					状	の				cm
					状	発				R Q D
					化	達				[ % ]
									11 22.47~22.55m 中継管部が連続して 礫状を呈する。割れ目も 小さい割れ目も認められず。見当り 22.47~22.55m 礫状コアを呈す	
									13 24.53~25.48m コア欠	
									14 25.96~26.19m 硬質よりも軟質で コアの断面がフラット。	

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
12	22.47~22.55m ・礫状を呈する。
14	25.96~26.19m ・軟質である。
C	

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
12	22.47~22.55m ・礫状を呈する。
14	25.96~26.19m ・軟質である。
C	

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
12	変更なし	変更なし	・礫状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
13	—	—	・コア欠の区間を記載。	・コア欠区間については、ボアホールテレビによる観察結果から、周囲の岩盤と明瞭な差が認められないため、コア写真で示すこととし追記せず。	—
14	変更なし	変更なし	・軟質な区間を記載。 ・コア表面の粗さを記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・コア表面の粗さについては、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため追記せず。	変更なし
C	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし

# H27-B-4

## 設置許可申請書案

記事	
17 5 19	<p>●29.74~29.78m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。</p> <p>・白色の粘土状を呈する。 ・白色粘土：累計厚2mm ・走向・傾斜はN1° E75° Wである。 ・上盤境界の傾斜は70°、下盤境界の傾斜は67°である。</p>

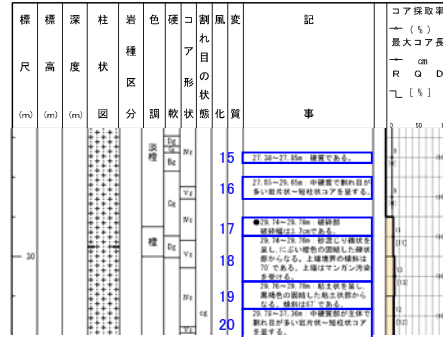
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
17 5 19	<p>●29.74~29.78m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。</p> <p>・白色の粘土状を呈する。 ・白色粘土：累計厚2mm ・走向・傾斜はN1° E75° Wである。 ・上盤境界の傾斜は70°、下盤境界の傾斜は67°である。</p>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
17 5 19	<p>●29.74~29.78m ・破砕部である。 ・にぶい褐色の固結礫状部及び黒褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E75° Wである。 ・上盤境界の傾斜は70°、下盤境界の傾斜は67°である。</p>

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
17 5 19	<p>●29.74~29.78m ・破砕部である。 ・にぶい褐色の固結礫状部及び黒褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E75° Wである。 ・上盤境界の傾斜は70°、下盤境界の傾斜は67°である。</p>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
17 5 19	<p>●29.74~29.78m ・破砕部である。 ・にぶい褐色の固結礫状部及び黒褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E75° Wである。 ・上盤境界の傾斜は70°、下盤境界の傾斜は67°である。</p>

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
15	—	—	・硬質部を記載。	・局所的に挟まれる硬質部については、補足的なものであるため追記せず。	—
16	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
17~19	変更なし	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・マンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
20	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H27-B-4

## 設置許可申請書案

記事	
21	31.77~31.93m ・低角度で、ほぼ並行する微細な割れ目が多い。
D	32.36~32.73m ・傾斜30°程度の、ほぼ並行する割れ目が多い。
23	33.00~33.62m ・傾斜30°~50°の割れ目が多い。
24	35.60~35.78m ・低角度の、ほぼ並行する割れ目が多い。 ・割れ目沿いに、一部白色鉱物脈を挟む。
25	36.98~37.10m ・高角度の割れ目に沿って、幅12mm程度砂~細礫状を呈する。
26	37.36~39.84m ・硬質である。
28	41.00~41.20m ・低角度と高角度の割れ目が交差し、網目状を呈する。

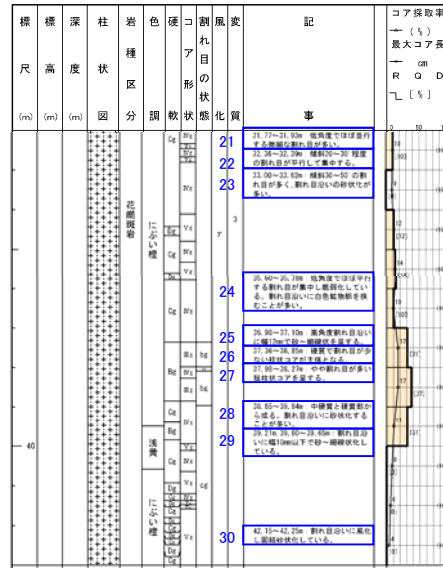
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
21	31.77~31.93m ・低角度で、ほぼ並行する微細な割れ目が多い。
D	32.36~32.73m ・傾斜30°程度の、ほぼ並行する割れ目が多い。
23	33.00~33.62m ・傾斜30°~50°の割れ目が多い。
24	35.60~35.78m ・低角度の、ほぼ並行する割れ目が多い。 ・割れ目沿いに、一部白色鉱物脈を挟む。
25	36.98~37.10m ・高角度の割れ目に沿って、幅12mm程度砂~細礫状を呈する。
26	37.36~39.84m ・硬質である。
28	41.00~41.20m ・低角度と高角度の割れ目が交差し、網目状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
21	31.77~31.93m ・低角度で、ほぼ並行する微細な割れ目が多い。
D	32.36~32.73m ・ほぼ並行する割れ目が多い。
23	33.00~33.62m ・割れ目が多い。
24	35.60~35.78m ・低角度で、ほぼ並行する割れ目が多い。 ・割れ目沿いに、一部白色鉱物脈を挟む。
25	36.98~37.10m ・高角度の割れ目に沿って、幅12mm程度砂~細礫状を呈する。
26	37.36~39.84m ・硬質である。
28	41.00~41.20m ・低角度と高角度の割れ目が交差し、網目状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
21	31.77~31.93m ・低角度で、ほぼ並行する微細な割れ目が多い。
D	32.36~32.73m ・ほぼ並行する割れ目が多い。
23	33.00~33.62m ・割れ目が多い。
24	35.60~35.78m ・低角度で、ほぼ並行する割れ目が多い。 ・割れ目沿いに、一部白色鉱物脈を挟む。
25	36.98~37.10m ・高角度の割れ目に沿って、幅12mm程度砂~細礫状を呈する。
26	37.36~39.84m ・硬質である。
28	41.00~41.20m ・低角度と高角度の割れ目が交差し、網目状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
21	31.77~31.93m ・低角度で、ほぼ並行する微細な割れ目が多い。
D	32.36~32.73m ・ほぼ並行する割れ目が多い。
23	33.00~33.62m ・割れ目が多い。
24	35.60~35.78m ・低角度で、ほぼ並行する割れ目が多い。 ・割れ目沿いに、一部白色鉱物脈を挟む。
25	36.98~37.10m ・高角度の割れ目に沿って、幅12mm程度砂~細礫状を呈する。
26	37.36~39.84m ・硬質である。
28	41.00~41.20m ・低角度と高角度の割れ目が交差し、網目状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
22	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目が集中するが、周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。	—
D	変更なし	・割れ目の傾斜については、周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
23	変更なし	・割れ目の傾斜については、周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一部割れ目沿いで砂状化するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし
24	変更なし	変更なし	・割れ目の発達及び脆弱化について記載。 ・割れ目について記載(鉱物脈)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・脆弱化の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
25	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂~細礫状化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
26~28	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・RQDと最大コア長が増大する区間について、“硬軟”欄に基づき硬質と一括記載。	変更なし
29	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂~細礫状化)。	・割れ目沿いの砂~細礫状化については、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
E	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
30	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	・割れ目沿いに砂状化するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H27-B-4

## 設置許可申請書案

記事	
32	46.10~46.35m ・傾斜60°~70°の割れ目が多い。
33	47.11~47.32m ・微細な割れ目が、網目状に分布する。
34	48.39~48.43m ・破碎部である。カタクレーサイトからなる
35	・にぶい橙色の粘土状を呈する。
36	・にぶい橙色粘土、異径厚30mm ・走向・傾斜はN48° E78° Eである。 ・上層境界の傾斜は52°、下層境界の傾斜は45°である。

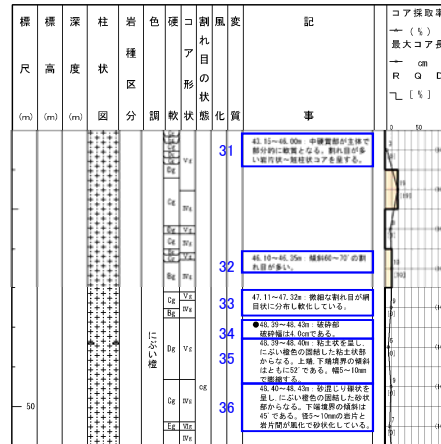
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
32	46.10~46.35m ・傾斜60°~70°の割れ目が多い。
33	47.11~47.32m ・微細な割れ目が、網目状に分布する。
34	48.39~48.43m ・破碎部である。カタクレーサイトからなる
35	・にぶい橙色の粘土状を呈する。
36	・にぶい橙色粘土、異径厚30mm ・走向・傾斜はN48° E78° Eである。 ・上層境界の傾斜は52°、下層境界の傾斜は45°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
32	46.10~46.35m ・割れ目が多い。
33	47.11~47.32m ・微細な割れ目が、網目状に分布する。
34	48.39~48.43m ・破碎部である。
35	・正断層センスである。
36	・にぶい橙色の固結砂状部及びにぶい橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN48° E78° Eである。 ・上層境界の傾斜は52°、下層境界の傾斜は45°である。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
32	46.10~46.35m ・割れ目が多い。
33	47.11~47.32m ・微細な割れ目が、網目状に分布する。
34	48.39~48.43m ・破碎部である。
35	・正断層センスである。
36	・にぶい橙色の固結砂状部及びにぶい橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN48° E78° Eである。 ・上層境界の傾斜は52°、下層境界の傾斜は45°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
32	46.10~46.35m ・割れ目が多い。
33	47.11~47.32m ・微細な割れ目が、網目状に分布する。
34	48.39~48.43m ・破碎部である。
35	・正断層センスである。
36	・にぶい橙色の固結砂状部及びにぶい橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN48° E78° Eである。 ・上層境界の傾斜は52°、下層境界の傾斜は45°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.27)
31	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
32	変更なし	・割れ目の傾斜については、周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。	・割れ目の傾斜を記載。 ・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の傾斜については、周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。	変更なし
33	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・軟化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・軟化については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
34~36	変更なし	・誤記修正(48.30~48.33m→48.39~48.43m)。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・破碎幅を記載。 ・破碎部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破碎幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破碎部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 ・“砂状化している”との記載については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)



# H27-B-4

## 設置許可申請書案

記事	
F	54.96~55.55m ・低角度の割れ目が多い。
42	55.45~56.61m ・低角度と高角度の割れ目が交差し、網目状を呈する。
G	60.07~60.45m 60.82~61.72m ・微細な割れ目が多い。
49	63.90~64.30m ・変質している。 ・軟質化しており、割れ目は不鮮明である。

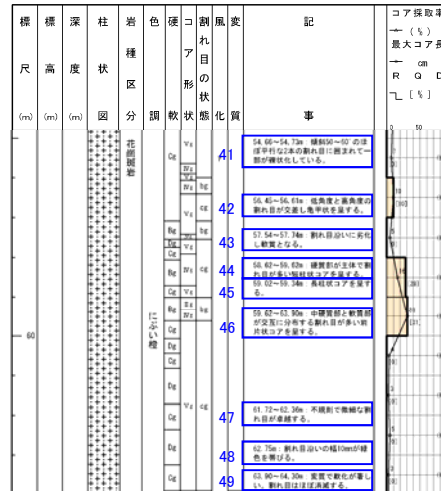
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
F	54.96~55.55m ・低角度の割れ目が多い。
42	55.45~56.61m ・低角度と高角度の割れ目が交差し、網目状を呈する。
G	60.07~60.45m 60.82~61.72m ・微細な割れ目が多い。
49	63.90~64.30m ・変質している。 ・軟質化しており、割れ目は不鮮明である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
F	54.96~55.55m ・低角度の割れ目が多い。
42	55.45~56.61m ・低角度と高角度の割れ目が交差し、網目状を呈する。
G	60.07~60.45m 60.82~61.72m ・微細な割れ目が多い。
49	63.90~64.30m ・変質している。 ・軟質化しており、割れ目は不鮮明である。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
F	54.96~55.55m ・低角度の割れ目が多い。
42	55.45~56.61m ・低角度と高角度の割れ目が交差し、網目状を呈する。
G	60.07~60.45m 60.82~61.72m ・微細な割れ目が多い。
49	63.90~64.30m ・変質している。 ・軟質化しており、割れ目は不鮮明である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
F	54.96~55.55m ・低角度の割れ目が多い。
42	55.45~56.61m ・低角度と高角度の割れ目が交差し、網目状を呈する。
G	60.07~60.45m 60.82~61.72m ・微細な割れ目が多い。
49	63.90~64.30m ・変質している。 ・軟質化しており、割れ目は不鮮明である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの礫状化)。	・一部が礫状化しているが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
F	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
42	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(亀甲状)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・表現の見直し(亀甲状→網目状)。	変更なし
43	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの軟質化)。	・割れ目沿いに軟質化するが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
G	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
44~46	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
47	—	—	・割れ目の発達を記載。	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
48	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色)。	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
49	変更なし	変更なし	・変質を伴う軟質な区間を記載。 ・割れ目について記載(割れ目の消滅)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし







# H27-B-4

## 設置許可申請書案

記事	
54	●65.59～65.72m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・灰白色の粘土状～褐灰色の砂～礫状を呈する。 ・灰白色粘土。累計厚3mm。 ・走向・傾斜はNS78°Wである。 ・上層境界の傾斜は65°。下層境界の傾斜は62°である。
55	67.28～67.75m ・変質している。 ・灰白色を呈し、粘土化している。
57	68.97～69.08m ・砂～細礫状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
54	●65.59～65.72m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・灰白色の粘土状～褐灰色の砂～礫状を呈する。 ・灰白色粘土。累計厚3mm。 ・走向・傾斜はNS78°Wである。 ・上層境界の傾斜は65°。下層境界の傾斜は62°である。
55	67.28～67.75m ・変質している。 ・灰白色を呈し、粘土化している。
57	68.97～69.08m ・砂～細礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
54	●65.59～65.72m ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はNS78°Wである。 ・上層境界の傾斜は65°。下層境界の傾斜は62°である。
55	67.28～67.75m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
57	68.97～69.08m ・砂状～細礫状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱状	岩	色	硬	割れ目	風	記	コア採取率
尺	高度	状	種	区	軟	目	化	事	(%)
(m)	(m)	図	分	別	状	の	質		最大コア長
		分	別	別	態	形			cm
		別	別	別	化	状			R Q D
		別	別	別	質	態			[ % ]
								●65.59～65.72m 破砕部 傾斜は11.7°である。 粘土質礫を呈し、褐灰色の固結した礫状部からなる。上層境界の傾斜は65°。下層境界の傾斜は62°である。	
								67.28～67.75m 変質で脆弱化が著しい。灰白色を呈し粘土化している。	
								67.75～76.74m 10.08m以内は軟質である。10.08m以内は硬質が主体であるが、割れ目が多い地状コアが認められる。	
								68.97～69.08m 砂～細礫状を呈する。	
								70.05m 傾斜60° 幅20～25mmで細い塊砂が主体を呈し脆弱化している。	
								71.22～71.75m 傾斜60°と傾斜54°の割れ目に囲まれて脆弱化している。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
54	●65.59～65.72m ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はNS78°Wである。 ・上層境界の傾斜は65°。下層境界の傾斜は62°である。
55	67.28～67.75m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
57	68.97～69.08m ・砂状～細礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
54	●65.59～65.72m ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はNS78°Wである。 ・上層境界の傾斜は65°。下層境界の傾斜は62°である。
55	67.28～67.75m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
57	68.97～69.08m ・砂状～細礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
54	変更なし	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし
55	変更なし	変更なし	・変質を伴う軟質化を記載。 ・粘土化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
56	—	—	・硬軟や割れ目の発達度を記載。	・硬軟や割れ目の発達度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
57	変更なし	変更なし	・砂～細礫状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
58	—	—	・割れ目について記載(破砕状)。	・“破砕状を呈し脆弱化している”との記載については、せん断構造や変形構造が不明瞭で、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—
59	—	—	・脆弱化を記載。	・脆弱化しているが、周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。	—

# H27-B-4

## 設置許可申請書案

記事	
61	74.19~74.34m ・傾斜20°~50°の割れ目が多い。
62	75.05~75.29m ・傾斜20°~40°の、ほぼ並行する低角度の割れ目が多い。
67	80.13~80.29m ・傾斜35°~55°の、同方向の割れ目が多い。

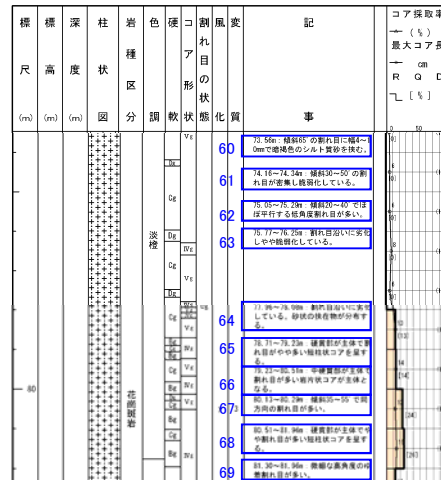
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
61	74.19~74.34m ・傾斜20°~50°の割れ目が多い。
62	75.05~75.29m ・傾斜20°~40°の、ほぼ並行する低角度の割れ目が多い。
67	80.13~80.29m ・傾斜35°~55°の、同方向の割れ目が多い。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
62	75.05~75.29m ・ほぼ並行する低角度の割れ目が多い。
67	80.13~80.29m ・同方向の割れ目が多い。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
62	75.05~75.29m ・ほぼ並行する低角度の割れ目が多い。
67	80.13~80.29m ・同方向の割れ目が多い。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
62	75.05~75.29m ・ほぼ並行する低角度の割れ目が多い。
67	80.13~80.29m ・同方向の割れ目が多い。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
60	—	—	・割れ目について記載(シルト質砂の挟在)。	・シルト質砂を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
61	変更なし	・割れ目の傾斜については、周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	・脆弱化する区間を記載。 ・74.19~74.34mと書くべきところを誤って74.16~74.34mと記載。 ・割れ目の発達を記載。 ・割れ目の傾斜を記載。	・割れ目の傾斜については、周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。 ・硬軟については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
62	変更なし	・割れ目の傾斜については、周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	・割れ目の発達を記載。 ・割れ目の傾斜を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の傾斜については、周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。	変更なし
63	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの脆弱化)。	・硬軟については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
64	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの劣化、砂状化)。	・割れ目沿いに劣化し、一部で砂状を呈するが、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
65	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
66	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
67	変更なし	・割れ目の傾斜については、周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	・割れ目の発達を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
68	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
69	—	—	・割れ目について記載(ゆ着割れ目)。	・高角度の割れ目については、連続性に乏しいことから追記せず。	—

# H27-B-4

## 設置許可申請書案

記事
72 83.32~84.05m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。
73 84.09~84.77m ・割れ目が多く、軟質化している。
74 86.14~88.26m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。
77 89.27~89.44m ・微細な割れ目が多い。

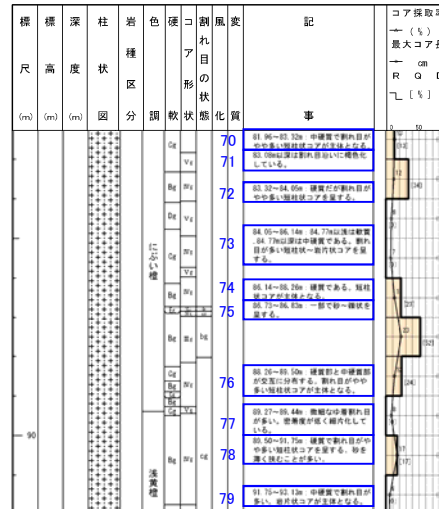
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
72 83.32~84.05m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。
73 84.09~84.77m ・割れ目が多く、軟質化している。
74 86.14~88.26m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。
77 89.27~89.44m ・微細な割れ目が多い。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
72 83.32~84.05m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱状~柱状を呈する。
73 84.09~84.77m ・割れ目が多く、軟質化している。
74 86.14~88.26m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。
77 89.27~89.44m ・微細な割れ目が多い。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

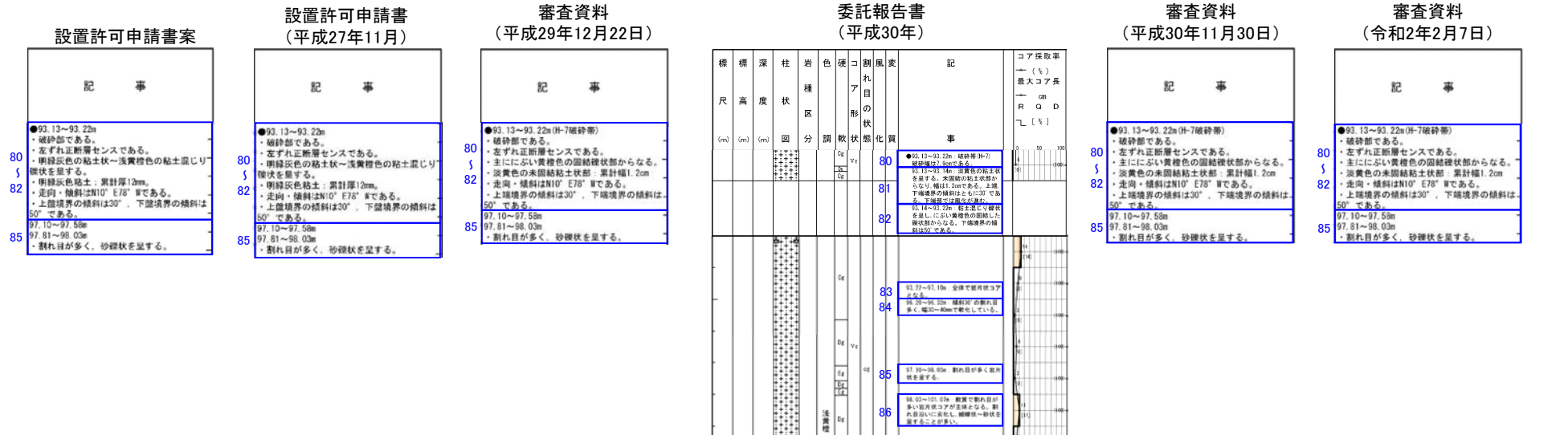
記事
72 83.32~84.05m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱状~柱状を呈する。
73 84.09~84.77m ・割れ目が多く、軟質化している。
74 86.14~88.26m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。
77 89.27~89.44m ・微細な割れ目が多い。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
72 83.32~84.05m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱状~柱状を呈する。
73 84.09~84.77m ・割れ目が多く、軟質化している。
74 86.14~88.26m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。
77 89.27~89.44m ・微細な割れ目が多い。

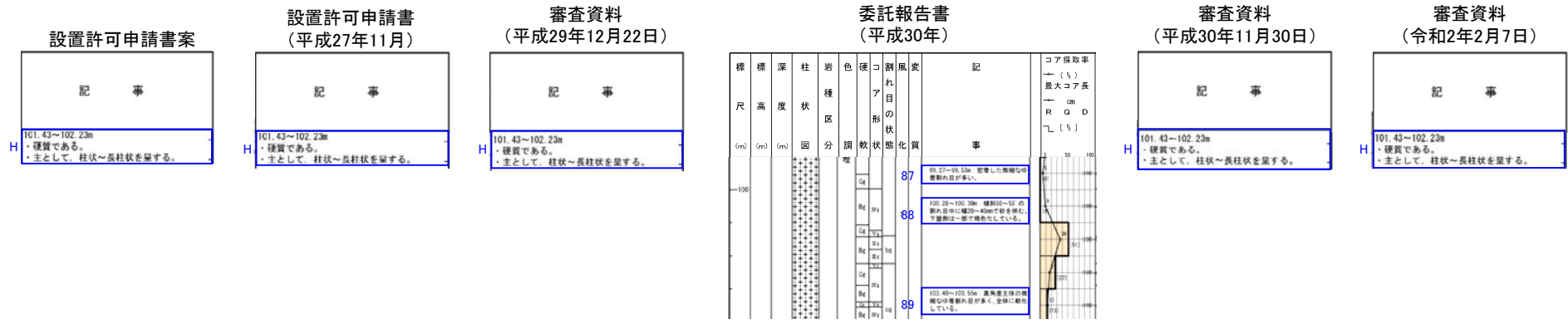
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
70	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
71	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色)。	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
72	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
73	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・相対的に軟質な区間についてのみ記載。	変更なし
74	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達を記載。 ・“主として柱状~長柱状”と書くべきところを誤って“短柱状”と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・短柱状との記載は誤記のため反映せず。	変更なし
75	—	—	・砂~礫状の区間を記載。	・砂~礫状については、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
76	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
77	変更なし	変更なし	・割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(ゆ着割れ目、細片化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・表現の見直し(ゆ着割れ目一割れ目)。 ・部分的な細片化については、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし
78	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(砂の挟在)。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で砂を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
79	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H27-B-4



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
80~82	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分（固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ）を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・“下端部で風化が進む”との記載については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし （※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく）
83	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
84	—	—	・割れ目について記載（軟化）。	・割れ目沿いに軟化するが、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
85	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・岩片状を呈する区間のうち、砂礫状の区間のみを分けて記載。	変更なし
86	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載（割れ目沿いの細礫状～砂状化）。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で細礫状～砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

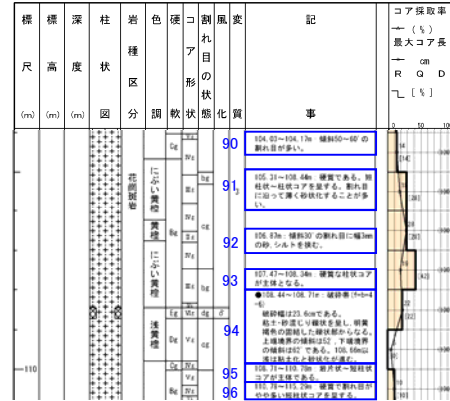
# H27-B-4



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
87	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
88	—	—	・割れ目について記載(砂の挟在、割れ目沿いの変色)。	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。 ・一部で砂を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
H	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
89	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(軟化)。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H27-B-4

設置許可申請書案	設置許可申請書 (平成27年11月)	審査資料 (平成29年12月22日)	委託報告書 (平成30年)	審査資料 (平成30年11月30日)	審査資料 (令和2年2月7日)
<p>記事</p> <p>104.67~108.44m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。</p> <p>108.44~108.71m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・淡黄褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN20° E87° Eである。</p> <p>110.05~115.29m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。</p>	<p>記事</p> <p>104.67~108.44m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。</p> <p>108.44~108.71m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・淡黄褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN20° E87° Eである。</p> <p>110.05~115.29m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。</p>	<p>記事</p> <p>104.67~108.44m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。</p> <p>108.44~108.71m(f-b-4-6破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN20° E87° Eである。</p> <p>110.05~115.29m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱状~柱状を呈する。</p>	<p>記事</p> <p>104.67~108.44m 傾斜50~60°の割れ目が多い。</p> <p>108.44~108.71m 硬質である。短柱状~柱状コアを呈する。割れ目によって層状化している。</p> <p>108.83m 傾斜30°の割れ目に礫のシルトを挟む。</p> <p>107.47~108.34m 硬質な短柱コアが主様となる。</p> <p>108.44~108.71m 破砕帯(f-b-4) 破砕帯は23.6cmである。粘土・砂混じり礫状を呈し、明黄褐色の固結した礫状部からなる。上層礫層の傾斜は52° 下層礫層の傾斜は52°である。108.45mは礫層と砂状化が混在している。</p> <p>108.45~108.71m 硬質な短柱状コアが主様である。</p> <p>110.05~115.29m 硬質であるが、割れ目が多い。</p>	<p>記事</p> <p>104.67~108.44m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。</p> <p>108.44~108.71m(f-b-4-6破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN20° E87° Eである。</p> <p>110.05~115.29m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱状~柱状を呈する。</p>	<p>記事</p> <p>104.67~108.44m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。</p> <p>108.44~108.71m(f-b-4-6破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN20° E87° Eである。</p> <p>110.05~115.29m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱状~柱状を呈する。</p>



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
90	—	—	・割れ目の傾斜を記載。	・割れ目の傾斜については、周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。	—
91	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・RQDと最大コア長が比較的高い区間が連続することから、“硬軟”欄と“コア形状”欄に基づき、硬質な区間における割れ目の発達程度を記載。	変更なし
92	—	—	・割れ目について記載(砂、シルトの挟在)。	・砂、シルトを挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
93	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
94	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 ・“粘土化と砂状化が進む”との記載については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
95	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
96	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・RQDと最大コア長が比較的一定している区間が連続することから、“コア形状”欄から短柱状を呈する区間の深度を読み取り、“硬軟”欄に基づき硬質と記載。	変更なし



# H27-B-4

## 設置許可申請書案

記事	
99	115.29~119.65m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。
1	120.40~122.46m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。

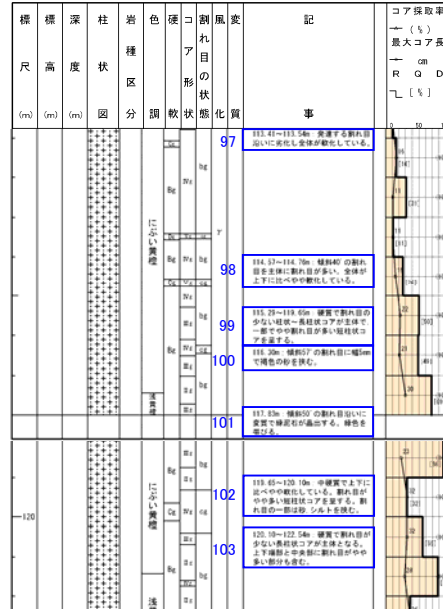
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
99	115.29~119.65m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。
1	120.40~122.46m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
99	115.29~119.65m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。
1	120.40~122.46m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
99	115.29~119.65m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。
1	120.40~122.46m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
99	115.29~119.65m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。
1	120.40~122.46m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
97	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(軟化)。	・割れ目については、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
98	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・軟化を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・軟化については、良好な岩盤からなる区間内の相対的な硬軟であるため追記せず。	—
99	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・主体的なコア状況として、“コア形状”欄に基づき柱状~長柱状と記載。	変更なし
100	—	—	・割れ目について記載(砂の挟在)。	・砂を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
101	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの鉱物の晶出、変色)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出、変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
102	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・軟化を記載。 ・割れ目について記載(砂・シルトの挟在)。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部に砂・シルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
103	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
1	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし

# H27-B-4

設置許可申請書案

記事	
106	123.26~127.00m ・硬質であるが、割れ目が多く、主として短柱~柱状を呈する。一部、長柱状を呈する。
109	128.90~129.15m ・割れ目沿いに、一部礫状を呈する。

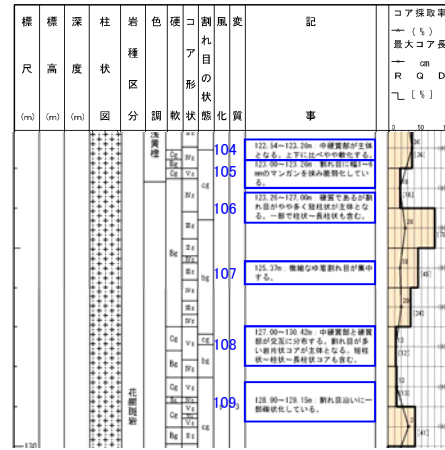
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事	
106	123.26~127.00m ・硬質であるが、割れ目が多く、主として短柱~柱状を呈する。一部、長柱状を呈する。
109	128.90~129.15m ・割れ目沿いに、一部礫状を呈する。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事	
106	123.26~127.00m ・硬質であるが、割れ目が多く、主として短柱~柱状を呈する。 ・一部、長柱状を呈する。
109	128.90~129.15m ・割れ目沿いに、一部礫状を呈する。

委託報告書  
(平成30年)



審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
106	123.26~127.00m ・硬質であるが、割れ目が多く、主として短柱~柱状を呈する。 ・一部、長柱状を呈する。
109	128.90~129.15m ・割れ目沿いに、一部礫状を呈する。

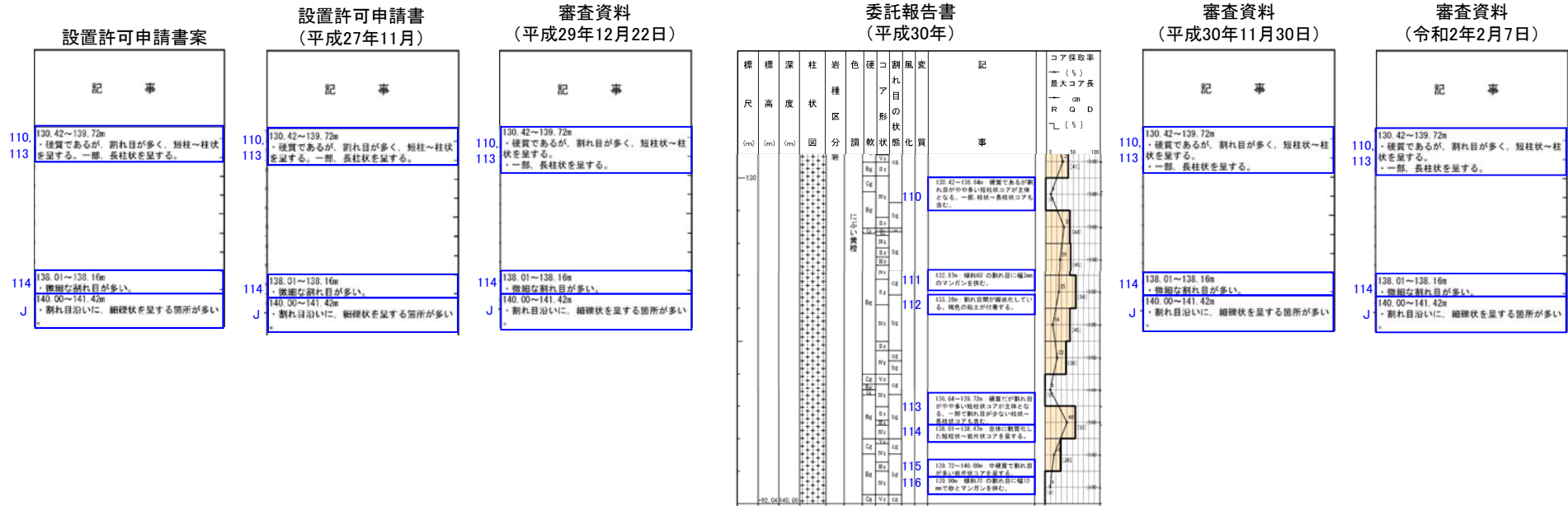
審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
106	123.26~127.00m ・硬質であるが、割れ目が多く、主として短柱~柱状を呈する。 ・一部、長柱状を呈する。
109	128.90~129.15m ・割れ目沿いに、一部礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
104	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については岩級区分に含めて示しているため追記せず。	—
105	—	—	・割れ目について記載(マンガンの挟在、脆弱化)。	・マンガンについては、補足的なものであるため追記せず。 ・脆弱化している部分は局所的であり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
106	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
107	—	—	・割れ目の発達度を記載。	・割れ目の発達度については、周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。	—
108	—	—	・硬軟や割れ目の発達度を記載。	・硬軟や割れ目の発達度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
109	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(礫状化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし



# H27-B-4



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
110,113	変更なし	変更なし	・硬質だが割れ目が発達する区間を細分。 ・短柱状を主体とし、柱状～長柱状が部分的にみられると記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき短柱状～長柱状と記載。	変更なし
111	—	—	・割れ目について記載(マンガンの挟在、割れ目沿いの礫状化)。	・割れ目沿いのマンガンの挟在については、補足的なものであるため追記せず。	—
112	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの礫状化、粘土の付着)。	・礫状化しているが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
114	変更なし	—	・硬軟や割れ目の発達度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき微細な割れ目の多い区間のみを記載。	変更なし
115	—	—	・硬軟や割れ目の発達度を記載。	・硬軟や割れ目の発達度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
116	—	—	・割れ目について記載(砂とマンガンの挟在)。	・砂を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・マンガンの挟在については、補足的なものであるため追記せず。	—
J	変更なし (誤記)余掘りコアの区間を誤って記載したもの。	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし

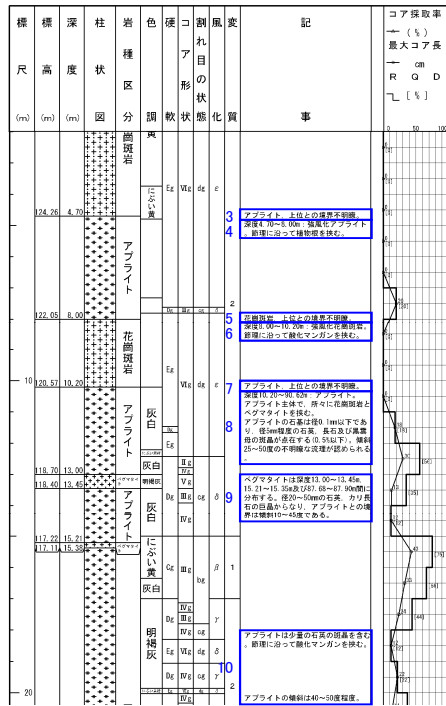
余白

**H19-No.2**

余白



## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案 (平成27年11月)

記事	内容
3, 4	4.70~8.00m ・アプライトである。 ・上層境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に植物根を挟む。
5, 6	8.00~10.20m ・花崗斑岩である。 ・上層境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に酸化マンガンを含む。
7, 8	10.20~90.62m ・アプライトが主体である。 ・所々に花崗斑岩とペグマタイトを挟む。 ・上層境界は不明瞭である。
9	90.62~100.00m ・ペグマタイトである。 ・アプライトとの境界は傾斜10°~45°である。
B	18.30~19.10m ・強風化部である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
3, 4	4.70~8.00m ・アプライトである。 ・上層境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に植物根を挟む。
5, 6	8.00~10.20m ・花崗斑岩である。 ・上層境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に酸化マンガンを含む。
7, 8	10.20~90.62m ・アプライトが主体である。 ・所々に花崗斑岩とペグマタイトを挟む。 ・上層境界は不明瞭である。
9	90.62~100.00m ・ペグマタイトである。 ・アプライトとの境界は傾斜10°~45°である。
B	18.30~19.10m ・強風化部である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
3, 4	4.70~8.00m ・アプライトである。 ・上層境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に植物根を挟む。
5, 6	8.00~10.20m ・花崗斑岩である。 ・上層境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に酸化マンガンを含む。
7, 8	10.20~90.62m ・アプライトが主体である。 ・所々に花崗斑岩とペグマタイトを挟む。 ・上層境界は不明瞭である。
9	90.62~100.00m ・ペグマタイトである。 ・アプライトとの境界は傾斜10°~45°である。
B	18.30~19.10m ・強風化部である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
3, 4	4.70~8.00m ・アプライトである。 ・上層境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に植物根を挟む。
5, 6	8.00~10.20m ・花崗斑岩である。 ・上層境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に酸化マンガンを含む。
7, 8	10.20~90.62m ・アプライトが主体である。 ・所々に花崗斑岩とペグマタイトを挟む。 ・上層境界は不明瞭である。
9	90.62~100.00m ・ペグマタイトである。 ・アプライトとの境界は傾斜10°~45°である。
B	18.30~19.10m ・強風化部である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
3, 4	4.70~8.00m ・アプライトである。 ・上層境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に植物根を挟む。
5, 6	8.00~10.20m ・花崗斑岩である。 ・上層境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に酸化マンガンを含む。
7, 8	10.20~90.62m ・アプライトが主体である。 ・所々に花崗斑岩とペグマタイトを挟む。 ・上層境界は不明瞭である。
9	90.62~100.00m ・ペグマタイトである。 ・アプライトとの境界は傾斜10°~45°である。
B	18.30~19.10m ・強風化部である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
3,4	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
5,6	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
7,8	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・流理については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
9	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	・誤記修正(15.35m⇒15.38m)。 ・87.68~87.90mについては記事No.47と記載が重複しており、不要であるため削除。	変更なし	変更なし
B	・“風化”欄に基づき強風化部と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
10	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・割れ目治いの酸化マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	-	-	-	-

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	
11	22.58~24.38m ・変質している。 ・粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は6°、下端境界の傾斜は5°である。
13	●24.38~24.46m ・破砕部である。 ・砂質シルト状を呈する。 ・砂質シルト：累計幅55mm ・ポアホールテレビでは走向・傾斜は測定できない。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は43°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
11	22.58~24.38m ・変質している。 ・粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は6°、下端境界の傾斜は5°である。
13	●24.38~24.46m ・破砕部である。 ・砂質シルト状を呈する。 ・砂質シルト：累計幅55mm ・ポアホールテレビでは走向・傾斜は測定できない。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は43°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
11	22.58~24.38m ・変質している。 ・粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は6°、下端境界の傾斜は5°である。
13	●24.38~24.46m ・破砕部である。 ・主にふい色赤褐色の未固結砂状部からなる。 ・主にふい赤褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は45°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
11	22.58~24.38m ・変質している。 ・粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は6°、下端境界の傾斜は5°である。
13	●24.38~24.46m ・破砕部である。 ・主にふい色赤褐色の未固結砂状部からなる。 ・主にふい赤褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は45°である。

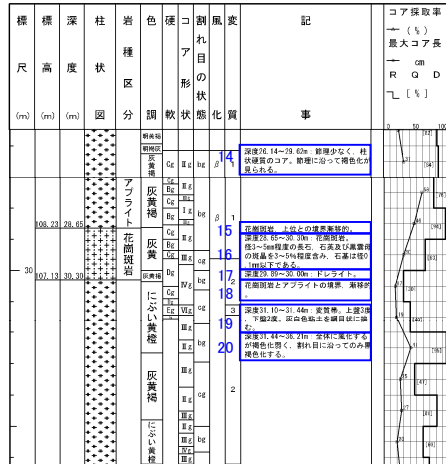
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
11	22.58~24.38m ・変質している。 ・粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は6°、下端境界の傾斜は5°である。
13	●24.38~24.46m ・破砕部である。 ・主にふい色赤褐色の未固結砂状部からなる。 ・主にふい赤褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は45°である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
11	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
12	・シルト及び礫状を呈するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—	—	—
13	・ポアホールテレビの解析結果(測定不可)を記載。	変更なし	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・上記再観察による下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。 ・表現の見直し(“ポアホールテレビでは、走向・傾斜は測定できない”との記載を削除)。	変更なし	変更なし

# H19-No.2

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
14	26.14~29.62m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
15	28.65~30.30m ・花崗斑岩である。 ・上層境界、下層境界は漸移的である。
16	29.89~30.00m ・ドレライトを挟む。
17	31.10~31.44m ・変質している。
19	31.44~44.90m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
14	26.14~29.62m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
15	28.65~30.30m ・花崗斑岩である。 ・上層境界、下層境界は漸移的である。
16	29.89~30.00m ・ドレライトを挟む。
17	31.10~31.44m ・変質している。
19	31.44~44.90m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
14	26.14~29.62m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
15	28.65~30.30m ・花崗斑岩である。 ・上層境界、下層境界は漸移的である。
16	29.89~30.00m ・ドレライトを挟む。
17	31.10~31.44m ・変質している。
19	31.44~44.90m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
14	26.14~29.62m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
15	28.65~30.30m ・花崗斑岩である。 ・上層境界、下層境界は漸移的である。
16	29.89~30.00m ・ドレライトを挟む。
17	31.10~31.44m ・変質している。
19	31.44~44.90m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

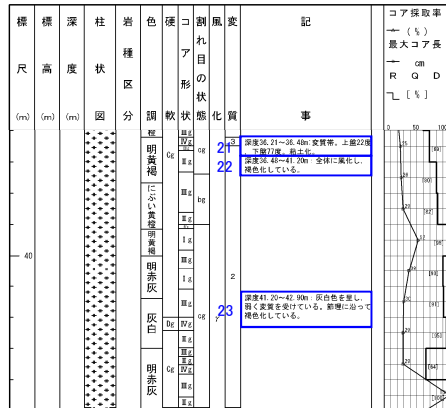
記事	内容
14	26.14~29.62m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
15	28.65~30.30m ・花崗斑岩である。 ・上層境界、下層境界は漸移的である。
16	29.89~30.00m ・ドレライトを挟む。
17	31.10~31.44m ・変質している。
19	31.44~44.90m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
14	・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき柱状~長柱状と記載。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
15,16	・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
17	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
18	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
19	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
20	・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・色調、割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
C	・RQDと最大コア長が比較的大きい区間が連続することから、割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき柱状~長柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし



# H19-No.2

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	
21	36.21~36.48m ・変質している。 ・粘土化している。 ・上端境界の傾斜は22°、下端境界の傾斜は77°である。
D	39.83~39.88m ・変質している。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
21	36.21~36.48m ・変質している。 ・粘土化している。 ・上端境界の傾斜は22°、下端境界の傾斜は77°である。
D	39.83~39.88m ・変質している。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
21	36.21~36.48m ・変質している。 ・粘土化している。
D	●39.83~39.88m(f-15-1破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E82° Wである。 ・下層境界の傾斜は76°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
21	36.21~36.48m ・変質している。 ・粘土化している。
D	●39.83~39.88m(f-15-1破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E82° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・下層境界の傾斜は76°である。

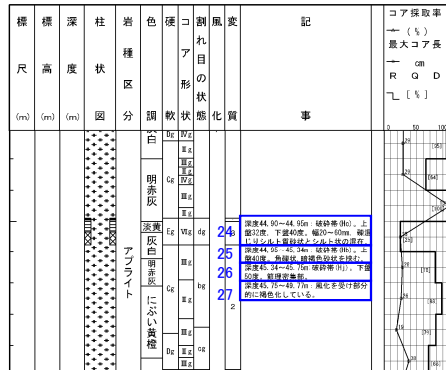
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
21	36.21~36.48m ・変質している。 ・粘土化している。
D	●39.83~39.88m(f-15-1破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E82° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・下層境界の傾斜は76°である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22	・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
D	・変質し原岩組織がやや不明瞭な部分について、コア写真から読み取り記載。	変更なし	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-11頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で取得した下端境界の見かけの傾斜を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。	変更なし
23	・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—

# H19-No.2

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	
24	●44.90～45.75m ・破砕部である。 ・暗褐色～淡黄～灰白色のシルト状～粘土混じり礫状を呈する。
26	・褐色シルト；累計厚60mm ・走向・傾斜はN32° E26° Wである。 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は40°である。
27	45.75～49.77m ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
24	●44.90～45.75m ・破砕部である。 ・暗褐色～淡黄～灰白色のシルト状～粘土混じり礫状を呈する。
26	・褐色シルト；累計厚60mm ・走向・傾斜はN32° E26° Wである。 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は40°である。
27	45.75～49.77m ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
24	●44.90～45.75m ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。
26	・灰白色の未固結粘土状部；累計厚0.3cm ・走向・傾斜はN40° E26° Wである。 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は40°である。
27	45.75～49.77m ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
24	●44.90～45.75m ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。
26	・灰白色の未固結粘土状部；累計厚0.3cm ・走向・傾斜はN40° E26° Wである。 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は40°である。
27	45.75～49.77m ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。

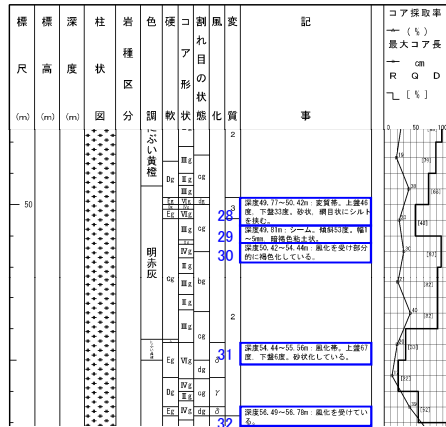
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
24	●44.90～45.75m ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。
26	・灰白色の未固結粘土状部；累計厚0.3cm ・走向・傾斜はN40° E26° Wである。 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は40°である。
27	45.75～49.77m ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
24～26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、シルト状～粘土混じり礫状と記載。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>・シルト状～粘土混じり礫状の色調については、“色調”欄に基づき暗褐色～淡黄～灰白と記載。</li> <li>・シルトの累計幅としては、最大値を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・シルトの色調として、暗褐色と記載すべきところを誤って褐色と記載。(誤記)下端境界の見かけの傾斜として、50°と記載すべきところを誤って40°と記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・誤記修正(N32° E26° W→N40° E26° W)。</li> </ul>	変更なし	変更なし
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RQDが比較的高い区間が連続することから、割れ目の発達程度について、“コア形状”欄に基づき柱状～長柱状と記載。</li> <li>・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。</li> <li>・色調については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.2

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
49.77~50.42m ・変質している。 ・砂状化しており、網目状にシルトを挟む。 ・上層境界の傾斜は46°、下層境界の傾斜は33°である。
50.42~54.44m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
54.44~55.56m ・風化部、土砂状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
49.77~50.42m ・変質している。 ・砂状化しており、網目状にシルトを挟む。 ・上層境界の傾斜は46°、下層境界の傾斜は33°である。
50.42~54.44m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
54.44~55.56m ・風化部、土砂状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
49.77~50.42m ・変質している。 ・砂状化しており、網目状にシルトを挟む。
50.42~54.44m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
54.44~55.56m ・風化し、土砂状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

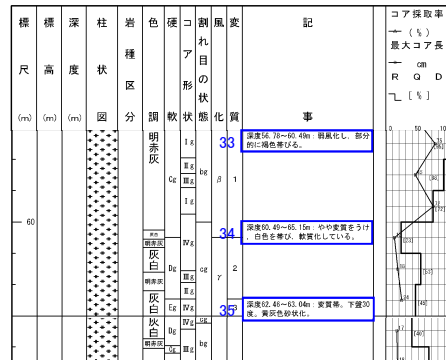
記事
49.77~50.42m ・変質している。 ・砂状化しており、網目状にシルトを挟む。
50.42~54.44m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
54.44~55.56m ・風化し、土砂状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
49.77~50.42m ・変質している。 ・砂状化しており、網目状にシルトを挟む。
50.42~54.44m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
54.44~55.56m ・風化し、土砂状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
28	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
29	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-7頁)。	—	—	—	—
30	・RQDが比較的高い区間が連続することから、割れ目の発達程度について、“コア形状”欄に基づき柱状~長柱状と記載。 ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
31	・“コア形状”欄に基づき土砂状と記載。 ・風化している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
32	・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—	—	—

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	
E	57.00~59.80m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
34	60.49~65.15m ・弱変質をうけ、軟質化している。 F 61.25~61.30m ・角礫状化している。
35	62.46~63.04m ・変質帯している。 ・黄灰色に砂状化している。 ・下層境界の傾斜は30°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
E	57.00~59.80m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
34	60.49~65.15m ・弱変質をうけ、軟質化している。 F 61.25~61.30m ・角礫状化している。
35	62.46~63.04m ・変質帯している。 ・黄灰色に砂状化している。 ・下層境界の傾斜は30°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
E	57.00~59.80m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
34	60.49~65.15m ・弱変質をうけ、軟質化している。 F ●61.25~61.30m(F-14-1破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN7° E68° Wである。
35	62.46~63.04m ・変質帯している。 ・黄灰色に砂状化している。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

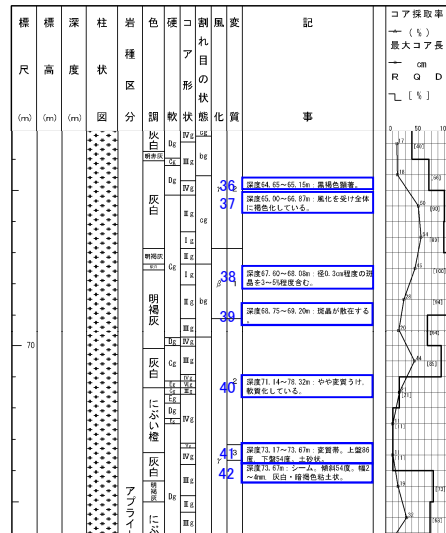
記事	
E	57.00~59.80m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
34	60.49~65.15m ・弱変質をうけ、軟質化している。 F ●61.25~61.30m(F-14-1破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN7° E68° Wである。
35	62.46~63.04m ・変質帯している。 ・黄灰色に砂状化している。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
E	57.00~59.80m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
34	60.49~65.15m ・弱変質をうけ、軟質化している。 F ●61.25~61.30m(F-14-1破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN7° E68° Wである。
35	62.46~63.04m ・変質帯している。 ・黄灰色に砂状化している。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
E	・RQDの増大傾向が顕著であることから、割れ目の発達程度について、“コア形状”欄に基づき柱状~長柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
33	・風化については、当該区間の周囲と比べ軽微であるため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
34	・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
F	・角礫状を呈する部分について、コア写真から読み取り記載。	変更なし	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-12頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
35	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・誤記修正(変質帯している⇒変質している)。	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案 (平成27年11月)

記事	
G	65.20~71.00m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
40	71.14~78.32m ・弱変質をうけ、軟質化している。
41	73.17~73.67m ・変質している。 ・土砂状~岩片状を呈する。 ・上層境界の傾斜は86°、下層境界の傾斜は54°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
G	65.20~71.00m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
40	71.14~78.32m ・弱変質をうけ、軟質化している。
41	73.17~73.67m ・変質している。 ・土砂状~岩片状を呈する。 ・上層境界の傾斜は86°、下層境界の傾斜は54°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
G	65.20~71.00m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
40	71.14~78.32m ・弱変質をうけ、軟質化している。
41	73.17~73.67m ・変質している。 ・土砂状~岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

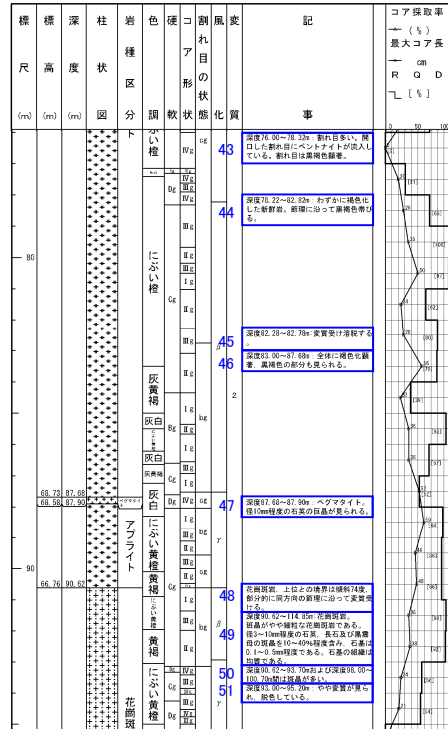
記事	
G	65.20~71.00m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
40	71.14~78.32m ・弱変質をうけ、軟質化している。
41	73.17~73.67m ・変質している。 ・土砂状~岩片状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
G	65.20~71.00m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
40	71.14~78.32m ・弱変質をうけ、軟質化している。
41	73.17~73.67m ・変質している。 ・土砂状~岩片状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
36	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
37	・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
G	・RQDが周囲に比べて高い区間が連続することから、割れ目の発達程度について、“コア形状”欄に基づき柱状~長柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
38	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
39	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
40	・“変質”欄に基づき弱変質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
41	・“コア形状”欄に基づき土砂状~岩片状と記載。	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
42	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-8頁)。	—	—	—	—

委託報告書  
(平成19年)



設置許可申請書案

43	76.00~78.32m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
H	84.35~86.50m ・硬質である。長柱状を呈する。
47	87.68~87.90m ・ペグマタイトである。 ・径10mm程度の石英の巨晶が見られる。
48	90.62~114.85m ・花崗斑岩である。 ・90.62~93.70m、98.00~100.70m間は斑晶が多い。
50	・上層境界の傾斜は74°である。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

43	76.00~78.32m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
H	84.35~86.50m ・硬質である。長柱状を呈する。
47	87.68~87.90m ・ペグマタイトである。 ・径10mm程度の石英の巨晶が見られる。
48	90.62~114.85m ・花崗斑岩である。 ・90.62~93.70m、98.00~100.70m間は斑晶が多い。
50	・上層境界の傾斜は74°である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

43	76.00~78.32m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
H	84.35~86.50m ・硬質である。 ・長柱状を呈する。
47	87.68~87.90m ・ペグマタイトである。 ・径10mm程度の石英の巨晶が見られる。
48	90.62~114.85m ・花崗斑岩である。 ・90.62~93.70m、98.00~100.70m間は斑晶が多い。
50	・上層境界の傾斜は74°である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

43	76.00~78.32m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
H	84.35~86.50m ・硬質である。 ・長柱状を呈する。
47	87.68~87.90m ・ペグマタイトである。 ・径10mm程度の石英の巨晶が見られる。
48	90.62~114.85m ・花崗斑岩である。 ・90.62~93.70m、98.00~100.70m間は斑晶が多い。
50	・上層境界の傾斜は74°である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

43	76.00~78.32m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
H	84.35~86.50m ・硬質である。 ・長柱状を呈する。
47	87.68~87.90m ・ペグマタイトである。 ・径10mm程度の石英の巨晶が見られる。
48	90.62~114.85m ・花崗斑岩である。 ・90.62~93.70m、98.00~100.70m間は斑晶が多い。
50	・上層境界の傾斜は74°である。

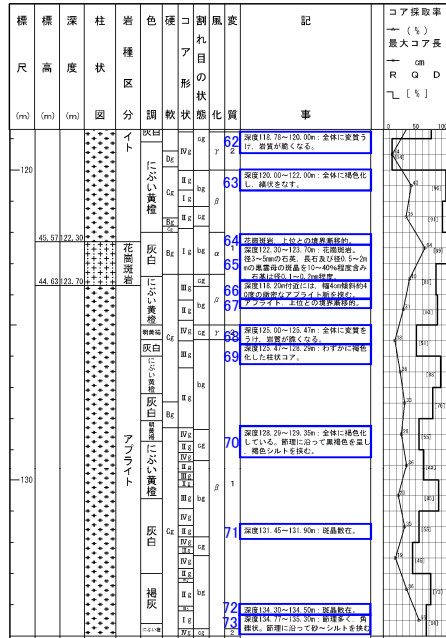
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
43	・“コア形状”欄に基づき岩片状~短柱状と記載。 ・ペントナイトの流入については、細粒分が割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・割れ目沿いの変色、割れ目の開口状況については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
44	・色調については、補足的なものであるため削除。 ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—	—	—
45	・溶脱については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—	—	—
46	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
H	・RQDの増大が顕著であることから、“硬軟”欄と“コア形状”欄に基づき、硬質で割れ目の少ない区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
47	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
48~50	・岩種境界の見かけ傾斜、割れ目沿いの変質については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いの変質については、補足的なものであるため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
51	・脱色については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—	—	—





# H19-No.2

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
62	118.78~120.00m ・変質を受け、岩質が脆くなっている。
64	122.30~123.70m ・花崗閃岩である。 ・上層境界は漸移的である。
65	123.70~136.55m ・アブライトである。 ・上層境界は漸移的である。
67	125.00~125.47m ・変質を受け、岩質が脆くなっている。
68	128.29~129.35m ・割れ目に沿って、褐色シルトを挟む。
71	131.45~131.90m
72	134.30~134.50m ・斑晶が散在する。
73	134.77~135.30m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
62	118.78~120.00m ・変質を受け、岩質が脆くなっている。
64	122.30~123.70m ・花崗閃岩である。 ・上層境界は漸移的である。
65	123.70~136.55m ・アブライトである。 ・上層境界は漸移的である。
67	125.00~125.47m ・変質を受け、岩質が脆くなっている。
70	128.29~129.35m ・割れ目に沿って、褐色シルトを挟む。
71	131.45~131.90m
72	134.30~134.50m ・斑晶が散在する。
73	134.77~135.30m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
62	118.78~120.00m ・変質を受け、岩質が脆くなっている。
64	122.30~123.70m ・花崗閃岩である。 ・上層境界は漸移的である。
65	123.70~136.55m ・アブライトである。 ・上層境界は漸移的である。
67	125.00~125.47m ・変質を受け、岩質が脆くなっている。
70	128.29~129.35m ・割れ目に沿って、褐色シルトを挟む。
71	131.45~131.90m, 134.30~134.50m ・斑晶が散在する。
72	134.30~134.50m ・斑晶が散在する。
73	134.77~135.30m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
62	118.78~120.00m ・変質を受け、岩質が脆くなっている。
64	122.30~123.70m ・花崗閃岩である。 ・上層境界は漸移的である。
65	123.70~136.55m ・アブライトである。 ・上層境界は漸移的である。
67	125.00~125.47m ・変質を受け、岩質が脆くなっている。
70	128.29~129.35m ・割れ目に沿って、褐色シルトを挟む。
71	131.45~131.90m, 134.30~134.50m ・斑晶が散在する。
72	134.30~134.50m ・斑晶が散在する。
73	134.77~135.30m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。

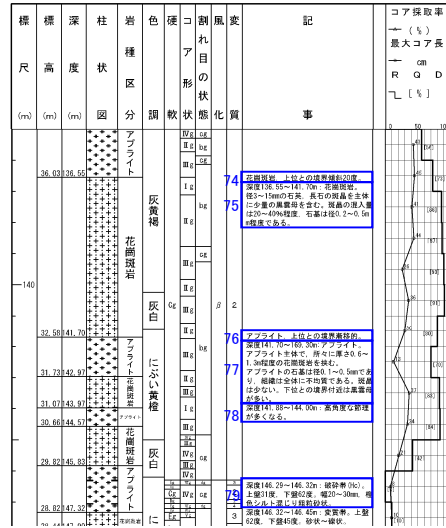
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
62	118.78~120.00m ・変質を受け、岩質が脆くなっている。
64	122.30~123.70m ・花崗閃岩である。 ・上層境界は漸移的である。
65	123.70~136.55m ・アブライトである。 ・上層境界は漸移的である。
67	125.00~125.47m ・変質を受け、岩質が脆くなっている。
70	128.29~129.35m ・割れ目に沿って、褐色シルトを挟む。
71	131.45~131.90m, 134.30~134.50m ・斑晶が散在する。
72	134.30~134.50m ・斑晶が散在する。
73	134.77~135.30m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
62	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
63	・色調、縞状については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
64,65	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
66	・岩脈については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
67	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
68	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
69	・色調については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
70	・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	・誤記修正(割れ目に沿って→割れ目に沿って)。	変更なし	変更なし
71,72	・斑晶の散在について一括記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
73	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし



## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
74. 136.55~141.70m ・花崗斑岩である。 ・上層境界の傾斜は20°である。
75. 141.70~169.30m ・アプライトが主体である。
76. 141.70~169.30m ・アプライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上層境界は漸移的である。
77. 141.70~169.30m ・アプライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上層境界は漸移的である。
78. 141.68~144.00m ・高角度の割れ目が多い。
79. 146.29~146.32m ・破砕部である。 ・棕色のシルト混じり砂状を呈する。 ・シルト混じり砂：累計厚30mm ・走向・傾斜はN7° E64° Wである。 ・上層境界の傾斜は31°、下層境界の傾斜は62°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
74. 136.55~141.70m ・花崗斑岩である。 ・上層境界の傾斜は20°である。
75. 141.70~169.30m ・アプライトが主体である。
76. 141.70~169.30m ・アプライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上層境界は漸移的である。
77. 141.70~169.30m ・アプライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上層境界は漸移的である。
78. 141.68~144.00m ・高角度の割れ目が多い。
79. 146.29~146.32m ・破砕部である。 ・棕色のシルト混じり砂状を呈する。 ・シルト混じり砂：累計厚30mm ・走向・傾斜はN7° E64° Wである。 ・上層境界の傾斜は31°、下層境界の傾斜は62°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
74. 136.55~141.70m ・花崗斑岩である。 ・上層境界の傾斜は20°である。
75. 141.70~169.30m ・アプライトが主体である。
76. 141.70~169.30m ・アプライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上層境界は漸移的である。
77. 141.70~169.30m ・アプライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上層境界は漸移的である。
78. 141.68~144.00m ・高角度の割れ目が多い。
79. 146.29~146.32m ・破砕部である。 ・棕色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN7° E64° Wである。 ・上層境界の傾斜は31°、下層境界の傾斜は62°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
74. 136.55~141.70m ・花崗斑岩である。 ・上層境界の傾斜は20°である。
75. 141.70~169.30m ・アプライトが主体である。
76. 141.70~169.30m ・アプライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上層境界は漸移的である。
77. 141.70~169.30m ・アプライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上層境界は漸移的である。
78. 141.68~144.00m ・高角度の割れ目が多い。
79. 146.29~146.32m ・破砕部である。 ・棕色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN7° E64° Wである。 ・上層境界の傾斜は31°、下層境界の傾斜は62°である。

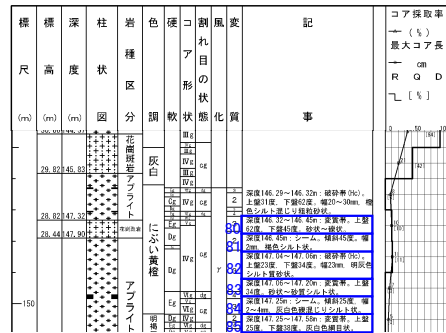
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
74. 136.55~141.70m ・花崗斑岩である。 ・上層境界の傾斜は20°である。
75. 141.70~169.30m ・アプライトが主体である。
76. 141.70~169.30m ・アプライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上層境界は漸移的である。
77. 141.70~169.30m ・アプライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上層境界は漸移的である。
78. 141.68~144.00m ・高角度の割れ目が多い。
79. 146.29~146.32m ・破砕部である。 ・棕色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN7° E64° Wである。 ・上層境界の傾斜は31°、下層境界の傾斜は62°である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
74.75	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
76.77	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・表現の見直し(m→cm)。	変更なし	(誤記)幅の単位について、cmと記載すべきところを誤ってmmと記載。	変更なし	変更なし
78	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
79	・表現の見直し(シルト混じり粗粒砂状→シルト混じり砂状)。 ・シルト混じり砂の累計幅としては、最大値を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし

# H19-No.2

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
80	146.32~146.45m ・変質部である。 ・砂状~礫状を呈する。 ・上端境界の傾斜は62°、下端境界の傾斜は45°である。
82	●147.04~147.06m ・破砕部である。 ・明灰色のシルト質砂状を呈する。 ・明灰色シルト質砂 累計幅2.3cm ・走向・傾斜はN31° W70° Wである。 ・上端境界の傾斜は23°、下端境界の傾斜は34°である。
83	147.06~147.20m ・変質している。 ・砂状~砂質シルト状を呈する。 ・上端境界の傾斜は34°である。
84	147.25~147.58m ・変質している。
85	・灰白色粘土が網目状に分布する。上端境界に幅7~4cmの灰白色硬質じりシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は38°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
80	146.32~146.45m ・変質部である。 ・砂状~礫状を呈する。 ・上端境界の傾斜は62°、下端境界の傾斜は45°である。
82	●147.04~147.06m ・破砕部である。 ・明灰色のシルト質砂状を呈する。 ・明灰色シルト質砂 累計幅2.3cm ・走向・傾斜はN31° W70° Wである。 ・上端境界の傾斜は23°、下端境界の傾斜は34°である。
83	147.06~147.20m ・変質している。 ・砂状~砂質シルト状を呈する。 ・上端境界の傾斜は34°である。
84	147.25~147.58m ・変質している。
85	・灰白色粘土が網目状に分布する。上端境界に幅7~4cmの灰白色硬質じりシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は38°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
80	146.32~146.45m ・変質している。 ・砂状~礫状を呈する。
82	●147.04~147.48m(D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・主にふい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。
85	●明灰色の未固結粘土状部 累計幅2.3cm ・走向・傾斜はN31° W70° Wである。 ・上端境界の傾斜は23°、下端境界の傾斜は34°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
80	146.32~146.45m ・変質している。 ・砂状~礫状を呈する。
82	●147.04~147.48m(D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・主にふい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。
85	●明灰色の未固結粘土状部 累計幅2.3cm ・走向・傾斜はN31° W70° Wである。 ・上端境界の傾斜は23°、下端境界の傾斜は34°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

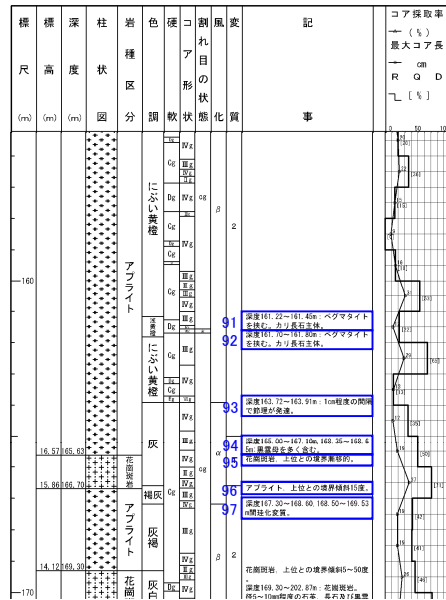
記事	内容
80	146.32~146.45m ・変質している。 ・砂状~礫状を呈する。
82	●147.04~147.48m(D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・主にふい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。
85	●明灰色の未固結粘土状部 累計幅2.3cm ・走向・傾斜はN31° W70° Wである。 ・上端境界の傾斜は23°、下端境界の傾斜は34°である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
80	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
81	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-10頁)。	—	—	—	—
82	・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った。断層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正(報告書から申請書提出までの間に行った再観察により下端深度を見直した。申請書案には未反映であった。再観察では、破砕部と同系統の低角な割れ目やシームが分布する147.25~147.48m、及び原岩組織が不明瞭な147.06~147.25mを含め、一連の破砕部と判断した。)(誤記)下端境界の見かけの傾斜として、38°と記載すべきところを誤って34°と記載。	変更なし	変更なし
83	変更なし	変更なし	・報告書から申請書提出までの間に行った再観察の結果から、上位の破砕帯に含めることとし、記事No.82で一括記載。	変更なし	変更なし
84.85	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-11頁)。 ・記事No.85の下端深度について、147.48mと記載すべきところを誤って147.58mと記載。	変更なし	・誤記修正(147.58m⇒147.48m)。 ・報告書から申請書提出までの間に行った再観察の結果から、上位の破砕帯に含めることとし、記事No.82で一括記載。	変更なし	変更なし



# H19-No.2

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案 (平成27年11月)

記事
91. 161.22~161.45m 161.70~161.80m ・ペグマタイトを挟む。
92. 163.72~163.91m ・10mm程度の間隔で割れ目が分布する。
93. 165.63~166.70m ・花崗斑岩である。 ・上層境界は漸移的である。
95. 166.70~169.30m ・アフライトである。 ・上層境界の傾斜は15°である。
96. 167.30~169.53m ・珪化変質している。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
91. 161.22~161.45m 161.70~161.80m ・ペグマタイトを挟む。
92. 163.72~163.91m ・10mm程度の間隔で割れ目が分布する。
93. 165.63~166.70m ・花崗斑岩である。 ・上層境界は漸移的である。
95. 166.70~169.30m ・アフライトである。 ・上層境界の傾斜は15°である。
96. 167.30~169.53m ・珪化変質している。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
91. 161.22~161.45m, 161.70~161.80m ・ペグマタイトを挟む。
92. 163.72~163.91m ・10mm程度の間隔で割れ目が分布する。
93. 165.63~166.70m ・花崗斑岩である。 ・上層境界は漸移的である。
95. 166.70~169.30m ・アフライトである。 ・上層境界の傾斜は15°である。
96. 167.30~169.53m ・珪化変質している。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

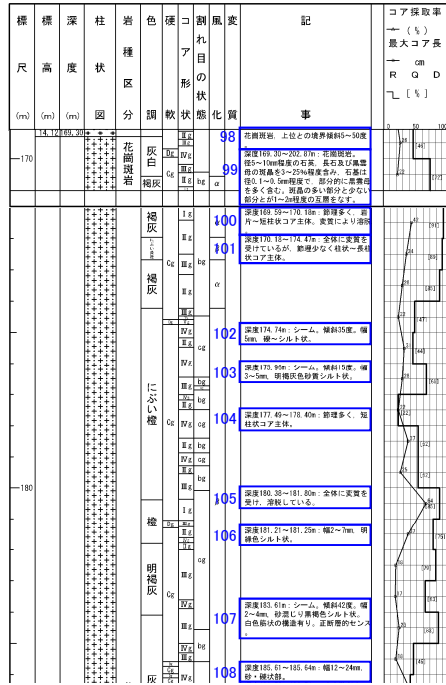
記事
91. 161.22~161.45m, 161.70~161.80m ・ペグマタイトを挟む。
92. 163.72~163.91m ・10mm程度の間隔で割れ目が分布する。
93. 165.63~166.70m ・花崗斑岩である。 ・上層境界は漸移的である。
95. 166.70~169.30m ・アフライトである。 ・上層境界の傾斜は15°である。
96. 167.30~169.53m ・珪化変質している。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
91. 161.22~161.45m, 161.70~161.80m ・ペグマタイトを挟む。
92. 163.72~163.91m ・10mm程度の間隔で割れ目が分布する。
93. 165.63~166.70m ・花崗斑岩である。 ・上層境界は漸移的である。
95. 166.70~169.30m ・アフライトである。 ・上層境界の傾斜は15°である。
96. 167.30~169.53m ・珪化変質している。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
91,92	・ペグマタイトについて一括記載。 ・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成については削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
93	・表現の見直し(mm⇒cm)。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
94	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
95	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
96	・柱状図に合わせてアフライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
97	・珪化変質している深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
98	169.30~202.87m ・花崗閃岩である。 ・上端境界の傾斜は5°~55°である。
99	169.59~170.18m ・割れ目が多く、薄片~短柱状を呈する。
100	170.18~174.47m ・変質を受けているが、割れ目は少なく、柱状~長柱状を呈する。
101	177.49~178.40m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
98	169.30~202.87m ・花崗閃岩である。 ・上端境界の傾斜は5°~55°である。
99	169.59~170.18m ・割れ目が多く、薄片~短柱状を呈する。
100	170.18~174.47m ・変質を受けているが、割れ目は少なく、柱状~長柱状を呈する。
101	177.49~178.40m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
98	169.30~202.87m ・花崗閃岩である。 ・上端境界の傾斜は5°~55°である。
99	169.59~170.18m ・割れ目が多く、薄片~短柱状を呈する。
100	170.18~174.47m ・変質を受けているが、割れ目は少なく、柱状~長柱状を呈する。
101	177.49~178.40m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
98	169.30~202.87m ・花崗閃岩である。 ・上端境界の傾斜は5°~55°である。
99	169.59~170.18m ・割れ目が多く、薄片~短柱状を呈する。
100	170.18~174.47m ・変質を受けているが、割れ目は少なく、柱状~長柱状を呈する。
101	177.49~178.40m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。

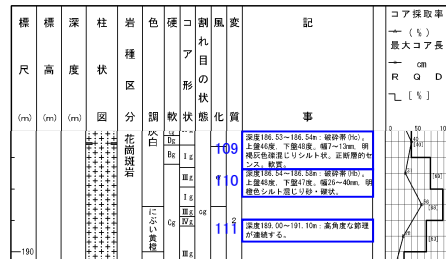
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
98	169.30~202.87m ・花崗閃岩である。 ・上端境界の傾斜は5°~55°である。
99	169.59~170.18m ・割れ目が多く、薄片~短柱状を呈する。
100	170.18~174.47m ・変質を受けているが、割れ目は少なく、柱状~長柱状を呈する。
101	177.49~178.40m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
98,99	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 (誤記)5°~50°と記載すべきところを誤って5°~55°と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
100	・溶脱については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
101	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
102	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-12頁)。	-	-	-	-
103	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-13頁)。	-	-	-	-
104	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
105	・溶脱については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	-	-	-	-
106	・シルト状を呈するが、連続性に乏しいことから削除。	-	-	-	-
107	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-14頁)。	-	-	-	-
108	・砂・礫状を呈するが、区間の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-	-	-



## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
109
110
111

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
109
110
111

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
109
110
111

## 審査資料 (平成30年11月30日)

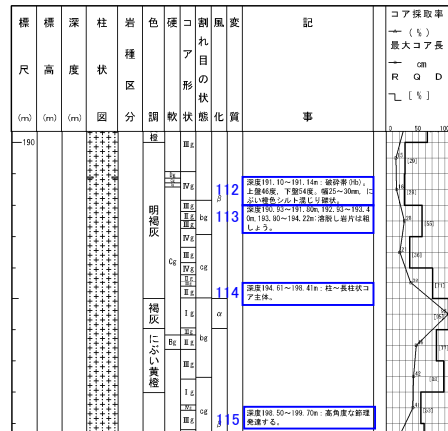
記事
109
110
111

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
109
110
111

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
109,110	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の見直し(シルト混じり砂・礫状→シルト混じり礫状)。</li> <li>・礫混じりシルトの累計幅としては最大値を記載。</li> <li>・礫状を呈する区間の幅を記載しないこととしているため、シルト混じり砂・礫状の区間の幅については削除。</li> <li>・破碎部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>・“軟質”との記載については、破碎部の硬軟を記載しないこととしているため削除。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破碎帯名を記載。</li> <li>・“正断層センスを示す”との記載については、肉眼観察に基づくものであり、審査資料では、薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・ポアホールテレビの再解析結果による最新活動面の走向・傾斜の見直しを反映。 (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)</li> </ul>	変更なし
111	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
112 191.10~191.14m ・破砕部である。 ・にぶい橙色のシルト混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN2° E66° Wである。 ・上盤境界の傾斜は46°、下盤境界の傾斜は54°である。
114 194.61~198.41m ・割れ目が少なく、柱~長柱状を呈する。
115 198.50~199.70m ・高角度の割れ目が分布する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
112 191.10~191.14m ・破砕部である。 ・にぶい橙色のシルト混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN2° E66° Wである。 ・上盤境界の傾斜は46°、下盤境界の傾斜は54°である。
114 194.61~198.41m ・割れ目が少なく、柱~長柱状を呈する。
115 198.50~199.70m ・高角度の割れ目が分布する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
112 191.10~191.14m(フ-2-7破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN2° E66° Wである。 ・上盤境界の傾斜は46°、下盤境界の傾斜は54°である。
114 194.61~198.41m ・割れ目が少なく、柱~長柱状を呈する。
115 198.50~199.70m ・高角度の割れ目が分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

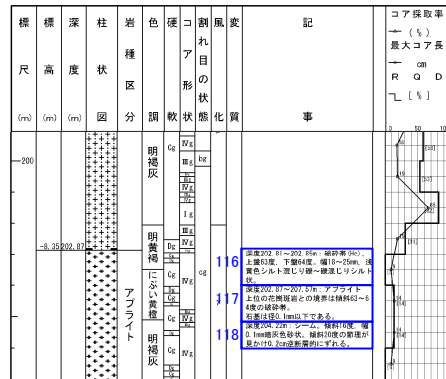
記事
112 191.10~191.14m(フ-2-7破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN2° E66° Wである。 ・幅30mmの粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は46°、下盤境界の傾斜は54°である。
114 194.61~198.41m ・割れ目が少なく、柱~長柱状を呈する。
115 198.50~199.70m ・高角度の割れ目が分布する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
112 191.10~191.14m(フ-2-7破砕帯) ・破砕部である。 ・走向・傾斜はN2° E66° Wである。 ・幅30mmの粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は46°、下盤境界の傾斜は54°である。
114 194.61~198.41m ・割れ目が少なく、柱~長柱状を呈する。
115 198.50~199.70m ・高角度の割れ目が分布する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
112	・礫状を呈する区間の幅を記載しないこととしているため、シルト混じり礫状の区間の幅については削除。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質について、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、幅30mmの粘土を追記。	・誤記修正(“にぶい橙色の固結礫状部からなる”の削除、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。
113	・溶脱については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
114	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
115	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
●202.81~202.85m ・破砕部である。 ・淡黄色の硬混じりシルト状~シルト混じり礫状を呈する。 ・淡黄色硬混じりシルト：累計厚25mm ・走向・傾斜はN32° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は63°、下盤境界の傾斜は64°である。
●202.87~207.57m ・アブライトである。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
●202.81~202.85m ・破砕部である。 ・淡黄色の硬混じりシルト状~シルト混じり礫状を呈する。 ・淡黄色硬混じりシルト：累計厚25mm ・走向・傾斜はN32° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は63°、下盤境界の傾斜は64°である。
●202.87~207.57m ・アブライトである。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
●202.81~202.85m(f-2-8破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の未固結礫状部及び未固結粘土状部からなる。 ・淡黄色の未固結礫状部：累計幅1.8cm ・走向・傾斜はN32° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は63°、下盤境界の傾斜は64°である。
●202.87~207.57m ・アブライトである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
●202.81~202.85m(f-2-8破砕帯) ・破砕部である。 ・わずれ正断層センスである。 ・淡黄色の未固結礫状部及び未固結粘土状部からなる。 ・淡黄色の未固結礫状部：累計幅1.8cm ・走向・傾斜はN32° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は63°、下盤境界の傾斜は64°である。
●202.87~207.57m ・アブライトである。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

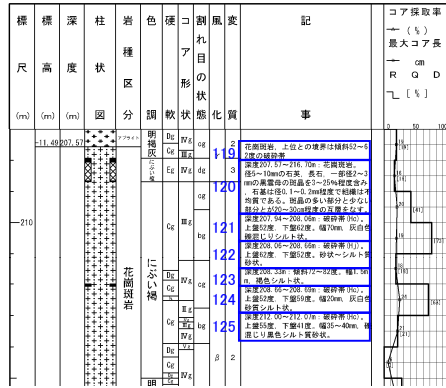
記事
●202.81~202.85m(f-2-8破砕帯) ・破砕部である。 ・わずれ正断層センスである。 ・淡黄色の未固結礫状部及び未固結粘土状部からなる。 ・淡黄色の未固結礫状部：累計幅1.1cm ・走向・傾斜はN32° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は63°、下盤境界の傾斜は64°である。
●202.87~207.57m ・アブライトである。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
116	<ul style="list-style-type: none"> <li>・礫混じりシルトの累計幅としては最大値を記載。</li> <li>・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結礫状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記修正(累計幅1.8cm⇒累計1.1cm、累計幅2.2cm⇒累計1.4cm、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。</li> </ul>
117	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩種境界の破砕帯については、記事No.116で説明しているため削除。</li> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
118	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-15頁)。</li> </ul>	—	—	—	—



# H19-No.2

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
120 207.57~216.70m ・花崗閃緑岩である。 ●207.94~208.69m (D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の礫混じりシルト状~にぶい橙色の砂状を呈する。
121 5 ・灰白色礫混じりシルト：累計厚90mm ・走向・傾斜はN56° Wである。 ・上層境界の傾斜は52°、下層境界の傾斜は59°である。
124 5 ●212.00~212.07m ・破砕部である。 ・黒色の礫混じりシルト質砂状を呈する。 ・黒色シルト質砂：累計厚40mm ・走向・傾斜はN6° W33° Wである。 ・上層境界の傾斜は55°、下層境界の傾斜は41°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
120 207.57~216.70m ・花崗閃緑岩である。 ●207.94~208.69m (D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。
121 5 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅9.0cm ・走向・傾斜はN56° Wである。 ・上層境界の傾斜は52°、下層境界の傾斜は59°である。
125 5 ●212.00~212.07m (f-2-10破砕帯) ・破砕部である。 ・黒色の未固結粘土状部：累計幅3.8cm ・走向・傾斜はN6° W33° Wである。 ・上層境界の傾斜は55°、下層境界の傾斜は41°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
120 207.57~216.70m ・花崗閃緑岩である。 ●207.94~208.69m (D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。
121 5 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅9.0cm ・走向・傾斜はN56° Wである。 ・上層境界の傾斜は52°、下層境界の傾斜は59°である。
125 5 ●212.00~212.07m (f-2-10破砕帯) ・破砕部である。 ・黒色の未固結粘土状部：累計幅3.8cm ・走向・傾斜はN6° W33° Wである。 ・上層境界の傾斜は55°、下層境界の傾斜は41°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
120 207.57~216.70m ・花崗閃緑岩である。 ●207.94~208.69m (D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。
121 5 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅9.0cm ・走向・傾斜はN56° Wである。 ・上層境界の傾斜は52°、下層境界の傾斜は59°である。
125 5 ●212.00~212.07m (f-2-10破砕帯) ・破砕部である。 ・黒色の未固結粘土状部：累計幅3.8cm ・走向・傾斜はN6° W33° Wである。 ・上層境界の傾斜は55°、下層境界の傾斜は41°である。

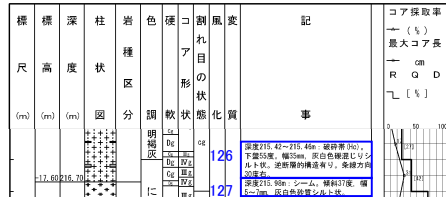
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
120 207.57~216.70m ・花崗閃緑岩である。 ●207.94~208.69m (D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。
121 5 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅9.0cm ・走向・傾斜はN56° Wである。 ・上層境界の傾斜は52°、下層境界の傾斜は59°である。
125 5 ●212.00~212.07m (f-2-10破砕帯) ・破砕部である。 ・黒色の未固結粘土状部：累計幅3.8cm ・走向・傾斜はN6° W33° Wである。 ・上層境界の傾斜は55°、下層境界の傾斜は41°である。

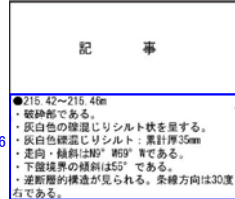
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
119,120	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩種境界の破砕帯については、記事No.121で説明しているため削除。</li> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
121~124	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、シルト状~砂状と記載。</li> <li>・"色調"の欄に基づき、にぶい橙色と記載。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>・礫混じりシルトの累計幅としては、破砕区分Hcの区間の幅の合計値を記載。</li> <li>・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記修正(固結礫状部及び固結砂状部からなる一固結礫状部からなる。審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。</li> </ul>
125	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルト質砂の累計幅としては最大値を記載。</li> <li>・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H19-No.2

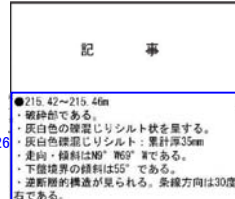
## 委託報告書 (平成19年)



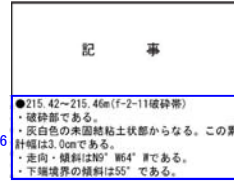
## 設置許可申請書案



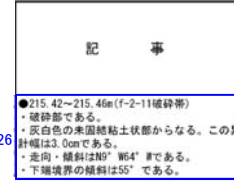
## 設置許可申請書 (平成27年11月)



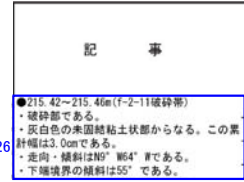
## 審査資料 (平成29年12月22日)



## 審査資料 (平成30年11月30日)



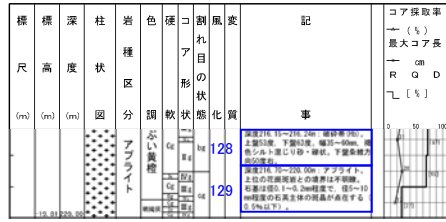
## 審査資料 (令和2年2月7日)



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
126	・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破碎帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>・誤記修正(N9° W69° W→N9° W64° W)。</li> <li>・“逆断層的構造が見られる”との記載については、肉眼観察に基づくものであり、審査資料では、薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。</li> <li>・“条線方向は30度右である”との記載については、上記再観察で見直した条線方向を性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
127	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-16頁)。</li> </ul>	—	—	—	—

# H19-No.2

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
●216.15～216.24m ・破砕部である。 ・褐色のシルト混じり砂～礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN26° W61° Wである。 ・上層境界の傾斜は53°、下層境界の傾斜は63度である。 ・下層での条線方向は50度右である。
128
216.70～220.00m ・アブライトである。 ・上層境界は不明瞭である。
129

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
●216.15～216.24m ・破砕部である。 ・褐色のシルト混じり砂～礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN26° W61° Wである。 ・上層境界の傾斜は53°、下層境界の傾斜は63度である。 ・下層での条線方向は50度右である。
128
216.70～220.00m ・アブライトである。 ・上層境界は不明瞭である。
129

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
●216.15～216.24m(F-2-12破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26° E61° Wである。 ・上層境界の傾斜は53°、下層境界の傾斜は63°である。
128
216.70～220.00m ・アブライトである。 ・上層境界は不明瞭である。
129

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
●216.15～216.24m(F-2-12破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26° E61° Wである。 ・上層境界の傾斜は53°、下層境界の傾斜は63°である。
128
216.70～220.00m ・アブライトである。 ・上層境界は不明瞭である。
129

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
●216.15～216.24m(F-2-12破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26° E61° Wである。 ・上層境界の傾斜は53°、下層境界の傾斜は63°である。
128
216.70～220.00m ・アブライトである。 ・上層境界は不明瞭である。
129

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
128	<ul style="list-style-type: none"> <li>・礫状を呈する区間の幅を記載しないこととしているため、シルト混じり砂・礫状の区間の幅については削除。</li> <li>・“シルト混じり砂・礫状”と記載すべきところを誤って“シルト混じり砂～礫状”と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・誤記修正(N26° W61° W→N26° E61° W)。</li> <li>・“条線方向は50度右である”との記載については、上記再観察で見直した条線方向を性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
129	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

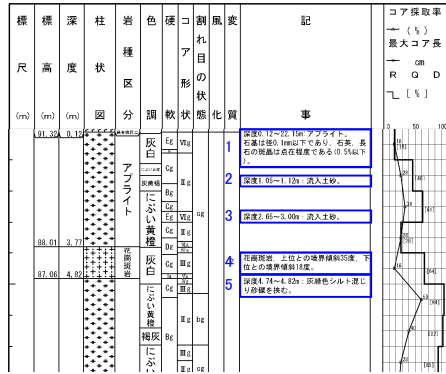
余白

**H19-No.14**

余白

# H19-No.14

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
A	0.00～0.12m ・高有機質土である。
1	0.12～3.77m ・アブライトである。
3	3.77～4.82m ・花崗斑岩である。
4	4.82～22.15m ・アブライトである。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
A	0.00～0.12m ・高有機質土である。
1	0.12～3.77m ・アブライトである。
3	3.77～4.82m ・花崗斑岩である。
4	4.82～22.15m ・アブライトである。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
A	0.00～0.12m ・高有機質土である。
1	0.12～3.77m ・アブライトである。
4	3.77～4.82m ・花崗斑岩である。
B	4.82～22.15m ・アブライトである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

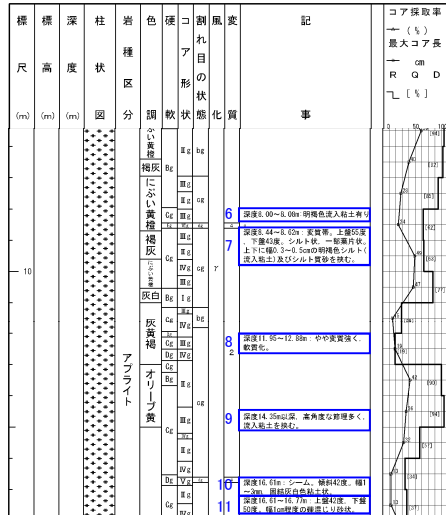
記事	内容
A	0.00～0.12m ・高有機質土である。
1	0.12～3.77m ・アブライトである。
4	3.77～4.82m ・花崗斑岩である。
B	4.82～22.15m ・アブライトである。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
A	0.00～0.12m ・高有機質土である。
1	0.12～3.77m ・アブライトである。
4	3.77～4.82m ・花崗斑岩である。
B	4.82～22.15m ・アブライトである。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
A	・柱状図に合わせて高有機質土と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
1	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
2,3	・流入土砂については、細粒分が割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
4	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
5	・シルト混じり砂礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—	—	—
B	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
6	8.00～8.08m ・明褐色流入粘土が見られる。
7	8.44～8.62m ・変質している。 ・シルト状～一部葉片状を呈する。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は47°である。
8	11.95～12.88m ・軟質～中硬質である。
9	14.35～16.90m ・高角度の割れ目が多く、流入粘土を挟む。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
6	8.00～8.08m ・明褐色流入粘土が見られる。
7	8.44～8.62m ・変質している。 ・シルト状～一部葉片状を呈する。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は47°である。
8	11.95～12.88m ・軟質～中硬質である。
9	14.35～16.90m ・高角度の割れ目が多く、流入粘土を挟む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
6	8.00～8.08m ・明褐色流入粘土が見られる。
7	8.44～8.62m ・変質している。 ・シルト状～一部葉片状を呈する。
8	11.95～12.88m ・軟質～中硬質である。
9	14.35～16.90m ・高角度の割れ目が多く、流入粘土を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
6	8.00～8.08m ・明褐色流入粘土が見られる。
7	8.44～8.62m ・変質している。 ・シルト状～一部葉片状を呈する。
8	11.95～12.88m ・軟質～中硬質である。
9	14.35～16.90m ・高角度の割れ目が多く、流入粘土を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

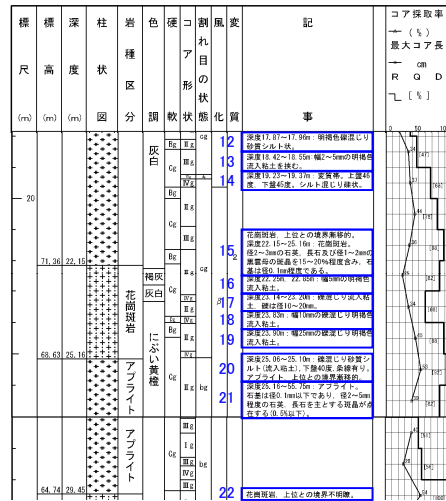
記事	内容
6	8.00～8.08m ・明褐色流入粘土が見られる。
7	8.44～8.62m ・変質している。 ・シルト状～一部葉片状を呈する。
8	11.95～12.88m ・軟質～中硬質である。
9	14.35～16.90m ・高角度の割れ目が多く、流入粘土を挟む。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
6	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
7	・シルト質砂については、シルト状～一部葉片状に含めて示しているため削除。 ・シルトの幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
8	・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・“硬軟”欄に基づき軟質～中硬質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
9	・RQDと最大コア長が低下傾向を示すことから、“コア形状”欄に基づき、14.35～16.90mと記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
10	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-88頁)。	—	—	—	—
11	・礫混じり砂状を呈するが、礫に定向配列が認められず、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—



# H19-No.14

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
13	18.42~18.55m ・幅2~5mmの明褐色流入粘土が見られる。
14	19.23~19.37m ・変質している。 ・シルト混じり礫状を呈する。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は45°である。
15	22.15~25.16m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
16	22.25m 22.85m
17	23.14~23.20m
18	23.83m
19	23.90m
20	25.06~25.10m ・明褐色流入粘土が見られる。
21	25.16~29.45m ・アブライトである。 ・上端境界は漸移的である。
22	29.45~34.50m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
13	18.42~18.55m ・幅2~5mmの明褐色流入粘土が見られる。
14	19.23~19.37m ・変質している。 ・シルト混じり礫状を呈する。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は45°である。
15	22.15~25.16m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
16	22.25m 22.85m
17	23.14~23.20m
18	23.83m
19	23.90m
20	25.06~25.10m ・明褐色流入粘土が見られる。
21	25.16~29.45m ・アブライトである。 ・上端境界は漸移的である。
22	29.45~34.50m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
13	18.42~18.55m ・幅2~5mmの明褐色流入粘土が見られる。
14	19.23~19.37m ・変質している。 ・シルト混じり礫状を呈する。
15	22.15~25.16m ・花崗斑岩である。
16	22.25m, 22.85m, 23.14~23.20m,
17	23.83m, 23.90m, 25.06~25.10m
18	・明褐色流入粘土が見られる。
19	23.83m
20	25.16~29.45m ・アブライトである。
21	25.16~29.45m ・アブライトである。
22	29.45~34.50m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
13	18.42~18.55m ・幅2~5mmの明褐色流入粘土が見られる。
14	19.23~19.37m ・変質している。 ・シルト混じり礫状を呈する。
15	22.15~25.16m ・花崗斑岩である。
16	22.25m, 22.85m, 23.14~23.20m,
17	23.83m, 23.90m, 25.06~25.10m
18	・明褐色流入粘土が見られる。
19	23.83m
20	25.16~29.45m ・アブライトである。
21	25.16~29.45m ・アブライトである。
22	29.45~34.50m ・花崗斑岩である。

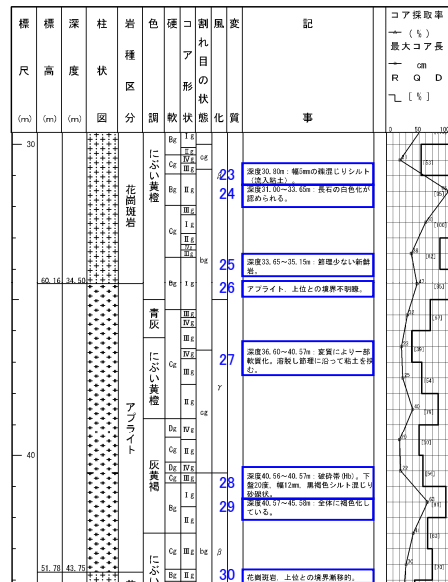
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
13	18.42~18.55m ・幅2~5mmの明褐色流入粘土が見られる。
14	19.23~19.37m ・変質している。 ・シルト混じり礫状を呈する。
15	22.15~25.16m ・花崗斑岩である。
16	22.25m, 22.85m, 23.14~23.20m,
17	23.83m, 23.90m, 25.06~25.10m
18	・明褐色流入粘土が見られる。
19	23.83m
20	25.16~29.45m ・アブライトである。
21	25.16~29.45m ・アブライトである。
22	29.45~34.50m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
12	・礫混じり砂質シルト状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—	—	—
13	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
14	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
15	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16~20	・流入粘土について一括記載。 ・“条線有り”との記載については、割れ目の周囲の岩盤に劣化が認められないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
21	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.14

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
23 30.80m ・幅5mmの流入粘土が見られる。
25 33.65～35.15m ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。
26 34.50～43.75m ・アブライトである。 ・上層境界は不明瞭である。
27 38.80～40.57m ・軟質～中硬質である。 ・割れ目に沿って流入粘土を挟む。
28 40.56～40.57m ・破砕部である。 ・幅12mmの黒褐色の礫質粘土状を呈する。 ・走向・傾斜はN11° E77° Wである。
30 43.75～45.60m ・花崗斑岩である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
23 30.80m ・幅5mmの流入粘土が見られる。
25 33.65～35.15m ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。
26 34.50～43.75m ・アブライトである。 ・上層境界は不明瞭である。
27 38.80～40.57m ・軟質～中硬質である。 ・割れ目に沿って流入粘土を挟む。
28 40.56～40.57m ・破砕部である。 ・幅12mmの黒褐色の礫質粘土状を呈する。 ・走向・傾斜はN11° E77° Wである。
30 43.75～45.60m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
23 30.80m ・幅5mmの流入粘土が見られる。
25 33.65～35.15m ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。
26 34.50～43.75m ・アブライトである。
27 38.80～40.57m ・軟質～中硬質である。 ・割れ目に沿って流入粘土を挟む。
28 40.56～40.57m(f-14-1破砕帯) ・破砕部である。 ・黒褐色の風結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN11° E77° Wである。
30 43.75～45.60m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
23 30.80m ・幅5mmの流入粘土が見られる。
25 33.65～35.15m ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。
26 34.50～43.75m ・アブライトである。
27 38.80～40.57m ・軟質～中硬質である。 ・割れ目に沿って流入粘土を挟む。
28 40.56～40.57m(f-14-1破砕帯) ・破砕部である。 ・走向・傾斜はN11° E77° Wである。 ・幅10mmの粘土を挟在する。
30 43.75～45.60m ・花崗斑岩である。

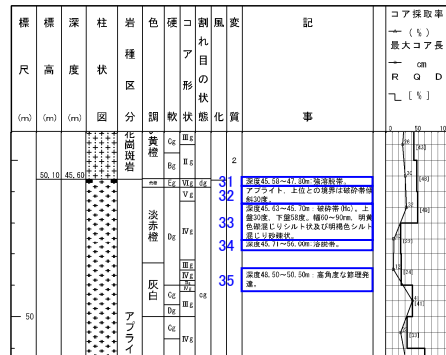
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
23 30.80m ・幅5mmの流入粘土が見られる。
25 33.65～35.15m ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。
26 34.50～43.75m ・アブライトである。
27 38.80～40.57m ・軟質～中硬質である。 ・割れ目に沿って流入粘土を挟む。
28 40.56～40.57m(f-14-1破砕帯) ・破砕部である。 ・走向・傾斜はN11° E77° Wである。 ・幅10mmの粘土を挟在する。
30 43.75～45.60m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
23	・流入粘土の粒度については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
24	・長石の白色化については、風化・変質に関する補足的な特徴の記載であるため削除。	—	—	—	—
25	・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき長柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
26	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	・一部軟質化している区間のうち、軟質化がより顕著な区間を“硬軟”区分に基づき記載。 ・溶脱については、風化・変質に関する補足的な特徴の記載であるため削除。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 (誤記)粘土と書くべきところを誤って流入粘土と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
28	・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、礫質粘土状と記載。シルト混じり砂礫状については、より細粒な礫質粘土状を表記しているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質について、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、幅10mmの粘土を追記。	変更なし
29	・色調については、補足的なものとして削除。	—	—	—	—
30	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.14

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
32 45.60~55.75m ・アブライトである。 ・上端境界付近は破砕部である。
33 ●45.63~45.70m ・破砕部である。 ・幅60~90mmの明黄色の塊状シリルト状~ ・明褐色のシルト混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN18° E83° Wである。 ・上端境界は傾斜30°、下層境界は傾斜58° である。
34 45.70~56.00m ・軟質である。
48.50~50.50m ・高角度の割れ目が多く、岩片~柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
32 45.60~55.75m ・アブライトである。 ・上端境界付近は破砕部である。
33 ●45.63~45.70m ・破砕部である。 ・幅60~90mmの明黄色の塊状シリルト状~ ・明褐色のシルト混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN18° E83° Wである。 ・上端境界は傾斜30°、下層境界は傾斜58° である。
34 45.70~56.00m ・軟質である。
48.50~50.50m ・高角度の割れ目が多く、岩片~柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
32 45.60~55.75m ・アブライトである。
33 ●45.63~45.70m(f-14-2破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明黄色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅4.5cm ・走向・傾斜はN18° E83° Wである。 ・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は 58°である。
34 45.70~56.00m ・軟質である。
48.50~50.50m ・高角度の割れ目が多く、岩片~柱状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
32 45.60~55.75m ・アブライトである。
33 ●45.63~45.70m(f-14-2破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明黄色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅4.5cm ・走向・傾斜はN18° E83° Wである。 ・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は 58°である。
34 45.70~56.00m ・軟質である。
48.50~50.50m ・高角度の割れ目が多く、岩片~柱状を呈する。

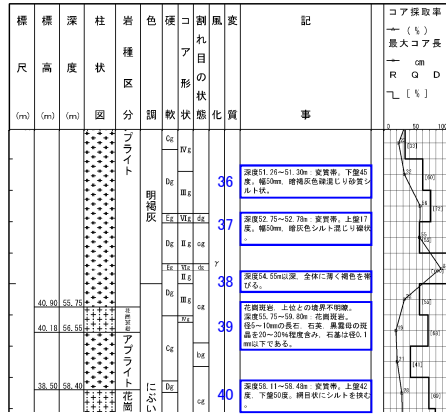
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
32 45.60~55.75m ・アブライトである。
33 ●45.63~45.70m(f-14-2破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明黄色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅4.5cm ・走向・傾斜はN18° E83° Wである。 ・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は 58°である。
34 45.70~56.00m ・軟質である。
48.50~50.50m ・高角度の割れ目が多く、岩片~柱状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・強溶脱帯については、風化・変質に関する補足的な特徴の記載であるため削除。	—	—	—	—
32	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、記事No.33で説明しているため削除。	変更なし	・岩種境界の破砕部については、記事No.33で説明しているため削除。	変更なし	変更なし
33	・表現の見直し(シルト混じり砂礫状→シルト混じり礫状)。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。	変更なし	変更なし
34	・誤記修正(45.71~56.00m→45.70~56.00m)。 ・溶脱帯については、風化・変質に関する補足的な特徴の記載であるため削除。 ・“硬軟”欄に基づき、軟質であると記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
35	・“コア形状”欄に基づき岩片~柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.14

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
36 51.26~51.30m ・変質している。 ・暗褐色の礫混じり砂質シルト状を呈する。 ・下層境界の傾斜は45°である。
37 52.25~52.78m ・変質している。 ・暗灰色のシルト混じり礫状を呈する。 ・上層境界の傾斜は17°である。
39 55.75~58.80m ・花崗岩である。 ・上層境界は不明瞭。 ・アプライトを挟む。
40 58.11~58.44m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・アプライトを挟む。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
36 51.26~51.30m ・変質している。 ・暗褐色の礫混じり砂質シルト状を呈する。 ・下層境界の傾斜は45°である。
37 52.25~52.78m ・変質している。 ・暗灰色のシルト混じり礫状を呈する。 ・上層境界の傾斜は17°である。
39 55.75~58.80m ・花崗岩である。 ・上層境界は不明瞭。 ・アプライトを挟む。
40 58.11~58.44m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上層境界の傾斜は42°、下層境界の傾斜は50°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
36 51.26~51.30m ・変質している。 ・暗褐色の礫混じり砂質シルト状を呈する。
37 52.25~52.78m ・変質している。 ・暗灰色のシルト混じり礫状を呈する。
39 55.75~58.80m ・花崗岩である。 ・アプライトを挟む。
40 58.11~58.44m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
36 51.26~51.30m ・変質している。 ・暗褐色の礫混じり砂質シルト状を呈する。
37 52.25~52.78m ・変質している。 ・暗灰色のシルト混じり礫状を呈する。
39 55.75~58.80m ・花崗岩である。 ・アプライトを挟む。
40 58.11~58.44m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。

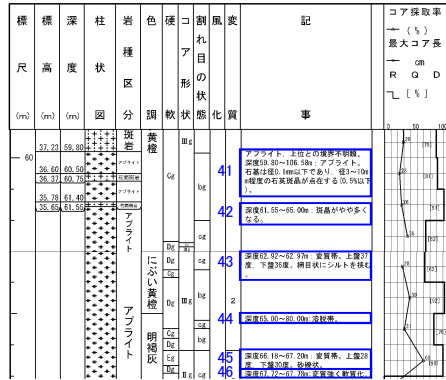
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
36 51.26~51.30m ・変質している。 ・暗褐色の礫混じり砂質シルト状を呈する。
37 52.25~52.78m ・変質している。 ・暗灰色のシルト混じり礫状を呈する。
39 55.75~58.80m ・花崗岩である。 ・アプライトを挟む。
40 58.11~58.44m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
36	・変質している区間の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
37	・変質している区間の幅については、補足的なものであるため削除。 (誤記)52.75~52.78mと書くべきところを誤って52.25~52.78mと記載。	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
38	・色調の記載は、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
39	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・柱状図に合わせてアプライトの挟在について記載。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
40	(誤記)58.11~58.44mと書くべきところを誤って58.11~58.44mと記載。	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.14

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案 (平成27年11月)

記事	内容
41	59.80~68.20m ・アフライトである。 ・上層境界は不明瞭。 ・花崗閃岩を挟む。
42	61.55~65.00m ・斑晶がやや多い。 62.70~66.18m ・軟質である。
C	62.92~62.97m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上層境界の傾斜は37°、下層傾斜の境界は36°である。
43	66.18~67.20m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。 ・上層境界の傾斜は28°、下層境界の傾斜は30°である。
44	66.18~67.20m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。 ・上層境界の傾斜は28°、下層境界の傾斜は30°である。
45	66.18~67.20m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。 ・上層境界の傾斜は28°、下層境界の傾斜は30°である。
46	66.18~67.20m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。 ・上層境界の傾斜は28°、下層境界の傾斜は30°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
41	59.80~68.20m ・アフライトである。 ・上層境界は不明瞭。 ・花崗閃岩を挟む。
42	61.55~65.00m ・斑晶がやや多い。 62.70~66.18m ・軟質である。
C	62.92~62.97m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上層境界の傾斜は37°、下層傾斜の境界は36°である。
43	66.18~67.20m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。 ・上層境界の傾斜は28°、下層境界の傾斜は30°である。
45	66.18~67.20m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。 ・上層境界の傾斜は28°、下層境界の傾斜は30°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
41	59.80~68.20m ・アフライトである。 ・花崗閃岩を挟む。
42	61.55~65.00m ・斑晶がやや多い。 62.70~66.18m ・軟質である。
C	62.92~62.97m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。
43	66.18~67.20m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
45	66.18~67.20m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
41	59.80~68.20m ・アフライトである。 ・花崗閃岩を挟む。
42	61.55~65.00m ・斑晶がやや多い。 62.70~66.18m ・軟質である。
C	62.92~62.97m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。
43	66.18~67.20m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
45	66.18~67.20m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。

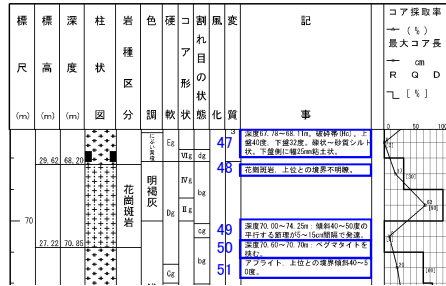
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
41	59.80~68.20m ・アフライトである。 ・花崗閃岩を挟む。
42	61.55~65.00m ・斑晶がやや多い。 62.70~66.18m ・軟質である。
C	62.92~62.97m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。
43	66.18~67.20m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
45	66.18~67.20m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
41	・柱状図に合わせて花崗斑岩を挟むアフライトとその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
42	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
C	・上位に比べて軟質なC <sub>L</sub> 級岩盤が連続して分布することから、“硬軟”欄に基づき軟質であると記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
43	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
44	・溶脱帯については、風化・変質に関する補足的な特徴の記載であるため削除。	—	—	—	—
45	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
46	・硬軟の程度については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—	—	—

# H19-No.14

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
47	●67.78~68.11m ・破砕部である。 ・粘土・礫状を呈する。 ・粘土：累計厚25cm ・走向・傾斜はN11° W78° Wである。 ・上層境界は傾斜40°、下層境界は傾斜32°である。
48	68.20~70.85m ・花崗斑岩である。 ・上層境界は不明瞭である。
D	68.20~74.47m ・軟質である。
50	70.60~70.70m ・ベグマタイトを挟む。
51	70.85~106.58m ・アブライトである。 ・上層境界の傾斜は40°~50°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
47	●67.78~68.11m ・破砕部である。 ・粘土・礫状を呈する。 ・粘土：累計厚25cm ・走向・傾斜はN11° W78° Wである。 ・上層境界は傾斜40°、下層境界は傾斜32°である。
48	68.20~70.85m ・花崗斑岩である。 ・上層境界は不明瞭である。
D	68.20~74.47m ・軟質である。
50	70.60~70.70m ・ベグマタイトを挟む。
51	70.85~106.58m ・アブライトである。 ・上層境界の傾斜は40°~50°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
47	●66.90~68.11m(D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・にぶい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN11° W78° Wである。 ・上層境界の傾斜は40°、下層境界の傾斜は32°である。
48	68.20~70.85m ・花崗斑岩である。
D	68.20~74.47m ・軟質である。
50	70.60~70.70m ・ベグマタイトを挟む。
51	70.85~106.58m ・アブライトである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
47	●66.90~68.11m(D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・にぶい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN11° W78° Wである。 ・上層境界の傾斜は40°、下層境界の傾斜は32°である。
48	68.20~70.85m ・花崗斑岩である。
D	68.20~74.47m ・軟質である。
50	70.60~70.70m ・ベグマタイトを挟む。
51	70.85~106.58m ・アブライトである。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

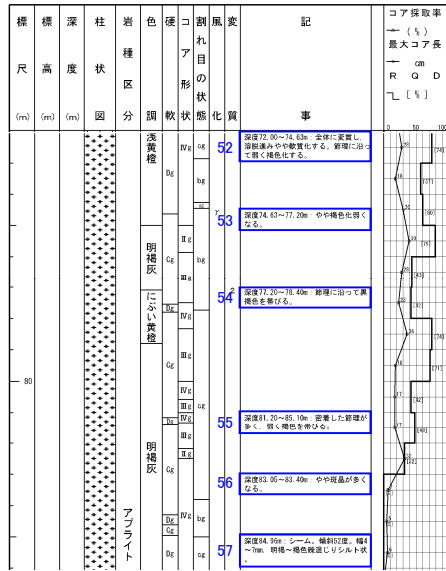
記事	内容
47	●66.90~68.11m(D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・にぶい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN11° W78° Wである。 ・上層境界の傾斜は40°、下層境界の傾斜は32°である。
48	68.20~70.85m ・花崗斑岩である。
D	68.20~74.47m ・軟質である。
50	70.60~70.70m ・ベグマタイトを挟む。
51	70.85~106.58m ・アブライトである。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
47	・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、粘土状～礫状と記載。砂質シルト状については、より細粒な粘土状を表示しているため削除。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・誤記修正(報告書から申請書提出までの間に行った再観察により上端深度を見直した。申請書案には未反映であった。再観察では、破砕部と同系統の中～高角な割れ目が分布し、原岩組織が不明瞭となっている区間を含め、一連の破砕部と判断した。) (誤記)上層境界の見かけ傾斜として、"上層境界の傾斜は不明"と書くべきところを誤って"上層境界の傾斜は40°"と記載。	変更なし	変更なし
48	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
49	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
D	・軟質なC <sub>L</sub> 級岩盤が連続することから、"硬軟"欄に基づき軟質であると記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
50	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
51	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。	変更なし	・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし



# H19-No.14

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	
52	72.43~72.70m ・割れ目が多い。 ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
F	82.50~86.12m ・割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
G	84.30~86.12m ・軟質である。
56	83.05~83.40m ・斑晶がやや多い。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
52	72.43~72.70m ・割れ目が多い。 ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
F	82.50~86.12m ・割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
G	84.30~86.12m ・軟質である。
56	83.05~83.40m ・斑晶がやや多い。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
52	●72.43~72.70m(F-4-5-3破砕帯) ・破砕部である。 ・迷黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・走向・傾斜はN32° W77° Wである。 74.77~80.00m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
E	74.77~80.00m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
F	82.50~86.12m ・割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
G	84.30~86.12m ・軟質である。
56	83.05~83.40m ・斑晶がやや多い。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
52	●72.43~72.70m(F-4-5-3破砕帯) ・破砕部である。 ・迷黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・走向・傾斜はN32° W77° Wである。 74.77~80.00m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
E	74.77~80.00m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
F	82.50~86.12m ・割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
G	84.30~86.12m ・軟質である。
56	83.05~83.40m ・斑晶がやや多い。

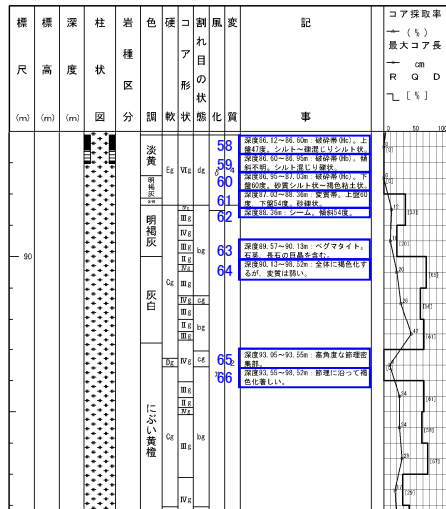
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
52	●72.43~72.70m(F-4-5-3破砕帯) ・破砕部である。 ・迷黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・走向・傾斜はN32° W77° Wである。 74.77~80.00m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
E	74.77~80.00m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
F	82.50~86.12m ・割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
G	84.30~86.12m ・軟質である。
56	83.05~83.40m ・斑晶がやや多い。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)	
52	・溶脱については、風化・変質に関する補足的な記載であるため削除。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。 ・全体に変質している区間のうち、系統的な割れ目の発達が見られる区間をコア写真から読み取り記載。	変更なし	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-20頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
E	・RQDと最大コア長が比較的大きいC <sub>M</sub> '級岩盤が連続することから、“コア形状”欄に基づき柱状~長柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	
53, 54	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—	
55	・割れ目の密着状態や色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—	
F	・RQDと最大コア長の低下が顕著なC <sub>L</sub> '級岩盤が連続することから、“コア形状”欄に基づき岩片~短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	
G	・C <sub>L</sub> '級区間のうち、軟質な区間を“硬軟”欄に基づき記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	
56	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	
57	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-89頁)。	—	—	—	—	

# H19-No.14

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
H	●86.12~87.03m (D-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。
58	・86.12~86.60m: シルト状〜礫混じりシルト状を呈する。
59	・86.60~86.95m: シルト混じり礫状を呈する。
60	・86.95~87.03m: 砂質シルト状〜褐色粘土状を呈する。 ・走向・傾斜はN20° E81° Wである。 ・上層境界の傾斜は47°、下層境界の傾斜は60°である。
I	・87.03~88.36m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
61	・87.03~88.36m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。 ・上層境界の傾斜は60°、下層境界の傾斜は54°である。
63	89.57~90.13m ・ペグマタイトを挟む。
65	93.05~93.55m ・高角度の割れ目が多く、岩片〜短柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
H	●86.12~87.03m (D-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。
58	・86.12~86.60m: シルト状〜礫混じりシルト状を呈する。
59	・86.60~86.95m: シルト混じり礫状を呈する。
60	・86.95~87.03m: 砂質シルト状〜褐色粘土状を呈する。 ・走向・傾斜はN20° E81° Wである。 ・上層境界の傾斜は47°、下層境界の傾斜は60°である。
I	・87.03~88.36m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
61	・87.03~88.36m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。 ・上層境界の傾斜は60°、下層境界の傾斜は54°である。
63	89.57~90.13m ・ペグマタイトを挟む。
65	93.05~93.55m ・高角度の割れ目が多く、岩片〜短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
H.I	●86.12~87.03m (D-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡桃灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
61	・灰黄褐色の未固結粘土状部: 累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN20° E81° Wである。 ・上層境界の傾斜は47°、下層境界の傾斜は60°である。
63	87.03~88.36m ・変質している。 ・ペグマタイトを挟む。
65	89.57~90.13m ・ペグマタイトを挟む。 93.05~93.55m ・高角度の割れ目が多く、岩片〜短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
H.I	●86.12~87.03m (D-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡桃灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
61	・灰黄褐色の未固結粘土状部: 累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN20° E81° Wである。 ・上層境界の傾斜は47°、下層境界の傾斜は60°である。
63	87.03~88.36m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
65	89.57~90.13m ・ペグマタイトを挟む。 93.05~93.55m ・高角度の割れ目が多く、岩片〜短柱状を呈する。

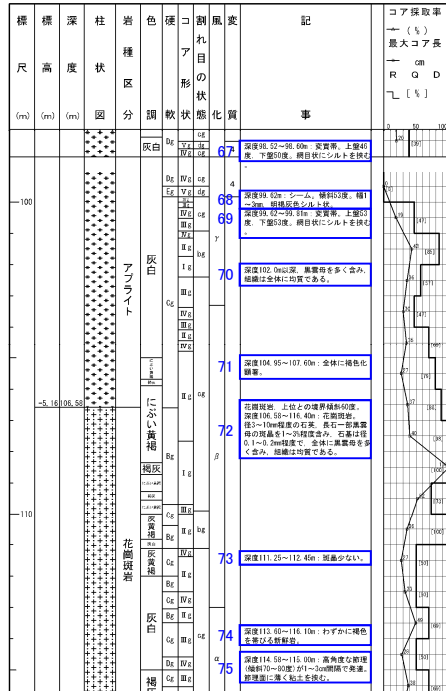
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
H.I	●86.12~87.03m (D-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡桃灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
61	・灰黄褐色の未固結粘土状部: 累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN20° E81° Wである。 ・上層境界の傾斜は47°、下層境界の傾斜は60°である。
63	87.03~88.36m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
65	89.57~90.13m ・ペグマタイトを挟む。 93.05~93.55m ・高角度の割れ目が多く、岩片〜短柱状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書 (H27.11)	申請書 (H27.11) ⇒ 審査資料 (H29.12.22)	審査資料 (H29.12.22) ⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7)
H.I	<ul style="list-style-type: none"> <li>記事58～記事60をまとめ書きし、区間深度及び境界の見かけ傾斜を記載。</li> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。その後、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
58	・破砕帯の記載及び境界の見かけ傾斜については、記事Hにまとめ書きしたため削除。	変更なし	・記事Hに一括記載するため削除。	—	—
59	・破砕帯の記載については、記事Hにまとめ書きしたため削除。 ・境界の傾斜の不明瞭さについては、補足的であるため削除。	変更なし	・記事Hに一括記載するため削除。	—	—
60	・破砕帯の記載及び境界の見かけ傾斜については、記事Hにまとめ書きしたため削除。	変更なし	・記事Hに一括記載するため削除。	—	—
61	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
62	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明 (補足説明資料3 補足3-90頁)。	—	—	—	—
63	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
64	・色調については、補足的なものであるため削除。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—	—	—
65	・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき岩片〜短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
66	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—



## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案 (平成27年11月)

記事	記事
67	98.52~98.60m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は50°である。
J	98.52~99.81m ・軟質～極めて軟質である。 ・岩片状～土砂状を呈する。
69	99.62~99.81m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は53°である。
K	104.48~109.97m ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。 ・花崗閃岩である。 ・上端境界の傾斜は60°である。
72	106.58~116.40m ・斑晶が少ない。
73	111.25~112.45m ・斑晶が少ない。
75	114.58~115.00m ・高角度の割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。 ・割れ目面に薄い粘土を挟む。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	記事
67	98.52~98.60m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は50°である。
J	98.52~99.81m ・軟質～極めて軟質である。 ・岩片状～土砂状を呈する。
69	99.62~99.81m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は53°である。
K	104.48~109.97m ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。 ・花崗閃岩である。 ・上端境界の傾斜は60°である。
72	106.58~116.40m ・斑晶が少ない。
73	111.25~112.45m ・斑晶が少ない。
75	114.58~115.00m ・高角度の割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。 ・割れ目面に薄い粘土を挟む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	記事
67	98.52~98.60m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は50°である。
J	98.52~99.81m ・軟質～極めて軟質である。 ・岩片状～土砂状を呈する。
69	99.62~99.81m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は53°である。
K	104.48~109.97m ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。
72	106.58~116.40m ・花崗閃岩である。
73	111.25~112.45m ・斑晶が少ない。
75	114.58~115.00m ・高角度の割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。 ・割れ目面に薄い粘土を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

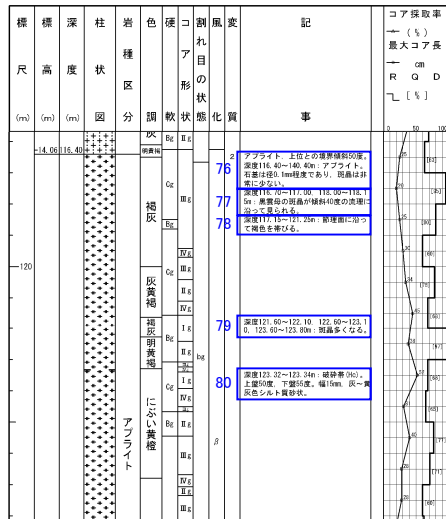
記事	記事
67	98.52~98.60m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は50°である。
J	98.52~99.81m ・軟質～極めて軟質である。 ・岩片状～土砂状を呈する。
69	99.62~99.81m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は53°である。
K	104.48~109.97m ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。
72	106.58~116.40m ・花崗閃岩である。
73	111.25~112.45m ・斑晶が少ない。
75	114.58~115.00m ・高角度の割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。 ・割れ目面に薄い粘土を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	記事
67	98.52~98.60m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は50°である。
J	98.52~99.81m ・軟質～極めて軟質である。 ・岩片状～土砂状を呈する。
69	99.62~99.81m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は53°である。
K	104.48~109.97m ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。
72	106.58~116.40m ・花崗閃岩である。
73	111.25~112.45m ・斑晶が少ない。
75	114.58~115.00m ・高角度の割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。 ・割れ目面に薄い粘土を挟む。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
67	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
68	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-91頁)。	—	—	—	—
J	・RQD及び最大コア長の低下が顕著であることから、“硬軟”欄及び“コア形状”欄に基づき、岩盤の劣化を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
69	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
70	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
K	・RQDの増大傾向が顕著であることから、“コア形状”欄に基づき割れ目の少ない区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
71	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
72	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし
73	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
74	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
75	・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき岩片～短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
76	116.40~140.40m ・アブライトである。 ・上盤境界の傾斜は50°である。
79	121.60~122.10m 122.60~123.10m 123.60~123.80m ・斑晶が多い。 ●123.32~123.34m ・破砕部である。 ・幅15mmの灰~黄灰色シルト質砂状を呈する
80	・走向・傾斜はN32° E79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は50°、下盤境界の傾斜は55°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
76	116.40~140.40m ・アブライトである。 ・上盤境界の傾斜は50°である。
79	121.60~122.10m 122.60~123.10m 123.60~123.80m ・斑晶が多い。 ●123.32~123.34m ・破砕部である。 ・幅15mmの灰~黄灰色シルト質砂状を呈する
80	・走向・傾斜はN32° E79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は50°、下盤境界の傾斜は55°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
76	116.40~140.40m ・アブライトである。
79	121.60~122.10m 122.60~123.10m 123.60~123.80m ・斑晶が多い。 ●123.32~123.34m (f-14-5破砕帯) ・破砕部である。 ・黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.5cmである。
80	・走向・傾斜はN32° E79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は50°、下盤境界の傾斜は55°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
76	116.40~140.40m ・アブライトである。
79	121.60~122.10m 122.60~123.10m 123.60~123.80m ・斑晶が多い。 ●123.32~123.34m (f-14-5破砕帯) ・破砕部である。 ・黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.5cmである。
80	・走向・傾斜はN32° E79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は50°、下盤境界の傾斜は55°である。

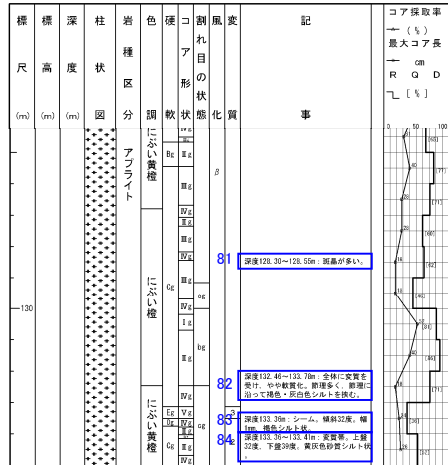
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
76	116.40~140.40m ・アブライトである。
79	121.60~122.10m 122.60~123.10m 123.60~123.80m ・斑晶が多い。 ●123.32~123.34m (f-14-5破砕帯) ・破砕部である。 ・黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.5cmである。
80	・走向・傾斜はN32° E79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は50°、下盤境界の傾斜は55°である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)	
76	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	
77	・斑晶、流理については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—	
78	・割れ目治いの色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—	
79	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	
80	・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.14

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	
81	128.30~128.55m ・珪晶が多い。
82	132.46~133.78m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 ・割れ目に沿って褐~灰白色シルトを挟む。
84	133.36~133.41m ・黄灰色の砂質シルト状を呈する。 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は39°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
81	128.30~128.55m ・珪晶が多い。
82	132.46~133.78m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 ・割れ目に沿って褐~灰白色シルトを挟む。
84	133.36~133.41m ・変質している。 ・黄灰色の砂質シルト状を呈する。 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は39°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
81	128.30~128.55m ・珪晶が多い。
82	132.46~133.78m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 ・割れ目に沿って褐~灰白色シルトを挟む。
84	133.36~133.41m ・変質している。 ・黄灰色の砂質シルト状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
81	128.30~128.55m ・珪晶が多い。
82	132.46~133.78m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 ・割れ目に沿って褐~灰白色シルトを挟む。
84	133.36~133.41m ・変質している。 ・黄灰色の砂質シルト状を呈する。

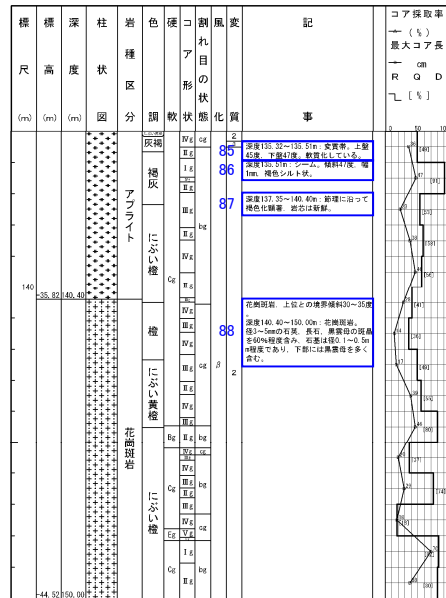
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
81	128.30~128.55m ・珪晶が多い。
82	132.46~133.78m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 ・割れ目に沿って褐~灰白色シルトを挟む。
84	133.36~133.41m ・変質している。 ・黄灰色の砂質シルト状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
81	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
82	・変質を伴う硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・RQDの低下が見られることから、割れ目の発達程度について、“コア形状”欄に基づき岩片状~短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
83	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-92頁)。	—	—	—	—
84	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.14

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	
85	135.32~135.51m ・変質している。 ・軟質化している。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は47°である。
86	140.40~150.00m ・花崗斑岩である。 ・上層境界の傾斜は30°~35°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
85	135.32~135.51m ・変質している。 ・軟質化している。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は47°である。
88	140.40~150.00m ・花崗斑岩である。 ・上層境界の傾斜は30°~35°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
85	135.32~135.51m ・変質している。 ・軟質化している。
88	140.40~150.00m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
85	135.32~135.51m ・変質している。 ・軟質化している。
88	140.40~150.00m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
85	135.32~135.51m ・変質している。 ・軟質化している。
88	140.40~150.00m ・花崗斑岩である。

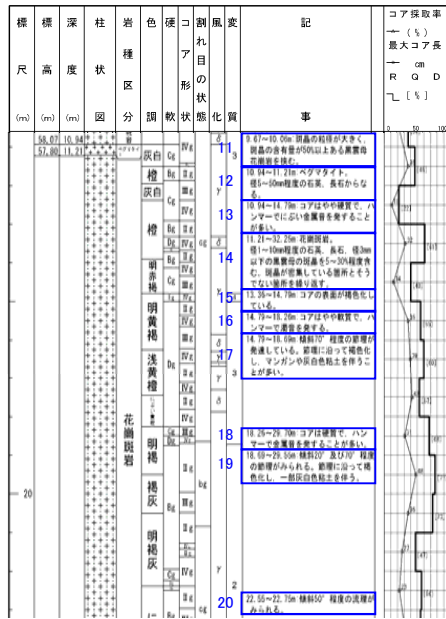
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
85	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
86	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-93頁)。	—	—	—	—
87	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。 ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—	—	—
88	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-②-1

余白



委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書案

記事
11 9.67~10.06m ・黒雲母花崗岩を挟む。 ・底層部花崗岩を挟む。
12 10.94~11.21m ・ペグマタイトである。 ・径5~50mm程度の石英、長石からなる。
13 10.94~14.79m ・中硬質である。
14 11.21~32.25m ・花崗閃岩である。
16 14.79~18.26m ・軟質である。
17 14.79~18.69m ・傾斜70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
18 18.26~29.70m ・硬質である。
19 18.69~29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目節理に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
11 9.67~10.06m ・黒雲母花崗岩を挟む。 ・底層部花崗岩を挟む。
12 10.94~11.21m ・ペグマタイトである。 ・径5~50mm程度の石英、長石からなる。
13 10.94~14.79m ・中硬質である。
14 11.21~32.25m ・花崗閃岩である。
16 14.79~18.26m ・軟質である。
17 14.79~18.69m ・傾斜70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
18 18.26~29.70m ・硬質である。
19 18.69~29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目節理に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
11 9.67~10.06m ・黒雲母花崗岩を挟む。 ・底層部花崗岩を挟む。
12 10.94~11.21m ・ペグマタイトである。 ・径5~50mm程度の石英、長石からなる。
13 10.94~14.79m ・中硬質である。
14 11.21~32.25m ・花崗閃岩である。
16 14.79~18.26m ・軟質である。
17 14.79~18.69m ・傾斜70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
18 18.26~29.70m ・硬質である。
19 18.69~29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目節理に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
11 9.67~10.06m ・黒雲母花崗岩を挟む。 ・底層部花崗岩を挟む。
12 10.94~11.21m ・ペグマタイトである。 ・径5~50mm程度の石英、長石からなる。
13 10.94~14.79m ・中硬質である。
14 11.21~32.25m ・花崗閃岩である。
16 14.79~18.26m ・軟質である。
17 14.79~18.69m ・傾斜70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
18 18.26~29.70m ・硬質である。
19 18.69~29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目節理に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。

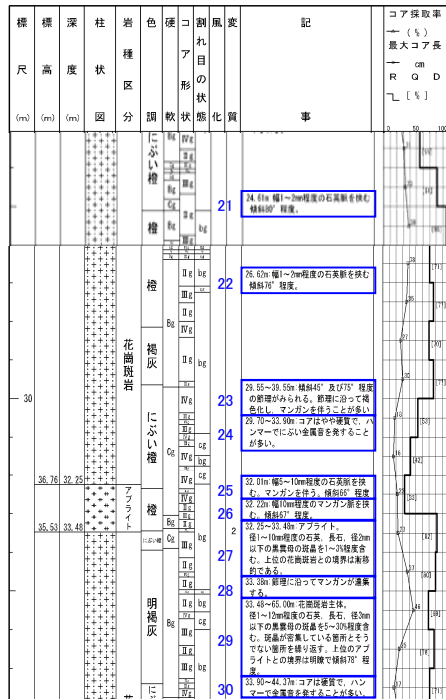
審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
11 9.67~10.06m ・黒雲母花崗岩を挟む。 ・底層部花崗岩を挟む。
12 10.94~11.21m ・ペグマタイトである。 ・径5~50mm程度の石英、長石からなる。
13 10.94~14.79m ・中硬質である。
14 11.21~32.25m ・花崗閃岩である。
16 14.79~18.26m ・軟質である。
17 14.79~18.69m ・傾斜70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
18 18.26~29.70m ・硬質である。
19 18.69~29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目節理に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
11	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
12	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
13	・“硬軟”欄に基づき中硬質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
14	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
15	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
16	・“硬軟”欄に基づき軟質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
17	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
18	・“硬軟”欄に基づき硬質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
19	変更なし	変更なし	・誤記修正(割れ目節理⇒割れ目)。	変更なし	変更なし
20	・流理については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—



委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書案

記事
21
22
23
24
25
26
27
29
30

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
24. 61m ・傾斜80°程度、幅1~2mm程度の石英脈を挟む。
25. 62m ・傾斜76°程度、幅1~2mm程度の石英脈を挟む。
29. 55~39.55m ・傾斜45°及び75°程度の割れ目が見られる。
・割れ目に沿って褐色化し、マンガンを伴うことが多い。
29. 70~33.90m ・中硬質である。
32. 01m ・傾斜66°程度、幅5~10mm程度の石英脈を挟む。マンガンを伴う。
32. 22m ・傾斜67°程度、幅10mm程度のマンガン脈を挟む。
32. 25~33.48m ・アプライトである。
・上位の花崗岩との境界は漸移的である。
33. 48~65.00m ・花崗岩が主体である。
・上位のアプライトとの境界は傾斜78°程度である。
33. 90~44.37m ・硬質である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
24. 61m ・傾斜80°程度、幅1~2mm程度の石英脈を挟む。
25. 62m ・傾斜76°程度、幅1~2mm程度の石英脈を挟む。
29. 55~39.55m ・傾斜45°及び75°程度の割れ目が見られる。
・割れ目に沿って褐色化し、マンガンを伴うことが多い。
29. 70~33.90m ・中硬質である。
32. 01m ・傾斜66°程度、幅5~10mm程度の石英脈を挟む。マンガンを伴う。
32. 22m ・傾斜67°程度、幅10mm程度のマンガン脈を挟む。
32. 25~33.48m ・アプライトである。
33. 48~65.00m ・花崗岩が主体である。
33. 90~44.37m ・硬質である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
24. 61m ・傾斜80°程度、幅1~2mm程度の石英脈を挟む。
25. 62m ・傾斜76°程度、幅1~2mm程度の石英脈を挟む。
29. 55~39.55m ・傾斜45°及び75°程度の割れ目が見られる。
・割れ目に沿って褐色化し、マンガンを伴うことが多い。
29. 70~33.90m ・中硬質である。
32. 01m ・傾斜66°程度、幅5~10mm程度の石英脈を挟む。マンガンを伴う。
32. 22m ・傾斜67°程度、幅10mm程度のマンガン脈を挟む。
32. 25~33.48m ・アプライトである。
33. 48~65.00m ・花崗岩が主体である。
33. 90~44.37m ・硬質である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
24. 61m ・傾斜80°程度、幅1~2mm程度の石英脈を挟む。
25. 62m ・傾斜76°程度、幅1~2mm程度の石英脈を挟む。
29. 55~39.55m ・傾斜45°及び75°程度の割れ目が見られる。
・割れ目に沿って褐色化し、マンガンを伴うことが多い。
29. 70~33.90m ・中硬質である。
32. 01m ・傾斜66°程度、幅5~10mm程度の石英脈を挟む。マンガンを伴う。
32. 22m ・傾斜67°程度、幅10mm程度のマンガン脈を挟む。
32. 25~33.48m ・アプライトである。
33. 48~65.00m ・花崗岩が主体である。
33. 90~44.37m ・硬質である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
22	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
23	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
24	・“硬軟”欄に基づき中硬質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
25	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
26	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
27	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし
28	・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
29	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし
30	・“硬軟”欄に基づき硬質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	割	風	記	コ
(m)	(m)	(m)	区	種	調	状	形	目	化	事	ア
			分	別	査	態	状	目	質		取
											率
											(%)
											最大
											コア
											長
											cm
											R
											Q
											D
											L
											(%)

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
32
33
34
35
36
37

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
32
33
34
35
36
37

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
32
33
34
35
36
37

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
32
33
34
35
36
37

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
31	・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
32	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
33	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
34	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
35	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
36	・幅については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
37	・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、粘土状～粘土混じり礫状と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅については、区間長を記載しているため削除。 ・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・“マンガンを濃集する”との記載については、補足的なものであるため削除。 ・“網目状”との記載については、粘土の分布形態に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	調	風	記	コア採取率
尺	度	度	状	種	調	調	調	調	調	事	(%)
(m)	(m)	(m)	因	分	調	調	調	調	調		最大コア長
											cm
											R
											Q
											D
											L
											(%)
											50

## 設置許可申請書案

記事
38
39
40

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
38
39
40

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
38
39
40

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
38
39
40

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
38
39
40

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
38	<ul style="list-style-type: none"> <li>性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、粘土混じり礫状と記載。</li> <li>粘土混じり礫状の色調については、“色調”欄に基づき、明褐色と記載。</li> <li>粘土の累計厚としては、上盤と下盤の合計を記載。</li> <li>0.6cmと書くべきところを誤って0.6mmと記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>幅の記載については、区間長を記載しているため削除。</li> <li>原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>表現の見直し(mm→cm)。</li> <li>誤記修正(0.6mm→0.6cm)。</li> </ul>	変更なし	変更なし
39	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅については、区間長を記載しているため削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
40	<ul style="list-style-type: none"> <li>礫質粘土状～粘土混じり礫状の色調については、“色調”欄に基づき、明褐色と記載。</li> <li>性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、礫質粘土状～礫混じり粘土状と記載。</li> <li>粘土混じり礫状と書くべきところを誤って礫混じり粘土状と記載。</li> <li>粘土の累計幅としては最大値を記載。</li> <li>表現の見直し(cm→mm)。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>表現の見直し(mm→cm)。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H20-②-1

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	調	風	記	コア採取率				
尺	度	度	状	種	区	度	分	向	事	(%)				
(m)	(m)	(m)	因	調	調	状	状	化	事	最大コア長				
										cm				
										R Q D				
										〔%〕				
				花崗岩	明赤灰	41	42	43	44	45	46	47	48	49

## 設置許可申請書案 (平成27年11月)

記	事
41	●49.21~51.10m (D-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断面センスである。 ・灰白色の粘土状~粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白色粘土：累計厚100mm ・走向・傾斜は未測定。 ・上境界の傾斜は45°、下境界の傾斜は36°、主せん断面の傾斜は65°である。
A	51.10~57.42m ・軟質である。
42	51.73~52.12m 52.53~52.67m 53.67~53.72m
43	54.55~54.64m 55.85~55.90m 56.57~56.67m
44	57.42~65.00m ・変質している。 ・灰白色粘土が礫目状に分布する。 ・上境界の傾斜は31°~76°、下境界の傾斜は31°~77°である。
45	57.42~65.00m ・中硬質である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記	事
41	●49.21~51.10m (D-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断面センスである。 ・主に淡緑灰~褐色の固結礫状部、灰白色の固結砂状部及び固結粘土状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部：累計厚0.8cm ・上境界の傾斜は45°、下境界の傾斜は36°、主せん断面の傾斜は65°である。
A	51.10~57.42m ・軟質である。
42	51.73~52.12m 52.53~52.67m 53.67~53.72m 54.55~54.64m 55.85~55.90m 56.57~56.67m
43	57.42~65.00m ・変質している。 ・灰白色粘土が礫目状に分布する。 ・上境界の傾斜は31°~76°、下境界の傾斜は31°~77°である。
44	57.42~65.00m ・中硬質である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記	事
41	●49.21~51.10m (D-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断面センスである。 ・主に淡緑灰~褐色の固結礫状部、灰白色の固結砂状部及び固結粘土状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部：累計厚0.8cm ・上境界の傾斜は45°、下境界の傾斜は36°、主せん断面の傾斜は65°である。
A	51.10~57.42m ・軟質である。
42	51.73~52.12m 52.53~52.67m 53.67~53.72m 54.55~54.64m 55.85~55.90m 56.57~56.67m
43	57.42~65.00m ・変質している。 ・灰白色粘土が礫目状に分布する。
44	57.42~65.00m ・中硬質である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記	事
41	●49.21~51.10m (D-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断面センスである。 ・主に淡緑灰~褐色の固結礫状部、灰白色の固結砂状部及び固結粘土状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部：累計厚0.8cm ・上境界の傾斜は45°、下境界の傾斜は36°、主せん断面の傾斜は65°である。
A	51.10~57.42m ・軟質である。
42	51.73~52.12m 52.53~52.67m 53.67~53.72m 54.55~54.64m 55.85~55.90m 56.57~56.67m
43	57.42~65.00m ・変質している。 ・灰白色粘土が礫目状に分布する。
44	57.42~65.00m ・中硬質である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記	事
41	●49.21~51.10m (D-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断面センスである。 ・主に淡緑灰~褐色の固結礫状部、灰白色の固結砂状部及び固結粘土状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部：累計厚0.8cm ・上境界の傾斜は45°、下境界の傾斜は36°、主せん断面の傾斜は65°である。
A	51.10~57.42m ・軟質である。
42	51.73~52.12m 52.53~52.67m 53.67~53.72m 54.55~54.64m 55.85~55.90m 56.57~56.67m
43	57.42~65.00m ・変質している。 ・灰白色粘土が礫目状に分布する。
44	57.42~65.00m ・中硬質である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
41	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、粘土状~粘土混じり礫状と記載。</li> <li>粘土の累計幅としては最大値を記載。</li> <li>表現の見直し(cm→mm)。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果を記載(未測定)。</li> <li>粘土状を呈する部分を主せん断面と記載。</li> <li>幅の記載については、区間長を記載しているため削除。</li> <li>原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断面岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断面岩(断面岩ガウジ、断面角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断面岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断面ガウジを未固結粘土状部、断面角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>表現の見直し(mm→cm)。</li> <li>“走向・傾斜は未測定”の記載については、観察結果で無いため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
A	・“硬軟”欄に基づき軟質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
42~47	<ul style="list-style-type: none"> <li>変質している区間を一括記載。</li> <li>幅については、区間長を記載しているため削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
48	・“硬軟”欄に基づき中硬質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
49	<ul style="list-style-type: none"> <li>シームについては削除。</li> <li>シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-203頁)。</li> </ul>	—	—	—	—

# H20-②-1

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	波	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	因	分	調	軟	目	形	状	事	(%)
							状	化	質		最大コア長
							状				— cm
											R Q D
											— (%)
60	5.95	35.57		ア プ ラ イト	明 掃 灰	Dc	50			59.67~61.35m アプライトである。 61.74~61.60m アプライトである。	0
	7.66	61.35				Wk				64.78~65.00m ・変質している。 ・微細な割れ目が多く、一部に灰白色粘土、マンガンが網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は不明である。	10
	7.27	61.74					51			61.74~61.90m 斑織の含有量が3%程度のアプライトを挟む。	10
	7.11	61.90		花 崗 斑 岩	淺 紫	Dc				64.78~65.00m 変質物、上傾45° 下層不明、幅7cm程度以上、微細な割れ目を伴い、一部に灰白色粘土、マンガンが網目状に分布する。	10
	4.01	65.00				Dc	52				10

## 設置許可申請書案

記事
50. 59.67~61.35m
51. 61.74~61.60m
52. 64.78~65.00m

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
50. 59.67~61.35m
51. 61.74~61.60m
52. 64.78~65.00m

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
50. 59.67~61.35m
51. 61.74~61.60m
52. 64.78~65.00m

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
50. 59.67~61.35m
51. 61.74~61.60m
52. 64.78~65.00m

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
50. 59.67~61.35m
51. 61.74~61.60m
52. 64.78~65.00m

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
50.51	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
52	・幅については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

余白

**H24-B14-2**

余白



# H24-B14-2

## 設置許可申請書案

記事	
1	0.00~6.66m ・埋土である。
8	6.66~8.39m ・礫質砂である。 ・径2~5mmの細礫を含む。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
1	0.00~6.66m ・埋土である。
8	6.66~8.39m ・礫質砂である。 ・径2~5mmの細礫を含む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
1	0.00~6.66m ・埋土である。
8	6.66~8.39m ・礫質砂である。 ・径2~5mmの細礫を含む。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図分	種区	調軟	状	化	質	異	事	(%)
										0.00~6.66m: 埋土である。 次の4層: 層ごとにシルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。礫は花崗岩質石炭を主とし、火山岩または玄武岩が混入する。	0
										3.47~3.93m: コングリートかならない。	0
										3.93~4.22m: 砂岩からなる。径20~40mmの結核状角礫からなる。	0
										4.22~6.66m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫の混入が主となる。礫は主に花崗岩質である。	0
										6.66~8.39m: 礫質砂である。径2~5mmの細礫を含む。礫は花崗岩質の砂を含む。礫が混入する。	0
										6.66~16.24m: 砂礫主体の礫質砂である。径2~5mmの細礫を含む。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										16.24~18.83m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										18.83~21.42m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										21.42~24.01m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										24.01~26.60m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										26.60~29.19m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										29.19~31.78m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										31.78~34.37m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										34.37~36.96m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										36.96~39.55m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										39.55~42.14m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										42.14~44.73m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										44.73~47.32m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										47.32~49.91m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										49.91~52.50m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										52.50~55.09m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										55.09~57.68m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										57.68~60.27m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										60.27~62.86m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										62.86~65.45m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										65.45~68.04m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										68.04~70.63m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										70.63~73.22m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										73.22~75.81m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										75.81~78.40m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0
										78.40~81.00m: シルト質シルト質砂からなる。層ごとの不均質な砂にシルトおよび粒径<20mmの礫~粗角礫が混入する。	0

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
1	0.00~6.66m ・埋土である。
8	6.66~8.39m ・礫質砂である。 ・径2~5mmの細礫を含む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~6.66m ・埋土である。
8	6.66~8.39m ・礫質砂である。 ・径2~5mmの細礫を含む。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1~6	変更なし	変更なし	・埋土の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は追記せず。	変更なし
7	—	—	・堆積物区間について土質構成や年代をまとめ書き。	・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしており、土質構成や年代に関するまとめ書きは追記せず。	—
8~10	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度とその構成粒子、細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、細分については追記せず。	変更なし

# H24-B14-2

## 設置許可申請書案

記事	
11.	8.39~8.83m ・砂混じり有機質シルトである。 ・未炭化木片を含む。
12.	8.63~9.54m ・有機物混じり砂である。
13.	9.54~11.12m ・砂礫である。 ・径2~50mmの花崗斑岩礫を含む。
15.	11.12~12.04m ・礫混じり砂である。
16.	12.04~12.69m ・有機物混じり砂である。 ・細粒~中粒砂が主体である。
18.	12.69~13.09m ・有機物混じり砂質シルトである。
19.	13.09~13.86m ・シルト混じり砂である。
20.	

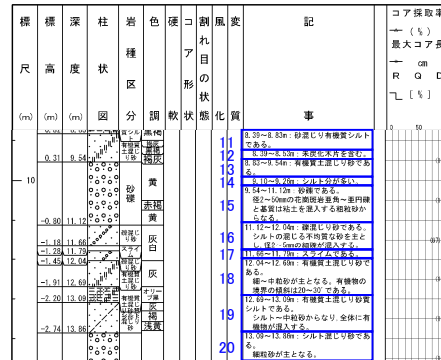
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
11.	8.39~8.83m ・砂混じり有機質シルトである。 ・未炭化木片を含む。
12.	8.63~9.54m ・有機物混じり砂である。
13.	9.54~11.12m ・砂礫である。 ・径2~50mmの花崗斑岩礫を含む。
15.	11.12~12.04m ・礫混じり砂である。
16.	12.04~12.69m ・有機物混じり砂である。 ・細粒~中粒砂が主体である。
18.	12.69~13.09m ・有機物混じり砂質シルトである。
19.	13.09~13.86m ・シルト混じり砂である。
20.	

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
11.	8.39~8.83m ・砂混じり有機質シルトである。 ・未炭化木片を含む。
12.	8.63~9.54m ・有機物混じり砂である。
13.	9.54~11.12m ・砂礫である。 ・径2~50mmの花崗斑岩礫を含む。
15.	11.12~12.04m ・礫混じり砂である。
16.	12.04~12.69m ・有機物混じり砂である。 ・細粒~中粒砂が主体である。
18.	12.69~13.09m ・有機物混じり砂質シルトである。
19.	13.09~13.86m ・シルト混じり砂である。
20.	

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
11.	8.39~8.83m ・砂混じり有機質シルトである。 ・未炭化木片を含む。
12.	8.63~9.54m ・有機物混じり砂である。
13.	9.54~11.12m ・砂礫である。 ・径2~50mmの花崗斑岩礫を含む。
15.	11.12~12.04m ・礫混じり砂である。
16.	12.04~12.69m ・有機物混じり砂である。 ・細粒~中粒砂が主体である。
18.	12.69~13.09m ・有機物混じり砂質シルトである。
19.	13.09~13.86m ・シルト混じり砂である。
20.	

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
11.	8.39~8.83m ・砂混じり有機質シルトである。 ・未炭化木片を含む。
12.	8.63~9.54m ・有機物混じり砂である。
13.	9.54~11.12m ・砂礫である。 ・径2~50mmの花崗斑岩礫を含む。
15.	11.12~12.04m ・礫混じり砂である。
16.	12.04~12.69m ・有機物混じり砂である。 ・細粒~中粒砂が主体である。
18.	12.69~13.09m ・有機物混じり砂質シルトである。
19.	13.09~13.86m ・シルト混じり砂である。
20.	

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11,12	変更なし	変更なし	・砂混じり有機質シルトの区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、細分については追記せず。	変更なし
13,14	変更なし	変更なし	・有機質土混じり砂の区間深度を記載。 ・シルト分が多い深度区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、細分については追記せず。 ・表現の見直し(有機質土混じり→有機物混じり)。	変更なし
15	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一般的な岩相であり、基質や班晶の円磨度については、特に目立つ区間ではないため追記せず。	変更なし
16	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や粒度については追記せず。	変更なし
17	—	—	・スライムの区間深度を記載。	・スライム区間については、“岩種区分”の欄に示しているため追記せず。	—
18	変更なし	変更なし	・有機質土混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・表現の見直し(有機質土混じり→有機物混じり)。 ・有機物の境界の傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
19	変更なし	変更なし	・有機質土混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・表現の見直し(有機質土混じり→有機物混じり)。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度や有機物については追記せず。	変更なし
20	変更なし	変更なし	・シルト混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については追記せず。	変更なし





# H24-B14-2

## 設置許可申請書案

記事	
34	●28.50~28.66m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡黄緑~黄褐色の硬質粘土状~粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN35° E77° NWである。
36	●32.40~32.67m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
34	●28.50~28.66m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡黄緑~黄褐色の硬質粘土状~粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN35° E77° NWである。
36	●32.40~32.67m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
34	●28.50~28.66m (f-b14-2-1破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主ににふい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・にふい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN35° E77° NWである。
36	●32.40~32.67m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱状	岩	色	硬	割れ	風	記	コア採取率
尺	高度	状	種	区	軟	目	化	事	(%)
(m)	(m)	図	分	間	状	の	質		最大コア長
						状			cm
						形			R Q D
						状			[ % ]
30									
32.33								26.42~27.65m: 割れ目が多い。0.5~1.0cm間隔で発達する。	
34								28.21~28.50m: 固結礫状部が0.2~1cm間隔で発達し、観察される。 ●28.50~28.66m: 破砕帯 (f-b14-2-1) ・破砕幅は0.3cmである。 28.50~28.66m: 固結礫状部が0.2~1cm間隔で発達し、観察される。 ・主ににふい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・にふい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN35° E77° NWである。	
36								32.40~32.67m: 割れ目が多く、角礫状を呈する。	
39									

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
34	●28.50~28.66m (f-b14-2-1破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主ににふい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・にふい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN35° E77° NWである。
36	●32.40~32.67m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
34	●28.50~28.66m (f-b14-2-1破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主ににふい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・にふい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN35° E77° NWである。
36	●32.40~32.67m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書 (H27.11)	申請書 (H27.11) ⇒ 審査資料 (H29.12.22)	審査資料 (H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書 ⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7)
32.33	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
34~36	変更なし	・誤記修正 (28.50~28.66m→28.50~28.68m)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・誤記修正 (正断層センス→左ずれ正断層センス)。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分 (固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ) を併記。	審査資料 (H29.12.22) と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 ・粘土の細脈が分布するが、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
37	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
38	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
39	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料 (H29.12.22) と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
40	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
41	—	—	・粘土脈を記載。	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に同方向の劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B14-2

## 設置許可申請書案

記事	
42	35.14~35.74m ・風化部である。
44	37.52~37.89m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
45	33.10~38.27m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・灰白色~淡黄白色の礫混じり砂状を呈する。 ・累計層厚11cm ・上端境界の傾斜は40°、下端境界の傾斜は50°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
42	35.14~35.74m ・風化部である。
44	37.52~37.89m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
45	38.10~38.27m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・灰白色~淡黄白色の礫混じり砂状を呈する。 ・累計層厚11cm ・上端境界の傾斜は40°、下端境界の傾斜は50°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
42	35.14~35.74m ・風化部である。
44	37.52~37.89m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ●38.10~38.27m(F-b14-2-2破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN58° E88° Sである。 ・上端境界の傾斜は40°、下端境界の傾斜は50°である。
45	

## 委託報告書 (平成30年)

標高	標尺	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率
度	高	度	状	種	調	度	れ	化	質	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	分	軟	状	目	状	化		最大コア長
			分	別	状	状	の	状	質		cm
			別	調	状	状	発	状	質		R
			調	軟	状	状	達	状	質		Q
			別	状	状	状	の	状	質		D
			別	状	状	状	度	状	質		[%]
			調	軟	状	状	達	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		
			別	状	状	状	の	状	質		
			調	軟	状	状	度	状	質		







# H24-B14-2

## 設置許可申請書案

記事	
58	●49.24~49.55m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・緑灰~灰白~褐灰色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰~灰白~淡赤色粘土：累計厚33mm ・見かけ傾斜は35°である。
60	50.50~51.43m ・コア欠。(ポアホールテレビで破砕部がないことを確認)
61	52.92~53.33m ・強風化部である。
62	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
58	●49.24~49.55m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・緑灰~灰白~褐灰色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰~灰白~淡赤色粘土：累計厚33mm ・見かけ傾斜は35°である。
60	50.50~51.43m ・コア欠。(ポアホールテレビで破砕部がないことを確認)
61	52.92~53.33m ・強風化部である。
62	

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
58	●49.24~49.55m(D-44破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に緑灰色の固結礫状部からなる。 ・灰色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN44° E80° Eである。
60	50.50~51.43m ・コア欠(ポアホールカメラで破砕部がないことを確認)
61	52.92~53.33m ・強風化部である。
62	

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深度	柱状	岩種	色	硬さ	割れ目	風化	記事	コア採取率
尺	高度	状	区	調	軟	状	化	事	(%)
(m)	(m)	図	分	別	状	風	質		
50								●49.24~49.55m (D-44破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に緑灰色の固結礫状部からなる。 ・灰色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN44° E80° Eである。	0
	28.65	50.50						49.24~49.55m (D-44破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に緑灰色の固結礫状部からなる。 ・灰色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN44° E80° Eである。	0
	29.31	51.43						50.50~51.43m ・コア欠(ポアホールカメラで破砕部がないことを確認)	0
								52.92~53.33m ・強風化部である。	0

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
58	●49.24~49.55m(D-44破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に緑灰色の固結礫状部からなる。 ・灰色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN44° E80° Eである。
60	50.50~51.43m ・コア欠(ポアホールカメラで破砕部がないことを確認)
61	52.92~53.33m ・強風化部である。
62	

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
58	●49.24~49.55m(D-44破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に緑灰色の固結礫状部からなる。 ・灰色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN44° E80° Eである。
60	50.50~51.43m ・コア欠(ポアホールカメラで破砕部がないことを確認)
61	52.92~53.33m ・強風化部である。
62	

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
58~60	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、断層角礫を性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“見かけ傾斜は35°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
61	変更なし	変更なし	・コア欠を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
62	変更なし	変更なし	・風化・変質の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“風化”欄に基づき強風化部と記載。	変更なし

# H24-B14-2

## 設置許可申請書案

記事	
63	<ul style="list-style-type: none"> <li>●53.33～53.36m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・土層層センスである。</li> <li>・灰白色の礫混じり粘土状～粘土混じり礫状を呈する。</li> <li>・灰白色粘土：累計厚15mm</li> <li>・みかけ傾斜は15°である。</li> </ul>

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
63	<ul style="list-style-type: none"> <li>●53.33～53.36m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである。</li> <li>・灰白色の礫混じり粘土状～粘土混じり礫状を呈する。</li> <li>・灰白色粘土：累計厚15mm</li> <li>・みかけ傾斜は15°である。</li> </ul>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
63	<ul style="list-style-type: none"> <li>53.33～53.36m</li> <li>・変質している。</li> <li>・灰白色の礫混じり粘土状～粘土混じり礫状を呈する。</li> </ul>

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率
尺	度	状	種	調	度	れ	化	質	事	(%)
(m)	(m)	(m)	区	分	軟	目	状	化		最大コア長
			分	類	状	の	状			cm
			類	別	化	形	状			R Q D
			別	記	状	状	状			[ % ]
				花崗斑岩	硬	割れ目	風化	変質		
				揚灰	硬	割れ目	風化	変質	63	53.33～53.36m 正断層による礫物の混入を認められている。
				明赤灰	硬	割れ目	風化	変質	64	55.40～55.84m 割れ目が発達する。全層に赤色を帯びる。
				灰赤	硬	割れ目	風化	変質	65	57.42～57.68m 変質帯内により礫物が混入し軟弱である。赤土層の大半は緑色鉱物に変質している。
				赤灰	硬	割れ目	風化	変質	66	59.52～60.05m 割れ目沿いに細片化し、緑色鉱物を帯びる。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
63	<ul style="list-style-type: none"> <li>53.33～53.36m</li> <li>・変質している。</li> <li>・灰白色の礫混じり粘土状～粘土混じり礫状を呈する。</li> </ul>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
63	<ul style="list-style-type: none"> <li>53.33～53.36m</li> <li>・変質している。</li> <li>・灰白色の礫混じり粘土状～粘土混じり礫状を呈する。</li> </ul>

記事	申請書案⇒ 申請書 (H27.11)	申請書 (H27.11) ⇒ 審査資料 (H29.12.22)	審査資料 (H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書 ⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7)
63	変更なし	・再観察により変質部と認定。変質部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-9頁)。	・土砂状の区間を記載。 ・粘土の挟在を記載。 ・53.33～53.36mと書くべきところを誤って53.33～53.35mと記載。	審査資料 (H29.12.22) と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
64	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・色調を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・色調については、補足的なものであるため追記せず。	—
65	—	—	・変質を伴う軟質化を記載。 ・変質鉱物を記載。	・軟質化については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 ・変質鉱物については、補足的なものであるため追記せず。	—
66	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化、鉱物の晶出)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—

# H24-B14-2

## 設置許可申請書案

記事	
67	60.65~150.00m ・アブライトである。
68	●60.85~61.12m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
70	・明黄褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN35° E88° Nである。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
67	60.65~150.00m ・アブライトである。
68	●60.85~61.12m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
70	・明黄褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN35° E88° Nである。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
67	60.65~150.00m ・アブライトである。
68	●60.85~61.12m(0-42破砕帯) ・破砕部である。
70	・褐灰色の固結礫状部及び緑灰色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E83° Eである。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱状	岩	色	硬	割れ	風	変	記	コア採取率
(m)	(m)	図	分	調	軟	目	化	質	事	(%)
						の				最大コア長
						状				cm
						状				R Q D
						状				[%]
60										0
59	33.80	69.65								100
67									67	60.65~150.00m アブライトである。
68									68	●60.85~61.12m 破砕部(0-42破砕帯)である。緑灰色の固結した礫状部からなる。上層部の礫状部は粗である。岩盤は粘質である。
69									69	61.11~61.12m 緑灰色の固結した粘土礫状部からなる。下部境界の礫状部は粗である。
70									70	62.30~62.30m 割れ目(岩盤)に埋め込まれた礫である。下層に傾斜45° 幅1~2mで緑白色の粘土が挟在する。
71									71	64.52~65.32m 傾斜50~65° および70° 前後の割れ目が発達する。外状を呈する。
72									72	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
67	60.65~150.00m ・アブライトである。
68	●60.85~61.12m(0-42破砕帯) ・破砕部である。
70	・褐灰色の固結礫状部及び緑灰色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E83° Eである。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
67	60.65~150.00m ・アブライトである。
68	●60.85~61.12m(0-42破砕帯) ・破砕部である。
70	・褐灰色の固結礫状部及び緑灰色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E83° Eである。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7)
67	変更なし	変更なし	・アブライトの区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
68~70	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・誤記修正(N35° E88° W→N1° E83° E)。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・境界の見かけ傾斜については、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため追記せず。 ・硬質であるとの記載については、破砕部の硬軟を記載しないこととしているため追記せず。 ・原岩組織の残留の程度の記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため追記せず。	変更なし
71	—	—	・割れ目の発達を伴う脆弱化を記載。 ・粘土の挟在を記載。	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で粘土を挟在するが、粘土の連続性に乏しいことから追記せず。	—
72	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H24-B14-2

設置許可申請書案

記事

74 65.32~65.86m  
66.23~68.63m  
76 ・強風化部である。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

74 65.32~65.86m  
66.23~68.63m  
76 ・強風化部である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

74 65.32~65.86m  
66.23~68.63m  
76 ・強風化部である。

委託報告書  
(平成30年)

標尺	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率 → (%) 最大コア長 → cm R Q D L [%]
(m)	(m)	種	種	調	軟	れ	化	質	事	
高	度	状	区	分	化	目	状			
									73 65.32~66.86m: 66.86m以下、原岩の崩壊による崩壊部である。 66.86~68.63m: 風化・変質でコア採取困難している。	0 50 100
									75 67.38~67.51m: 上層の崩壊部、下層の崩壊部で風化・変質で軟質化し観察している。	0 50 100
									76 68.23~68.63m: 風化・変質が著しく、崩壊部と認められる。観察困難である。 68.63mまで土砂状の崩壊部が認められる。観察困難である。	0 50 100
									77 68.63m以下、土砂状の崩壊部が認められる。観察困難である。	0 50 100

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

74 65.32~65.86m  
66.23~68.63m  
76 ・強風化部である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

74 65.32~65.86m  
66.23~68.63m  
76 ・強風化部である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7)
73	—	—	・粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから追記せず。	—
74	変更なし	変更なし	・風化・変質を伴う脆弱化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“風化”欄に基づき強風化部と記載。	変更なし
75	—	—	・風化・変質を伴う軟質化を記載。 ・脱色を記載。	・風化、変質に伴う軟質化については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 ・脱色については、風化・変質に関する補足的なものであるため追記せず。	—
76.77	変更なし	変更なし	・風化・変質を伴う原岩組織と割れ目の残留の程度を記載。 ・粘土脈を記載。 ・土砂状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化と熱水変質の両方を受けた区間について、風化による褐色化が顕著であることを踏まえ、強風化部として記載。 ・網目状に粘土脈が分布しているが、系統的でなく連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 ・土砂状の区間については、周囲との境界が一部不明瞭であり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし

# H24-B14-2

設置許可申請書案

記 事
79 70.03~70.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
79 70.03~70.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
79 70.03~70.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

委託報告書  
(平成30年)

標高	標尺	深 度	柱 状	岩 色	硬 度	割 れ 目	風 化	記 事	コア採取率 (%)
(m)	(m)	(m)	図 分	種 別	軟 状	状 態	化 質		
70								78 68.63~70.03m: 割れ目の一部に0.3~1mで塊オリブ灰色の炭質粘土を挟む。	0
								79 70.03~70.33m: 割れ目が密集し層状に発達している。原岩組織不明瞭である。全体に粘土の細脈が分布する。	0
								80 70.68~71.05m: 著しく軟化している。	0
								81 72.14m: 砂混じりシルトを挟む。塊状/層状/2m: 灰色~緑灰色の白雲母の混入する。	0
								82 73.34~77.91m: 割れ目の多量な発達する。非常に緻密で炭質の部分が主となる。	0

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
79 70.03~70.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
79 70.03~70.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7)
78	—	—	・変質粘土の挟在を記載。	・一部に粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
79	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・原岩組織の残留の程度を記載。 ・粘土の細脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・原岩組織の残留の程度については、劣化に関する補足的なものであるため追記せず。 ・一部に粘土を含むが、系統的でなく、直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	変更なし
80	—	—	・軟化を記載。	・軟化については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。	—
81	—	—	・砂混じりシルトの挟在を記載。 ・白雲母の混入を記載。	・砂混じりシルトを挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
82	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H24-B14-2

設置許可申請書案

記事

78.25~79.14m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

82.13~89.71m  
・割れ目が少なく、柱状を呈する。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

78.25~79.14m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

82.13~89.71m  
・割れ目が少なく、柱状を呈する。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

78.25~79.14m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

82.13~89.71m  
・割れ目が少なく、柱状を呈する。

委託報告書  
(平成30年)

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

78.25~79.14m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

82.13~89.71m  
・割れ目が少なく、柱状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

78.25~79.14m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

82.13~89.71m  
・割れ目が少なく、柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7)
83	—	—	・割れ目について記載(黄鉄鉱の晶出)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
84	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
85	—	—	・石英脈を記載。	・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
86	—	—	・割れ目について記載(シルト質砂の挟在)。	・シルト質砂を挟在するが、周辺の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
87	—	—	・割れ目について記載(変色、白雲母や黄鉄鉱の付着)。	・割れ目沿いの変色や鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
A,87~94	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(変色、鉱物晶出、傾斜)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“割れ目が4~10cm間隔で発達”との記載については、割れ目の発達程度を、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目の変色、鉱物晶出、傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし

# H24-B14-2

設置許可申請書案	設置許可申請書 (平成27年11月)	審査資料 (平成29年12月22日)	委託報告書 (平成30年)	審査資料 (平成30年11月30日)	審査資料 (令和2年2月7日)																																																																																																														
<p style="text-align: center;"><b>記 事</b></p> <p>95 90.08~90.56m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> <p>99 94.00~94.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> <p>102 96.38~96.97m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>記 事</b></p> <p>95 90.08~90.56m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> <p>99 94.00~94.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> <p>102 96.38~96.97m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>記 事</b></p> <p>95 90.08~90.56m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> <p>99 94.00~94.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> <p>102 96.38~96.97m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>標尺</th> <th>深 度</th> <th>柱 状</th> <th>岩 種</th> <th>色 調</th> <th>硬 軟</th> <th>割 目</th> <th>変 質</th> <th>記 事</th> <th>コア採取率 (%)</th> </tr> <tr> <td>(m)</td> <td>(m)</td> <td>(m)</td> <td>図</td> <td>分</td> <td>軟</td> <td>状</td> <td>化</td> <td>事</td> <td>最大コア長 — cm R Q D 「%」</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>95 90.08~90.56: 中角度の割れ目が発達し、岩片~角礫状を呈する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>96 91.09~91.19: 割れ目が変質する。黄鉄鉱コアは連続状を呈する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>97 91.19~91.29: 黄鉄鉱コアの割れ目角に黄鉄鉱が晶出。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>98 92.63~92.58m: 割れ目間隔が10cm以上でコアは粒状を呈する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>99 94.00~94.63m: 中角度の割れ目が発達する。岩片~角礫状を呈する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100 94.70m: 割れ目~薄鉄鉱 層~2mmの灰白色の砂質粘土を挟在する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>101 95.07~95.05m: 中角度の割れ目が多く岩片~角礫状を呈する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>102 96.38~96.97m: 中角度割れ目の中程度割れ目の発達し、コアは角礫状を呈する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	標尺	深 度	柱 状	岩 種	色 調	硬 軟	割 目	変 質	記 事	コア採取率 (%)	(m)	(m)	(m)	図	分	軟	状	化	事	最大コア長 — cm R Q D 「%」	90																		95 90.08~90.56: 中角度の割れ目が発達し、岩片~角礫状を呈する。										96 91.09~91.19: 割れ目が変質する。黄鉄鉱コアは連続状を呈する。										97 91.19~91.29: 黄鉄鉱コアの割れ目角に黄鉄鉱が晶出。										98 92.63~92.58m: 割れ目間隔が10cm以上でコアは粒状を呈する。										99 94.00~94.63m: 中角度の割れ目が発達する。岩片~角礫状を呈する。										100 94.70m: 割れ目~薄鉄鉱 層~2mmの灰白色の砂質粘土を挟在する。										101 95.07~95.05m: 中角度の割れ目が多く岩片~角礫状を呈する。										102 96.38~96.97m: 中角度割れ目の中程度割れ目の発達し、コアは角礫状を呈する。		<p style="text-align: center;"><b>記 事</b></p> <p>95 90.08~90.56m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> <p>99 94.00~94.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> <p>102 96.38~96.97m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>記 事</b></p> <p>95 90.08~90.56m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> <p>99 94.00~94.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> <p>102 96.38~96.97m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p>
標尺	深 度	柱 状	岩 種	色 調	硬 軟	割 目	変 質	記 事	コア採取率 (%)																																																																																																										
(m)	(m)	(m)	図	分	軟	状	化	事	最大コア長 — cm R Q D 「%」																																																																																																										
90																																																																																																																			
								95 90.08~90.56: 中角度の割れ目が発達し、岩片~角礫状を呈する。																																																																																																											
								96 91.09~91.19: 割れ目が変質する。黄鉄鉱コアは連続状を呈する。																																																																																																											
								97 91.19~91.29: 黄鉄鉱コアの割れ目角に黄鉄鉱が晶出。																																																																																																											
								98 92.63~92.58m: 割れ目間隔が10cm以上でコアは粒状を呈する。																																																																																																											
								99 94.00~94.63m: 中角度の割れ目が発達する。岩片~角礫状を呈する。																																																																																																											
								100 94.70m: 割れ目~薄鉄鉱 層~2mmの灰白色の砂質粘土を挟在する。																																																																																																											
								101 95.07~95.05m: 中角度の割れ目が多く岩片~角礫状を呈する。																																																																																																											
								102 96.38~96.97m: 中角度割れ目の中程度割れ目の発達し、コアは角礫状を呈する。																																																																																																											

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
95	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
96.97	—	—	・変質を伴う細礫状の区間を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの黄鉄鉱の晶出)。	・割れ目の発達、変質の程度については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
98	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため追記せず。	—
99	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
100	—	—	・割れ目について記載(砂質粘土の挟在)。	・砂質粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
101	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため追記せず。	—
102	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし

# H24-B14-2

## 設置許可申請書案

記事	
105	<ul style="list-style-type: none"> <li>●101.47~101.52m</li> <li>・破砕部である。カタクレーサイトからなる</li> <li>・灰白~明褐色の粘土混じり礫状を呈する</li> <li>・走向・傾斜はN3° E65° Eである。</li> </ul>

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
105	<ul style="list-style-type: none"> <li>●101.47~101.52m</li> <li>・破砕部である。カタクレーサイトからなる</li> <li>・灰白~明褐色の粘土混じり礫状を呈する</li> <li>・走向・傾斜はN3° E65° Eである。</li> </ul>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
105	<ul style="list-style-type: none"> <li>●101.47~101.52m(f-b14-2-6破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・灰白色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN3° E65° Eである。</li> </ul>

## 委託報告書 (平成30年)

標高	標尺	深尺	柱状	岩種	色	硬軟	割れ目	風化	記事	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	目	化	事	(%)
100				明褐色	灰	軟	細	103	103.20~103.40m 不規則な割れ目が発達する。薄片~角礫状を呈する。	100
				明褐色	灰	軟	細	104	103.40~101.63m 細かい割れ目が発達する。一部は灰黄と赤褐色の軟質化している。角礫~土砂状化している。	100
				明褐色	灰	軟	細	105	●101.47~101.52m 破砕帯(f-b14-2-6) 破砕幅は5cmである。灰白色の固結した礫状部からなる。傾斜は25°である。	100
				明褐色	灰	軟	細	106	102.55~102.84m 中角度の割れ目が多く、薄片~角礫状を呈する。	100
				明褐色	灰	軟	細	107	102.84~103.17m 礫~土砂状化している。一部に灰白色の粘土混じり部を呈する。	100

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
105	<ul style="list-style-type: none"> <li>●101.47~101.52m(f-b14-2-6破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・灰白色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN3° E65° Eである。</li> </ul>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
105	<ul style="list-style-type: none"> <li>●101.47~101.52m(f-b14-2-6破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・灰白色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN3° E65° Eである。</li> </ul>

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
103	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
104	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・部分的な軟質化を記載。	・割れ目の発達、変質の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
105	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については、審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)	変更なし
106	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
107	—	—	・礫~土砂状化の区間を記載。 ・粘土脈を記載。	・礫~土砂状を呈し一部に粘土を含むが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—





# H24-B14-2

## 設置許可申請書案

記事	
114	●109.16～109.46m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・明緑灰色の糜泥じり粘土状～粘土混じり礫状を呈する。
118	・明緑灰～灰色粘土：累計厚30mm ・走向・傾斜はN1° W76° Wである。
119	109.46～112.49m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
120	110.95～111.16m ・変質が著しく明緑灰色に変色する。
122	114.66～116.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

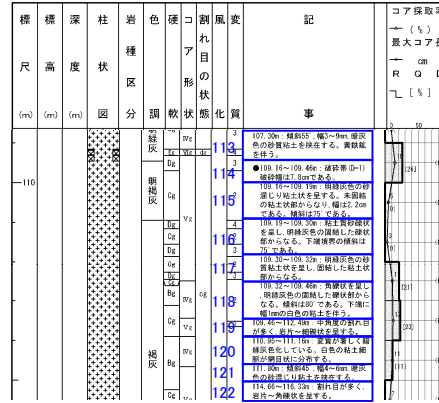
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
114	●109.16～109.46m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明緑灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
118	・明緑灰～灰色粘土：累計厚30mm ・走向・傾斜はN1° W76° Wである。
119	109.46～112.49m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
120	110.95～111.16m ・変質が著しく明緑灰色に変色する。
122	114.66～116.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
114	●109.16～109.46m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明緑灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
118	・明緑灰色の未固結粘土状部：累計幅2.2cm ・走向・傾斜はN1° W76° Wである。
119	109.46～112.49m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
120	110.95～111.16m ・変質が著しく、明緑灰色に変色する。
122	114.66～116.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
114	●109.16～109.46m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明緑灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
118	・明緑灰色の未固結粘土状部：累計幅2.2cm ・走向・傾斜はN1° W76° Wである。
119	109.46～112.49m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
120	110.95～111.16m ・変質が著しく、明緑灰色に変色する。
122	114.66～116.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
114	●109.16～109.46m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明緑灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
118	・明緑灰色の未固結粘土状部：累計幅2.2cm ・走向・傾斜はN1° W76° Wである。
119	109.46～112.49m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
120	110.95～111.16m ・変質が著しく、明緑灰色に変色する。
122	114.66～116.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
113	—	—	・粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
114～118	変更なし	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・境界の見かけの傾斜については、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため追記せず。 “下端に幅1mmの白色の粘土を伴う”と記載されているが、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
119	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
120	変更なし	・誤記修正(mm→m)。	・色調を記載。 ・粘土細脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一部に粘土を含むが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	変更なし
121	—	—	・砂混じり粘土の挟在を記載。	・砂混じり粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
122	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし

# H24-B14-2

## 設置許可申請書案

記事

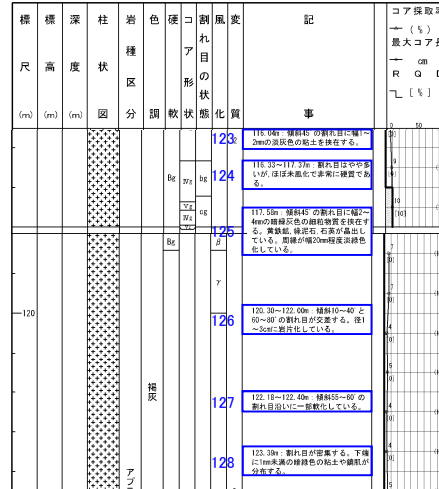
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
123	—	—	・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
124	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
125	—	—	・割れ目について記載(細粒物質、割れ目沿いの鉱物晶出、変色)。	・細粒物質を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから記載せず。 ・割れ目沿いの鉱物晶出、変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
126	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
127	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの軟質化)。	・割れ目沿いに軟質化しているが、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
128	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・粘土を記載。 ・鏡肌を記載。	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で粘土や鏡肌を伴うが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B14-2

## 設置許可申請書案

記 事

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

## 委託報告書 (平成30年)

標	標	深	柱	岩	色	硬	コ	割	風	変	記	コ	
尺	高	度	状	種	区	調	軟	れ	化	質	事	ア	
(m)	(m)	(m)	図	別	分	状	状	目	状	質	事	取	
								の				率	
								発				(%)	
								達				最	
								の				大	
								程				コ	
								度				ア	
								を				長	
								記				cm	
								載				R	
								入				Q	
								り				D	
								ま				[%]	
								り					
				フ				2			129	124.50~126.41m: 脱色・白色化した変質割れ目を伴い、劣化・風化している。	
								β			130	125.65m: 傾斜30°の割れ目節理帯幅2~3cm程度で発達している。幅0.5mmの暗緑色の粘土を挟む。割れ目が多く、岩片状している。傾斜35°と60~70°の割れ目が主である。	
											131	129.79~131.00m: 傾斜35~45°と10~40°の割れ目が交錯し、厚10~30mmの粘土を挟む。	
											132	130.50~130.54m: 傾斜45°の割れ目沿いに暗緑色化する。幅1~3mmの鉱物脈を伴う。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
129	—	—	・脱色・白色化を記載。 ・割れ目の発達程度を記載。	・変色については、補足的なものであるため追記せず。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
130	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色、粘土の挟在)。 ・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達、変質の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。 ・割れ目が発達し粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
131	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
132	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色、鉱物脈)。	・割れ目沿いの変色や鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—

# H24-B14-2

## 設置許可申請書案

記事
133 131.00~132.00m ・コア欠。(ポアホールテレビで破砕部がないことを確認)
134 132.00~133.00 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
136 134.00~135.00m ・コア欠。(ポアホールテレビで破砕部がないことを確認)
137 135.00~135.50m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
138 135.50~136.00m 136.50~136.75m ・コア欠。(ポアホールテレビで破砕部がないことを確認)

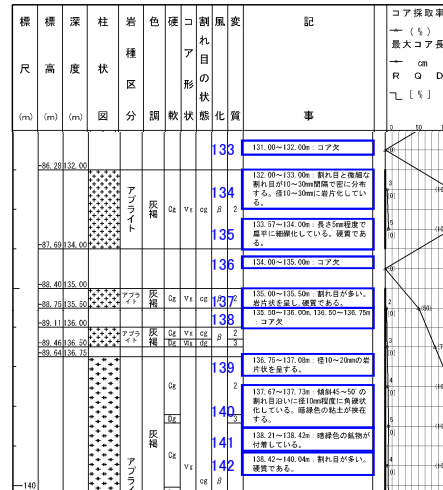
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
133 131.00~132.00m ・コア欠。(ポアホールテレビで破砕部がないことを確認)
134 132.00~133.00 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
136 134.00~135.00m ・コア欠。(ポアホールテレビで破砕部がないことを確認)
137 135.00~135.50m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
138 135.50~136.00m 136.50~136.75m ・コア欠。(ポアホールテレビで破砕部がないことを確認)

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
133 131.00~132.00m ・コア欠(ポアホールカメラで破砕部がないことを確認)。
134 132.00~133.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
136 134.00~135.00m ・コア欠(ポアホールカメラで破砕部がないことを確認)
137 135.00~135.50m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
138 135.50~136.00m 136.50~136.75m ・コア欠(ポアホールカメラで破砕部がないことを確認)

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
133 131.00~132.00m ・コア欠(ポアホールカメラで破砕部がないことを確認)
134 132.00~133.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
136 134.00~135.00m ・コア欠(ポアホールカメラで破砕部がないことを確認)
137 135.00~135.50m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
138 135.50~136.00m 136.50~136.75m ・コア欠(ポアホールカメラで破砕部がないことを確認)

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
133 131.00~132.00m ・コア欠(ポアホールカメラで破砕部がないことを確認)
134 132.00~133.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
136 134.00~135.00m ・コア欠(ポアホールカメラで破砕部がないことを確認)
137 135.00~135.50m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
138 135.50~136.00m 136.50~136.75m ・コア欠(ポアホールカメラで破砕部がないことを確認)

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7)
133	変更なし	変更なし	・コア欠を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
134	変更なし	・誤記修正(“132.00~133.00”→“132.00~133.00m”)。	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
135	—	—	・細礫化について記載。	・細礫化しているが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
136	変更なし	変更なし	・コア欠を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
137	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
138	変更なし	変更なし	・コア欠を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
139	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
140	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの角礫状化、粘土の挟在)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いに角礫状化し粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
141	—	—	・鉱物の付着を記載。	・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
142	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H24-B14-2

## 設置許可申請書案

記事
143 140.04~140.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
143 140.04~140.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
143 140.04~140.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	標尺	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	状	軟	れ	化	質	事	(%)
							目				最大コア長
							の				cm
							形				R Q D
							状				[%]
140.04				イト		Dc				143 140.04~140.33m 割れ目が密し 割れ~細粒化している。一般硬質 部が残るが上部に少~軟質である。	0
				赤灰		Dc				144 141.71~142.00m 大半の割れ目沿 いで細片~細粒化し軟質である。	10
				赤灰		Dc				145 142.48~142.53m 割れ目沿いの細 片~細粒化している。	20
				赤灰		Vc				146 143.33~143.40m 割れ目はやや多 い。柱断面高化で軟質である。	30
				赤灰		Vc				147 145.42~150.00m 割れ目が多く 割れ目の沿い一部は細片化してい る。	40
				赤灰		Vc				148 146.90m 割れ目沿いの変色で薄緑 緑が細粒化している。	50
				赤灰		Vc				149 147.13m 割れ目に薄緑色の熱水変 質脈を伴い薄緑は緑色を帯びる。 下層割れ目~200%帯色している。	60
				赤灰		Vc				150 149.80~149.85m 傾斜40° 幅40cm 薄緑色の熱水変質脈を伴割れ目に伴 う。	70
				赤灰		Dc					80
				赤灰		Dc					90
				赤灰		Dc					100

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
143 140.04~140.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
143 140.04~140.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7)
143	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
144	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片~細粒化)。 ・硬軟を記載。	・割れ目沿いで細片~細粒化しているが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。	—
145	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片~細粒化)。	・割れ目沿いで細片~細粒化しているが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
146	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
147	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
148	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色)。	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
149	—	—	・熱水変質脈を記載。 ・変色を記載。	・熱水変質脈を伴うが、変色部やその周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
150	—	—	・熱水変質脈を記載。	・熱水変質脈を伴うが、変色部の周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

**H24-D1-1**

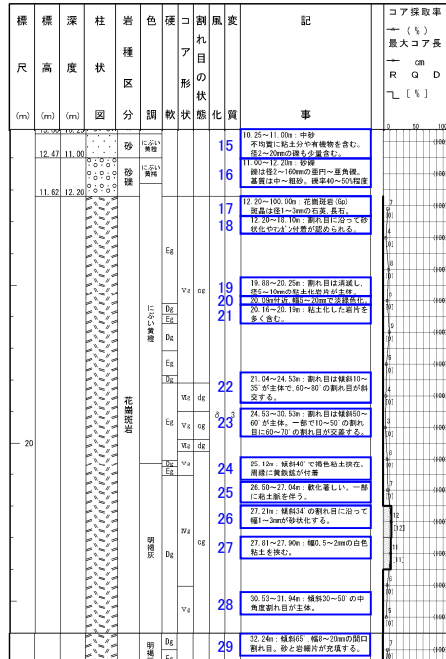
余白





# H24-D1-1

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
15	10.25~11.00m ・砂である。 ・不均質に粘土分や有機物を含む。
16	11.00~12.20m ・砂礫である。 ・礫は径2~160mmの垂円~垂角礫を含む。 ・礫率40~50%程度。
17	12.20~100.00m ・花崗斑岩である。
18	12.20~21.04m ・風化部である。
21	21.04~30.53m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
22	30.53~21.94m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
23	21.04~30.53m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
15	10.25~11.00m ・砂である。 ・不均質に粘土分や有機物を含む。
16	11.00~12.20m ・砂礫である。 ・礫は径2~160mmの垂円~垂角礫を含む。 ・礫率40~50%程度。
17	12.20~100.00m ・花崗斑岩である。
18	12.20~21.04m ・風化部である。
21	21.04~30.53m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
22	30.53~21.94m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
23	21.04~30.53m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
15	10.25~11.00m ・砂である。 ・不均質に粘土分や有機物を含む。
16	11.00~12.20m ・砂礫である。 ・礫は径2~160mmの垂円~垂角礫を含む。 ・礫率は40~50%程度である。
17	12.20~100.00m ・花崗斑岩である。
18	12.20~21.04m ・風化部である。
21	21.04~30.53m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
22	30.53~21.94m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
23	21.04~30.53m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
15	10.25~11.00m ・砂である。 ・不均質に粘土分や有機物を含む。
16	11.00~12.20m ・砂礫である。 ・礫は径2~160mmの垂円~垂角礫を含む。 ・礫率は40~50%程度である。
17	12.20~100.00m ・花崗斑岩である。
18	12.20~21.04m ・風化部である。
21	21.04~30.53m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
22	30.53~21.94m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
23	21.04~30.53m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。

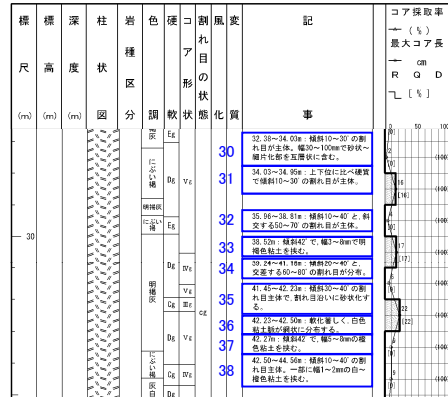
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
15	10.25~11.00m ・砂である。 ・不均質に粘土分や有機物を含む。
16	11.00~12.20m ・砂礫である。 ・礫は径2~160mmの垂円~垂角礫を含む。 ・礫率は40~50%程度である。
17	12.20~100.00m ・花崗斑岩である。
18	12.20~21.04m ・風化部である。
21	21.04~30.53m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
22	30.53~21.94m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
23	21.04~30.53m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
15	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・礫については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
16	・基質については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
17	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
18~21	・岩盤表層からD'級岩盤が連続することから、“岩級区分”欄及び“風化”欄に基づき、風化部と記載。 ・一部の割れ目に砂状化が見られるが、直線性や連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・マンガン付着や淡緑色化については、補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土化した岩片が見られるが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
22~29	・“コア形状”欄に基づき、割れ目の発達を記載。 ・一部に粘土や割れ目に沿った砂状化が見られるが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・割れ目の傾斜、鉱物付着については補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

# H24-D1-1

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事	
30	32.38~42.23m ・割れ目が多く、砂~短柱状を呈する。
32.	
34.	
35	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
30	32.38~42.23m ・割れ目が多く、砂~短柱状を呈する。
32.	
34.	
35	

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
30	32.38~42.23m ・割れ目が多く、砂~短柱状を呈する。
32.	
34.	
35	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
30	32.38~42.23m ・割れ目が多く、砂~短柱状を呈する。
32.	
34.	
35	

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
30	32.38~42.23m ・割れ目が多く、砂~短柱状を呈する。
32.	
34.	
35	

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
30~35	<ul style="list-style-type: none"> <li>・“コア形状”欄に基づき、砂~短柱状と記載。</li> <li>・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・一部に砂状化が見られるが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> <li>・一部に粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軟化の程度については、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>・一部粘土が分布するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—	—	—
37	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部に粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—	—	—
38	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部に粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—	—	—

# H24-D1-1

## 委託報告書 (平成25年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色調	硬さ	割取	風化	記
(m)	(m)	(m)	円	区	分	調	状	態	事
									コア採取率 → (%) 最大コア径 → cm R Q D ↓ (%)
40									<p>39 ●45.91~48.28m 破砕部</p> <p>40 ●45.91~48.28m 破砕部である。カタクレーサイトからなる。明褐色～明黄褐色の硬凝じり粘土状～粘土凝じり硬状を呈する。</p> <p>41 にふい赤橙～明黄褐色～にふい黄褐色粘土。累計厚34mm</p> <p>42 ●45.91~48.28m 破砕部</p> <p>43 ●45.91~48.28m 破砕部である。カタクレーサイトからなる。明褐色～明黄褐色の硬凝じり粘土状～粘土凝じり硬状を呈する。</p> <p>44 ●45.91~48.28m 破砕部</p> <p>45 ●45.91~48.28m 破砕部である。カタクレーサイトからなる。明褐色～明黄褐色の硬凝じり粘土状～粘土凝じり硬状を呈する。</p>

## 設置許可申請書案

記事
<p>●45.91~48.28m</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>破砕部である。カタクレーサイトからなる。</li> <li>明褐色～明黄褐色の硬凝じり粘土状～粘土凝じり硬状を呈する。</li> <li>にふい赤橙～明黄褐色～にふい黄褐色粘土。累計厚34mm</li> <li>走向・傾斜はN1° E58° Wである。</li> </ul>

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
<p>●45.91~48.28m</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>破砕部である。カタクレーサイトからなる。</li> <li>明褐色～明黄褐色の硬凝じり粘土状～粘土凝じり硬状を呈する。</li> <li>にふい赤橙～明黄褐色～にふい黄褐色粘土。累計厚34mm</li> <li>走向・傾斜はN1° E58° Wである。</li> </ul>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
<p>●45.91~48.28m</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>破砕部である。</li> <li>左ずれセンスである。</li> <li>主に明褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>明赤灰色の未固結粘土状部。累計幅1.5cm</li> <li>走向・傾斜はN1° E58° Wである。</li> </ul>

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
<p>●45.91~48.28m</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>破砕部である。</li> <li>左ずれセンスである。</li> <li>主に明褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>明赤灰色の未固結粘土状部。累計幅1.5cm</li> <li>走向・傾斜はN1° E58° Wである。</li> </ul>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
<p>●45.91~48.28m</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>破砕部である。</li> <li>左ずれ正断層センスである。</li> <li>明褐色の固結礫状部及び明赤灰色の固結粘土状部からなる。</li> <li>走向・傾斜はN1° E58° Wである。</li> </ul>

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
39~45	<ul style="list-style-type: none"> <li>性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。</li> <li>粘土を挟むものが、幅の膨縮が著しく、直線性に乏しいことから、カタクレーサイトからなると記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>誤記修正(左ずれセンス→左ずれ正断層センス、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。</li> <li>薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。</li> </ul>

# H24-D1-1

## 委託報告書 (平成25年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	れ	化	事	(%)
			分	別	分	状	目	質		最大コア長
						状	形			cm
						状	状			R Q D
						状	状			L (%)
						46				
						47				
						48				
						49				
						50				

## 設置許可申請書案

記事
<p>●49.20~49.91m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・明褐色~明黄褐色の粘土状~粘土混じり礫状を呈する。 ・明褐色~明黄褐色粘土：累計厚10mm。 ・走向・傾斜はN9° W74° Eである。</p>

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
<p>●49.20~49.91m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・明褐色~明黄褐色の粘土状~粘土混じり礫状を呈する。 ・明褐色~明黄褐色粘土：累計厚10mm。 ・走向・傾斜はN9° W74° Eである。</p>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
<p>●49.20~49.91m ・破砕部である。 ・西上がりセンスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN9° W74° Eである。</p>

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
<p>●49.20~49.91m ・破砕部である。 ・西上がりセンスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN9° W74° Eである。</p>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
<p>●49.20~49.91m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN9° W74° Eである。</p>

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
46~48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正断層センスと書くべきところを誤って西上がりセンスと記載。</li> <li>・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記修正(西上がりセンス→正断層センス、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)</li> </ul>
49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部粘土が見られるが、系統的でなく、連続性に乏しいことから削除。</li> <li>・軟化の程度については、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	—	—	—	—
50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—	—	—

# H24-D1-1

## 委託報告書 (平成25年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	調	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	種	種	調	調	調	調	調	事	(%)
			別	別	別	別	別	別	別		最大コア長
			目	目	目	目	目	目	目		cm
			状	状	状	状	状	状	状		R Q D
			化	化	化	化	化	化	化		L (%)
											0
											10
											20
											30
											40
											50
											60
											70
											80
											90
											100

## 設置許可申請書案

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●53.77~54.54m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである。</li> <li>・にぶい橙~にぶい黄橙~灰黄色の粘土状~粘土混じり礫状を呈する。</li> <li>・にぶい黄橙~淡黄橙~黄褐~淡黄橙色粘土。累計幅2mm</li> <li>・走向・傾斜はN20° E77° Eである。</li> </ul>

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●53.77~54.54m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである。</li> <li>・にぶい橙~にぶい黄橙~灰黄色の粘土状~粘土混じり礫状を呈する。</li> <li>・にぶい黄橙~淡黄橙~黄褐~淡黄橙色粘土。累計幅2mm</li> <li>・走向・傾斜はN20° E77° Eである。</li> </ul>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●53.77~54.54m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである。</li> <li>・主ににぶい黄橙色の固結礫状部からなる。</li> <li>・淡黄橙色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はN20° E77° Eである。</li> </ul>

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●53.77~54.54m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである。</li> <li>・主ににぶい黄橙色の固結礫状部からなる。</li> <li>・淡黄橙色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はN20° E77° Eである。</li> </ul>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

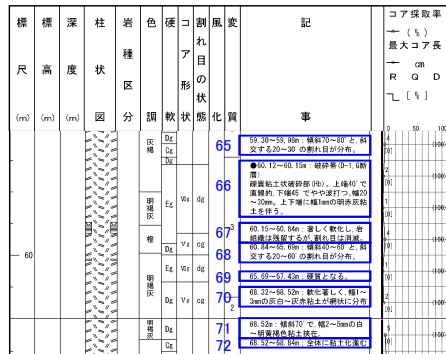
記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●53.77~54.54m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである。</li> <li>・主ににぶい黄橙色の固結礫状部からなる。</li> <li>・淡黄橙色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はN20° E77° Eである。</li> </ul>

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
51~58	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。</li> <li>・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)



# H24-D1-1

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事	
65	<ul style="list-style-type: none"> <li>●60.12~60.15m(D-1破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである</li> <li>・浅黄緑~にふい黄褐色の塊状粘土状土を呈する。</li> <li>・浅黄緑~にふい黄褐色粘土：累計厚23mm</li> <li>・走向・傾斜はN9° E88° Wである。</li> </ul>

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
66	<ul style="list-style-type: none"> <li>●60.12~60.15m(D-1破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである</li> <li>・浅黄緑~にふい黄褐色の塊状粘土状土を呈する。</li> <li>・浅黄緑~にふい黄褐色粘土：累計厚23mm</li> <li>・走向・傾斜はN9° E88° Wである。</li> </ul>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
66	<ul style="list-style-type: none"> <li>●60.12~60.15m(D-1破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである。</li> <li>・主にふい黄色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm</li> <li>・走向・傾斜はN9° E88° Wである。</li> </ul>

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
66	<ul style="list-style-type: none"> <li>●60.12~60.15m(D-1破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである。</li> <li>・主にふい黄色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm</li> <li>・走向・傾斜はN9° E88° Wである。</li> </ul>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

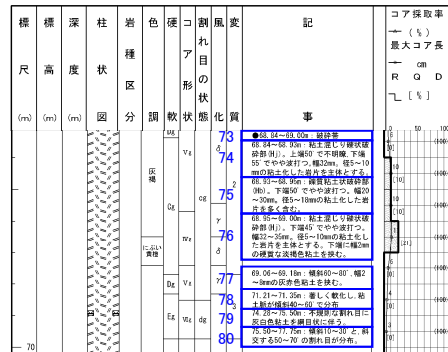
記事	
66	<ul style="list-style-type: none"> <li>●60.12~60.15m(D-1破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである。</li> <li>・主にふい黄色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm</li> <li>・走向・傾斜はN9° E88° Wである。</li> </ul>

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
65	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
66	<ul style="list-style-type: none"> <li>・“G断層”との記載については、連続性検討の結果によりD-1破砕帯に対比する前の呼称であることから削除。</li> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
67~72	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硬軟の程度については、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・一部に粘土が分布するが、直線性や連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—	—	—



# H24-D1-1

## 委託報告書 (平成25年)



## 設置許可申請書案

記事	
73	●68.84～69.00m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
74	・淡黄橙～灰白色の粘土状～機質粘土状を呈する。
75	・にぶい黄橙～暗褐色粘土：累計厚16mm
76	・赤白・傾斜はN31° W72° NEである。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
73	●68.84～69.00m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
74	・淡黄橙～灰白色の粘土状～機質粘土状を呈する。
75	・にぶい黄橙～暗褐色粘土：累計厚16mm
76	・赤白・傾斜はN31° W72° NEである。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
73	●68.84～69.00m ・破砕部である。
74	・西上がり及び西下がりセンスである。
75	・灰白色の固結礫状部からなる。
76	・走向・傾斜はN31° W72° NEである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
73	●68.84～69.00m ・破砕部である。
74	・西上がり及び西下がりセンスである。
75	・灰白色の固結礫状部からなる。
76	・走向・傾斜はN31° W72° NEである。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
73	●68.84～69.00m ・破砕部である。
74	・逆断層センスである。
75	・灰白色の固結礫状部からなる。
76	・走向・傾斜はN31° W72° NEである。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
73～76	<ul style="list-style-type: none"> <li>性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。</li> <li>粘土を挟在するが、直線性に乏しいことから、“カタクレーサイトからなる”と記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土（細脈を含む）及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>誤記修正（西上がり及び西下がりセンス⇒逆断層センス、審査会合（R1.10.11）にて説明済み）。</li> <li>（※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく）</li> </ul>
77～80	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>軟化の程度については、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>一部に粘土が分布するが、直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—	—	—

# H24-D1-1

## 委託報告書 (平成25年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	れ	化	事	(%)
			分	別	分	化	目	質		最大コア長
			調	調	調	調	状	状		cm
			分	分	分	分	状	状		R Q D
			分	分	分	分	状	状		L (%)
70										5
										10
										100

## 設置許可申請書案

記事
81
84

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
81
84

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
81
84

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
81
84

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
81
84

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
81	<ul style="list-style-type: none"> <li>性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。</li> <li>粘土脈が分布するが、比較的固結していることから、“カタクレーサイトからなる”と記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土（細脈を含む）及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い、フィルム状の粘土を追記。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、フィルム状の粘土の表記を固結粘土状部に見直し。</li> </ul>
82,83	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の発達や軟化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>一部に粘土を伴うが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—	—	—
84	<ul style="list-style-type: none"> <li>“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。</li> <li>割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

# H24-D1-1

## 委託報告書 (平成25年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	れ	化	事	(%)
							目	質		最大コア長
							形			—
							状			cm
							状			R Q D
							化			[%]
							質			
							85		●81.20~81.42m: 破砕部	0
							86		81.20~81.30m: 硬質粘土状硬質粘	10
							87		81.30m: 粘土状硬質粘(0.1~0.1)・粘	20
							88		81.30~81.42m: 硬質粘土状硬質粘	30
							89		81.42~87.14m: 傾斜20~10°と、粘	40
							90		交する20~10°の割れ目があり、一	50
									87.14~88.35m: 粘(5~10cm)・粘	60
									質(10~20cm)に白色粘土質の角礫	80
										100

## 設置許可申請書案

記事
85
86
87
88
89
90

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
85
86
87
88
89
90

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
85
86
87
88
89
90

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
85
86
87
88
89
90

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
85
86
87
88
89
90

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
85~88	<ul style="list-style-type: none"> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ただし、断層層区分は薄片観察結果に基づく</li> </ul>
89	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—	—	—
90	<ul style="list-style-type: none"> <li>“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。</li> <li>一部に粘土を伴うが、直線性や連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

# H24-D1-1

## 委託報告書 (平成25年)

標 尺 (m)	標 高 度 (m)	柱 状 区 分 調 査 状 況	岩 種 区 分 調 査 状 況	色 調 調 査 状 況	硬 度 調 査 状 況	割 取 目 の 形 状 調 査 状 況	風 化 調 査 状 況	記 事	コア採取率 (%) 最大コア長 — cm — R Q D L (%)
—	—	花崗岩	花崗岩	—	—	—	—	91 ●89.91～89.95m 破砕部である。 正断層センスである。 明赤灰色の塊状粘土状を呈する。 明赤灰色粘土：累計厚35mm 走向・傾斜はN22° W80° Eである。	—

## 設置許可申請書案

記 事
91 ●89.91～89.95m 破砕部である。 正断層センスである。 明赤灰色の塊状粘土状を呈する。 明赤灰色粘土：累計厚35mm 走向・傾斜はN22° W80° Eである。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
91 ●89.91～89.95m 破砕部である。 正断層センスである。 明赤灰色の塊状粘土状を呈する。 明赤灰色粘土：累計厚35mm 走向・傾斜はN22° W80° Eである。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
91 ●89.91～89.95m(D-33破砕帯) 破砕部である。 不ずれ正断層センスである。 明赤灰色の未固結礫状部及び明赤灰色の未固結粘土状部からなる。 明赤灰色の未固結礫状部：累計幅0.2cm 明赤灰色の未固結粘土状部：累計幅1.8cm 走向・傾斜はN22° W80° Eである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
91 ●89.91～89.95m(D-33破砕帯) 破砕部である。 不ずれ正断層センスである。 明赤灰色の未固結礫状部及び明赤灰色の未固結粘土状部からなる。 明赤灰色の未固結礫状部：累計幅0.2cm 明赤灰色の未固結粘土状部：累計幅1.8cm 走向・傾斜はN22° W80° Eである。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
91 ●89.91～89.95m(D-33破砕帯) 破砕部である。 不ずれ正断層センスである。 明赤灰色の未固結礫状部及び明赤灰色の未固結粘土状部からなる。 明赤灰色の未固結礫状部：累計幅0.2cm 明赤灰色の未固結粘土状部：累計幅1.8cm 走向・傾斜はN22° W80° Eである。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
91	<ul style="list-style-type: none"> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>誤記修正(正断層センス→右ずれ正断層センス)。</li> <li>申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬度に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結礫状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更なし</li> <li>(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)</li> </ul>



# H24-D1-1

## 委託報告書 (平成25年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	調	風	波	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	調	調	調	調	事	(%)
寸	度	度	分	分	分	分	分	分	分		最大コア長
											— cm
											R Q D
											L (%)
90											

## 設置許可申請書案

記事	記事
99	●91.26~91.52m ・破砕部である。カタクレサイトからなる。 ・にふい黄橙～淡黄橙色の粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 ・赤灰色粘土：累計厚15mm ・走向・傾斜はN31° E83° SEである。
102	●91.12~93.24m ・破砕部である。カタクレサイトからなる。 ・灰黄～灰白～にふい黄橙色の粘土状～礫質粘土状を呈する。 ・灰赤～明赤灰色粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はN11° E83° Eである。
103	
106	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	記事
99	●91.26~91.52m ・破砕部である。カタクレサイトからなる。 ・にふい黄橙～淡黄橙色の粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 ・赤灰色粘土：累計厚15mm ・走向・傾斜はN31° E83° SEである。
102	●91.12~93.24m ・破砕部である。カタクレサイトからなる。 ・灰黄～灰白～にふい黄橙色の粘土状～礫質粘土状を呈する。 ・灰赤～明赤灰色粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はN11° E83° Eである。
103	
106	

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	記事
99	●91.26~91.52m (f-d1-1-11破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににふい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・赤灰色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN31° E83° SEである。
103	●93.12~93.24m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににふい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・赤灰色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN11° E83° Eである。
106	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	記事
99	●91.26~91.52m (f-d1-1-11破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににふい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・赤灰色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN31° E83° SEである。
103	●93.12~93.24m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににふい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・赤灰色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN11° E83° Eである。
106	

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	記事
99	●91.26~91.52m (f-d1-1-11破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににふい黄橙色の固結礫状部及び赤灰色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN31° E83° SEである。
103	●93.12~93.24m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににふい黄橙色の固結礫状部及び赤灰色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN11° E83° Eである。
106	

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
99～102	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。</li> <li>・粘土を挟在するが、幅の膨縮が著しく、直線性に乏しいことから、“カタクレサイトからなる”と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。</li> </ul>
103～106	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。</li> <li>・粘土を挟在するが、幅の膨縮が著しく、直線性に乏しいことから、“カタクレサイトからなる”と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。</li> </ul>



余白



**H27-B-1**

余白



# H27-B-1

## 設置許可申請書案

記事	
6	6.80~7.15m ・礫混じり砂である。
7	7.15~7.30m ・有機質土である。 ・分解途中の有機物を多く含む。
8	7.30~8.60m ・礫混じり砂である。
9	8.60~12.10m ・砂礫である。 ・一部有機質土の薄層を挟む。
10	12.10~12.49m ・砂である。 ・少量のくさり礫を含む。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
6	6.80~7.15m ・礫混じり砂である。
7	7.15~7.30m ・有機質土である。 ・分解途中の有機物を多く含む。
8	7.30~8.60m ・礫混じり砂である。
9	8.60~12.10m ・砂礫である。 ・一部有機質土の薄層を挟む。
10	12.10~12.49m ・砂である。 ・少量のくさり礫を含む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
6	6.80~7.15m ・礫混じり砂である。
7	7.15~7.30m ・有機質土である。 ・分解途中の有機物を多く含む。
8	7.30~8.60m ・礫混じり砂である。
9	8.60~12.10m ・砂礫である。 ・一部有機質土の薄層を挟む。
10	12.10~12.49m ・砂である。 ・少量のくさり礫を含む。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱状	岩	色	硬	割れ	風	変	記	コア採取率
尺	高度	状	種	区	度	目	化	質	事	(%)
(m)	(m)	図	分	分	軟	目	状	化		
		分	区	別	状	別	状	質		
		別	別	別	別	別	別	別		
		別	別	別	別	別	別	別		
15.41	6.80	○	砂	黄	軟	細	均	均	4.65~6.80m:砂礫である。 礫径は2~30mmのものが主であり、 粘土質の割合は10%程度である。基質の有機物 は30%程度である。 →細粒状である。	0
15.18	7.15	○	砂	黄	軟	細	均	均	6.80~7.15m:礫混じり砂である。 礫径は2~30mmのものが主であり、粘土質の割合は 10%程度である。 →細粒状である。	0
15.00	7.30	○	砂	黄	軟	細	均	均	7.15~7.30m:有機質土である。 礫径は2~30mmのものが主であり、粘土質の割合は 10%程度である。 →細粒状である。	0
14.14	8.60	○	砂	黄	軟	細	均	均	7.30~8.60m:礫混じり砂である。 礫径は2~30mmのものが主であり、粘土質の割合は 10%程度である。 →細粒状である。	0
11.06	12.10	○	砂	黄	軟	細	均	均	8.60~12.10m:砂礫である。 礫径は2~30mmのものが主であり、粘土質の割合は 10%程度である。 →細粒状である。	0
11.30	12.49	○	砂	黄	軟	細	均	均	12.10~12.49m:砂である。 粗粒砂で少量のくさり礫を含む。	0

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
6	6.80~7.15m ・礫混じり砂である。
7	7.15~7.30m ・有機質土である。 ・分解途中の有機物を多く含む。
8	7.30~8.60m ・礫混じり砂である。
9	8.60~12.10m ・砂礫である。 ・一部有機質土の薄層を挟む。
10	12.10~12.49m ・砂である。 ・少量のくさり礫を含む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
6	6.80~7.15m ・礫混じり砂である。
7	7.15~7.30m ・有機質土である。 ・分解途中の有機物を多く含む。
8	7.30~8.60m ・礫混じり砂である。
9	8.60~12.10m ・砂礫である。 ・一部有機質土の薄層を挟む。
10	12.10~12.49m ・砂である。 ・少量のくさり礫を含む。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
6	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、 礫種や粒度については追記せず。	変更なし
7	変更なし	変更なし	・有機質土の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
8	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、 礫種や粒度については追記せず。	変更なし
9	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては、目 立つもののみを記載することにしており、有機質土の薄層 以外は追記せず。	変更なし
10	変更なし	変更なし	・砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし

# H27-B-1

## 設置許可申請書案

記事	
11	12.49~94.07m ・花崗斑岩である。
12	12.49~14.84m ・強風化部である。 ・土砂状を呈するが、岩組織は残っている。 ・灰白色の粘土脈を挟み、脆弱である。
14	17.44m ・割れ目沿いに、幅10~40mm砂状化している。

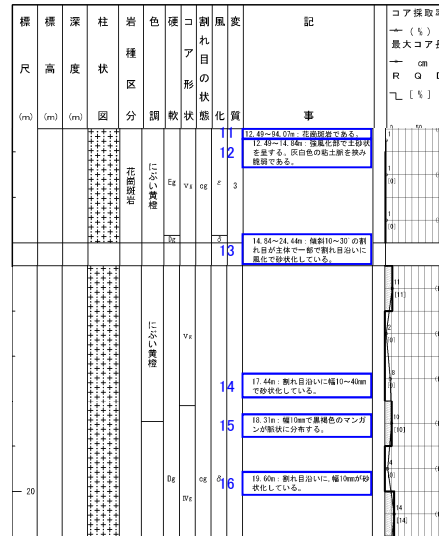
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
11	12.49~94.07m ・花崗斑岩である。
12	12.49~14.84m ・強風化部である。 ・土砂状を呈するが、岩組織は残っている。 ・灰白色の粘土脈を挟み、脆弱である。
14	17.44m ・割れ目沿いに、幅10~40mm砂状化している。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
11	12.49~94.07m ・花崗斑岩である。
12	12.49~14.84m ・強風化部である。 ・土砂状を呈するが、原岩組織は残っている。
14	17.44m ・割れ目沿いに、砂状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
11	12.49~94.07m ・花崗斑岩である。
12	12.49~14.84m ・強風化部である。 ・土砂状を呈するが、原岩組織は残っている。
14	17.44m ・割れ目沿いに、砂状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
11	12.49~94.07m ・花崗斑岩である。
12	12.49~14.84m ・強風化部である。 ・土砂状を呈するが、原岩組織は残っている。
14	17.44m ・割れ目沿いに、砂状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	変更なし	変更なし	・花崗斑岩区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
12	変更なし	・表現の見直し(岩組織→原岩組織)。	・風化の程度を記載。 ・土砂状の区間を記載。 ・割れ目について記載(粘土脈の挟在)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・原岩組織の残留について、コア写真から読み取り補足。	変更なし
13	—	—	・岩盤表層の劣化状況を一括記載。	・岩片の劣化状況については、特徴的な部分を個別に記載することとしているため追記せず。	—
14	変更なし	・砂状化の幅については、ばらつきがあるため削除。	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・砂状化の幅については、ばらつきがあるため追記せず。	変更なし
15	—	—	・割れ目について記載(マンガン脈の挟在)。	・マンガンについては、補足的なものであるため追記せず。	—
16	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	・割れ目沿いに砂状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—

# H27-B-1

## 設置許可申請書案

記事	
17	21.16~22.01m ・割れ目沿いに、一部幅10~30mm砂状化している。
19	23.05~23.80m ・割れ目の交差部で、一部細片状を呈する。
20	24.44~24.71m ・土砂状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
17	21.16~22.01m ・割れ目沿いに、一部幅10~30mm砂状化している。
19	23.05~23.80m ・割れ目の交差部で、一部細片状を呈する。
20	24.44~24.71m ・土砂状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
17	21.16~22.01m ・割れ目沿いに、砂状を呈する。
19	23.05~23.80m ・割れ目の交差部で、一部細片状を呈する。
20	24.44~24.71m ・土砂状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩	色	硬	割れ目	風	変	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	形状	感	化	事	(%)
											最大コア長
											cm
											R Q D
											[ % ]
20										破化している。	0 50 100
										17 21.16~22.01m 割れ目沿いに、一部幅10~30mmで砂状化している。	
										18 22.01~22.18m 軟弱部中に中硬質な岩片が残留する。	
										19 23.05~23.80m 割れ目の交差部で一部細片状を呈する。	
										20 24.44~24.71m 土砂状を呈する。原組織と割れ目がほぼ消失する。	
										26.00~26.62m 割れ目沿いでの砂状化が進む。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
17	21.16~22.01m ・割れ目沿いに、砂状を呈する。
19	23.05~23.80m ・割れ目の交差部で、一部細片状を呈する。
20	24.44~24.71m ・土砂状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
17	21.16~22.01m ・割れ目沿いに、砂状を呈する。
19	23.05~23.80m ・割れ目の交差部で、一部細片状を呈する。
20	24.44~24.71m ・土砂状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7)
17	変更なし	・砂状化の幅については、ばらつきがあるため削除。	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・砂状化の幅については、ばらつきがあるため追記せず。	変更なし
18	—	—	・硬軟の分布状況を記載。	・局所的に挟まれる良好な岩片の記載については、補足的なものであるため追記せず(軟弱部中の中硬質な岩片)。	—
19	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(細片化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
20	変更なし	変更なし	・土砂状の区間を記載。 ・原岩組織の残留の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし



# H27-B-1

	設置許可申請書案	設置許可申請書 (平成27年11月)	審査資料 (平成29年12月22日)	委託報告書 (平成30年)	審査資料 (平成30年11月30日)	審査資料 (令和2年2月7日)																																																																														
	記事	記事	記事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>標尺</th> <th>標高</th> <th>深</th> <th>柱</th> <th>岩</th> <th>色</th> <th>硬</th> <th>割</th> <th>風</th> <th>変</th> <th>記</th> <th>コア採取率 (%)</th> <th>最大コア長 cm</th> </tr> <tr> <th>尺</th> <th>度</th> <th>度</th> <th>状</th> <th>種</th> <th>調</th> <th>軟</th> <th>れ</th> <th>化</th> <th>質</th> <th>事</th> <th>R</th> <th>Q</th> </tr> <tr> <th>(m)</th> <th>(m)</th> <th>(m)</th> <th>図</th> <th>分</th> <th>調</th> <th>軟</th> <th>目</th> <th>風</th> <th>質</th> <th></th> <th>[ % ]</th> <th>[ % ]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>28 30.30~30.53m: 右側の品位が多い。</td> <td>0</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>29 31.05~31.23m: 白色の粘土化と目立ぬれ目。崩壊で白色の粘土層が後方で右側に露出する。</td> <td>4</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30 32.70~32.84m: 割れ目沿いに幅1~2mの砂状部を露出。白濁した長石が多い。</td> <td>6</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率 (%)	最大コア長 cm	尺	度	度	状	種	調	軟	れ	化	質	事	R	Q	(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	目	風	質		[ % ]	[ % ]	30										28 30.30~30.53m: 右側の品位が多い。	0	50											29 31.05~31.23m: 白色の粘土化と目立ぬれ目。崩壊で白色の粘土層が後方で右側に露出する。	4	10											30 32.70~32.84m: 割れ目沿いに幅1~2mの砂状部を露出。白濁した長石が多い。	6	10		
標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率 (%)	最大コア長 cm																																																																								
尺	度	度	状	種	調	軟	れ	化	質	事	R	Q																																																																								
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	目	風	質		[ % ]	[ % ]																																																																								
30										28 30.30~30.53m: 右側の品位が多い。	0	50																																																																								
										29 31.05~31.23m: 白色の粘土化と目立ぬれ目。崩壊で白色の粘土層が後方で右側に露出する。	4	10																																																																								
										30 32.70~32.84m: 割れ目沿いに幅1~2mの砂状部を露出。白濁した長石が多い。	6	10																																																																								
29	31.05~31.23m ・変質し、白色粘土化している。	31.05~31.23m ・変質し、白色粘土化している。	31.05~31.23m ・変質している。 ・白色粘土状を呈する。		31.05~31.23m ・変質している。 ・白色粘土状を呈する。	31.05~31.23m ・変質している。 ・白色粘土状を呈する。																																																																														
A	31.70~32.20m ・割れ目沿いに砂状化し、砂混じり岩片状を呈する。	31.70~32.20m ・割れ目沿いに砂状化し、砂混じり岩片状を呈する。	31.70~32.20m ・割れ目沿いに砂状を呈し、砂混じり岩片状を呈する。		31.70~32.20m ・割れ目沿いに砂状を呈し、砂混じり岩片状を呈する。	31.70~32.20m ・割れ目沿いに砂状を呈し、砂混じり岩片状を呈する。																																																																														
B	33.40m ・割れ目沿いに幅20mm砂状化している。	33.40m ・割れ目沿いに幅20mm砂状化している。	33.40m ・割れ目沿いに幅20mm砂状を呈する。		33.40m ・割れ目沿いに幅20mm砂状を呈する。	33.40m ・割れ目沿いに幅20mm砂状を呈する。																																																																														

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
28	—	—	・花崗斑岩中の鉱物組成を記載。	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため追記せず。	—
29	変更なし	変更なし	・変質し粘土状を呈する区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため追記せず。	変更なし
A	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
30	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。 ・長石の白濁化を記載。	・一部で砂状化が見られるが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 ・長石の白濁化については、風化・変質に関する補足的なものであるため追記せず。	—
B	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし



# H27-B-1

## 設置許可申請書案

記事	
●	34.54~34.59m
○	・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
31	・にぶい黄褐色の粘土混り角礫状を呈する。
33	・灰黄褐色砂混じり粘土：累計厚4mm
	・走向・傾斜はN25°E46°Wである。
	・傾斜は11°である。
	・上盤境界の傾斜は10°~40°、下盤境界の傾斜は11°である。
34	35.37~37.15m
	・著しく軟質化している。
35	37.80m
	・割れ目沿いに、幅10~20mm砂状化している。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
●	34.54~34.59m
○	・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
31	・にぶい黄褐色の粘土混り角礫状を呈する。
33	・灰黄褐色砂混じり粘土：累計厚4mm
	・走向・傾斜はN25°E46°Wである。
	・傾斜は11°である。
	・上盤境界の傾斜は10°~40°、下盤境界の傾斜は11°である。
34	35.37~37.15m
	・著しく軟質化している。
35	37.80m
	・割れ目沿いに、幅10~20mm砂状化している。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
●	34.54~34.59m
○	・破砕部である。
31	・左ずれセンスである。
33	・主ににぶい黄褐色の固結礫状部からなる。
	・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計厚0.4cm
	・走向・傾斜はN25°E46°Wである。
	・上盤境界の傾斜は10°~40°、下盤境界の傾斜は11°である。
34	35.37~37.15m
	・著しく軟質化している。
35	37.80m
	・割れ目沿いに、砂状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱状	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率
尺	高度	状	種	調	度	れ	化	質	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	分	軟	目	状			最大コア長
					状	の	態			cm
					状	傾	化			R
					状	斜				Q
					状	は				D
					状	11°				[%]
			明礫岩 花崗岩							0
									31	●34.54~34.59m 破砕部 傾斜は11°である。
									32	34.54~34.59m 粘土混り角礫 を呈し、にぶい黄褐色の固結した 礫状部からなる。上盤境界の傾 斜は11°である。
									33	35.37~37.15m 灰黄褐色の硬質 じり粘土を呈する。未固結の 粘土層部となり、厚約0.4cmで ある。上盤・下盤境界の傾斜は上 盤に11°である。
									34	37.80m 傾斜の割れ目沿いに幅 10~20mmで砂状化している。軟 質な集積部が確認している。
									35	37.80m 傾斜の割れ目沿いに幅10~ 20mmで砂状化している。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
●	34.54~34.59m
○	・破砕部である。
31	・左ずれセンスである。
33	・主ににぶい黄褐色の固結礫状部からなる。
	・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計厚0.4cm
	・走向・傾斜はN25°E46°Wである。
	・上盤境界の傾斜は10°~40°、下盤境界の傾斜は11°である。
34	35.37~37.15m
	・著しく軟質化している。
35	37.80m
	・割れ目沿いに、砂状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
●	34.54~34.59m
○	・破砕部である。
31	・左ずれ断層センスである。
33	・にぶい黄褐色の固結礫状部及び灰黄褐色の 固結粘土状部からなる。
	・走向・傾斜はN25°E46°Wである。
	・上盤境界の傾斜は10°~40°、下盤境界の傾斜は11°である。
34	35.37~37.15m
	・著しく軟質化している。
35	37.80m
	・割れ目沿いに、砂状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31~33	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は11°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	・誤記修正(左ずれセンサー→左ずれ断層センス、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 ・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。
34	変更なし	変更なし	・軟質な区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
35	変更なし	・砂状化の幅については、ばらつきがあるため削除。	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化、鉱物の晶出)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし

# H27-B-1

## 設置許可申請書案

記事	
37 C	40.32~40.77m ・砂礫状を呈する。 42.24~42.28m ・変質し、淡黄色粘土化している。
39 41	●42.41~42.49m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主にふい黄褐色の硬凝り粘土状～灰白色の硬質粘土状～にふい黄褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・主にふい黄褐色の硬凝り粘土：累計厚15mm ・走向・傾斜はN65° W36° Nである。 ・傾斜は54° である。 ・上盤境界の傾斜は63°、下盤境界の傾斜は18° である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
37 C	40.32~40.77m ・砂礫状を呈する。 42.24~42.28m ・変質し、淡黄色粘土化している。
39 41	●42.41~42.49m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主にふい黄褐色の硬凝り粘土状～灰白色の硬質粘土状～にふい黄褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・主にふい黄褐色の硬凝り粘土：累計厚15mm ・走向・傾斜はN65° W36° Nである。 ・傾斜は54° である。 ・上盤境界の傾斜は63°、下盤境界の傾斜は18° である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
37 C	40.32~40.77m ・砂礫状を呈する。 42.24~42.28m ・変質している。 ・淡黄色粘土状を呈する。
39 41	●42.41~42.49m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主にふい黄褐色の硬凝り粘土状からなる。 ・にふい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN65° W36° NE である。 ・上盤境界の傾斜は63°、下盤境界の傾斜は18° である。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深度	柱状	岩種	色	硬さ	割れ目	風化	記事
尺	高度	状	区	調	軟	目	化	事
(m)	(m)	(m)	図	分	状	状	状	
	40		花崗斑岩					36 37 38 39 40 41

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
37 C	40.32~40.77m ・砂礫状を呈する。 42.24~42.28m ・変質している。 ・淡黄色粘土状を呈する。
39 41	●42.41~42.49m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主にふい黄褐色の硬凝り粘土状からなる。 ・にふい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN65° W36° NE である。 ・上盤境界の傾斜は63°、下盤境界の傾斜は18° である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
37 C	40.32~40.77m ・砂礫状を呈する。 42.24~42.28m ・変質している。 ・淡黄色粘土状を呈する。
39 41	●42.41~42.49m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主にふい黄褐色の硬凝り粘土状からなる。 ・にふい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN65° W36° NE である。 ・上盤境界の傾斜は63°、下盤境界の傾斜は18° である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
36	—	—	・花崗斑岩中の鉱物組成を記載。	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため追記せず。	—
37	変更なし	変更なし	・砂礫状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
38	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの鉱物の晶出)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
C	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
39~41	変更なし	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所は累計幅を記載。 ・表現の見直し(36° N→36° NE)。 ・“傾斜は54° である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

# H27-B-1

## 設置許可申請書案

記事	
42	●44.24~44.53m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
45	・灰黄褐色の粘土状～灰黄～灰褐～淡黄色の粘土混じり塊状を呈する。 ・灰黄褐色粘土：累計厚2mm ・走向・傾斜はN1° E89° Wである。 ・傾斜は35°である。 ・上端境界の傾斜は5°～13°、下端境界の傾斜は70°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
42	●44.24~44.53m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
45	・灰黄褐色の粘土状～灰黄～灰褐～淡黄色の粘土混じり塊状を呈する。 ・灰黄褐色粘土：累計厚2mm ・走向・傾斜はN1° E89° Wである。 ・傾斜は35°である。 ・上端境界の傾斜は5°～13°、下端境界の傾斜は70°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
42	●44.24~44.53m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。
45	・主に灰褐色の固結塊状部からなる。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計厚0.2cm ・走向・傾斜はN1° E89° Wである。 ・上端境界の傾斜は5°～13°、下端境界の傾斜は70°である。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高度	状	種	調	軟	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	図	分	状	状	目	質		
						の			
						傾			
						斜			
						は			
						何			
						れ			
						の			
						傾			
						斜			
						は			
						70°			
						である。			
								42	42
								43	43
								44	44
								45	45

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
42	●44.24~44.53m ・破砕部である。
45	・左ずれセンスである。 ・主に灰褐色の固結塊状部からなる。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計厚0.2cm ・走向・傾斜はN1° E89° Wである。 ・上端境界の傾斜は5°～13°、下端境界の傾斜は70°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
42	●44.24~44.53m ・破砕部である。
45	・左ずれセンスである。 ・主に灰褐色の固結塊状部からなる。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計厚0.2cm ・走向・傾斜はN1° E89° Wである。 ・上端境界の傾斜は5°～13°、下端境界の傾斜は70°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
42～45	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>“傾斜は35°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕幅を記載。</li> <li>破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。</li> <li>性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。</li> </ul>	審査資料(H29.12.22)と同様 <ul style="list-style-type: none"> <li>破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。</li> <li>破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。</li> </ul>	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

# H27-B-1

## 設置許可申請書案

記事	
46	●44.53~44.83m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
50	・灰黄褐色の粘土状～明赤灰～灰白色の硬質粘土状～にぶい橙～灰白～淡黄色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰黄褐色粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はNS66° Eである。 ・傾斜は65°である。 ・上盤境界の傾斜は70°、下盤境界の傾斜は75°～85°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
46	●44.53~44.83m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
50	・灰黄褐色の粘土状～明赤灰～灰白色の硬質粘土状～にぶい橙～灰白～淡黄色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰黄褐色粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はNS66° Eである。 ・傾斜は65°である。 ・上盤境界の傾斜は70°、下盤境界の傾斜は75°～85°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
46	●44.53~44.83m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。
50	・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結礫状部：累計幅1.2cm ・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はNS66° Eである。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は75°～85°である。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深度	柱状	岩種	色	硬さ	割れ目	風化	記	コア採取率	
尺	高度	状	区	調	軟	目	状	事	(%)	
(m)	(m)	図	分	調	軟	目	状			
				調	軟	目	状			
								●44.53~44.83m 破砕部 ・破砕幅は2.0mである。 46 44.53~44.83m 硬質粘土状に礫を呈したにぶい橙色の固結礫状部からなる。上盤境界の傾斜は70°である。 47 44.53~44.83m 灰黄褐色の粘土状を呈する。未固結の粘土状部からなる。傾斜は65°である。上端境界の傾斜は70°である。 48 44.53~44.83m 硬質粘土状を呈する。未固結の粘土状部からなる。傾斜は65°である。上端境界の傾斜は70°である。 49 44.53~44.83m 硬質粘土状を呈する。未固結の粘土状部からなる。傾斜は65°である。上端境界の傾斜は70°である。 50 44.70~44.83m 粘土混じり礫状部からなる。下盤境界の傾斜は75°～85°である。		

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
46	●44.53~44.83m ・破砕部である。
50	・左ずれ断層センスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結礫状部：累計幅1.2cm ・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はNS66° Eである。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は75°～85°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
46	●44.53~44.83m ・破砕部である。
50	・左ずれ断層センスである。 ・にぶい橙～灰白色の固結礫状部及び灰黄褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はNS66° Eである。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は75°～85°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
46～50	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結礫状部とした箇所の累計幅を記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は65°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・固結礫状部の色調として、にぶい橙と書くべきところを誤ってにぶい黄橙色と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	・誤記修正(左ずれセンス→左ずれ断層センス、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 ・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。

# H27-B-1

## 設置許可申請書案

記事	
51 53	<ul style="list-style-type: none"> <li>●45.36～45.39m</li> <li>・破砕部である。カタクレーサイトからなる。</li> <li>・灰褐色の砂質粘土状～にぶい橙色の粘土混じり礫状を呈する。</li> <li>・灰褐色砂質粘土：2mm</li> <li>・走向・傾斜はN43° E70° Eである。</li> <li>・傾斜は65°である。</li> <li>・上盤境界の傾斜は62°、下盤境界の傾斜は65°である。</li> </ul>

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
51 53	<ul style="list-style-type: none"> <li>●45.36～45.39m</li> <li>・破砕部である。カタクレーサイトからなる。</li> <li>・灰褐色の砂質粘土状～にぶい橙色の粘土混じり礫状を呈する。</li> <li>・灰褐色砂質粘土：2mm</li> <li>・走向・傾斜はN43° E70° Eである。</li> <li>・傾斜は65°である。</li> <li>・上盤境界の傾斜は62°、下盤境界の傾斜は65°である。</li> </ul>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
51 53	<ul style="list-style-type: none"> <li>●45.36～45.39m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm</li> <li>・走向・傾斜はN43° E70° SEである。</li> <li>・上端境界の傾斜は62°、下端境界の傾斜は65°である。</li> </ul>

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高度	状	種	区	度	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	図	分	調	軟	目	質		最大コア長
						形			cm
						状			R Q D
						状			[ % ]
								51	0
								52	50
								53	100

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
51 53	<ul style="list-style-type: none"> <li>●45.36～45.39m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm</li> <li>・走向・傾斜はN43° E70° SEである。</li> <li>・上端境界の傾斜は62°、下端境界の傾斜は65°である。</li> </ul>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
51 53	<ul style="list-style-type: none"> <li>●45.36～45.39m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主ににぶい橙色の固結礫状部及び灰褐色の固結粘土状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN43° E70° SEである。</li> <li>・上端境界の傾斜は62°、下端境界の傾斜は65°である。</li> </ul>

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51～53	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じ、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>・表現の見直し(70° E→70° SE)。</li> <li>・“傾斜は65°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅を記載。</li> <li>・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。</li> <li>・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査資料(H29.12.22)と同様</li> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。</li> </ul>

# H27-B-1

## 設置許可申請書案

記事	
54	●46.12～46.17m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
56	・黒褐色の硬凝じり粘土状～淡黄色の粘土混じり硬状を呈する。 ・黒褐色硬凝じり粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN14° E79° Wである。 ・傾斜は35°～70°である。 ・上盤境界の傾斜は31°、下盤境界の傾斜は35°～70°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
54	●46.12～46.17m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
56	・黒褐色の硬凝じり粘土状～淡黄色の粘土混じり硬状を呈する。 ・黒褐色硬凝じり粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN14° E79° Wである。 ・傾斜は35°～70°である。 ・上盤境界の傾斜は31°、下盤境界の傾斜は35°～70°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
54	●46.12～46.17m ・破砕部である。 ・主に淡黄色の固結礫状部からなる。
56	・黒褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN14° E79° Wである。 ・上端境界の傾斜は31°、下端境界の傾斜は35°～70°である。

## 委託報告書 (平成30年)

標	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高	状	種	区	度	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	図	分	調	軟	目	状		
		分	類	状	状	の	態		
		類	別	化	状	傾	化		
		別	状	質	状	斜	質		
								●46.12～46.17m 破砕部 破砕傾斜は10°である。	0
								46.12～46.17m 粘土質礫状を呈し、淡黄色の固結した礫状部からなる。上端境界の傾斜は31°である。	50
								46.12～46.17m 黒褐色の硬凝じり粘土状を呈する。未固結の粘土状部からなる。累計1.0cmである。上端、下盤境界の傾斜はともよに35～70°である。	100

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
54	●46.12～46.17m ・破砕部である。
56	・主に淡黄色の固結礫状部からなる。 ・黒褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN14° E79° Wである。 ・上端境界の傾斜は31°、下端境界の傾斜は35°～70°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
54	●46.12～46.17m ・破砕部である。 ・主に淡黄色の固結礫状部からなる。
56	・黒褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN14° E79° Wである。 ・上端境界の傾斜は31°、下端境界の傾斜は35°～70°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7)
54～56	変更なし	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った。断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は35°～70°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし



# H27-B-1

## 設置許可申請書案

記事	
57 59	<ul style="list-style-type: none"> <li>●47.40～47.51m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰褐色の粘土状～黄褐色の硬質粘土状を呈する。 ・灰褐色粘土：2mm ・走向・傾斜はN21° E84° Eである。 ・傾斜は58°である。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は55°である。</li> </ul>
60 63	<ul style="list-style-type: none"> <li>●49.17～49.20m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・明黄褐色の砂混じり粘土状～灰白～明黄褐色の硬質粘土～粘土混じり礫状を呈する。 ・明黄褐色砂混じり粘土：累計厚15mm ・走向・傾斜はM47° E45° Wである。 ・傾斜は30°～36°である。 ・上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は23°である。</li> </ul>

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
57 59	<ul style="list-style-type: none"> <li>●47.40～47.51m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰褐色の粘土状～黄褐色の硬質粘土状を呈する。 ・灰褐色粘土：2mm ・走向・傾斜はN21° E84° Eである。 ・傾斜は58°である。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は55°である。</li> </ul>
60 63	<ul style="list-style-type: none"> <li>●49.17～49.20m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・明黄褐色の砂混じり粘土状～灰白～明黄褐色の硬質粘土～粘土混じり礫状を呈する。 ・明黄褐色砂混じり粘土：累計厚15mm ・走向・傾斜はM47° E45° Wである。 ・傾斜は30°～36°である。 ・上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は23°である。</li> </ul>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
57 59	<ul style="list-style-type: none"> <li>●47.40～47.51m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・黄褐色の固結砂状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN21° E84° Eである。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は55°である。</li> </ul>
60 63	<ul style="list-style-type: none"> <li>●49.17～49.22m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に明黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN47° E45° Wである。 ・上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は23°である。</li> </ul>

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深度	柱状	岩種	色	硬さ	割れ目	風化	記事
尺	高度	状	区	調	軟	目	状	事
(m)	(m)	(m)	図分	調軟	状	目	状	事
								●47.40～47.51m 破砕部 破砕幅は0.2cmである。 正断層センスである。 灰褐色の固結砂状部からなる。上端・下端境界の傾斜はともに58°である。
								●47.40～47.51m 灰褐色の柱状を呈する。単層の粘土状部からなり、幅は0.2cmである。上端・下端境界の傾斜はともに58°である。
								●47.40～47.51m 硬質粘土を呈し、黄褐色の固結した砂状部からなる。下端境界の傾斜は55°である。
								●49.17～49.22m 破砕部 破砕部である。 右ずれセンスである。 主に明黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 明黄褐色の未固結粘土状部を呈し、明黄褐色の固結した砂状部からなる。未固結の粘土状部からなり、幅は1.5cmである。上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は23°である。
								●49.17～49.22m 破砕部 破砕部である。 右ずれセンスである。 主に明黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm 走向・傾斜はN47° E45° Wである。 上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は23°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
57 59	<ul style="list-style-type: none"> <li>●47.40～47.51m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に黄褐色の固結砂状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN21° E84° Eである。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は55°である。</li> </ul>
60 63	<ul style="list-style-type: none"> <li>●49.17～49.22m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に明黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN47° E45° Wである。 ・上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は23°である。</li> </ul>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
57 59	<ul style="list-style-type: none"> <li>●47.40～47.51m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に黄褐色の固結砂状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN21° E84° Eである。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は55°である。</li> </ul>
60 63	<ul style="list-style-type: none"> <li>●49.17～49.22m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN47° E45° Wである。 ・上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は23°である。</li> </ul>

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
57～59	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った。断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・“傾斜は58°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅を記載。</li> <li>・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。</li> <li>・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化(黄褐色→主に黄褐色)。</li> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)</li> </ul>
60～63	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記修正(49.20m→49.22m)。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った。断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・“傾斜は30°～36°である”との記載については、最新活動面の走向・傾斜を示しているため削除。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅を記載。</li> <li>・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。</li> <li>・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。</li> <li>・下端境界の見かけの傾斜として、23°と書くべきところを誤って35～60°と記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査資料(H29.12.22)と同様</li> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記修正(右ずれセンス→右ずれ正断層センス、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。</li> <li>(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)</li> </ul>

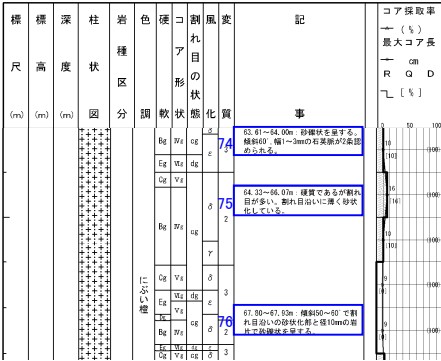








# H27-B-1

設置許可申請書案	設置許可申請書 (平成27年11月)	審査資料 (平成29年12月22日)	委託報告書 (平成30年)	審査資料 (平成30年11月30日)	審査資料 (令和2年2月7日)
<p>記事</p> <p>74 63.61~64.00m ・砂礫状を呈する。</p> <p>75 64.33~66.07m ・硬質であるが、割れ目が多い。</p> <p>76 67.80~67.93m ・砂礫状を呈する。</p>	<p>記事</p> <p>74 63.61~64.00m ・砂礫状を呈する。</p> <p>75 64.33~66.07m ・硬質であるが、割れ目が多い。</p> <p>76 67.80~67.93m ・砂礫状を呈する。</p>	<p>記事</p> <p>74 63.61~64.00m ・砂礫状を呈する。</p> <p>75 64.33~66.07m ・硬質であるが、割れ目が多い。</p> <p>76 67.80~67.93m ・砂礫状を呈する。</p>		<p>記事</p> <p>74 63.61~64.00m ・砂礫状を呈する。</p> <p>75 64.33~66.07m ・硬質であるが、割れ目が多い。</p> <p>76 67.80~67.93m ・砂礫状を呈する。</p>	<p>記事</p> <p>74 63.61~64.00m ・砂礫状を呈する。</p> <p>75 64.33~66.07m ・硬質であるが、割れ目が多い。</p> <p>76 67.80~67.93m ・砂礫状を呈する。</p>

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7)
74	変更なし	変更なし	・砂礫状の区間を記載。 ・石英脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
75	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一部で砂状化が見られるが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし
76	変更なし	変更なし	・砂礫状の区間とその粒度組成を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・粒度組成については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし









# H27-B-1

## 設置許可申請書案

記 事

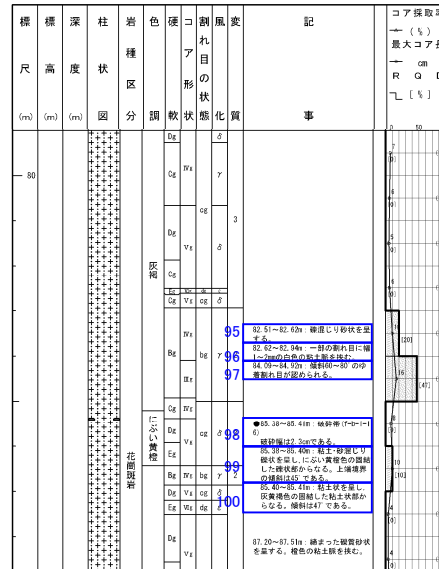
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
<p>F 81.17m ・割れ目には砂及び褐色粘土を挟む。 82.51~82.62m ・礫混じり砂状を呈する。</p> <p>G 82.94~84.92m ・硬質で、コアは短柱状~柱状を呈する。 ●85.38~85.41m(F-b-1-16破砕帯) ・破砕部である。 ・にふい黄褐色の固結礫状部及び灰黄褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN28° E86° Eである。 ・上端境界の傾斜は45° ~50°、下端境界の傾斜は47°である。</p>

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
<p>F 81.17m ・割れ目には砂及び褐色粘土を挟む。 82.51~82.62m ・礫混じり砂状を呈する。</p> <p>G 82.94~84.92m ・硬質で、コアは短柱状~柱状を呈する。 ●85.38~85.41m(F-b-1-16破砕帯) ・破砕部である。 ・にふい黄褐色の固結礫状部及び灰黄褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN28° E86° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は45° ~50°、下端境界の傾斜は47°である。</p>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
<p>F 81.17m ・割れ目には砂及び褐色粘土を挟む。 82.51~82.62m ・礫混じり砂状を呈する。</p> <p>G 82.94~84.92m ・硬質で、コアは短柱状~柱状を呈する。 ●85.38~85.41m(F-b-1-16破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・にふい黄褐色の固結礫状部及び灰黄褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN28° E86° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は45° ~50°、下端境界の傾斜は47°である。</p>

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
F	—	記載漏れを修正	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
95	—	記載漏れを修正	・礫混じり砂状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
G	—	記載漏れを修正	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
96	—	—	・割れ目について記載(粘土脈の挟在)。	・一部に粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
97	—	—	・割れ目について記載(仲着割れ目)。	・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。	—
98~100	—	記載漏れを修正	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・上端境界の見かけの傾斜として、45° ~50° と書くべきところを誤って45° と記載。	・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)



# H27-B-1

設置許可申請書案

記事

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

101 87.20~87.51m  
・締まった礫質砂状を呈する。  
・橙色の粘土脈を挟む。

委託報告書  
(平成30年)

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

101 87.20~87.51m  
・締まった礫質砂状を呈する。  
・橙色の粘土脈を挟む。

審査資料  
(令和2年2月7日)

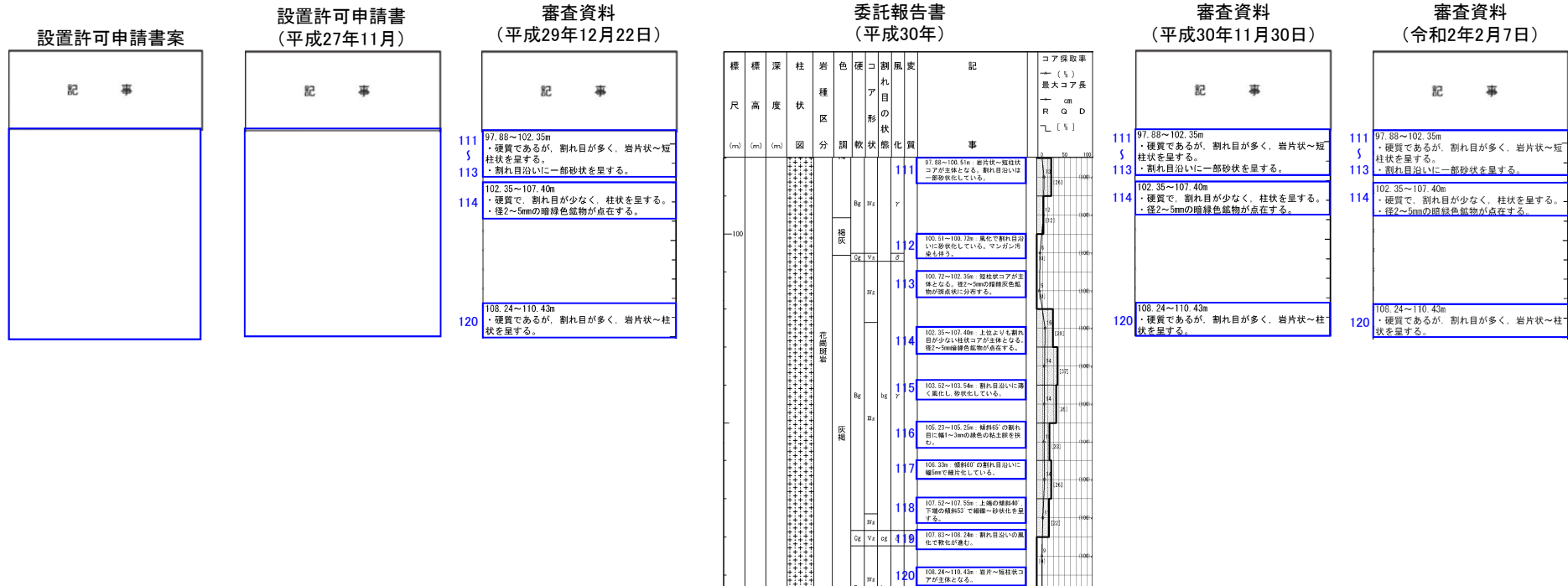
記事

101 87.20~87.51m  
・締まった礫質砂状を呈する。  
・橙色の粘土脈を挟む。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7)
101	—	記載漏れを修正	・礫質砂状の区間を記載。 ・粘土脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
102	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・石英脈を記載。	・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が見られないため追記せず。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
103	—	—	・風化を伴う脆弱化の程度を記載。	・脆弱化の程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため追記せず。	—
104	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの礫状化, マンガン汚染)。	・割れ目の発達程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため追記せず。 ・マンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。	—
105	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの鉱物の晶出)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—



# H27-B-1



記事	申請書案⇒ 申請書 (H27.11)	申請書 (H27.11) ⇒ 審査資料 (H29.12.22)	審査資料 (H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7)
111~113	—	記載漏れを修正	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化、マンガン汚染)。 ・花崗斑岩中の鉱物の晶出を記載。	審査資料 (H29.12.22) と同様 ・マンガン汚染や鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
114	—	記載漏れを修正	・割れ目の発達程度を記載。 ・花崗斑岩中の鉱物の晶出を記載。	審査資料 (H29.12.22) と同様 ・“コア形状”欄に基づき硬質と追記。	変更なし
115	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの風化、砂状化)。	・割れ目沿いの風化については、補足的なものであるため追記せず。 ・一部で砂状化が見られるが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
116	—	—	・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・一部で粘土を挟在するが、幅狭く、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
117	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・細片化が見られるが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
118	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細礫～砂状化)。	・割れ目間で脆弱化するが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
119	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの風化、軟化)。	・風化や軟化の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
120	—	記載漏れを修正	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料 (H29.12.22) と同様 ・“コア形状”欄に基づき硬質と追記。	変更なし

# H27-B-1

## 設置許可申請書案

記事

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

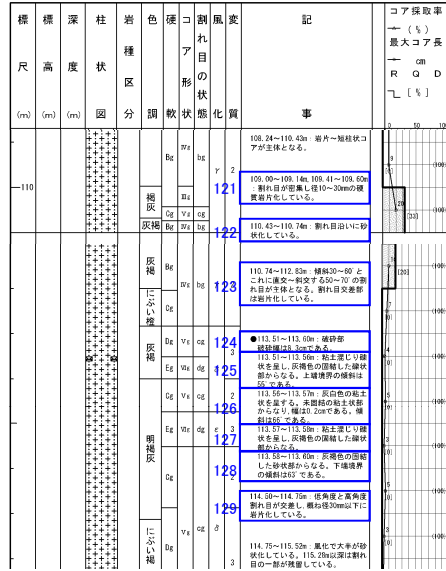
記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●113.51~113.60m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれセンサーである。</li> <li>・主に灰褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。</li> <li>・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm</li> <li>・走向・傾斜はN21° E69° Eである。</li> <li>・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は63°である。</li> </ul>

124  
128

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●113.51~113.60m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれセンサーである。</li> <li>・主に灰褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。</li> <li>・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm</li> <li>・走向・傾斜はN21° E69° Eである。</li> <li>・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は63°である。</li> </ul>

124  
128

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●113.51~113.60m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センサーである。</li> <li>・主に灰褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。</li> <li>・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm</li> <li>・走向・傾斜はN21° E69° Eである。</li> <li>・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は63°である。</li> </ul>

124  
128

記事	申請書案→ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 報告書	報告書→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
121	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
122	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	・割れ目沿いに砂状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
123	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
124~128	—	記載漏れを修正	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	・誤記修正(右ずれセンサー→右ずれ正断層センサー、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
129	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H27-B-1

## 設置許可申請書案

記事	
119.30~138.00m	H ・硬質であるが、全体に割れ目が多く、岩片～短柱状を主体とする。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
119.30~138.00m	H ・硬質であるが、全体に割れ目が多く、岩片～短柱状を主体とする。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
130	114.75~115.52m ・砂礫状を呈する。
131	●118.94~119.12m(0-41破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主ににふい貴褐色の固結礫状部からなる。
133	・浅黄色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN29° E79° Eである。 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は60°である。
H	119.30~138.00m ・硬質であるが、全体に割れ目が多く、岩片～短柱状を主体とする。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	状	種		度	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	図	別		軟	目	質		最大コア長
		分	状		状	の			cm
		類	形		化	形状			R Q D
		別	状		質				[%]
114.75	115.52							114.75~115.52m: 最大コア長が短縮している。115.70mは断層帯の一部分が観察されている。	100
118.94	119.12							●118.94~119.12m: 破砕帯(0-41)破砕幅は1.5cmである。	100
119.10	119.12							119.10~119.12m: 右ずれ破砕帯。主ににふい貴褐色の固結した礫状部からなる。上端境界の傾斜は32°である。	100
119.10	119.12							119.10~119.12m: 浅黄色の未固結粘土状部を呈する。未固結の粘土状部からなり、幅は1.5cmである。傾斜は60°である。	100
119.30	130.70							119.30~130.70m: 全体に割れ目が多く短柱状コアが主体となる。	100
123.38								123.38m: 割れ目が交差し幅2~3mmで発達している。	100

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
130	114.75~115.52m ・砂礫状を呈する。
131	●118.94~119.12m(0-41破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。
133	・主ににふい貴褐色の固結礫状部からなる。 ・浅黄色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN29° E79° Eである。 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は60°である。
H	119.30~138.00m ・硬質であるが、全体に割れ目が多く、岩片～短柱状を主体とする。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
130	114.75~115.52m ・砂礫状を呈する。
131	●118.94~119.12m(0-41破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。
133	・主ににふい貴褐色の固結礫状部からなる。 ・浅黄色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN29° E79° Eである。 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は60°である。
H	119.30~138.00m ・硬質であるが、全体に割れ目が多く、岩片～短柱状を主体とする。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7)
130	—	記載漏れを修正	・砂状の区間を記載。 ・原岩組織の残留の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・“コア形状”欄に基づき砂礫状と記載。	変更なし
131~133	—	記載漏れを修正	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・上端境界の見かけの傾斜として、32°と書くべきところを誤って30°と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
H	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
134	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
135	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・細片化が見られるが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—





# H27-B-1

## 設置許可申請書案

記事	
146	●139.82~139.88m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
148	・暗緑灰～灰褐色の粘土状～暗緑灰色の砂混じり礫状を呈する。 ・暗緑灰～灰褐色粘土：累計厚1mm ・走向・傾斜はN27° E88° Eである。 ・傾斜は52°である。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は52°である。

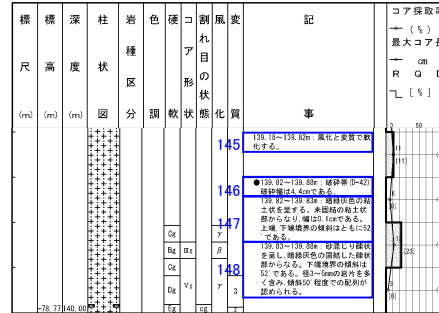
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
146	●139.82~139.88m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
148	・暗緑灰～灰褐色の粘土状～暗緑灰色の砂混じり礫状を呈する。 ・暗緑灰～灰褐色粘土：累計厚1mm ・走向・傾斜はN27° E88° Eである。 ・傾斜は52°である。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は52°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
146	●139.82~139.88m(D-42破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。
148	・主に暗緑灰色の固結礫状部からなる。 ・暗緑灰色の未固結粘土状部：累計厚0.1cm ・走向・傾斜はN27° E88° Eである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は52°である。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
146	●139.82~139.88m(D-42破砕帯) ・破砕部である。
148	・右ずれ正断層センスである。 ・主に暗緑灰色の固結礫状部からなる。 ・暗緑灰色の未固結粘土状部：累計厚0.1cm ・走向・傾斜はN27° E88° Eである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は52°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
146	●139.82~139.88m(D-42破砕帯) ・破砕部である。
148	・右ずれ正断層センスである。 ・暗緑灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN27° E88° Eである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は52°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
145	—	—	・風化・変質により軟化する区間を記載。	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。	—
146~148	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・“傾斜は52°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区分を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 ・“岩片が配列する”との記載については、補足的なものであるため追記せず。	・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。



**H27-B-2**

余白

# H27-B-2

## 設置許可申請書案

記事	
1	0.00~0.70m ・コンクリートである。
2	0.70~12.33m ・盛土である。 ・最上部300mmは砕石である。

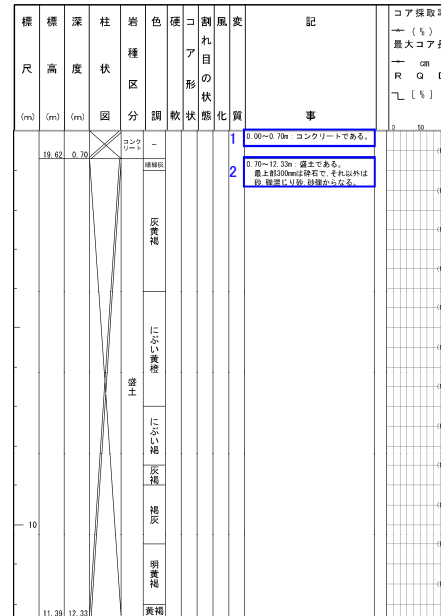
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
1	0.00~0.70m ・コンクリートである。
2	0.70~12.33m ・盛土である。 ・最上部300mmは砕石である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
1	0.00~0.70m ・コンクリートである。
2	0.70~12.33m ・盛土である。 ・最上部の幅30cmは砕石である。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
1	0.00~0.70m ・コンクリートである。
2	0.70~12.33m ・盛土である。 ・最上部の幅30cmは砕石である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~0.70m ・コンクリートである。
2	0.70~12.33m ・盛土である。 ・最上部の幅30cmは砕石である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	コンクリートの区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
2	変更なし	・表現の見直し(mm→cm)。	盛土の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分は追記せず。	変更なし

# H27-B-2

## 設置許可申請書案

記事	
4	12.33~12.75m ・砂礫である。 ・最大径200mmの礫を含む。
5	12.75~13.53m ・礫混じり砂である。
6	13.53~133.75m ・花崗斑岩である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
4	12.33~12.75m ・砂礫である。 ・最大径200mmの礫を含む。
5	12.75~13.53m ・礫混じり砂である。
6	13.53~133.75m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
4	12.33~12.75m ・砂礫である。 ・最大径200mmの礫を含む。
5	12.75~13.53m ・礫混じり砂である。
6	13.53~133.75m ・花崗斑岩である。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	状	種	硬	軟	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	区	別	度	状	目	質		最大コア長
		分	の		状	の			cm
		期	傾		化	傾			R Q D
		状	斜		質	斜			[%]
	11.00	12.75	砂礫	褐	軟	割れ目なし	3	12.33~12.53m 礫混じり砂主体の層状である。 12.53~12.75m 砂礫である。 12.75~13.53m 礫混じり砂であり、約10~15mmの礫が全層に散在する。花崗斑岩とアフライトを含む中硬の礫が主である。	0
	10.54	13.53	花崗斑岩	黒	硬	割れ目なし	4	13.53~133.75m 花崗斑岩である。全層のうち、約10~15mmの礫が主であるが、全層に礫が散在する。花崗斑岩の岩盤が主である。風化した軟質部が主である。礫混じり砂の割合が多く、割れ目沿いに砂状化が認められる。	0
			花崗斑岩	黒	硬	割れ目なし	5		0
			花崗斑岩	黒	硬	割れ目なし	6		0
			花崗斑岩	黒	硬	割れ目なし	7		0

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
4	12.33~12.75m ・砂礫である。 ・最大径200mmの礫を含む。
5	12.75~13.53m ・礫混じり砂である。
6	13.53~133.75m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
4	12.33~12.75m ・砂礫である。 ・最大径200mmの礫を含む。
5	12.75~13.53m ・礫混じり砂である。
6	13.53~133.75m ・花崗斑岩である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
3	—	—	・堆積物区間について土質構成や年代を一括記載。	・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしており、土質構成や年代に関するまとめ書きは追記せず。	—
4	変更なし	・表現の見直し(mm→cm)。	・礫種、礫径、砂の粒度組成を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や粒度については追記せず。	変更なし
5	変更なし	変更なし	・礫種、礫径、砂の粒度組成を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や粒度については追記せず。	変更なし
6	変更なし	変更なし	・花崗斑岩区間の岩盤状況や破碎部の分布を一括記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・花崗斑岩の岩盤状況や破碎部の有無等については、特徴的な部分を個別に記載することとしているため追記せず。	変更なし
7	—	—	・風化した軟質部の区間を記載。 ・割れ目の傾斜を記載。 ・割れ目沿いの砂状化を記載。	・軟質化を伴う岩盤の劣化については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 ・砂の挟在については、顕著な部分は個別に記載している。	—

# H27-B-2

## 設置許可申請書案

記事	
8	19.59～19.80m ・10mm程度の間隔で、割れ目が分布する。
10	21.79～26.82m ・割れ目沿いに砂状化している部分が多い。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
8	19.59～19.80m ・10mm程度の間隔で、割れ目が分布する。
10	21.79～26.82m ・割れ目沿いに砂状化している部分が多い。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
8	19.59～19.80m ・10mm程度の間隔で、割れ目が分布する。
10	21.79～26.82m ・割れ目沿いに砂状化している部分が多い。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率 (%)	最大コア長 cm
尺	度	状	種	相	軟	れ	化	質	事	R	Q
(m)	(m)	(m)	図	分	度	目	状			D	[%]
20											
									8		
									9		
									10		

記事欄内容:

- 8 19.59～19.80m: 10mm程度の間隔で、割れ目が分布する。
- 9 20.90m: 柱状の割れ目に沿って、層状に砂状化している。
- 10 21.79～26.82m: 割れ目沿いに砂状化している部分が多い。申請書案と検査結果が一致して記載する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
8	19.59～19.80m ・10mm程度の間隔で、割れ目が分布する。
10	21.79～26.82m ・割れ目沿いに砂状化している部分が多い。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
8	19.59～19.80m ・10mm程度の間隔で、割れ目が分布する。
10	21.79～26.82m ・割れ目沿いに砂状化している部分が多い。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
8	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
9	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	・割れ目沿いに砂状化を呈するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
10	変更なし	変更なし	・硬軟の分布状況を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟の異なる岩盤の出現状況については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし



# H27-B-2

## 設置許可申請書案

記事	
18	22
<ul style="list-style-type: none"> <li>●31.15～31.66m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである。</li> <li>・灰黄色の砂混じり粘土状～明赤灰色の固結粘土状～にぶい黄褐色～にぶい橙色の粘土混じり礫状を呈する。</li> <li>・灰黄色砂混じり粘土：累計厚10mm</li> <li>・走向・傾斜はN7° 78° Wである。</li> <li>・傾斜は38°である。</li> <li>・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は43°である。</li> </ul>	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
18	22
<ul style="list-style-type: none"> <li>●31.15～31.66m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである。</li> <li>・灰黄色の砂混じり粘土状～明赤灰色の固結粘土状～にぶい黄褐色～にぶい橙色の粘土混じり礫状を呈する。</li> <li>・灰黄色砂混じり粘土：累計厚10mm</li> <li>・走向・傾斜はN7° 78° Wである。</li> <li>・傾斜は38°である。</li> <li>・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は43°である。</li> </ul>	

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
18	22
<ul style="list-style-type: none"> <li>●31.15～31.66m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである。</li> <li>・主に明赤灰色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm</li> <li>・走向・傾斜はN7° E78° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は43°である。</li> </ul>	

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱状	岩色	硬	割れ目	風	記	コア採取率
尺	度	状	種	度	の	化	事	(%)
(m)	(m)	図	別	別	目	状		最大コア長
		分	区	状	状	状		cm
				状	状	状		R Q D
				状	状	状		[%]
30							●31.15～31.66m 破砕部 破砕部は1.0cmである。	30
							31.15～31.66m 粘土混じり礫状 を呈する。断層面の割れ目の 集積部からなる。上盤境界の傾斜 は20°である。	40
							31.66～31.80m 固結粘土状を 呈し、明赤灰色の固結した礫状部 からなる。上盤境界の傾斜は 20°である。	60
							31.80～31.88m 明赤灰色の固結 した礫状部からなる。未固結の 粘土状部からなり、幅は1.0cmで ある。傾斜は38°である。	80
							31.88～31.96m 粘土混じり礫状 を呈し、にぶい橙色の固結した礫 状部からなる。下盤境界の傾斜 は43°である。E 8	100

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
18	22
<ul style="list-style-type: none"> <li>●31.15～31.66m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである。</li> <li>・主に明赤灰色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm</li> <li>・走向・傾斜はN7° E78° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は43°である。</li> </ul>	

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
18	22
<ul style="list-style-type: none"> <li>●31.15～31.66m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである。</li> <li>・主に明赤灰色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm</li> <li>・走向・傾斜はN7° E78° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は43°である。</li> </ul>	

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
18～22	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・“傾斜は38°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。</li> <li>・誤記修正(N7° 78W→N7° E78W)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅を記載。</li> <li>・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。</li> <li>・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。</li> <li>・固結した礫状部の色調として、明赤灰色と書くべきところを誤ってにぶい橙と記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査資料(H29.12.22)と同様</li> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。</li> <li>・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため追記せず。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更なし</li> <li>・(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)</li> </ul>





# H27-B-2

## 設置許可申請書案

記事	
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>●35.36~35.46m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・灰白～灰褐色の粘土状～灰黄～褐色の粘土混じり礫状～粘土質礫状を呈する。</li> <li>・灰白～灰褐色粘土：15mm</li> <li>・走向・傾斜はN69° E79° Wである。</li> <li>・傾斜は47°である。</li> <li>・上層境界の傾斜は47°、下層境界の傾斜は20°～35°である。</li> </ul>
29	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>●35.36~35.46m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・灰白～灰褐色の粘土状～灰黄～褐色の粘土混じり礫状～粘土質礫状を呈する。</li> <li>・灰白～灰褐色粘土：15mm</li> <li>・走向・傾斜はN69° E79° Wである。</li> <li>・傾斜は47°である。</li> <li>・上層境界の傾斜は47°、下層境界の傾斜は20°～35°である。</li> </ul>
29	

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>●35.36~35.46m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれセンスである。</li> <li>・主に灰黄色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はN69° E79° Nである。</li> <li>・上層境界の傾斜は47°、下層境界の傾斜は20°～35°である。</li> </ul>
29	

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高度	状	種	別	度	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	図	分	軟	状	目	質		
						の			
						形			
						状			
						態			
						化			
						質			
								●35.36~35.46m 破砕部 傾斜は47°である。	
								35.36~35.39m 粘土混じり礫状を呈し、灰黄色の固結した礫部からなる。上層境界の傾斜は27°である。	
								35.39~35.40m 灰白色の粘土状を呈する。未固結の粘土状部からなり、傾斜は50°である。傾斜は47°である。	
								35.40~35.46m 粘土混じり粘土質礫状を呈し、灰黄色の固結した礫部からなる。下層境界の傾斜は20°～35°である。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>●35.36~35.46m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれセンスである。</li> <li>・主に灰黄色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はN69° E79° Nである。</li> <li>・上層境界の傾斜は47°、下層境界の傾斜は20°～35°である。</li> </ul>
29	

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>●35.36~35.46m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれセンスである。</li> <li>・主に灰黄色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はN69° E79° Nである。</li> <li>・上層境界の傾斜は47°、下層境界の傾斜は20°～35°である。</li> </ul>
29	

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
26~29	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・表現の見直し(79° W→79° N)。</li> <li>・“傾斜は47°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅を記載。</li> <li>・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。</li> <li>・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。</li> <li>・上層境界の見かけの傾斜として、47°と書くべきところを誤って37°と記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査資料(H29.12.22)と同様</li> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更なし</li> <li>(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)</li> </ul>

# H27-B-2

## 設置許可申請書案

記事	
30	●35.68～35.73m ・破砕部である。 ・灰黄色の粘土状～淡黄色の硬質粘土状～明褐色の粘土質礫状を呈する。
32	・灰黄褐色粘土：2mm ・傾斜は12°である。 ・上盤境界の傾斜は27°、下盤境界の傾斜は12°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
30	●35.68～35.73m ・破砕部である。 ・灰黄色の粘土状～淡黄色の硬質粘土状～明褐色の粘土質礫状を呈する。
32	・灰黄褐色粘土：2mm ・傾斜は12°である。 ・上盤境界の傾斜は27°、下盤境界の傾斜は12°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
30	●35.68～35.73m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。
32	・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN7° W52° Wである。 ・上盤境界の傾斜は27°、下盤境界の傾斜は12°である。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	深	柱	岩	色	硬	コ	割	風	記	コア採取率
尺	度	状	種	区	度	レ	れ	速	事	(%)
(m)	(m)	図	分	別	別	目	目	化		
		分	類	形	状	の	の			
				状	状	状	状			
									●35.68～35.73m 破砕部 傾斜は12°である。	
									30 35.68～35.73m 粘土質礫状部 し、明褐色の固結した礫状部 からなる。上盤境界の傾斜は27° である。	
									31 35.72～35.73m 灰黄褐色の粘土 状を呈する。未固結の粘土状部 からなる。傾斜はN7° W52° W である。上盤・下盤境界の傾斜はとも に12°である。	
									32	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
30	●35.68～35.73m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。
32	・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN7° W52° Wである。 ・上盤境界の傾斜は27°、下盤境界の傾斜は12°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
30	●35.68～35.73m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。
32	・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN7° W52° Wである。 ・上盤境界の傾斜は27°、下盤境界の傾斜は12°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
30～32	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“傾斜は12°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)





# H27-B-2

## 設置許可申請書案

記事	
44	51.51~52.42m ・割れ目沿いに砂状化しており、一部砂礫状を呈する。
46	●54.72~54.77m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。
48	・灰褐色の粘土状~明褐色の硬質粘土状を呈する。 ・灰褐色粘土：累計幅3cm ・走向・傾斜はN30°E79°Wである。 ・傾斜は39°である。 ・上層境界の傾斜は46°、下層境界の傾斜は39°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
44	51.51~52.42m ・割れ目沿いに砂状化しており、一部砂礫状を呈する。
46	●54.72~54.77m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。
48	・灰褐色の粘土状~明褐色の硬質粘土状を呈する。 ・灰褐色粘土：累計幅3cm ・走向・傾斜はN30°E79°Wである。 ・傾斜は39°である。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は39°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
44	51.51~52.42m ・割れ目沿いに砂状化し、一部砂礫状を呈する。
46	●54.72~54.77m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。
48	・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN30°E79°Wである。 ・上層境界の傾斜は48°、下層境界の傾斜は39°である。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱状	岩種	色	硬	割れ目	風化	記	コア採取率
尺	高度	状	区	調	軟	目	状	事	(%)
(m)	(m)	図	分	別	化	の	態		最大コア長
						形状			cm
									R Q D
									[ % ]
								42	51.51~52.42m: 割れ目沿いに砂状化し、一部砂礫状を呈する。傾斜は39°である。
								43	52.42~54.72m: 破砕部である。左ずれセンスである。主に明褐色の固結礫状部からなる。灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm。走向・傾斜はN30°E79°Wである。上層境界の傾斜は48°、下層境界の傾斜は39°である。
								44	54.72~54.77m: 破砕部である。左ずれセンスである。
								45	54.77~54.82m: 破砕部である。左ずれセンスである。
								46	54.82~54.87m: 破砕部である。左ずれセンスである。
								47	54.87~54.92m: 破砕部である。左ずれセンスである。
								48	54.92~54.97m: 破砕部である。左ずれセンスである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
44	51.51~52.42m ・割れ目沿いに砂状化し、一部砂礫状を呈する。
46	●54.72~54.77m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。
48	・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN30°E79°Wである。 ・上層境界の傾斜は48°、下層境界の傾斜は39°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
44	51.51~52.42m ・割れ目沿いに砂状化し、一部砂礫状を呈する。
46	●54.72~54.77m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。
48	・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN30°E79°Wである。 ・上層境界の傾斜は48°、下層境界の傾斜は39°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
42	—	—	・割れ目の発達を記載。 ・割れ目沿いの風化を記載。	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの風化については、補足的なものであるため追記せず。	—
43	—	—	・割れ目について記載(粘土の挟在、割れ目下位側の粘土状化)。	・粘土を挟在するが、低角度の割れ目に変位を与えておらず、連続性に乏しいことから追記せず。 ・割れ目下位側の粘土化については、周囲に比べて著しく粘土化しているものではないことから追記せず。	—
44	変更なし	変更なし	・割れ目沿いの砂~砂状部を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
45	—	—	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂~粘土状化)。	・コアの硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いに砂~粘土状を呈するが、連続性や直線性に乏しく、周囲に比べて著しく砂~粘土状化していないことから追記せず。	—
46~48	変更なし	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は39°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)



# H27-B-2

## 設置許可申請書案

記事	
51	<ul style="list-style-type: none"> <li>●60.26～60.69m</li> <li>・破砕部である。カタクレーサイトからなる。</li> <li>・明褐色の粘土状～にぶい黄褐色～明褐色の粘土混じり礫状を呈する。</li> <li>・明褐色粘土：累計厚12mm</li> <li>・N18° E77° W</li> <li>・傾斜は18°である。</li> <li>・上盤境界の傾斜は28°、下盤境界の傾斜は27°である。</li> </ul>
55	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
51	<ul style="list-style-type: none"> <li>●60.26～60.69m</li> <li>・破砕部である。カタクレーサイトからなる。</li> <li>・明褐色の粘土状～にぶい黄褐色～明褐色の粘土混じり礫状を呈する。</li> <li>・明褐色粘土：累計厚12mm</li> <li>・N18° E77° W</li> <li>・傾斜は18°である。</li> <li>・上盤境界の傾斜は28°、下盤境界の傾斜は27°である。</li> </ul>
55	

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
51	<ul style="list-style-type: none"> <li>●60.26～60.69m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・主ににぶい黄褐色の固結礫状部、固結砂状部、明及び暗褐色の固結粘土状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN18° E77° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は28°、下盤境界の傾斜は27°である。</li> </ul>
55	

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高度	状	種	区	度	れ	速	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	分	軟	目	化		最大コア長
			分	期	状	的	質		cm
			別	状	状	状			R Q D
			状	態	態	態			[%]
	60		福	上	上	上	上	●60.26～60.69m：破砕部 破砕部は50mである。	80
				に	に	に	に	60.24～60.69m：粘土・砂状・礫状を呈し、明褐色の固結した礫状部からなる。上盤境界の傾斜は28°である。	80
				ぶ	ぶ	ぶ	ぶ	60.57～60.69m：にぶい黄褐色の固結した砂状部からなる。明褐色の固結した粘土状部からなる。傾斜は18°である。	80
				い	い	い	い	60.60～60.69m：粘土・砂状・礫状を呈し、明褐色の固結した礫状部からなる。下盤境界の傾斜は27°である。	80
				傾	傾	傾	傾		80
				斜	斜	斜	斜		80
				は	は	は	は		80
				2	2	2	2		80
				8	8	8	8		80
				7	7	7	7		80
				7	7	7	7		80
				°	°	°	°		80
				W	W	W	W		80
				°	°	°	°		80
				2	2	2	2		80
				8	8	8	8		80
				7	7	7	7		80
				7	7	7	7		80
				°	°	°	°		80
				W	W	W	W		80
				°	°	°	°		80
				2	2	2	2		80
				8	8	8	8		80
				7	7	7	7		80
				7	7	7	7		80
				°	°	°	°		80
				W	W	W	W		80
				°	°	°	°		80
				2	2	2	2		80
				8	8	8	8		80
				7	7	7	7		80
				7	7	7	7		80
				°	°	°	°		80
				W	W	W	W		80
				°	°	°	°		80
				2	2	2	2		80
				8	8	8	8		80
				7	7	7	7		80
				7	7	7	7		80
				°	°	°	°		80
				W	W	W	W		80
				°	°	°	°		80
				2	2	2	2		80
				8	8	8	8		80
				7	7	7	7		80
				7	7	7	7		80
				°	°	°	°		80
				W	W	W	W		80
				°	°	°	°		80
				2	2	2	2		80
				8	8	8	8		80
				7	7	7	7		80
				7	7	7	7		80
				°	°	°	°		80
				W	W	W	W		80
				°	°	°	°		80
				2	2	2	2		80
				8	8	8	8		80
				7	7	7	7		80
				7	7	7	7		80
				°	°	°	°		80
				W	W	W	W		80
				°	°	°	°		80
				2	2	2	2		80
				8	8	8	8		80
				7	7	7	7		80
				7	7	7	7		80
				°	°	°	°		80
				W	W	W	W		80
				°	°	°	°		80
				2	2	2	2		80
				8	8	8	8		80
				7	7	7	7		80
				7	7	7	7		80
				°	°	°	°		80
				W	W	W	W		80
				°	°	°	°		80
				2	2	2	2		80
				8	8	8	8		80
				7	7	7	7		80
				7	7	7	7		80
				°	°	°	°		80
				W	W	W	W		80
				°	°	°	°		80
				2	2	2	2		80
				8	8	8	8		80
				7	7	7	7		80
				7	7	7	7		80
				°	°	°	°		80
				W	W	W	W		80
				°	°	°	°		80
				2	2	2	2		80
				8	8	8	8		80
				7	7	7	7		80
				7	7	7	7		80
				°	°	°	°		80
				W	W	W	W		80
				°	°	°	°		80
				2	2	2	2		80
				8	8	8	8		80
				7	7	7	7		80
				7	7	7	7		80
				°	°	°	°		80
				W	W	W	W		80
				°	°	°	°		80
				2	2	2	2		80
				8	8	8	8		80
				7	7	7	7		80
				7	7	7	7		80
				°	°	°	°		80
				W	W	W	W		80
				°	°	°	°		80
				2	2	2	2		80
				8	8	8	8		80
				7	7	7	7		80
				7	7	7	7		80
				°	°	°	°		80
				W	W	W	W		80
				°	°	°	°		80
				2	2	2	2		80
				8	8	8	8		80
				7	7	7	7		80
				7	7	7	7		80
				°	°	°	°		80
				W	W	W	W		80
				°	°	°	°		80
				2	2	2	2		80
				8	8	8	8		80
				7	7	7	7		80
				7	7	7	7		80
				°	°	°	°		80
				W	W	W	W		80
				°	°	°	°		80
				2	2	2	2		80
				8	8	8	8		80
				7	7	7	7		80
				7	7	7	7		80
				°	°	°	°		80
				W	W	W	W		80
				°	°	°	°		80
				2	2	2	2		80
				8	8	8	8		80
				7	7	7	7		80
				7	7	7	7		80
				°	°	°	°		80
				W	W	W	W		80
				°	°	°	°		80
				2	2	2	2		80
				8	8	8	8		80
				7	7	7	7		80
				7	7	7	7		80
				°	°	°	°		80
				W	W	W	W		80
				°	°	°	°		80
				2	2	2	2		80
				8	8	8	8		80
				7	7	7	7		80
				7					



# H27-B-2

## 設置許可申請書案

記事	
56	<ul style="list-style-type: none"> <li>●61.29～61.69m(D-1破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである。</li> <li>・灰黄褐色の粘土状～にぶい橙～灰白色の粘土混じり礫状を呈する。</li> <li>・灰黄褐色粘土：15mm</li> <li>・走向・傾斜はN8° E89° Wである。</li> <li>・傾斜は50°である。</li> <li>・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は60°である。</li> </ul>
60	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
56	<ul style="list-style-type: none"> <li>●61.29～61.69m(D-1破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである。</li> <li>・灰黄褐色の粘土状～にぶい橙～灰白色の粘土混じり礫状を呈する。</li> <li>・灰黄褐色粘土：15mm</li> <li>・走向・傾斜はN8° E89° Wである。</li> <li>・傾斜は50°である。</li> <li>・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は60°である。</li> </ul>
60	

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
56	<ul style="list-style-type: none"> <li>●61.29～61.69m(D-1破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである。</li> <li>・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰黄褐色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はN8° E89° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は60°である。</li> </ul>
60	

## 委託報告書 (平成30年)

標高	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率
尺	高度	度	状	種	調	軟	れ	化	質	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	分	別	状	目	状	化		最大コア長
											cm
											R Q D
											[ % ]
										56	0
										57	0
										58	0
										59	0
										60	0

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
56	<ul style="list-style-type: none"> <li>●61.29～61.69m(D-1破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである。</li> <li>・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰黄褐色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はN8° E89° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は60°である。</li> </ul>
60	

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
56	<ul style="list-style-type: none"> <li>●61.29～61.69m(D-1破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである。</li> <li>・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。</li> <li>・灰黄褐色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はN8° E89° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は60°である。</li> </ul>
60	

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
56～60	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・“傾斜は50°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅を記載。</li> <li>・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。</li> <li>・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。</li> <li>・割れ目の密集部の色調として、にぶい橙と書くべきところを誤ってにぶい褐色と記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査資料(H29.12.22)と同様</li> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。</li> <li>・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため追記せず。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。</li> </ul>	変更なし







# H27-B-2

## 設置許可申請書案

記事	
66	71.06~71.88m ・割れ目の交差部で、一部砂~砂礫状を呈する。
67	71.88~76.11m ・硬質であるが、割れ目沿いに一部砂状化している。 ・割れ目には、挟在物が見られないものが多い。
70	76.11~77.02m ・割れ目の交差部で、岩片~角礫状を呈する。

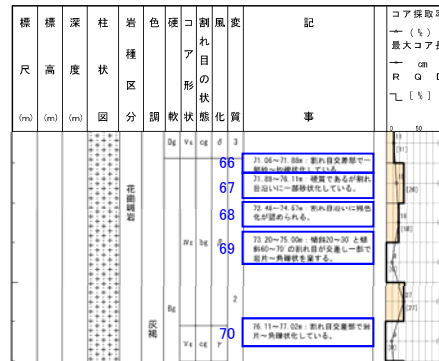
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
66	71.06~71.88m ・割れ目の交差部で、一部砂~砂礫状を呈する。
67	71.88~76.11m ・硬質であるが、割れ目沿いに一部砂状化している。 ・割れ目には、挟在物が見られないものが多い。
70	76.11~77.02m ・割れ目の交差部で、岩片~角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
66	71.06~71.88m ・割れ目の交差部で、一部砂状~砂礫状を呈する。
67	71.88~76.11m ・硬質であるが、割れ目沿いに一部砂状化している。 ・割れ目には、挟在物が見られないものが多い。
70	76.11~77.02m ・割れ目の交差部で、岩片状~角礫状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
66	71.06~71.88m ・割れ目の交差部で、一部砂状~砂礫状を呈する。
67	71.88~76.11m ・硬質であるが、割れ目沿いに一部砂状化している。 ・割れ目には、挟在物が見られないものが多い。
70	76.11~77.02m ・割れ目の交差部で、岩片状~角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
66	71.06~71.88m ・割れ目の交差部で、一部砂状~砂礫状を呈する。
67	71.88~76.11m ・硬質であるが、割れ目沿いに一部砂状化している。 ・割れ目には、挟在物が見られないものが多い。
70	76.11~77.02m ・割れ目の交差部で、岩片状~角礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
66	変更なし	変更なし	・割れ目沿いの砂~砂礫状について記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
67	変更なし	変更なし	・割れ目沿いの砂状化について記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・挟在物の有無の傾向について追記。	変更なし
68	—	—	・割れ目沿いの変色について記載。	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
69	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目沿いの岩片~角礫状化について記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
70	変更なし	変更なし	・割れ目沿いの岩片~角礫状化について記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし

# H27-B-2

## 設置許可申請書案

記事	
71	77.02~79.47m ・硬質であるが、割れ目が多い。
73	80.48~83.12m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
74	83.12~83.79m ・割れ目沿いに、砂状化している。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
71	77.02~79.47m ・硬質であるが、割れ目が多い。
73	80.48~83.12m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
74	83.12~83.79m ・割れ目沿いに、砂状化している。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
71	77.02~79.47m ・硬質であるが、割れ目が多い。
73	80.48~83.12m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
74	83.12~83.79m ・割れ目沿いに砂状化している。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬軟	割れ目	風化	変質	記事	コア採取率 (%)	最大コア長 cm	R	Q	D	備考
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	状	化	質	事						
										71						77.02~79.47m: 硬質であるが割れ目が多い。79.00m以下は100mm径のコアが主様となる。
										72						79.47~80.10m: 傾斜方向の割れ目に充填材で褐色~淡黄色の粘土を挟む。
										73						80.48~83.12m: 硬質を呈する。径2~3mmの褐色の鉱物結晶が珪石等に点在する。
										74						83.12~83.79m: 割れ目沿いに砂状化している。
										75						83.79~84.43m: 割れ目が多いが硬質で傾斜状コアが主様となる。
										76						84.43~85.50m: 完全に軟質となる。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
71	77.02~79.47m ・硬質であるが、割れ目が多い。
73	80.48~83.12m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
74	83.12~83.79m ・割れ目沿いに砂状化している。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
71	77.02~79.47m ・硬質であるが、割れ目が多い。
73	80.48~83.12m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
74	83.12~83.79m ・割れ目沿いに砂状化している。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
72	—	—	・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・一部に粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
73	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・花崗斑岩中の鉱物の晶出を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
74	変更なし	変更なし	・割れ目沿いの砂状化について記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
75	—	—	・硬軟と割れ目の発達程度を記載。	・硬軟及び割れ目の発達程度については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
76	—	—	・軟質な区間を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—









# H27-B-2

## 設置許可申請書案

記事	
87	●91.69～91.76m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・明褐色～灰褐色の粘土状～灰白色の硬質粘土状～にふい褐色の粘土混じり礫状を呈する。
89	・明褐色～灰褐色粘土：累計厚0mm ・走向・傾斜はN5° W82° Wである。 ・傾斜は51°である。 ・上層境界の傾斜は51°、下層境界の傾斜は45°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
87	●91.69～91.76m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・明褐色～灰褐色の粘土状～灰白色の硬質粘土状～にふい褐色の粘土混じり礫状を呈する。
89	・明褐色～灰褐色粘土：累計厚0mm ・走向・傾斜はN5° W82° Wである。 ・傾斜は51°である。 ・上層境界の傾斜は51°、下層境界の傾斜は45°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
87	●91.69～91.76m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主ににふい褐色の固結礫状部からなる。
89	・明褐色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm ・走向・傾斜はN5° W82° Wである。 ・上層境界の傾斜は51°、下層境界の傾斜は45°である。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	柱状	岩種	色	硬軟	割れ目	風化	記	コア採取率
尺	高度	状	区	化	目	状	事	(%)
(m)	(m)	図	分	期	軟	状		—
								cm
								R Q D
								L [%]
		花崗閃岩			い	硬	87	
							88	
							89	
							90	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
87	●91.69～91.76m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主ににふい褐色の固結礫状部からなる。
89	・明褐色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm ・走向・傾斜はN5° W82° Wである。 ・上層境界の傾斜は51°、下層境界の傾斜は45°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
87	●91.69～91.76m ・破砕部である。 ・右ずれ逆断層センスである。 ・主ににふい褐色の固結礫状部及び明褐色の固結粘土状部からなる。
89	・明褐色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm ・走向・傾斜はN5° W82° Wである。 ・上層境界の傾斜は51°、下層境界の傾斜は45°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
87～89	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>記載の適正化(N5° W82W→N5° W82° W)。</li> <li>“傾斜は51°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕幅を記載。</li> <li>破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。</li> <li>性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。</li> </ul>	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	<ul style="list-style-type: none"> <li>誤記修正(右ずれセンス→右ずれ逆断層センス、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。</li> <li>薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。</li> </ul>
90	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>脆弱化している区間を記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>脆弱化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。</li> </ul>	—



# H27-B-2

## 設置許可申請書案

記事	
91	94.80~97.96m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
92	98.48~101.31m ・割れ目沿いに、砂状化している。 ・長石は概ね白濁化している。
94	102.94~103.17m ・割れ目沿いに、砂状化している。
96	104.65~115.99m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
91	94.80~97.96m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
92	98.48~101.31m ・割れ目沿いに、砂状化している。 ・長石は概ね白濁化している。
94	102.94~103.17m ・割れ目沿いに、砂状化している。
96	104.65~115.99m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
91	94.80~97.96m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
92	98.48~101.31m ・割れ目沿いに砂状化している。 ・長石は概ね白濁化している。
94	102.94~103.17m ・割れ目沿いに砂状化している。
96	104.65~115.99m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬軟	割れ目の形状	風化	記事	コア採取率(%)	最大コア長	
(m)	(m)	(m)	図	分	分	軟	状	化	事	—	cm	
										R	Q	D
												[ % ]
									91			
									92			
									93			
									94			
									95			
									96			

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
91	94.80~97.96m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
92	98.48~101.31m ・割れ目沿いに砂状化している。 ・長石は概ね白濁化している。
94	102.94~103.17m ・割れ目沿いに砂状化している。
96	104.65~115.99m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
91	94.80~97.96m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
92	98.48~101.31m ・割れ目沿いに砂状化している。 ・長石は概ね白濁化している。
94	102.94~103.17m ・割れ目沿いに砂状化している。
96	104.65~115.99m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
91	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“硬軟”の欄に基づき、硬軟の程度について追記。	変更なし
92	変更なし	変更なし	・割れ目沿いの砂状化について記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
93	—	—	・風化と割れ目の発達程度を記載。	・風化や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
94	変更なし	変更なし	・割れ目沿いの砂状化について記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
95	—	—	・風化による軟質化を記載。 ・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・風化による軟質化を伴う岩盤の劣化については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部に粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
96	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度について記載。 ・割れ目について記載(ゆ着割れ目)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の密着の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし

# H27-B-2

## 設置許可申請書案

記事	
107.15~107.62m	・割れ目沿いに、一部細片化している。
108.57~108.60m	・割れ目沿いに、砂状化している。

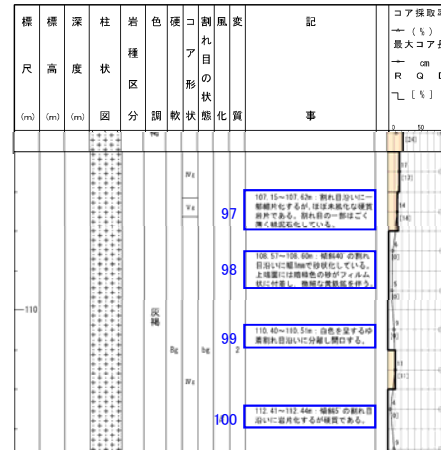
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
107.15~107.62m	・割れ目沿いに、一部細片化している。
108.57~108.60m	・割れ目沿いに、砂状化している。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
107.15~107.62m	・割れ目沿いに一部細片化している。
108.57~108.60m	・割れ目沿いに砂状化している。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
107.15~107.62m	・割れ目沿いに一部細片化している。
108.57~108.60m	・割れ目沿いに砂状化している。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
107.15~107.62m	・割れ目沿いに一部細片化している。
108.57~108.60m	・割れ目沿いに砂状化している。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
97	変更なし	変更なし	・割れ目沿いの細片化について記載。 ・風化と硬軟を記載。 ・割れ目について記載(鉱物の晶出)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化や硬軟の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
98	変更なし	変更なし	・割れ目沿いの砂状化について記載。 ・割れ目について記載(傾斜, 砂の挟在, 鉱物の晶出)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の傾斜, 鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。 ・一部に砂を挟在するが、連続性に乏しいことから追記せず。	変更なし
99	—	—	・割れ目について記載(ゆ着割れ目)。	・割れ目沿いに開口しているが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
100	—	—	・割れ目沿いの岩片化について記載。 ・硬軟を記載。	・割れ目沿いに岩片化しているが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—

# H27-B-2

## 設置許可申請書案

記事	
101	113.63~113.81m ・密着した割れ目が、間隔6~10mmで分布する。
102	115.99~116.49m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
103	116.49~119.47m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。 ・割れ目沿いに、一部砂状化している。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
101	113.63~113.81m ・密着した割れ目が、間隔6~10mmで分布する。
102	115.99~116.49m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
103	116.49~119.47m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。 ・割れ目沿いに、一部砂状化している。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
101	113.63~113.81m ・密着した割れ目が間隔6~10mmで分布する。
102	115.99~116.49m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
103	116.49~119.47m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。 ・割れ目沿いに一部砂状化している。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬軟	割れ目の形状	風化	風	記	コア採取率 (%)	最大コア長 cm	R	Q	D	備考
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	状	化	質	事						
										101						
										102						
										103						
										104						

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
101	113.63~113.81m ・密着した割れ目が間隔6~10mmで分布する。
102	115.99~116.49m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
103	116.49~119.47m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。 ・割れ目沿いに一部砂状化している。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
101	113.63~113.81m ・密着した割れ目が間隔6~10mmで分布する。
102	115.99~116.49m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
103	116.49~119.47m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。 ・割れ目沿いに一部砂状化している。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
101	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(色調、細片化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・色調については、補足的なものであるため追記せず。 ・一部で細片化しているが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	変更なし
102	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目沿いの砂状化については、連続性に乏しいことから追記せず。	変更なし
103	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化の幅)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“硬軟”の欄に基づき、硬軟の程度について追記。 ・砂状化の幅については、ばらつきがあるため追記せず。	変更なし
104	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—



# H27-B-2

## 設置許可申請書案

記事	
109	123.41~125.38m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。 125.38m ・割れ目沿いに細片化している。
B	●127.41~127.48m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
110	・灰白色の粘土状~にぶい黄褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白色粘土：累計厚1mm ・走向・傾斜はN18° E82° Eである。 ・傾斜は50°である。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は50°~66°である。

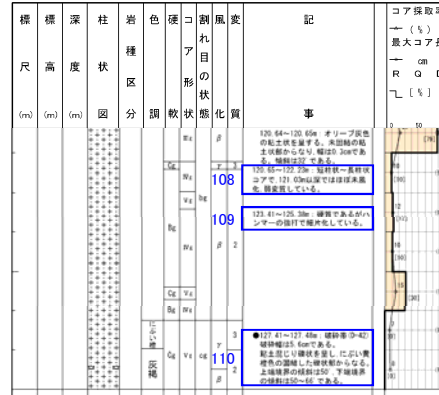
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
109	123.41~125.38m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。 125.38m ・割れ目沿いに細片化している。
B	●127.41~127.48m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
110	・灰白色の粘土状~にぶい黄褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白色粘土：累計厚1mm ・走向・傾斜はN18° E82° Eである。 ・傾斜は50°である。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は50°~66°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
109	123.41~125.38m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 125.38m ・割れ目沿いに細片化している。
B	●127.41~127.48m(0-42破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN18° E82° Eである。 ・上端境界の傾斜は52°、下端境界の傾斜は52°である。
110	

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
109	123.41~125.38m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 125.38m ・割れ目沿いに細片化している。
B	●127.41~127.48m(0-42破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN18° E82° Eである。 ・上端境界の傾斜は52°、下端境界の傾斜は52°である。
110	

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
109	123.41~125.38m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 125.38m ・割れ目沿いに細片化している。
B	●127.41~127.48m(0-42破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN18° E82° Eである。 ・上端境界の傾斜は52°、下端境界の傾斜は52°である。
110	

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
108	—	—	・割れ目の発達程度、風化、変質を記載。	・割れ目の発達程度、風化、変質については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
109.B	変更なし	変更なし	・脆弱化の程度について記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度について記載。 ・割れ目沿いに特に細片化している区間について追記。	変更なし
110	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・再観察により上端境界と下端境界の見かけの傾斜を見直し。 ・記載の適正化(N18° E82E→N18° E82° E)。	・破砕幅を記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・見かけの傾斜として、“上端境界の傾斜は52°”と書くべきところを誤って“上端境界の傾斜は50°”、“下端境界の傾斜は52°”と書くべきところを誤って“下端傾斜の境界は50~66°”と誤って記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)	変更なし







# H27-B-2

## 設置許可申請書案

記事	
121	●134.15~134.23m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・オリブ灰~暗オリブ灰の粘土状~オリブ灰色の粘土混じり礫状を呈する。 ・オリブ灰~暗オリブ灰色粘土：累計厚20mm ・走向・傾斜はN16° E67° Eである。 ・傾斜は75° である。 ・上層境界の傾斜は75° である。
124	134.23~136.54m ・花崗斑岩である。
125	135.34~145.65m ・割れ目が多く、岩片状~一部土砂状を呈する。
126	136.54~136.56m ・暗緑灰色の礫状を呈する。
124	136.56~160.00m ・花崗斑岩である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
121	●134.15~134.23m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・オリブ灰~暗オリブ灰の粘土状~オリブ灰色の粘土混じり礫状を呈する。 ・オリブ灰~暗オリブ灰色粘土：累計厚20mm ・走向・傾斜はN16° E67° Eである。 ・傾斜は75° である。 ・上層境界の傾斜は75° である。
124	134.23~136.54m ・花崗斑岩である。
125	135.34~145.65m ・割れ目が多く、岩片状~一部土砂状を呈する。
126	136.54~136.56m ・暗緑灰色の礫状を呈する。
124	136.56~160.00m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
121	●134.15~134.23m(f-b-2-20破砕帯) ・破砕部である。 ・主にオリブ灰色の固結礫状部からなる。 ・オリブ灰色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN16° E67° Eである。 ・上層境界の傾斜は75° である。
124	134.23~160.00m ・花崗斑岩である。
125	135.34~145.65m ・割れ目が多く、岩片状~一部土砂状を呈する。
126	136.54~136.56m ・暗緑灰色の礫状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩	色	硬	割れ目	風	変	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	種	調	軟	目	化	質	事	(%)
				別	別	状	の	状	化		最大コア長
				区	別	態	形状	態	質		cm
					別	化	の	化	質		R
					別	質	形状	質	質		Q
					別	別	化	質	質		D
					別	別	化	質	質		L
					別	別	化	質	質		[%]
										●134.15~134.23m:破砕帯(f-b-2-20) ・破砕部である。 ・主にオリブ灰色の固結礫状部からなる。奥部の粘土状を呈する。奥部の粘土状のみならず、上部は2.0cmである。 ・傾斜は75° である。 134.15~134.23m:粘土混じり礫状部からなる。奥部の粘土状のみならず、上部は2.0cmである。 134.23~160.00m:花崗斑岩である。 135.34~145.65m:割れ目が多く、岩片状~一部土砂状を呈する。 136.54~136.56m:暗緑灰色の礫状を呈する。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
121	●134.15~134.23m(f-b-2-20破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にオリブ灰色の固結礫状部からなる。 ・オリブ灰色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN16° E67° Eである。 ・上層境界の傾斜は75° である。
124	134.23~160.00m ・花崗斑岩である。
125	135.34~145.65m ・割れ目が多く、岩片状~一部土砂状を呈する。
126	136.54~136.56m ・暗緑灰色の礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
121	●134.15~134.23m(f-b-2-20破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にオリブ灰色の固結礫状部からなる。 ・オリブ灰色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN16° E67° Eである。 ・上層境界の傾斜は75° である。
124	134.23~160.00m ・花崗斑岩である。
125	135.34~145.65m ・割れ目が多く、岩片状~一部土砂状を呈する。
126	136.54~136.56m ・暗緑灰色の礫状を呈する。

記事	申請書案→ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 報告書	報告書→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
121~123	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は75° である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
124	変更なし	・花崗斑岩の分布範囲を一括記載。	・花崗斑岩の分布深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
125	変更なし	変更なし	・割れ目の発達度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
126	変更なし	変更なし	・礫状部について記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし



# H27-B-2

## 設置許可申請書案

記事	
127	141.96~142.23m ・割れ目が細かく交差し、細片化している。
129	145.65~148.26m ・砂礫~礫質砂状を呈する。 ・一部灰白~暗緑灰色の粘土脈を挟む。

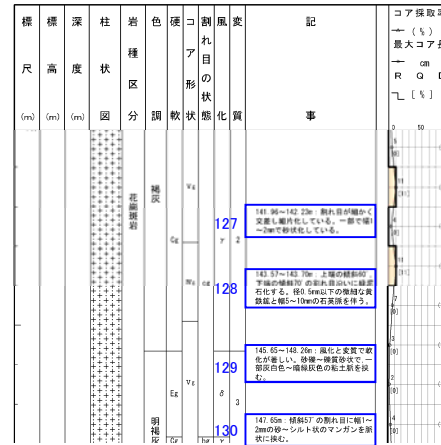
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
127	141.96~142.23m ・割れ目が細かく交差し、細片化している。
129	145.65~148.26m ・砂礫~礫質砂状を呈する。 ・一部灰白~暗緑灰色の粘土脈を挟む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
127	141.96~142.23m ・割れ目が細かく交差し、細片化している。
129	145.65~148.26m ・砂礫状~礫質砂状を呈する。 ・一部灰白~暗緑灰色の粘土脈を挟む。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
127	141.96~142.23m ・割れ目が細かく交差し、細片化している。
129	145.65~148.26m ・砂礫状~礫質砂状を呈する。 ・一部灰白~暗緑灰色の粘土脈を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
127	141.96~142.23m ・割れ目が細かく交差し、細片化している。
129	145.65~148.26m ・砂礫状~礫質砂状を呈する。 ・一部灰白~暗緑灰色の粘土脈を挟む。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
127	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目沿いで一部砂状化しているが、直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	変更なし
128	—	—	・割れ目について記載(鉱物の晶出)。	・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
129	変更なし	変更なし	・風化と変質による軟質部を記載。 ・割れ目の発達程度を記載。 ・粘土脈について記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化と変質による軟質部については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
130	—	—	・割れ目について記載(鉱物の晶出)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—

# H27-B-2

## 設置許可申請書案

記事	
132	149.19~149.67m ・砂礫状を呈する。 ・灰白色粘土が点在する。
133	●152.10~152.15m ・破砕部である。
136	・砂質粘土状~にぶい橙~緑灰~明緑灰色の砂・粘土混じり礫状を呈する。 ・砂質粘土・累計厚1mm ・傾斜は68°である。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は55°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
132	149.19~149.67m ・砂礫状を呈する。 ・灰白色粘土が点在する。
133	●152.10~152.15m ・破砕部である。
136	・砂質粘土状~にぶい橙~緑灰~明緑灰色の砂・粘土混じり礫状を呈する。 ・砂質粘土・累計厚1mm ・傾斜は68°である。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は55°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
132	149.19~149.67m ・砂礫状を呈する。 ・灰白色粘土が点在する。
133	●152.10~152.15m(F-b-2-21破砕帯) ・破砕部である。
136	・主に通層セメントスである。 ・主に明緑灰色の固結礫状部からなる。 ・暗緑灰色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN28°E84°Eである。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は55°である。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高度	状	種	調	度	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	区	別	分	別	目	状		最大コア長
			の	別	の	の	態		cm
			状	状	状	状	化		R Q D
			状	状	状	状	状		[ % ]
								149.19~149.67m 上盤の傾斜55°、下盤の傾斜50°の割れ目によって50cm以下の礫状を呈する。	0
								●152.10~152.15m 破砕帯(F-b-2-21) 破砕部である。砂質粘土状を呈する。灰白色の粘土が点在する。下盤の傾斜45°で暗緑色の砂・粘土の混じり礫状を呈する。	0
								●152.10~152.15m (F-b-2-21破砕帯) 破砕部である。	0
								・主に通層セメントスである。	0
								・主に明緑灰色の固結礫状部からなる。	0
								・暗緑灰色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm	0
								・走向・傾斜はN28°E84°Eである。	0
								・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は55°である。	0

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
132	149.19~149.67m ・砂礫状を呈する。 ・灰白色粘土が点在する。
133	●152.10~152.15m(F-b-2-21破砕帯) ・破砕部である。
136	・主に通層セメントスである。 ・主に明緑灰色の固結礫状部からなる。 ・暗緑灰色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN28°E84°Eである。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は55°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
132	149.19~149.67m ・砂礫状を呈する。 ・灰白色粘土が点在する。
133	●152.10~152.15m(F-b-2-21破砕帯) ・破砕部である。
136	・主に通層セメントスである。 ・主に明緑灰色の固結礫状部からなる。 ・暗緑灰色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN28°E84°Eである。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は55°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
131	—	—	・割れ目について記載。(割れ目沿いの岩片化)	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
132	変更なし	変更なし	・砂~砂礫状部について記載。 ・砂~砂礫状の成因を記載。 ・粘土の点在について記載。 ・割れ目について記載(鉱物脈)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・区内でより多くの割合を占める砂礫について記載。 ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
133~136	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“傾斜は68°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・未固結粘土状部の見かけの傾斜に記載については、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため追記せず。	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

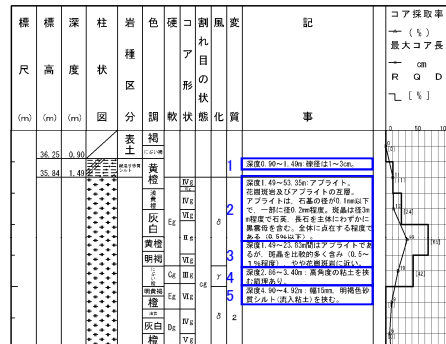


余白

**H19-No.4**

余白

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	
A	0.00~0.90m ・表土である。
1	0.90~1.49m ・礫混じり砂質シルトである。 ・礫径は10~30mm程度である。
3	1.49~23.83m ・アブライトである。 ・珪晶を比較的多く含む(0.5~1%程度)、やや花崗斑岩に近い。
4	2.86~3.40m ・高角度の割れ目沿いに粘土を挟む。
5	4.90~4.92m ・幅15mmの明褐色砂質シルト(流入粘土)を挟む。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
A	0.00~0.90m ・表土である。
1	0.90~1.49m ・礫混じり砂質シルトである。 ・礫径は10~30mm程度である。
3	1.49~23.83m ・アブライトである。 ・珪晶を比較的多く含む(0.5~1%程度)、やや花崗斑岩に近い。
4	2.86~3.40m ・高角度の割れ目沿いに粘土を挟む。
5	4.90~4.92m ・幅15mmの明褐色砂質シルト(流入粘土)を挟む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
A	0.00~0.90m ・表土である。
1	0.90~1.49m ・礫混じり砂質シルトである。 ・礫径は10~30mm程度である。
3	1.49~23.83m ・アブライトである。 ・珪晶を比較的多く含む(0.5~1%程度)、やや花崗斑岩に近い。
4	2.86~3.40m ・高角度の割れ目沿いに粘土を挟む。
5	4.90~4.92m ・幅15mmの明褐色砂質シルト(流入粘土)を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

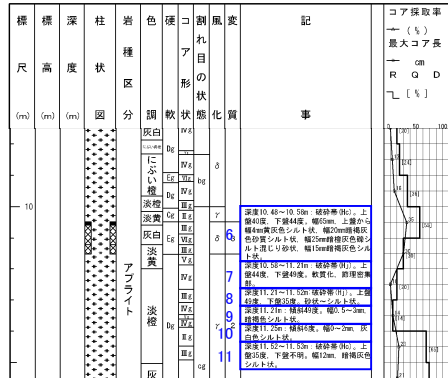
記事	
A	0.00~0.90m ・表土である。
1	0.90~1.49m ・礫混じり砂質シルトである。 ・礫径は10~30mm程度である。
3	1.49~23.83m ・アブライトである。 ・珪晶を比較的多く含む(0.5~1%程度)、やや花崗斑岩に近い。
4	2.86~3.40m ・高角度の割れ目沿いに粘土を挟む。
5	4.90~4.92m ・幅15mmの明褐色砂質シルト(流入粘土)を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

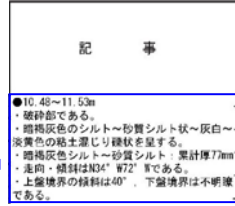
記事	
A	0.00~0.90m ・表土である。
1	0.90~1.49m ・礫混じり砂質シルトである。 ・礫径は10~30mm程度である。
3	1.49~23.83m ・アブライトである。 ・珪晶を比較的多く含む(0.5~1%程度)、やや花崗斑岩に近い。
4	2.86~3.40m ・高角度の割れ目沿いに粘土を挟む。
5	4.90~4.92m ・幅15mmの明褐色砂質シルト(流入粘土)を挟む。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
A	・柱状図に合わせて表土と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
1	・柱状図に合わせて礫混じり砂質シルトと記載。 ・表現の見直し。(cm⇒mm)	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
2	・岩盤区間については、柱状図に対応した岩種毎に記載することとしており、まとめ書きの記載は削除。	—	—	—	—
3	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
4	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
5	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

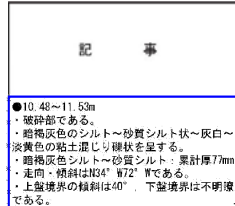
## 委託報告書 (平成19年)



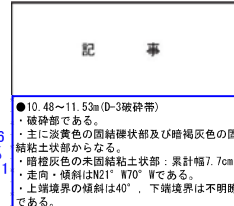
## 設置許可申請書案



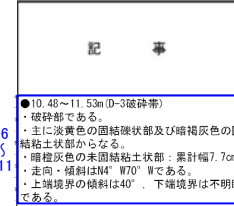
## 設置許可申請書 (平成27年11月)



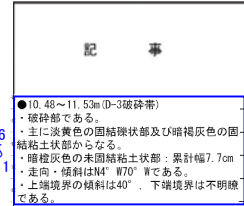
## 審査資料 (平成29年12月22日)



## 審査資料 (平成30年11月30日)



## 審査資料 (令和2年2月7日)



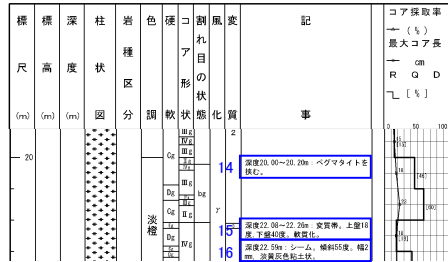
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
6~11	<ul style="list-style-type: none"> <li>性状について、報告書では破碎区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、シルト～砂質シルト状～粘土混じり礫状と記載。</li> <li>シルト～砂質シルト状の色調については、幅の大きな区間の色調として、暗褐色と記載。</li> <li>粘土混じり礫状の色調については、“色調”欄に基づき、灰白～淡黄色と記載。</li> <li>シルト～砂質シルトの累計幅としては、破碎区分Hcの区間の幅の合計値を記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>破碎部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>“軟質化”との記載については、破碎部の硬軟を記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>破碎帯名を記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>ポアホールテレビの再解析結果による最新活動面の走向・傾斜の見直しを反映。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポアホールテレビの再解析結果による最新活動面の走向・傾斜の見直しを反映。</li> </ul>	変更なし





# H19-No.4

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	
14	20.00~20.20m ・ベグマタイトを挟む。
15	22.08~22.26m ・変質している。 ・軟質化している。 ・上端境界の傾斜は18°、下端境界の傾斜は49°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
14	20.00~20.20m ・ベグマタイトを挟む。
15	22.08~22.26m ・変質している。 ・軟質化している。 ・上端境界の傾斜は18°、下端境界の傾斜は49°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
14	20.00~20.20m ・ベグマタイトを挟む。
15	●22.20~22.26m(f-2-11破砕帯) ・破砕帯である。 ・淡褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN3° E79° Wである。 ・走向・傾斜はN3° E79° Wである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

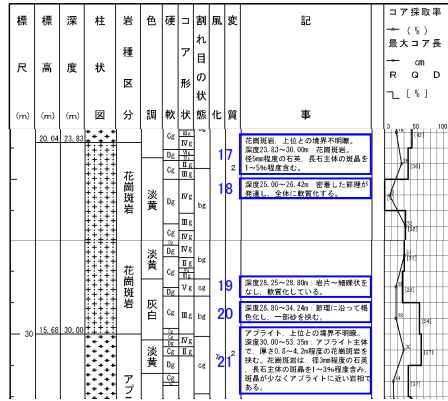
記事	
14	20.00~20.20m ・ベグマタイトを挟む。
15	●22.20~22.26m(f-2-11破砕帯) ・破砕帯である。 ・淡褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN3° E79° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
14	20.00~20.20m ・ベグマタイトを挟む。
15	●22.20~22.26m(f-2-11破砕帯) ・破砕帯である。 ・淡褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN3° E79° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟む。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
14	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
15,16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-21頁)。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-13頁)。</li> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察により上端深度を見直し。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。</li> </ul>	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
17 23.83~30.00m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。
18 25.00~26.42m ・密着した割れ目が多い。 ・軟質化している。
19 28.25~28.80m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
20 28.80~34.24m ・割れ目に沿って褐色化し、一部に砂を挟む。
21 30.00~34.25m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
17 23.83~30.00m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。
18 25.00~26.42m ・密着した割れ目が多い。 ・軟質化している。
19 28.25~28.80m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
20 28.80~34.24m ・割れ目に沿って褐色化し、一部に砂を挟む。
21 30.00~34.25m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
17 23.83~30.00m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。
a 24.12~24.41m (f-12-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN7° W3° Wである。
18 25.00~26.42m ・密着した割れ目が多い。 ・軟質化している。
19 28.25~28.80m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
20 28.80~34.24m ・割れ目に沿って褐色化し、一部に砂を挟む。
21 30.00~34.25m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

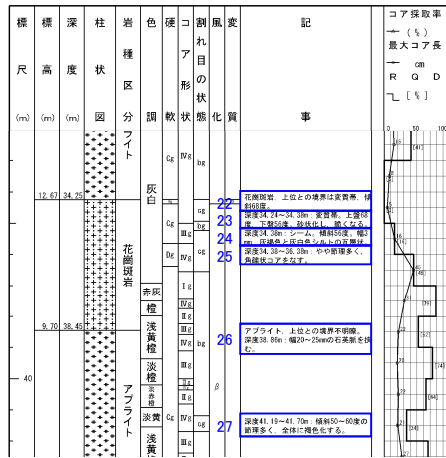
記事
17 23.83~30.00m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。
a 24.12~24.41m (f-12-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN7° W3° Wである。
18 25.00~26.42m ・密着した割れ目が多い。 ・軟質化している。
19 28.25~28.80m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
20 28.80~34.24m ・割れ目に沿って褐色化し、一部に砂を挟む。
21 30.00~34.25m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
17 23.83~30.00m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。
a 24.12~24.41m (f-12-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN7° W3° Wである。
18 25.00~26.42m ・密着した割れ目が多い。 ・軟質化している。
19 28.25~28.80m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
20 28.80~34.24m ・割れ目に沿って褐色化し、一部に砂を挟む。
21 30.00~34.25m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
17	一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
a	—	—	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-14頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
18	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
19	・“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。 ・軟質化の程度については、周囲との差が明瞭でないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
20	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
21	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩盤区間については、柱状図に対応した岩種毎に記載することとしており、まとめ書きの記載は削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
23. 34.24~34.38m ・実質している。 ・砂状を呈する。下端境界に幅3mmの灰褐～灰白色シルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は56°である。
24. 34.25~38.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は68°である。
22. 38.45~43.60m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
26. 38.96~38.89mm ・幅20~25mmの石英脈を挟む。
27. 41.19~41.70m ・傾斜50~60°の割れ目が多い。

記事
23. 34.24~34.38m ・実質している。 ・砂状を呈する。下端境界に幅3mmの灰褐～灰白色シルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は56°である。
24. 34.25~38.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は68°である。
22. 38.45~43.60m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
26. 38.96~38.89mm ・幅20~25mmの石英脈を挟む。
27. 41.19~41.70m ・傾斜50~60°の割れ目が多い。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
23. 34.24~34.38m(f-2-12破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° E73° Wである。 ・下端境界の傾斜は56°である。
24. 34.25~38.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は68°である。
22. 38.45~43.60m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
26. 38.96~38.89mm ・幅20~25mmの石英脈を挟む。
27. 41.19~41.70m ・傾斜50~60°の割れ目が多い。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

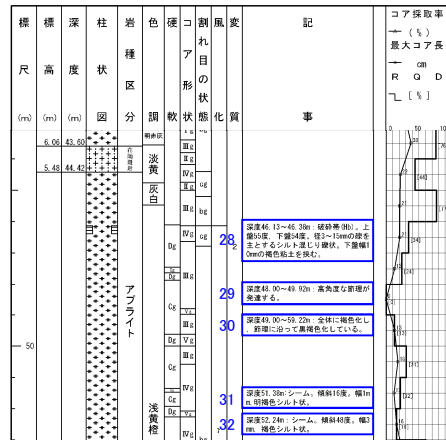
記事
23. 34.24~34.38m(f-2-12破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° E73° Wである。 ・下端境界の傾斜は56°である。
24. 34.25~38.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は68°である。
22. 38.45~43.60m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
26. 38.96~38.89mm ・幅20~25mmの石英脈を挟む。
27. 41.19~41.70m ・傾斜50~60°の割れ目が多い。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
23. 34.24~34.38m(f-2-12破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° E73° Wである。 ・下端境界の傾斜は56°である。
24. 34.25~38.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は68°である。
22. 38.45~43.60m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
26. 38.96~38.89mm ・幅20~25mmの石英脈を挟む。
27. 41.19~41.70m ・傾斜50~60°の割れ目が多い。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
22	・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間深度を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
23,24	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-22頁)。 ・シームの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-15頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・上記再観察による上端及び下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映(下端境界に変更はなく、上端境界は不明瞭であるため削除)。	変更なし	変更なし
25	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
B,26	・柱状図に合わせてアプライトの区間深度を記載。	変更なし	・誤記修正(mm→m)。	変更なし	変更なし
27	・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
28
29

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
28
29

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
28
29

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
28
29

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
28
29

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>シルト混じり礫状の色調については、“色調”欄に基づき、浅黄橙色と記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>“粘土を挟む”との記載については、粘土が不明瞭であることから削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。</li> </ul>	変更なし
29	・コア写真に基づき半割れ状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
30	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
31	<ul style="list-style-type: none"> <li>シームについては削除。</li> <li>シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-23頁)。</li> </ul>	—	—	—	—
32	<ul style="list-style-type: none"> <li>シームについては削除。</li> <li>シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-24頁)。</li> </ul>	—	—	—	—

## 委託報告書 (平成19年)

標高	60	標高	53.35	柱状	花崗斑岩	色調	淡黄色	硬さ	軟	割れ目	塊状	風化	軽	記号	33	コア採取率	10%	最大コア径	10cm	形状	円筒	長さ	100cm
深さ	60	深さ	53.35	柱状	花崗斑岩	色調	淡黄色	硬さ	軟	割れ目	塊状	風化	軽	記号	34	コア採取率	10%	最大コア径	10cm	形状	円筒	長さ	100cm
深さ	60	深さ	53.35	柱状	花崗斑岩	色調	淡黄色	硬さ	軟	割れ目	塊状	風化	軽	記号	35	コア採取率	10%	最大コア径	10cm	形状	円筒	長さ	100cm
深さ	60	深さ	53.35	柱状	花崗斑岩	色調	淡黄色	硬さ	軟	割れ目	塊状	風化	軽	記号	37	コア採取率	10%	最大コア径	10cm	形状	円筒	長さ	100cm
深さ	60	深さ	53.35	柱状	花崗斑岩	色調	淡黄色	硬さ	軟	割れ目	塊状	風化	軽	記号	38	コア採取率	10%	最大コア径	10cm	形状	円筒	長さ	100cm

## 設置許可申請書案

記事	33	53.35~65.10m ・花崗斑岩である。 ・上層境界の傾斜は60°である。
記事	34	57.10~58.10m ・斑晶がやや少なく、アプライト様を呈する。
記事	35	59.22~59.59m ・破砕部である。 ・淡黄色の粘土混じり礫状~シルト質礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN10° W89° Nである。 ・上層境界の傾斜は30°、下層境界の傾斜は70°である。
記事	37	59.22~59.59m ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN10° W89° Nである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上層境界の傾斜は30°、下層境界の傾斜は70°である。
記事	38	60.32~60.36m ・破砕部である。 ・黒色の砂礫質粘土状からなる。 ・走向・傾斜はN71° W86° Nである。 ・上層境界の傾斜は71°、下層境界の傾斜は71°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	33	53.35~65.10m ・花崗斑岩である。 ・上層境界の傾斜は60°である。
記事	34	57.10~58.10m ・斑晶がやや少なく、アプライト様を呈する。
記事	35	59.22~59.59m ・破砕部である。 ・淡黄色の粘土混じり礫状~シルト質礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN10° W89° Nである。 ・上層境界の傾斜は30°、下層境界の傾斜は70°である。
記事	37	59.22~59.59m ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN10° W89° Nである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上層境界の傾斜は30°、下層境界の傾斜は70°である。
記事	38	60.32~60.36m ・破砕部である。 ・黒色の砂礫質粘土状からなる。 ・走向・傾斜はN71° W86° Nである。 ・上層境界の傾斜は71°、下層境界の傾斜は71°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	33	53.35~65.10m ・花崗斑岩である。 ・上層境界の傾斜は60°である。
記事	34	57.10~58.10m ・斑晶がやや少なく、アプライト状を呈する。
記事	35	59.22~59.59m (D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN10° W89° Nである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上層境界の傾斜は30°、下層境界の傾斜は70°である。
記事	37	59.22~59.59m (D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN10° W89° Nである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上層境界の傾斜は30°、下層境界の傾斜は70°である。
記事	38	60.32~60.36m (F-4-5破砕帯) ・破砕部である。 ・黒色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN71° W86° Nである。 ・上層境界の傾斜は71°、下層境界の傾斜は71°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	33	53.35~65.10m ・花崗斑岩である。 ・上層境界の傾斜は60°である。
記事	34	57.10~58.10m ・斑晶がやや少なく、アプライト状を呈する。
記事	35	59.22~59.59m (D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN10° W89° Nである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上層境界の傾斜は30°、下層境界の傾斜は70°である。
記事	37	59.22~59.59m (D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN10° W89° Nである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上層境界の傾斜は30°、下層境界の傾斜は70°である。
記事	38	60.32~60.36m (F-4-5破砕帯) ・破砕部である。 ・黒色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN71° W86° Nである。 ・上層境界の傾斜は71°、下層境界の傾斜は71°である。

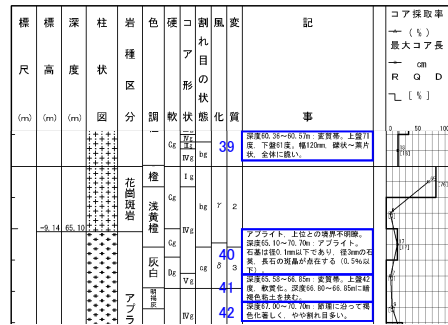
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	33	53.35~65.10m ・花崗斑岩である。 ・上層境界の傾斜は60°である。
記事	34	57.10~58.10m ・斑晶がやや少なく、アプライト状を呈する。
記事	35	59.22~59.59m (D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN10° W89° Nである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上層境界の傾斜は30°、下層境界の傾斜は70°である。
記事	37	59.22~59.59m (D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN10° W89° Nである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上層境界の傾斜は30°、下層境界の傾斜は70°である。
記事	38	60.32~60.36m (F-4-5破砕帯) ・破砕部である。 ・黒色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN71° W86° Nである。 ・上層境界の傾斜は71°、下層境界の傾斜は71°である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
33	一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
34	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
35~37	・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、粘土混じり礫状~シルト質礫状と記載。 ・色調については、“色調”欄に基づき淡黄色と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“褐灰・黄灰色シルト状”との記載については、シルトが不明瞭であることから削除。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。	変更なし
38	・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、砂礫質粘土状と記載。 ・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	変更なし	変更なし

# H19-No.4

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
39 60.36~60.57m ・変質している。 ・浅黄褐色の塊状~葉片状を呈する。 ・上端境界の傾斜は71°、下端境界の傾斜は61°である。
40 65.10~70.70m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
41 66.80~66.85m ・変質している。 ・軟質化しており、66.80~66.85mに暗褐色粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は42°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
39 60.36~60.57m ・変質している。 ・浅黄褐色の塊状~葉片状を呈する。 ・上端境界の傾斜は71°、下端境界の傾斜は61°である。
40 65.10~70.70m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
41 66.80~66.85m ・変質している。 ・軟質化しており、66.80~66.85mに暗褐色粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は42°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
39 60.36~60.57m ・変質している。 ・浅黄褐色の塊状~葉片状を呈する。 ・上端境界の傾斜は71°、下端境界の傾斜は61°である。
40 65.10~70.70m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
41 66.80~66.85m ・変質している。 ・軟質化しており、66.80~66.85mに暗褐色粘土を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
39 60.36~60.57m ・変質している。 ・浅黄褐色の塊状~葉片状を呈する。 ・上端境界の傾斜は71°、下端境界の傾斜は61°である。
40 65.10~70.70m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
41 66.80~66.85m ・変質している。 ・軟質化しており、66.80~66.85mに暗褐色粘土を挟む。

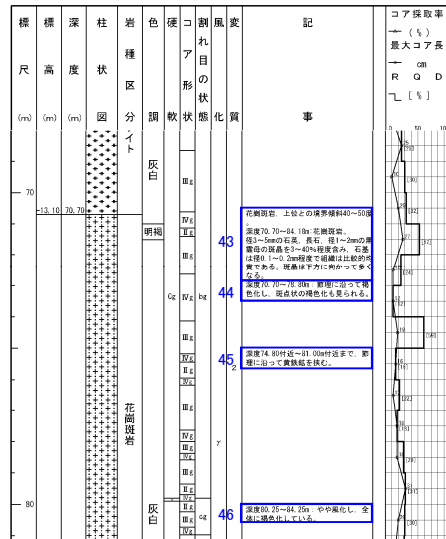
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
39 60.36~60.57m ・変質している。 ・浅黄褐色の塊状~葉片状を呈する。 ・上端境界の傾斜は71°、下端境界の傾斜は61°である。
40 65.10~70.70m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
41 66.80~66.85m ・変質している。 ・軟質化しており、66.80~66.85mに暗褐色粘土を挟む。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
39	・色調については、“色調”欄に基づき浅黄褐色と記載。 ・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
40	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
41	変更なし	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
42	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—



## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	
43	70.70~84.18m ・花崗斑岩である。 ・上部境界の傾斜は40°~50°である。
45	74.80~81.00m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
43	70.70~84.18m ・花崗斑岩である。 ・上部境界の傾斜は40°~50°である。
45	74.80~81.00m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
43	70.70~84.18m ・花崗斑岩である。 ・上部境界の傾斜は40°~50°である。
45	74.80~81.00m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
43	70.70~84.18m ・花崗斑岩である。 ・上部境界の傾斜は40°~50°である。
45	74.80~81.00m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

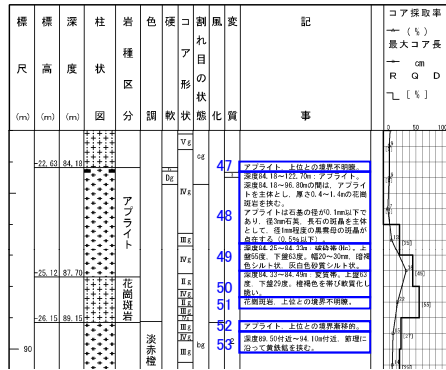
記事	
43	70.70~84.18m ・花崗斑岩である。 ・上部境界の傾斜は40°~50°である。
45	74.80~81.00m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
43	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
44	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
45	・表現の見直し(74.80付近~81.00m付近まで→74.80~81.00m)。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
46	・風化については、岩級区分で示しているため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—



# H19-No.4

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
47	84.18~87.70m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
48	84.25~84.33m ・破砕部である。 ・暗褐色のシルト状~灰白色の砂質シルト状を呈する。 ・暗褐色シルト~灰白色砂質シルト：累計厚30mm ・ポアホールテレビでは走向・傾斜は測定できない。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は63°である。
49	84.33~84.49m ・変質している。 ・暗褐色を呈し軟質化している。
50	84.33~84.49m ・変質している。 ・暗褐色を呈し軟質化している。 ・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は29°である。
51	87.70~89.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
52	89.15~94.68m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
53	89.50付近~94.10m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
47	84.18~87.70m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
48	84.25~84.33m ・破砕部である。 ・暗褐色のシルト状~灰白色の砂質シルト状を呈する。 ・暗褐色シルト~灰白色砂質シルト：累計厚30mm ・ポアホールテレビでは走向・傾斜は測定できない。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は63°である。
49	84.33~84.49m ・変質している。 ・暗褐色を呈し軟質化している。
50	84.33~84.49m ・変質している。 ・暗褐色を呈し軟質化している。 ・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は29°である。
51	87.70~89.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
52	89.15~94.68m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
53	89.50付近~94.10m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
47	84.18~87.70m ・アプライトである。
48	84.25~84.33m ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結砂状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅3.0cm ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は63°である。
49	84.33~84.49m ・変質している。 ・暗褐色を呈し軟質化している。
50	87.70~89.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
51	89.15~94.68m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
52	89.50付近~94.10m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

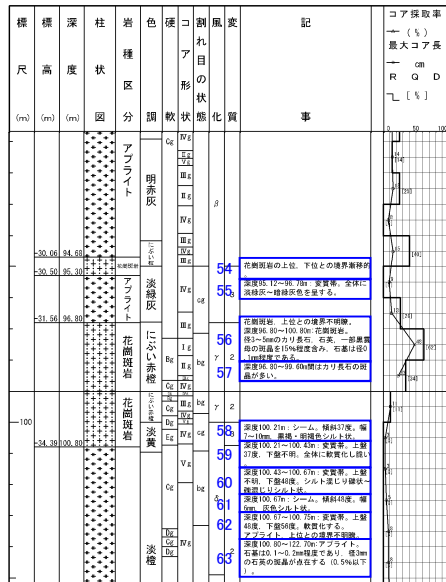
記事	内容
47	84.18~87.70m ・アプライトである。
48	84.25~84.33m ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結砂状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅3.0cm ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は63°である。
49	84.33~84.49m ・変質している。 ・暗褐色を呈し軟質化している。
50	87.70~89.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
51	89.15~94.68m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
52	89.50付近~94.10m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
47	84.18~87.70m ・アプライトである。
48	84.25~84.33m ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結砂状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅3.0cm ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は63°である。
49	84.33~84.49m ・変質している。 ・暗褐色を呈し軟質化している。
50	87.70~89.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
51	89.15~94.68m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
52	89.50付近~94.10m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
47,48	・柱状図に合わせてアプライトの区間深度を記載。 ・岩盤区間については、柱状図に対応した岩種毎に記載することとしており、まとめ書きの記載は削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
49	・シルト~砂質シルトの累計幅としては最大値を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果を記載(測定不可)。	変更なし	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・表現の見直し(“ポアホールテレビでは走向・傾斜を測定できない”との記載を削除)。	変更なし	変更なし
50	変更なし	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
51	・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間深度を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
52	・柱状図に合わせてアプライトの区間深度を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
53	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	設置許可申請書案
54	94.68~95.30m ・花崗斑岩である。 ・上端境界、下端境界は漸移的である。
55	95.12~96.78m ・変質している。 ・淡緑灰~暗緑灰色を呈する。
56	96.80~100.80m ・花崗斑岩、上位との境界不明瞭。 ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。
57	100.21~100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界に幅7~10mmの黒褐・明褐色シルトを挟む。100.67mに傾斜48°、幅6mmの灰色シルトを挟む。
58	100.21~100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界に幅7~10mmの黒褐・明褐色シルトを挟む。100.67mに傾斜48°、幅6mmの灰色シルトを挟む。
59	100.80~102.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
60	100.80~102.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
61	100.80~102.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
62	100.80~102.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
63	100.80~102.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	設置許可申請書
54	94.68~95.30m ・花崗斑岩である。 ・上端境界、下端境界は漸移的である。
55	95.12~96.78m ・変質している。 ・淡緑灰~暗緑灰色を呈する。
56	96.80~100.80m ・花崗斑岩、上位との境界不明瞭。 ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。
57	100.21~100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界に幅7~10mmの黒褐・明褐色シルトを挟む。100.67mに傾斜48°、幅6mmの灰色シルトを挟む。
58	100.21~100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界に幅7~10mmの黒褐・明褐色シルトを挟む。100.67mに傾斜48°、幅6mmの灰色シルトを挟む。
59	100.80~102.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
60	100.80~102.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
61	100.80~102.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
62	100.80~102.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
63	100.80~102.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	審査資料
54	94.68~95.30m ・花崗斑岩である。 ・上端境界、下端境界は漸移的である。
55	95.12~96.78m ・変質している。 ・淡緑灰~暗緑灰色を呈する。
56	96.80~100.80m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。
59	100.21~100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界に幅7~10mmの黒褐・明褐色シルトを挟む。
60	100.21~100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界に幅7~10mmの黒褐・明褐色シルトを挟む。
61	100.80~102.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
62	100.80~102.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
63	100.80~102.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	審査資料
54	94.68~95.30m ・花崗斑岩である。 ・上端境界、下端境界は漸移的である。
55	95.12~96.78m ・変質している。 ・淡緑灰~暗緑灰色を呈する。
56	96.80~100.80m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。
59	100.21~100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界に幅7~10mmの黒褐・明褐色シルトを挟む。
60	100.21~100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界に幅7~10mmの黒褐・明褐色シルトを挟む。
61	100.80~102.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
62	100.80~102.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
63	100.80~102.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

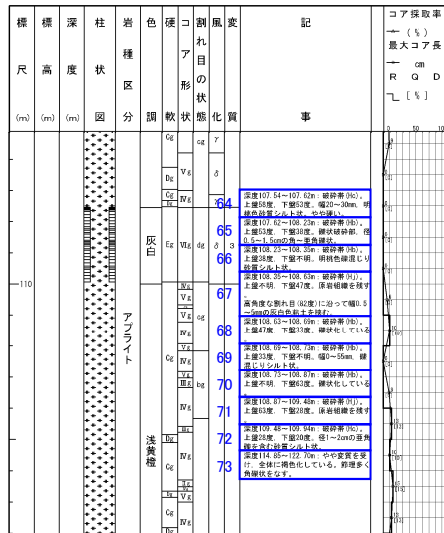
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	審査資料
54	94.68~95.30m ・花崗斑岩である。 ・上端境界、下端境界は漸移的である。
55	95.12~96.78m ・変質している。 ・淡緑灰~暗緑灰色を呈する。
56	96.80~100.80m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。
59	100.21~100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界に幅7~10mmの黒褐・明褐色シルトを挟む。
60	100.21~100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界に幅7~10mmの黒褐・明褐色シルトを挟む。
61	100.80~102.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
62	100.80~102.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
63	100.80~102.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
54	・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間深度を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
55	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
56	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・境界の明瞭さについて、記載が重複していたため一方を削除。	変更なし	変更なし
57	・カリ長石については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
58~62	・変質している区間を一括記載。 ・“淡黄色を呈し”と記載。 ・(誤記)色調欄に基づき、淡黄色と書くべきところを誤って淡黄色と記載。 ・シームという用語については削除。 ・シームの詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-25頁)。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・誤記修正(幅7~10m→幅7~10mm)。	変更なし	変更なし
63	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.4

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	
64	●107.54~109.94m(D-5破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・明桃色の砂質シルト状~灰白色の粘土混じり礫状を呈する。 ・明桃色砂質シルト：累計厚30mm
72	・走向・傾斜はN16° E87° Wである。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は20°である。
73	114.85~122.70m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
64	●107.54~109.94m(D-5破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・明桃色の砂質シルト状~灰白色の粘土混じり礫状を呈する。 ・明桃色砂質シルト：累計厚30mm
72	・走向・傾斜はN16° E87° Wである。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は20°である。
73	114.85~122.70m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
64	●107.54~109.94m(D-5破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・明桃色の未固結粘土状部：累計厚2.5cm
72	・走向・傾斜はN16° E87° Wである。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は20°である。
73	114.85~122.70m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

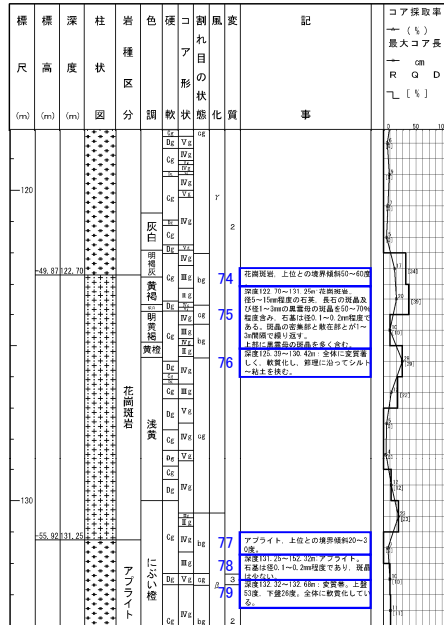
記事	
64	●107.54~109.94m(D-5破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・明桃色の未固結粘土状部：累計厚2.5cm
72	・走向・傾斜はN16° E87° Wである。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は20°である。
73	114.85~122.70m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
64	●107.54~109.94m(D-5破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・明桃色の未固結粘土状部：累計厚2.5cm
72	・走向・傾斜はN16° E87° Wである。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は20°である。
73	114.85~122.70m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
64~72	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、砂質シルト状~粘土混じり礫状と記載。</li> <li>明桃色砂質シルトの累計幅としては最大値を記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>“やや硬い”との記載については、破砕部の硬軟を記載しないこととしているため削除。</li> <li>“原岩組織を残す”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> <li>破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
73	<ul style="list-style-type: none"> <li>“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。</li> <li>色調については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
74, 75	122.70~131.25m ・花崗閃緑岩である。 ・上端境界の傾斜は50°~60°である。
76	125.39~130.42m ・変質している。 ・軟質化している。 ・割れ目に沿って、シルト~粘土を挟む。
77, 78	131.25~134.60m ・アブライトである。 ・上端境界の傾斜は20°~30°である。
79	132.32~132.68m ・変質している。 ・軟質化している。 ・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は26°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
74, 75	122.70~131.25m ・花崗閃緑岩である。 ・上端境界の傾斜は50°~60°である。
76	125.39~130.42m ・変質している。 ・軟質化している。 ・割れ目に沿って、シルト~粘土を挟む。
77, 78	131.25~134.60m ・アブライトである。 ・上端境界の傾斜は20°~30°である。
79	132.32~132.68m ・変質している。 ・軟質化している。 ・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は26°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
74, 75	122.70~131.25m ・花崗閃緑岩である。 ・上端境界の傾斜は50°~60°である。
76	125.39~130.42m ・変質している。 ・軟質化している。 ・割れ目に沿って、シルト~粘土を挟む。
77, 78	131.25~134.60m ・アブライトである。 ・上端境界の傾斜は20°~30°である。
79	132.32~132.68m ・変質している。 ・軟質化している。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

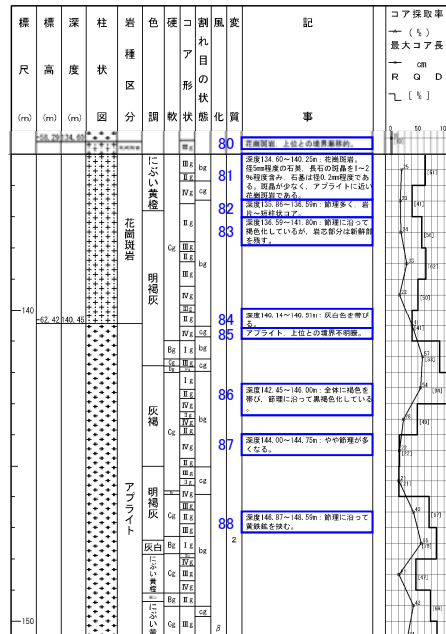
記事	内容
74, 75	122.70~131.25m ・花崗閃緑岩である。 ・上端境界の傾斜は50°~60°である。
76	125.39~130.42m ・変質している。 ・軟質化している。 ・割れ目に沿って、シルト~粘土を挟む。
77, 78	131.25~134.60m ・アブライトである。 ・上端境界の傾斜は20°~30°である。
79	132.32~132.68m ・変質している。 ・軟質化している。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
74, 75	122.70~131.25m ・花崗閃緑岩である。 ・上端境界の傾斜は50°~60°である。
76	125.39~130.42m ・変質している。 ・軟質化している。 ・割れ目に沿って、シルト~粘土を挟む。
77, 78	131.25~134.60m ・アブライトである。 ・上端境界の傾斜は20°~30°である。
79	132.32~132.68m ・変質している。 ・軟質化している。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
74,75	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
76	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
77,78	・柱状図に合わせてアブライトとその区間深度を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
79	変更なし	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
80	134.60~140.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
81	135.86~136.59m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
82	136.59~141.80m ・割れ目に沿って褐色化しているが、新鮮部を所々に挟む。
83	140.45~152.32m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
85	146.87~148.59m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 ・硬質な新鮮部を所々に挟む。
88	147.40~154.03m ・硬質な新鮮部を所々に挟む。
C	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
80	134.60~140.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
81	135.86~136.59m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
82	136.59~141.80m ・割れ目に沿って褐色化しているが、新鮮部を所々に挟む。
83	140.45~152.32m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
85	146.87~148.59m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 ・硬質な新鮮部を所々に挟む。
88	147.40~154.03m ・硬質な新鮮部を所々に挟む。
C	

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
80	134.60~140.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
81	135.86~136.59m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
82	136.59~141.80m ・割れ目に沿って褐色化しているが、新鮮部を所々に挟む。
83	140.45~152.32m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
85	146.87~148.59m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 ・硬質な新鮮部を所々に挟む。
88	147.40~154.03m ・硬質な新鮮部を所々に挟む。
C	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
80	134.60~140.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
81	135.86~136.59m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
82	136.59~141.80m ・割れ目に沿って褐色化しているが、新鮮部を所々に挟む。
83	140.45~152.32m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
85	146.87~148.59m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 ・硬質な新鮮部を所々に挟む。
88	147.40~154.03m ・硬質な新鮮部を所々に挟む。
C	

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
80	134.60~140.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
81	135.86~136.59m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
82	136.59~141.80m ・割れ目に沿って褐色化しているが、新鮮部を所々に挟む。
83	140.45~152.32m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
85	146.87~148.59m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 ・硬質な新鮮部を所々に挟む。
88	147.40~154.03m ・硬質な新鮮部を所々に挟む。
C	

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
80,81	・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間深度を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・誤記修正(140.25m→140.45m)	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
82	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
83	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
84	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
85	・柱状図に合わせてアブライトの区間深度を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
86	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
87	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
88	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
C	・B'級の良好な岩盤を挟む区間を一括記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし



# H19-No.4

## 委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記
(m)	(m)	(m)	状	種	調	目	化	事	
-160			円	明礬灰	1.6	94			
			花崗岩		1.4	95			

## 設置許可申請書案

記事
D
94
95

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
D
94
95

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
D
94
95

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
D
94
95

## 審査資料 (令和2年2月7日)

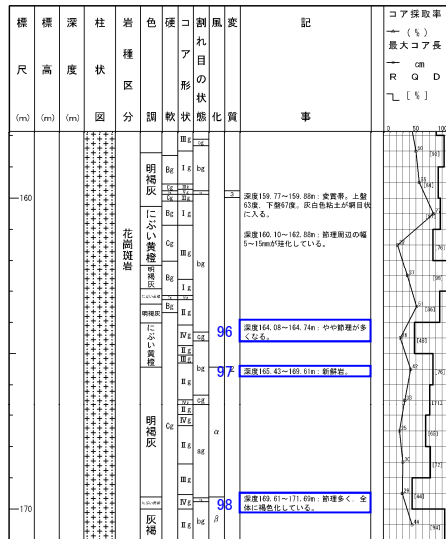
記事
D
94
95

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
D	・RQDと最大コア長の増大が顕著であることから、C <sub>M</sub> '級及びB'級の良好な岩盤からなる区間を一括記載。 ・割れ目の発達については、“コア形状”欄に基づき長柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
94	変更なし	変更なし	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-16頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。	変更なし
95	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし



# H19-No.4

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
97 160.43~169.61m ・新鮮である。 ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
97 165.43~169.61m ・新鮮である。 ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
97 165.43~169.61m ・新鮮である。 ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
97 165.43~169.61m ・新鮮である。 ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
97 165.43~169.61m ・新鮮である。 ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。

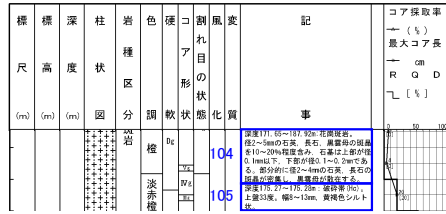
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
96	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
97	・“コア形状”欄に基づき柱状~長柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
98	・色調については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	—	—	—	—





# H19-No.4

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	104 171.65~181.50m ・花崗斑岩である。 ●175.27~175.28m ・破砕部である。 ・黄褐色のシルト状を呈する。
105	・黄褐色シルト：累計厚13mm ・走向・傾斜はN29° W78° Wである。 ・上覆境界の傾斜は33°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	104 171.65~181.50m ・花崗斑岩である。
105	●175.27~175.28m ・破砕部である。 ・黄褐色のシルト状を呈する。 ・黄褐色シルト：累計厚13mm ・走向・傾斜はN29° W78° Wである。 ・上覆境界の傾斜は33°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	104 171.65~181.50m ・花崗斑岩である。
105	●175.27~175.28m (f-4-9破砕帯) ・破砕部である。 ・黄褐色の未固結粘土状部からなり累計幅1.1cmである。 ・走向・傾斜はN29° W78° Wである。 ・上覆境界の傾斜は33°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	104 171.65~181.50m ・花崗斑岩である。
105	●175.27~175.28m (f-4-9破砕帯) ・破砕部である。 ・黄褐色の未固結粘土状部からなり累計幅1.1cmである。 ・走向・傾斜はN29° W78° Wである。 ・上覆境界の傾斜は33°である。

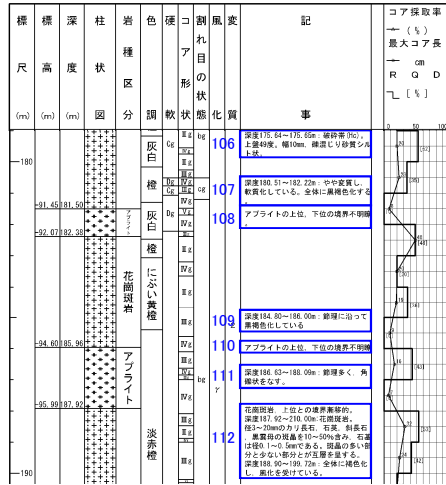
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	104 171.65~181.50m ・花崗斑岩である。
105	●175.27~175.28m (f-4-9破砕帯) ・破砕部である。 ・黄褐色の未固結粘土状部からなり累計幅1.1cmである。 ・走向・傾斜はN29° W78° Wである。 ・上覆境界の傾斜は33°である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
104	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて花崗斑岩の区間深度を記載を見直し。</li> <li>岩盤区間については、柱状図に対応した岩種毎に記載することとしており、まとめ書きの記載は削除。</li> <li>一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
105	<ul style="list-style-type: none"> <li>シルトの累計幅としては最大値を記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H19-No.4

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案 (平成27年11月)

記事
106
107
108
E
110
111
112
119

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
106
107
108
E
110
111
112
119

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
106
107
108
E
110
111
112
119

## 審査資料 (平成30年11月30日)

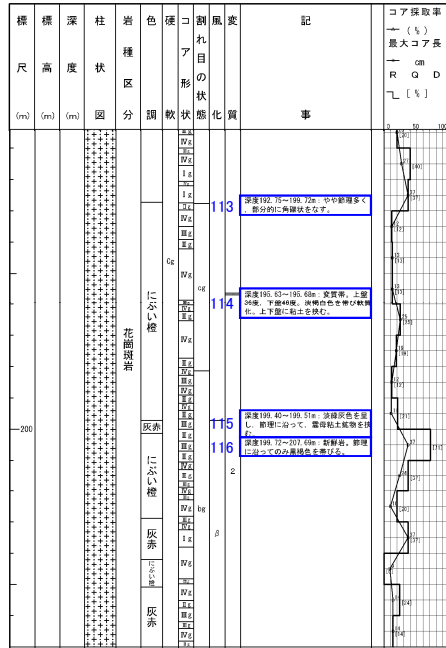
記事
106
107
108
E
110
111
112
119

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
106
107
108
E
110
111
112
119

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
106	・色調については、“色調”欄に基づき黄橙色と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間にいった、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い、フィルム状の粘土を追記。	変更なし
107	・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
108	・柱状図に合わせてアプライトの区間深度を記載。 (誤記) 181.50～182.38mと書くべきところを誤って181・50～182.38と記載。	変更なし	・境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
E	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその区間深度を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
109	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
110	・柱状図に合わせてアプライトの区間深度を記載。	変更なし	・境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
111	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
112,119	・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間深度を記載(記事No.112と記事No.119を統合)。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・風化については、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
113 192.75～199.72m ・割れ目がやや多く、部分的に岩片状を呈する。
114 195.63～195.68m ・変質している。 ・淡褐色を呈し軟質化している。 ・上端境界の傾斜は36°、下端境界の傾斜は46°である。
115 199.40～199.51m ・淡緑灰色を呈し、割れ目に沿って、雲母粘土鉱物を挟む。
116 199.72～207.69m ・新鮮である。 ・割れ目面のみ黒褐色を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
113 192.75～199.72m ・割れ目がやや多く、部分的に岩片状を呈する。
114 195.63～195.68m ・変質している。 ・淡褐色を呈し軟質化している。 ・上端境界の傾斜は36°、下端境界の傾斜は46°である。
115 199.40～199.51m ・淡緑灰色を呈し、割れ目に沿って、雲母粘土鉱物を挟む。
116 199.72～207.69m ・新鮮である。 ・割れ目面のみ黒褐色を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
113 192.75～199.72m ・割れ目がやや多く、部分的に岩片状を呈する。
114 195.63～195.68m ・変質している。 ・淡褐色を呈し軟質化している。
115 199.40～199.51m ・淡緑灰色を呈し、割れ目に沿って、雲母粘土鉱物を挟む。
116 199.72～207.69m ・新鮮である。 ・割れ目面のみ黒褐色を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
113 192.75～199.72m ・割れ目がやや多く、部分的に岩片状を呈する。
114 195.63～195.68m ・変質している。 ・淡褐色を呈し軟質化している。
115 199.40～199.51m ・淡緑灰色を呈し、割れ目に沿って、雲母粘土鉱物を挟む。
116 199.72～207.69m ・新鮮である。 ・割れ目面のみ黒褐色を呈する。

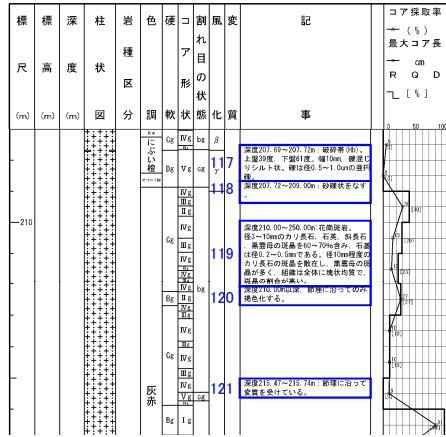
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
113 192.75～199.72m ・割れ目がやや多く、部分的に岩片状を呈する。
114 195.63～195.68m ・変質している。 ・淡褐色を呈し軟質化している。
115 199.40～199.51m ・淡緑灰色を呈し、割れ目に沿って、雲母粘土鉱物を挟む。
116 199.72～207.69m ・新鮮である。 ・割れ目面のみ黒褐色を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
113	・“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
114	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周辺の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
115	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
116	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.4

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	
117	●207.69~207.72m ・破砕部である。 ・にぶい橙色の塊状シリシルト状を呈する。 ・にぶい橙色塊状シリシルト、葉針厚10mm ・走向・傾斜はN13° E83° Wである。 ・上盤境界の傾斜は39°、下盤境界の傾斜は61°である。
118	207.72~209.00m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
121	215.47~215.74m ・割れ目に沿って、変質している。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
117	●207.69~207.72m ・破砕部である。 ・にぶい橙色の塊状シリシルト状を呈する。 ・にぶい橙色塊状シリシルト、葉針厚10mm ・走向・傾斜はN13° E83° Wである。 ・上盤境界の傾斜は39°、下盤境界の傾斜は61°である。
118	207.72~209.00m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
121	215.47~215.74m ・割れ目に沿って、変質している。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
117	●207.69~207.72m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN13° E83° Wである。 ・上盤境界の傾斜は39°、下盤境界の傾斜は61°である。
118	207.72~209.00m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
121	215.47~215.74m ・割れ目に沿って、変質している。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

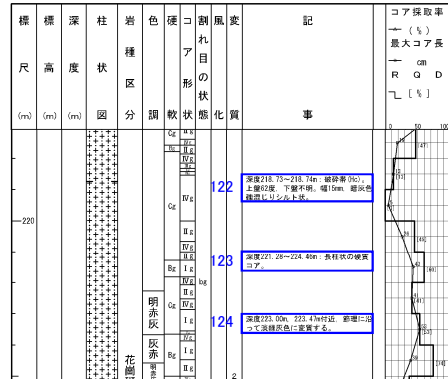
記事	
117	●207.69~207.72m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN13° E83° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は39°、下盤境界の傾斜は61°である。
118	207.72~209.00m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
121	215.47~215.74m ・割れ目に沿って、変質している。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
117	●207.69~207.72m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN13° E83° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は39°、下盤境界の傾斜は61°である。
118	207.72~209.00m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
121	215.47~215.74m ・割れ目に沿って、変質している。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
117	・色調については、“色調”欄に基づきにぶい橙色と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。	変更なし
118	・“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
112,119	・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間深度を記載(記事No.112と記事No.119を統合)。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
120	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
121	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
122
123
124

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
122
123
124

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
122
123
124

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
122
123
124

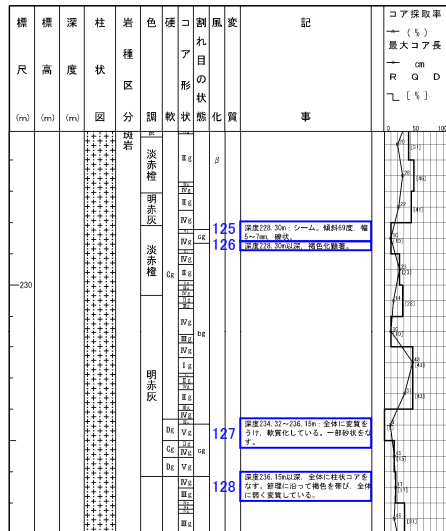
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
122
123
124

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
122	・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし
123	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
124	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.4

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	
127	234.32~236.15m ・変質している。 ・軟質化している。一部砂状を呈する。
128	236.15~250.00m ・柱状~長柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
127	234.32~236.15m ・変質している。 ・軟質化している。一部砂状を呈する。
128	236.15~250.00m ・柱状~長柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
127	●234.32~236.15m (f-6-2破砕帯) ・破砕部である。 ・明赤灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN28° W83° Wである。
128	236.15~250.00m ・柱状~長柱状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
127	●234.32~236.15m (f-6-2破砕帯) ・破砕部である。 ・明赤灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN28° W83° Wである。
128	236.15~250.00m ・柱状~長柱状を呈する。

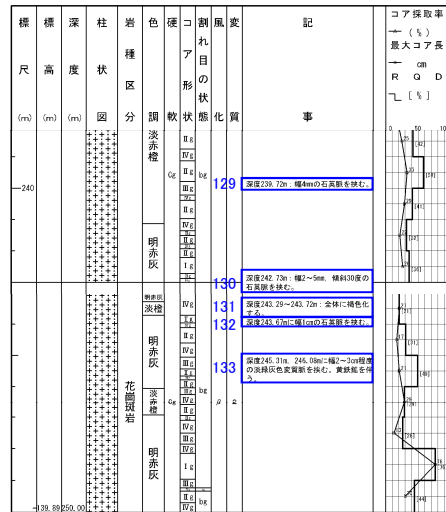
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
127	●234.32~236.15m (f-6-2破砕帯) ・破砕部である。 ・明赤灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN28° W83° Wである。
128	236.15~250.00m ・柱状~長柱状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
125	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-27頁)。	—	—	—	—
126	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
127	変更なし	変更なし	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-17頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
128	・コア形状欄に基づき柱状~長柱状と記載。 ・色調については、補足的なものであるため削除。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.4

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事

- 129 239.72m  
・幅4mmの石英脈を挟む。
- 130 242.73m  
・傾斜30°、幅2~5mmの石英脈を挟む。
- 132 243.67m  
・幅10mmの石英脈を挟む。
- 133 245.31m、246.08m  
・幅20~30mm程度の淡緑灰色変質脈を挟む。  
・黄鉄鉱を伴っている。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

- 129 239.72m  
・幅4mmの石英脈を挟む。
- 130 242.73m  
・傾斜30°、幅2~5mmの石英脈を挟む。
- 132 243.67m  
・幅10mmの石英脈を挟む。
- 133 245.31m、246.08m  
・幅20~30mm程度の淡緑灰色変質脈を挟む。  
・黄鉄鉱を伴っている。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

- 129 239.72m  
・幅4mmの石英脈を挟む。
- 130 242.73m  
・傾斜30°、幅2~5mmの石英脈を挟む。
- 132 243.67m  
・幅10mmの石英脈を挟む。
- 133 245.31m、246.08m  
・幅20~30mm程度の淡緑灰色変質脈を挟む。  
・黄鉄鉱を伴う。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

- 129 239.72m  
・幅4mmの石英脈を挟む。
- 130 242.73m  
・傾斜30°、幅2~5mmの石英脈を挟む。
- 132 243.67m  
・幅10mmの石英脈を挟む。
- 133 245.31m、246.08m  
・幅20~30mm程度の淡緑灰色変質脈を挟む。  
・黄鉄鉱を伴う。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

- 129 239.72m  
・幅4mmの石英脈を挟む。
- 130 242.73m  
・傾斜30°、幅2~5mmの石英脈を挟む。
- 132 243.67m  
・幅10mmの石英脈を挟む。
- 133 245.31m、246.08m  
・幅20~30mm程度の淡緑灰色変質脈を挟む。  
・黄鉄鉱を伴う。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
129	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
130	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
131	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
132	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
133	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

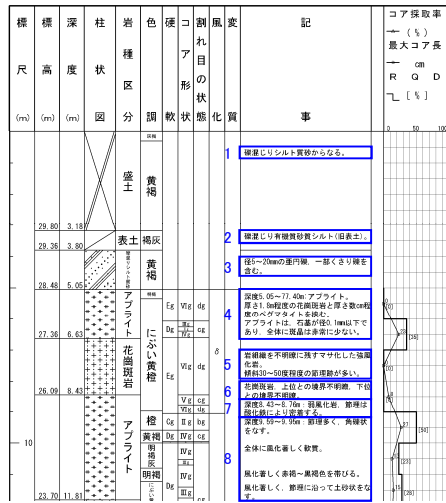


**H19-No.12**

余白

# H19-No.12

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
1	0.00~3.18m ・ 礫混じりシルト質砂からなる。
2	3.18~3.80m ・ 表土である。 ・ 礫混じり有機質砂質シルトからなる。
3	3.80~5.05m ・ 礫混じりシルト質砂である。 ・ 礫は径5~20mmの重円礫で、一部くさり礫を含む。
4	5.05~7.40m ・ アプライトが主体である。 ・ 厚さ1800mm程度の花崗斑岩と厚さ数十mm程度のペグマタイトを挟む。
5	7.40~8.43m ・ 花崗斑岩である。 ・ 上端境界、下端境界は不明瞭である。
6	8.43~9.05m ・ 強風化部である。 ・ 土砂状~岩片状を呈する。
7	9.05~28.03m ・ 強風化部である。
8	28.03~9.95m ・ 強風化部である。 ・ 割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
1	0.00~3.18m ・ 礫土である。 ・ 礫混じりシルト質砂からなる。
2	3.18~3.80m ・ 表土である。 ・ 礫混じり有機質砂質シルトからなる。
3	3.80~5.05m ・ 礫混じりシルト質砂である。 ・ 礫は径5~20mmの重円礫で、一部くさり礫を含む。
4	5.05~7.40m ・ アプライトが主体である。 ・ 厚さ1800mm程度の花崗斑岩と厚さ数十mm程度のペグマタイトを挟む。
6	7.40~8.43m ・ 花崗斑岩である。 ・ 上端境界、下端境界は不明瞭である。
5	8.43~9.05m ・ 強風化部である。 ・ 土砂状~岩片状を呈する。
A	9.05~28.03m ・ 強風化部である。
8	28.03~9.95m ・ 強風化部である。 ・ 割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
1	0.00~3.18m ・ 礫土である。 ・ 礫混じりシルト質砂からなる。
2	3.18~3.80m ・ 表土である。 ・ 礫混じり有機質砂質シルトからなる。
3	3.80~5.05m ・ 礫混じりシルト質砂である。 ・ 礫は径5~20mmの重円礫で、一部くさり礫を含む。
4	5.05~7.40m ・ アプライトが主体である。 ・ 幅1800mm程度の花崗斑岩と幅数十mm程度のペグマタイトを挟む。
6	7.40~8.43m ・ 花崗斑岩である。 ・ 上端境界、下端境界は不明瞭である。
5	8.43~9.05m ・ 強風化部である。 ・ 土砂状~岩片状を呈する。
A	9.05~28.03m ・ 強風化部である。
8	28.03~9.95m ・ 強風化部である。 ・ 割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
1	0.00~3.18m ・ 礫土である。 ・ 礫混じりシルト質砂からなる。
2	3.18~3.80m ・ 表土である。 ・ 礫混じり有機質砂質シルトからなる。
3	3.80~5.05m ・ 礫混じりシルト質砂である。 ・ 礫は径5~20mmの重円礫で、一部くさり礫を含む。
4	5.05~7.40m ・ アプライトが主体である。 ・ 幅1800mm程度の花崗斑岩と幅数十mm程度のペグマタイトを挟む。
6	7.40~8.43m ・ 花崗斑岩である。 ・ 上端境界、下端境界は不明瞭である。
5	8.43~9.05m ・ 強風化部である。 ・ 土砂状~岩片状を呈する。
A	9.05~28.03m ・ 強風化部である。
8	28.03~9.95m ・ 強風化部である。 ・ 割れ目が多く、岩片状を呈する。

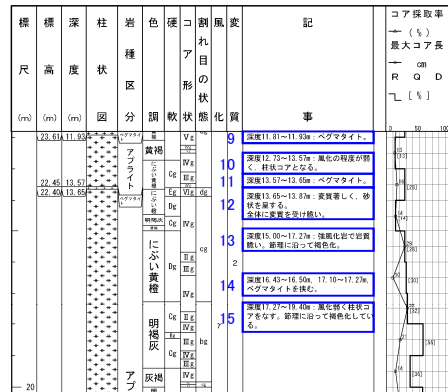
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
1	0.00~3.18m ・ 礫土である。 ・ 礫混じりシルト質砂からなる。
2	3.18~3.80m ・ 表土である。 ・ 礫混じり有機質砂質シルトからなる。
3	3.80~5.05m ・ 礫混じりシルト質砂である。 ・ 礫は径5~20mmの重円礫で、一部くさり礫を含む。
4	5.05~7.40m ・ アプライトが主体である。 ・ 幅1800mm程度の花崗斑岩と幅数十mm程度のペグマタイトを挟む。
6	7.40~8.43m ・ 花崗斑岩である。 ・ 上端境界、下端境界は不明瞭である。
5	8.43~9.05m ・ 強風化部である。 ・ 土砂状~岩片状を呈する。
A	9.05~28.03m ・ 強風化部である。
8	28.03~9.95m ・ 強風化部である。 ・ 割れ目が多く、岩片状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて盛土と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
2	・柱状図に合わせて表土と記載。 ・旧表土については、ボーリング間で必ずしも統一的な記載ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
3	・柱状図に合わせて礫混じりシルト質砂と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
4	・表現の見直し(cm→mm)。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
5,7	・“風化”欄に基づき、強風化部とその深度区間を一括記載。 ・“コア形状”欄に基づき土砂状~岩片状と記載。 ・風化を伴う岩盤の劣化については、岩級区分で示しているため詳細は削除。 ・節理跡、割れ目沿いの酸化鉄については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
6	・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間深度を記載。	変更なし	変更なし	・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし
A,16,18,22	・C <sub>1</sub> '級を主体とする区間を一括記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
8	・割れ目の発達程度については、“コア形状”の欄に基づき岩片状と記載。 ・風化の程度については、記事Aにまとめて記載。 ・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに土砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.12

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
9. 11.81~11.93m 13.57~13.65m ・ペグマタイトである。
10. 12.73~13.57m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。
12. 13.65~13.87m ・軟質で、土砂状を呈する。
14. 16.43~16.50m、17.10~17.27m ・ペグマタイトである。
15. 17.27~19.40m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
9. 11.81~11.93m 13.57~13.65m ・ペグマタイトである。
11. 12.73~13.57m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。
12. 13.65~13.87m ・軟質で、土砂状を呈する。
14. 16.43~16.50m、17.10~17.27m ・ペグマタイトである。
15. 17.27~19.40m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
9. 11.81~11.93m、13.57~13.65m ・ペグマタイトである。
10. 12.73~13.57m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。
12. 13.65~13.87m ・軟質で、土砂状を呈する。
14. 16.43~16.50m、17.10~17.27m ・ペグマタイトである。
15. 17.27~19.40m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
9. 11.81~11.93m、13.57~13.65m ・ペグマタイトである。
10. 12.73~13.57m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。
12. 13.65~13.87m ・軟質で、土砂状を呈する。
14. 16.43~16.50m、17.10~17.27m ・ペグマタイトである。
15. 17.27~19.40m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。

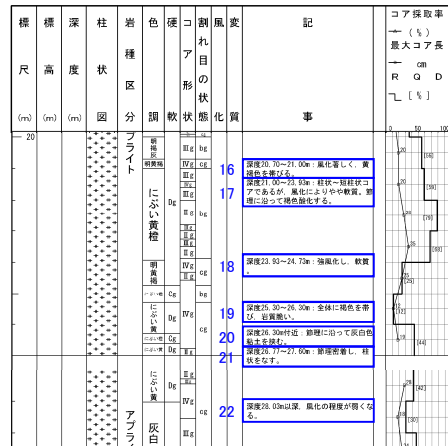
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
9. 11.81~11.93m、13.57~13.65m ・ペグマタイトである。
10. 12.73~13.57m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。
12. 13.65~13.87m ・軟質で、土砂状を呈する。
14. 16.43~16.50m、17.10~17.27m ・ペグマタイトである。
15. 17.27~19.40m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
9,11	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
10	・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
12	・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・“コア形状”欄に基づき、土砂状と記載。 ・“硬軟”欄に基づき、周囲に比べ軟化していることから軟質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
13	・風化の程度については、記事Aにまとめ書きしており、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
14	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
15	・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・割れ目沿いの色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.12

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
20 26.30m ・割れ目に沿って、灰白色粘土を挟む。
21 26.77~27.60m ・割れ目が密着しており、柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
20 26.30m ・割れ目に沿って、灰白色粘土を挟む。
21 26.77~27.60m ・割れ目が密着しており、柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
20 26.30m ・割れ目に沿って、灰白色粘土を挟む。
21 26.77~27.60m ・割れ目が密着しており、柱状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
20 26.30m ・割れ目に沿って、灰白色粘土を挟む。
21 26.77~27.60m ・割れ目が密着しており、柱状を呈する。

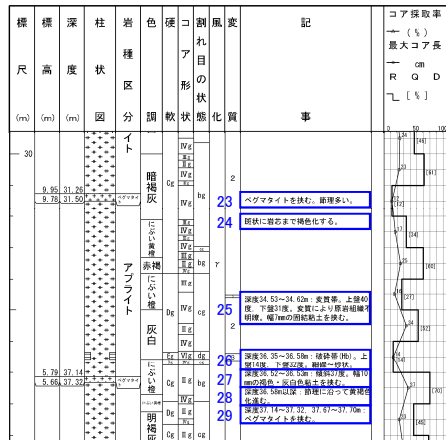
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
20 26.30m ・割れ目に沿って、灰白色粘土を挟む。
21 26.77~27.60m ・割れ目が密着しており、柱状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風化の程度については、記事Aでまとめ書きしているため削除。</li> <li>・色調については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—	—	—
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>・“風化によりやや軟質”との記載については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。</li> <li>・割れ目沿いの褐色酸化については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—	—	—
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風化の程度については、記事Aでまとめ書きしているため削除。</li> <li>・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	—	—	—	—
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色調については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・脆弱化を伴う岩盤の劣化については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	—	—	—	—
20	・表現の見直し(26.30m付近→26.30m)。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
21	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
22	・“風化の程度が弱くなる”との記載については、記事Aで強風化している深度区間を示しているため削除。	—	—	—	—

# H19-No.12

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	記事
23	31.26~31.50m ・ベグマタイトを挟む。 ・割れ目が多い。
25	34.53~34.62m ・変質している。 ・原岩組織は不明瞭である。幅7mmの固結した粘土を挟む。 ・上層境界の傾斜は40°、下層境界の傾斜は31°である。
26	●36.35~36.58m ・破砕部である。 ・灰白色の粘土状~細礫・砂質粘土状を呈する。
27	・灰白色粘土・累計厚10mm ・走向・N3°E53°である。 ・上層境界の傾斜は14°、下層境界の傾斜は32°である。
29	37.14~37.32 37.67~37.70m ・ベグマタイトである。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	記事
23	31.26~31.50m ・ベグマタイトを挟む。 ・割れ目が多い。
25	34.53~34.62m ・変質している。 ・原岩組織は不明瞭である。幅7mmの固結した粘土を挟む。 ・上層境界の傾斜は40°、下層境界の傾斜は31°である。
26	●36.35~36.58m ・破砕部である。 ・灰白色の粘土状~細礫・砂質粘土状を呈する。
27	・灰白色粘土・累計厚10mm ・走向・N3°E53°である。 ・上層境界の傾斜は14°、下層境界の傾斜は32°である。
29	37.14~37.32 37.67~37.70m ・ベグマタイトである。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	記事
23	31.26~31.50m ・ベグマタイトを挟む。 ・割れ目が多い。
25	34.53~34.62m ・変質している。 ・原岩組織は不明瞭である。 ・幅7mmの固結した粘土を挟む。
26	●36.35~36.58m(D-2破砕帯) ・破砕部である。
27	・灰白~暗灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN3°E53°である。
29	37.14~37.32m、37.67~37.70m ・ベグマタイトである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	記事
23	31.26~31.50m ・ベグマタイトを挟む。 ・割れ目が多い。
25	34.53~34.62m ・変質している。 ・原岩組織は不明瞭である。 ・幅7mmの固結した粘土を挟む。
26	●36.35~36.58m(D-2破砕帯) ・破砕部である。
27	・灰白~暗灰白色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟む。
29	37.14~37.32m、37.67~37.70m ・ベグマタイトである。

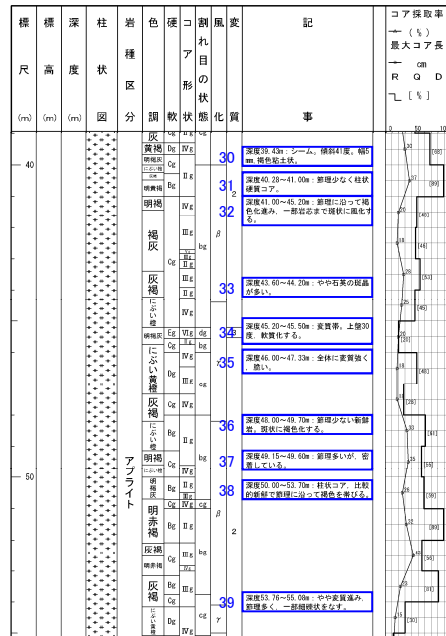
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	記事
23	31.26~31.50m ・ベグマタイトを挟む。 ・割れ目が多い。
25	34.53~34.62m ・変質している。 ・原岩組織は不明瞭である。 ・幅7mmの固結した粘土を挟む。
26	●36.35~36.58m(D-2破砕帯) ・破砕部である。
27	・灰白~暗灰白色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟む。
29	37.14~37.32m、37.67~37.70m ・ベグマタイトである。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
23	・柱状図に合わせてベグマタイトの深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
24	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
25	変更なし	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
26,27	・色調については、“色調”欄に基づき灰白と記載。 ・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、粘土状~細礫・砂質粘土状と記載(※細礫・砂質粘土については、Hb→礫質粘土に読み替えた上で、“礫質”を記事欄に基づき、“細礫・砂質”としたもの)。 ・褐色・灰白色粘土と書くべきところを誤って灰白色粘土と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・誤記修正(“走向・”→“走向・傾斜”)。 (誤記)見かけの傾斜を誤って削除。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。 ・ポアホールテレビの再解析結果による最新活動面の走向・傾斜の見直しを反映(不連続面が不明瞭であるため削除)。	変更なし
28	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
29	変更なし	変更なし	・誤記修正(37.14~37.32⇒37.14~37.32m)。	変更なし	変更なし

# H19-No.12

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
31 40.28~41.00m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
34 45.20~45.50m ・変質している。 ・明褐色を呈し、軟質化している。 ・上層境界の傾斜は30°である。
36 48.00~49.70m ・新鮮で割れ目が少なく、長柱状を呈する。
38 50.00~53.70m ・比較的新鮮で割れ目が少なく、柱状を呈する。
39 53.76~55.08m ・割れ目が多く、一部岩片状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
31 40.28~41.00m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
34 45.20~45.50m ・変質している。 ・明褐色を呈し、軟質化している。 ・上層境界の傾斜は30°である。
36 48.00~49.70m ・新鮮で割れ目が少なく、長柱状を呈する。
38 50.00~53.70m ・比較的新鮮で割れ目が少なく、柱状を呈する。
39 53.76~55.08m ・割れ目が多く、一部岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
31 40.28~41.00m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
34 45.20~45.50m ・変質している。 ・明褐色を呈し、軟質化している。
36 48.00~49.70m ・新鮮で割れ目が少なく、長柱状を呈する。
38 50.00~53.70m ・比較的新鮮で割れ目が少なく、柱状を呈する。
39 53.76~55.08m ・割れ目が多く、一部岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
31 40.28~41.00m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
34 45.20~45.50m ・変質している。 ・明褐色を呈し、軟質化している。
36 48.00~49.70m ・新鮮で割れ目が少なく、長柱状を呈する。
38 50.00~53.70m ・比較的新鮮で割れ目が少なく、柱状を呈する。
39 53.76~55.08m ・割れ目が多く、一部岩片状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
31 40.28~41.00m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
34 45.20~45.50m ・変質している。 ・明褐色を呈し、軟質化している。
36 48.00~49.70m ・新鮮で割れ目が少なく、長柱状を呈する。
38 50.00~53.70m ・比較的新鮮で割れ目が少なく、柱状を呈する。
39 53.76~55.08m ・割れ目が多く、一部岩片状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
30	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-78頁)。	—	—	—	—
31	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
32	・色調については、補足的なものであるため削除。 ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—	—	—
33	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—	—	—
34	(誤記)色調について、“色調”欄に基づき明褐色と書くべきところを誤って明褐色と追記。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
35	・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—	—	—
36	・“コア形状”欄に基づき長柱状と記載。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
37	・割れ目の密着状況については、補足的な記載であるため削除。	—	—	—	—
38	・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
39	・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

